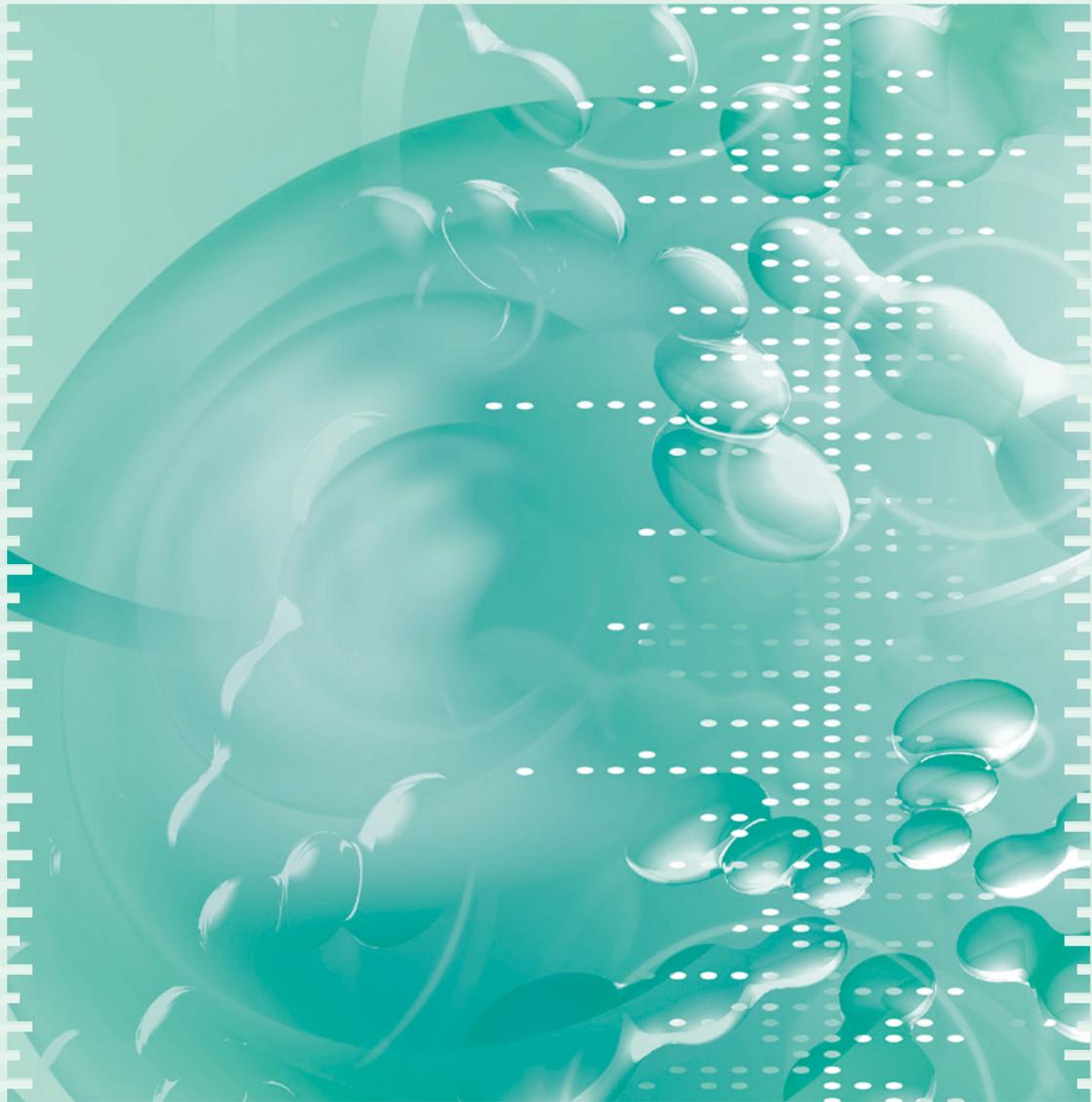


ISSN 2188-6393

常磐大学大学院

常磐大学大学院学術論究

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School



第3号 Vol. 3 Mar. 2016

 TOKIWA

目 次

原著論文

- ・ A Comparison of Three Countries: Victim Participation in the United States, Japan and Germany John P. J. Dussich and Thomas Hestermann 1

研究ノート

- ・ スウェーデンの古代から18世紀までの刑法の歴史
—E・アンネシュ著「スウェーデン刑法史」を中心に— 坂 田 仁 13

原著論文

- ・ 「今, ここ」を引き延ばすこと: 歩行訓練における環境構造化実践の相互行為分析
..... 面 澤 弘 行, 南 保 輔, 秋 谷 直 矩, 坂井田 瑠 衣 25
- ・ 小規模高齢化集落におけるインフォーマルサポートの展開 水 嶋 陽 子 45
- ・ 大学生を対象としたストレスマネジメント教育が感情状態に及ぼす効果について
..... 馬 場 久 美 子 59
- ・ 中国における高度職業能力の形成と教育 周 楊 75
- ・ 「職場におけるハラスメント」についての包括的な定義に関する一考察 稲 垣 友 徳 91
- ・ 市民・行政協働ミーティングにおける会話の分裂についての考察
—水戸市協働推進事業ミーティングのEM/CA研究— 澤 則 子, 面 澤 弘 行 103

研究レビュー

- ・ 子どもが中間領域において「一人である」体験の意味
—移行対象・移行現象を通しての考察— 網 代 悠 加, 渡 邊 孝 憲 119

付 録

- 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程 (後期) 学事記録 付 - 1
- 常磐大学大学院被害者学研究科博士課程 (後期) 学事記録 付 - 1
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 付 - 2
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 付 - 2
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 付 - 2
- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程修了者修士論文要旨 付 - 3
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程修了者修士論文要旨 付 - 13

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程修了者修士論文要旨	付-14
常磐大学大学院学術論究発行規程	付-16
常磐大学大学院学術論究学術雑誌執筆要項	付-19
常磐大学大学院学術論究学術雑誌執筆要項（英文）	付-27

A Comparison of Three Countries: Victim Participation in the United States, Japan and Germany*

John P. J. Dussich¹⁾ and Thomas Hestermann²⁾

2015年9月7日受理

Abstract : The United States of America, Japan and Germany are very different countries in many ways: in size of landmass, and population, culturally, linguistically, racially, in their legal traditions and in their response to victims. However, after World War II, all three countries became more similar: Japan was heavily influenced by the common law traditions of the US, especially in adversarial proceedings. Germany became a Western democracy and founding member of the European Economic Community, later incorporated and renamed as the European Community. Today, in the United States, in Japan and Germany victim participation, in its broadest sense, is an integral part of these systems. In 1985, these countries were influenced by the innovative recommendations of the United Nations Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power; however, each country responded differently. The US had a twenty year start with their victim reforms, Germany was in a reform process which took its beginning in 1976, but Japan had not significantly developed their victim movement as yet. Ultimately, all three countries adopted the basic principles of this UN instrument and successfully embarked on courses of actions aimed at providing respect and dignity for their victims, some reforms were similar and some were different.

Key words : victim participation, victim reforms, legal standing, victim assistance

Historical Summary of the US Victim Movement

This is not meant to be a comprehensive summary of the evolution of the US victim movement, it is presented here as a cursory précis of the highlights of this social movement on behalf of crime victims. The origins of what has been often referred to as the

“victims’ movement” in the US emerged from the “post war baby boomers” in the mid-1960s: those persons born after World War II and lasting about 30 years. This large volume of youth changed the face of American society and produced an unprecedented “youth culture” filled with experimentation, drug use, distinctive music and dance, hedonism, sexual liberation and crime which lasted for about 30 years – peaking in the early nineties. The 60s youths pushed

* This article is derived from my presentation incorporating a discussion about the USA and Japan at the Participatory Justice & Victims Conference 2012, Australian National University, Canberra September 17/18 and later modified as my Farewell Speech at the Tokiwa University upon retirement on February 7, 2014. The first two thirds of this article were then revised and published separately in Spanish as “La Participación de la víctima en los Estados Unidos y en Japón” (The Participation of the Victim in the United States and in Japan) *Victimología #16*, Córdoba, Argentina, Augusto, 2014. It was again revised as “A Comparison of Two Countries: Victim Participation in the United States and Japan” in Schäfer, Peter & Weitekamp, Elmar (eds.) *Establishing Victimology: Festschrift for Gerd Ferdinand Kirchhoff*, 2014 (John Dussich). The balance of this final article now incorporates a new discussion about victim participation in Germany (Thomas Hestermann).

- 1) John P. J. Dussich: California State University, Fresno, USA and formerly Tokiwa International Victimology Institute, Mito, Japan.
- 2) Thomas Hestermann: Hochschule Macromedia, University of Applied Sciences, Hamburg and Berlin, Germany.

the limits of non-conformity in many directions; one product was the “Crime Wave” of the 1960s and 1970s which produced many victims.

A big part of this unique population bubble reacted to their times with a social consciousness never before seen in the US. At the same time, the US was at war in Vietnam, and was also struggling with racial tensions and gender inequality which produced such crusades as the anti-war movement; the civil rights movement; the sexual revolution, the feminist movement; the gay rights movement, the self-help movement, the law and order movement and the concern for victims. Out of this ferment came an intense consciousness of crime and subsequently a compelling awareness of victims which generated the early programs on behalf of crime victims.

The state of California launched the first victim compensation program in 1965. This was followed by the Federal Government’s conducting its first crime victimization survey in 1966. With the publishing of his book *The Victim and His Criminal: A Study in Functional Responsibility* in 1968, Stephen Schafer brought the new ideas about victimology from Europe to the US. As this was the first English language text on victimology at a time where there were almost no books about victims, those who thirsted for information about victims were guided and motivated by Schafer’s early writings. These were the seeds that were sown and that germinated into the rich period of 1970s — the time of victim assistance.

Victims had just been identified, measured, studied, and written about. The 70s was a time of pioneering action on behalf of victims. Victims also started to achieve their own consciousness and wanted recompense, empowerment, justice, vengeance, respect, restoration, and recovery. They realized that the way to obtain these ends was to take control of their own destiny by finding their voice, by being recognized as a legitimate party in the criminal justice procedure, by being taken seriously, by asserting themselves for treatment, and by participating in the very process they had been forced to be a part of. This was a call to action and a major victory for victims; however, they wanted more than just empty promises

— victims also wanted real legal standing in the eyes of the courts. Consequently they banded together and formed local, state and national coalitions. The 1970s produced such participatory innovations as: victims’ rights laws; victim assistance programs; Victim Rights weeks in many states; the National Organization for Victim Assistance which was created in 1976 and served as a national annual forum for all those who came under the “victims’ movement” umbrella; the victim impact statement created in Fresno, California; many other non-government organizations that formed on behalf of special types of victims (especially for rape, battered women; parents of murdered children; and child abuse); the first scholarly journal was published by Emilio Viano in Washington, DC — titled *Victimology: an International Journal* (1976); and, Frank Carrington, called the “Father of the Victims’ Rights Movement in America,” developed the concept that led to the eventual establishment of the National Crime Victim Bar Association which promoted the rights of crime victims in the civil and criminal justice systems (2014). During this period three major tap-roots emerged in support of the growing movement: victim rights laws, victim services programs, and victimological research. All three clamored for legitimacy; and, each branching out and discovering new ways to serve their common causes.

In the 1980s, in spite of severe government cuts in victim program funding, the victim movement expanded, matured and found new directions. Mothers Against Drunk Driving was founded; Wisconsin was the first state to pass a Crime Victim Bill of Rights; the first victim impact panel was launched in Oswego County, New York; President Ronald Regan proclaimed National Crime Victim Rights Week in April 1981; this same president in 1982 appointed the now famous Task Force on Victims of Crime and their final report contained 68 recommendations which formed the foundation of numerous initiatives across the entire nation; the first victim advocate certificate was launched at the California State University, Fresno in 1983; in 1984 the National Office for Victims of Crime was created; the Victims of Crime Act was passed in 1984 to create the Crime Victim Fund

made up of federal criminal fines, penalties and bond forfeitures to support state victim compensation, local victim service programs and a national resource center in Washington DC called the Office for Victims of Crime OVC (Boland and Butler, 2009).

From the 1990s, in part, thanks to the UN Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power, mentioned earlier, basic victims' rights were crystalized and generally adopted within the US victim movement. The follow-up UN documents known as the *Handbook on Justice for Victims* for practitioners and the companion *Guide for Policy Makers*, developed largely in the US Office for Crime Victims and published in 1999, served to facilitate and accelerate the Declaration in these formative days of the US victims' movement (Young, 2005).

The movement matured with more extensive victim research, more comprehensive victims' rights laws including the model federal *Crime Victims' Rights Act* of 2002, programs for new types of victims, standardized national victim assistance training and advanced college degrees in victimology, all enhancing the ability of victims to participate throughout the criminal justice process.

The victim's legal standing in the US

The logical legal back-drop for a discussion on victim participation in the US is with three existing models of criminal procedure. The first was the "crime control model" which valued efficiency in the arresting and convicting of offenders (Packer, 1968). The second was the "due process model" which requires fairness and equity, and emerged from the US Constitution's Fifth, Sixth and Fourteen Amendments. The third model was the "victim participation model," which acknowledged recent legal reforms in the foundation for treating the victim with fairness, respect and dignity at state and federal levels (Belooft, 1999).

In 2002, the US Congress passed the *Crime Victims' Rights Act* (CVRA) giving participatory rights for victims in federal courts that are enforceable. At the federal level victims can now be represented by

an attorney to assert their participatory rights in the criminal proceedings. With victims participating in the federal criminal justice system, there are now significant differences in the practice of federal law from the recent past (Boland and Butler, 2009). Thirty three states now have victims' rights in their constitutions giving victims potentially enforceable standing in their jurisdictions if acted upon by sitting judges.

The federal system will likely lead the way for the states, especially those few which still do not have victims' rights in their constitutions. Since victims' rights are now enforceable in the federal system, it is expected these rights will be taken seriously and will not be just illusory. Moreover, those who practice the law and those who work with victims must learn about these new changes, inform their victims accordingly, create intolerance for non-compliance of their rights by agents of the criminal justice system and actively support legal redress of these rights' violations. Only by having real enforceable rights can victims experience the respect and dignity they deserve. In the US, this is still "a work in progress."

Victim Assistance in the US

In the USA victim assistance emerged from the early 1970s. In 1972 three programs were established: one in St. Louis, Missouri — for all types of crime victims; and, two for rape victims in Berkley, California and in Washington DC. In January 1974 the first police based victim advocate program was established in Ft. Lauderdale, Florida and became a model emulated across the nation.

Also, in 1974 the federal government funded the first prosecutor based victim/witness pilot projects to test the notion that if victims would be treated with respect this would enhance their cooperation in the prosecution and ultimately the conviction rates of offenders would increase. The reality of the negative impact of non-cooperating victims was researched and documented in a book titled, *Witness Cooperation* by Frank Cannavale in 1976. This was the dramatic beginning of the pervasive use of victim/witness assistance across the entire nation as a major facilitator

of prosecution success.

At the end of the 1970s, due to shifting national priorities, federal funding for victim assistance projects were reduced and many feared the victim assistance successes would come to an abrupt end. However, many programs were adopted by local governments which realized the valuable benefits that were being recognized by victims and their families. The state of California took the most dramatic initiative by establishing funding for victim assistance programs in 1980.

By 1989 there were just over 8,000 victim service programs in existence throughout the nation. Another important contribution to the victim assistance field was the knowledge gained from studies about the impact of psychological trauma. This information was used by NOVA to develop a community crisis intervention model for the aftermath of major large-scale tragedies. This became the foundation for NOVA's National Crisis Response Project which trained thousands of volunteer interveners across the nation (Young, 2005) and responded to such tragedies as the Oklahoma Federal Building bombing, the 9/11 terrorist attacks in New York and Washington D.C., and the hurricanes Katrina and Rita mostly impacting Louisiana.

In the 1990s victim assistance expanded to new types of victims with greater maturity. A large part of the refinements of providing victim services came from: research focused on practical issues; international victims' rights activists; and, the beginnings of "measures to have those rights enforced" (Young, 2005: 77).

The future for victim participation in the US

Today the terms "victim services and rights" have become common place. The breadth and depth of services is unprecedented and victims' rights are encoded in the laws of all states and at the federal level; however, what is still lacking is adequate legal standing of victims to insure the enforcement of all victims' rights to participate fully in the criminal process. This is the main battle-ground of the next

decade. The services and rights expected by victims and victim activists, and which are written in the new laws, must not be "only illusory," they must be fully supported by legal precedence and solid legal standing. The two major challenges of the near future are: to keep the hard-earned rights advanced for victims in spite of the lowered crime rates; and, to prepare for the elder abuse *tsunami* that is coming as a result of the post-war baby boomers beginning their elder years. These numbers are starting to climb and the meager attention and care given to elders in the past will not support the numbers of these victims that will soon be forced upon an unprepared system. One case-in-point is the need for elder abuse emergency shelters. A place where seriously abused elders who are in crisis can be temporarily housed in a safe, secret, caring location so that their needs can be sorted out and the possibility of restorative justice mediation can be considered.

Historical Summary of the Japanese Victim Movement

In the 1970s and 1980s Japan mostly was dormant in comparison to the United States, often lamenting their twenty to thirty year lag especially dealing with victims' rights and victim assistance. One of its leading victimologists then stated: "Japan had tended to lag two or three decades behind Western countries in terms of victim support" (Morosawa, 2009: 11). In spite of being basically an adversarial system, Japan has made significant strides on behalf of victims' rights in recent years.

The Victims' Legal Standing in Japan

The establishment in 1980 of the Crime Victims' Benefit Payment Act was a turning point in criminal jurisprudence and was launched in 1981. This initiative gave way to other forms of victim participation in the 1990s with the creation of early victim assistance programs and the first national victim survey. Recovered victims became activists and opened the doors for others to be heard, not just in the halls of justice but in the media and in the legislature as well.

Another key turning point in Japan was a special symposium organized by the activist and survivor of his wife's murder, Isao Okamura himself a well-known criminal lawyer. His intent with this symposium, titled "Crime Victims Make an Appeal," was to create a system that would allow victims and their families "to participate in trials, to take parallel civil action against a defendant in a criminal case, and to have court-appointed representation" (Okamura, 2012: 22).

The result of this symposium was the creation of a national organization in 1998 called the National Association of Crime Victims and Surviving Families (NAVS). In 2000 two additional acts were passed which resulted in changes to the courts to give victims a stronger presence without the intimidation of the offender by allowing screens in court to separate all witnesses from the accused. With the use of video links, it also provided them a chance to speak out in more detail about the impact of their victimization. These measures also helped to empower them to express their emotions and their views. These opinions are now allowed prior to the prosecutor's closing arguments. These changes were focused on helping the accused to understand the victims' thoughts and feelings and facilitated the opportunity for criminals to reflect on what they did, a process that heretofore was virtually absent. Yet another turning point was in December 2002, after a small study group of activists visited two countries with inquisitorial systems: Germany and France where victims participation rights were almost equal to those of the accused, the Fourth NAVS symposium was held with the title: "Toward Victim Participation in Criminal Proceedings." This symposium resulted in three important resolutions:

1. "Victims are not exhibits but parties to criminal proceedings, and the criminal justice system should exist not only for the public but also for the victims of crime (Criminal Justice for Victims),
2. Victims have an inherent right to participate in criminal proceedings and a system should be created for that purpose (Trial Participation),
3. A system should be established to allow recovery of damages under civil law as part of the criminal process (Parallel Civil Action)" (Okamura, 2012:

26).

The following two years were filled with numerous conferences, a national signature-gathering campaign which collected 557,215 signatures, and made direct appeals to politicians and the Prime Minister. Finally, on November 18, 2004 the Lower House passed the *Basic Act on Crime Victims* and on December 1, it passed in the Upper House and thus officially became law. This law has been touted by its creators as the "world's finest piece of legislation for victims" (Okamura, 2012: 29). It was enacted that same month (Ikeda, 2012). The Basic Act attempted to promote measures for these victims systematically and comprehensively within the administration of criminal justice.

Two specific themes dominated this basic act: the first was the participation of the victim in the criminal justice system and the second was aimed at protecting the victims during their involvement with the system. Article 18 (Development of the System to Expand Opportunities to Participate in Criminal Procedures, etc.) required that local and national governments take definite measures to help crime victims become easily involved in criminal proceedings. It implied that victims should play a clear role rather than being a passive observer. This intent encouraged victims to take such actions as stating their opinions in the discussions about their case. This was a significant departure from just being a party in the adversarial process. The Act wanted victim suffering to be recognized and to be voiced by those who were victimized. Another part of the victim's participation was to receive information so that victims could react to that information. The protective wording of this act was aimed at the problem of secondary victimization at the hands of those who staffed the criminal justice system in their quest for a successful prosecution. A logical extension of protecting victims was giving them the opportunity to express their feelings beyond just reporting the crime and explaining the impact of offender's behavior, but also revealing the injuries at the hands of the criminal process (Senzu, 2012).

In December of 2005, the *1st Basic Plan for Crime Victims* was passed to spell out the implementation

measures of the Basic Act. This first Basic Plan was to be applicable from 2006 to 2010 (Ikeda, 2012). In spite of its passage and political support, this dramatic new legislation and its implementing measures, came under much criticism. At the same time, its supporters were pushing for broader reforms that would revolutionize the criminal procedures and make victim participation and parallel civil actions permanent components of the law. The concerns of the opposition were grounded on eight points:

1. “victim participation is possible under the inquisitorial system but not under the adversarial system;
2. the victim’s interests are adequately protected by the prosecutor;
3. victim participation would violate the defendants right’s right of defense;
4. it would cause disturbances in court;
5. the court would become a place for revenge;
6. the defendant would be too daunted to speak;
7. the victim would be hurt by the defendant’s words and behavior; and,
8. victim participation would have a negative influence on lay judges” (Okamura, 2012: 30).

Over the next three years these concerns were gradually quashed with numerous discussions, debates and conferences. Finally, on June 20, 2007, a more comprehensive reform of the original Criminal Procedure Act was passed by the House of Councilors to enhance the participation of victims in the system.

On December 26, 2007 another act was enacted, called the *Victims Participation System*, amending the criminal procedures and further extending the victims’ participation in the criminal justice system. This came into force a year later on December 21 2008, specifically giving victims of homicide, rape, kidnapping and other serious crimes, the right to sit next to the prosecutor and attend the entire trial as key participants and allowing them to state their opinions, ask questions concerning the prosecutor’s actions after the evidence was presented, and to state their opinions concerning the facts (Morosawa, 2012). “In the year of 2009, 560 victims participated in the criminal courts, 344 victims questioned the defendants, and 288 victims

demanding the length of imprisonment” (Morosawa, 2012: 22). During the period from May 2009 to March 2011, 1,375 victims or their bereaved families attended the trials as participants. If victims did not have enough money to pay for lawyers to represent them, the Japanese Legal Support Center appointed lawyers who attend the courts as advocates for them (Senzu, 2012).

In March of 2011 The *Second Plan for Crime Victims* was passed to be applicable from 2011 to 2015. This most recent victim rights’ reform, with 241 separate policy measures, further refined the law by applying four principles: 1. to be treated with respect; 2. to take into consideration individual circumstances; 3. to have seamless support; and, 4. to consolidate the cooperation from citizens. These principles targeted five victim areas: economic support; mental/physical well-being; participation in criminal proceedings; the building of support systems; and, enhancing public relations (Ikeda, 2012).

Victim Assistance in Japan

Compensation was a long struggle; it was one of the first significant initiatives that led to greater victim participation and victim assistance programs mostly due to one victim survivor, Asaichi Ichinose, whose only son was murdered. In his son’s honor, his father launched a movement in 1966 so that victims could receive victim compensation from the government. Although the father died just three months prior to realizing his goal, the Japanese government earmarked funds to evaluate the feasibility of creating a compensation system (Konosu, 2009). Fourteen years later, in 1980, the Diet passed a law to create the *Crime Victim Benefit Payment Act* (Okamura, 2012).

The bulk of victim assistance programs began in the mid-1990s. In 1994 the Mito Victim Support Center was created and its leaders published a book in 1999, *For Recovery from Trauma* and thus started a national awareness for the need to provide services for all crime victims (Morosawa, 2012).

Subsequently, two types of victim assistance programs emerged, one type from the initiative of local NGOs and the other type as mandated by government

in all the prefecture police departments. Today, in Japan all major cities and all prefectures have victim assistance programs to respond directly to crime victims after their victimization is reported to the police and rendering a wide range of victim services.

The Future for victim participation in Japan

As the Japanese criminal justice system adjusts to these new and dramatic changes which will greatly increase the participation and legal standing of victims and their families, victims' rights will be further realized. However, as a result of greater victim participation, the need for more victim advocates and victim lawyers will become apparent. This trend towards the need for more lawyers with training in victims' rights, victim related procedures, victimology and victim assistance will open a new career fields for social workers, psychologists and lawyers. Also, the *2nd Basic Plan* for further implementation reforms is now in review and may again be further improved.

Historical Overview of the German Victim Movement

Until the 1970s, crime victims in Germany were in the shade. While victims expected satisfaction for a crime, or at least the opportunity to publicly proclaim their suffering in court and in the presence of the offender, they were often disappointed – and instead confronted with critical questions about their credibility. In German courtrooms they experienced being forced to testify truthfully and completely while the defendants could refuse to answer or lie. Victims could not understand that the childhood of the accused - as it seemed, alone on their exoneration - was an extensively discussed topic, whereas their own personal story was rarely heard.

In the journalistic coverage, the offenders were always the focus. Many crime stories dealt with spectacular details of the offenses and rarely with the consequences for the victim. The psychologist Carlo Mittendorff, formerly head of the Utrecht Instituut

voor Psychotrauma (Holland), explains this imbalance: "Victims are considered losers. Victims have nothing heroic. Victims threaten us. They stir the disquieting thoughts, the things that happened to them could also happen to us" (Hestermann 1997: 57). Victims damage the mirage of safety. This leads to accusing them for being responsible for the offense themselves or to ignoring them completely.

It was a spectacular hostage-taking with the hitherto highest ransom paid in German history. The victim was Richard Oetker, a young student and one of the heirs to the dynasty of industrialists of the Dr. Oetker Group. But the victim drew little public interest at that time, in 1976. The circumstances, how the hijackers had taken the ransom by escaping arrest, made headlines in the *Bild*¹, the most popular German newspaper: with 21 million in a briefcase they escaped the Munich police so casually through a back door. It wrote of the "Superding" (terrific thing): "How the kidnapers must be chuckling." Even the serious newspaper *Frankfurter Allgemeine* (1976) made the compliment: "The receipt of ransom reflected good staff work."²

For the victim, the current head of the Dr. Oetker Group, the deed was however no crooks' cheerful piece, but a martyrdom. Richard Oetker spent days in fear of death, imprisoned in a closed wooden box. After violent surges he survived but was seriously injured. A public recognition for the fate of the offender annoys the victim. "You cannot smile about someone who commits such an act," Richard Oetker says today. "Because just too many people have suffered under this act it is inappropriate to play down the offender and the offense" (Hestermann, 2012).

Respect for the offender, disinterest in the victims - today such a view would be unpopular. Since the 1970s, the public's and media's interest in Germany have shifted from the perpetrators and suspects to the victims. Their suffering, their emotions, their trauma and their strength are now at the center. How is this change to be explained? Until then, the public debate was polarized. The suffering of the victims was only a vehicle to denounce insecurity and demand tougher action against criminal violence. In this respect, crime victims were symbolic figures of a conservative

criminal policy.

In the 1970s, most of all the women's movement made sexual violence against women and girls a public topic. This movement urged to break the silence and to fight the violence, especially in the family. It also denounced an insensitive approach to the victims at police stations and in courtrooms. So, the situation of victims of crime was for the first time a topic of more liberal instead of conservative groups and finally became a concern of the whole society. Along with this change, the mental block broke up, in which up to that time stronger sympathy with victims of crime and their strengthening in the investigations and court proceedings was automatically linked with an attack on the rights of suspects and defendants.

This transformation was not without objection. "What we are currently experiencing, is a redistribution of power. Public authorities as a legitimate response to individually undue exercise of power is redistributed between state and society," complains Albrecht. "Moreover, private forms of power - precisely also those of the injured party against the perpetrator - experienced a privilege compared to the previously formalized government response patterns" (Albrecht, 2000:44).

Indeed, victims and their families gain face and voice in public. And as far as these emotions influence public debate, they often serve as evidence of omissions of the state and as an argument for popular and tightening laws. But therein lies not automatic, neither in its consequences for society as a whole or for the criminal trial. "One should not automatically equate the use of a victim's perspective for sentencing with the political abuse of emotions or stricter penalties" (Hörnle, 2000: 175).

The court reporter of the German news magazine *Der Spiegel*, Gisela Friedrichsen, warns of new extremes. With the increased emphasis of victims' rights the case-law should not be at the mercy of emotions. If those who were personally affected spoke the verdict, the scale would be too often revenge, a desire for vengeance or even the destruction of the malefactor (Friedrichsen, 2000: 43).

In fact, the strengthening of victims' rights in

society and the judicial system has never seriously questioned the state's monopoly. It runs up neither on vigilante justice nor to a justice of vengeance also, but to a judiciary with more humane countenance that tries to evaluate and to detect the circumstances and consequences of a criminal act.

So, Germany followed - a few years later after this happened in the US - an internationally accepted new political imperative: "The new political imperative is that victims must be protected, their voices must be heard, their memory honored, their anger expressed, their fears addressed" (Garland, 2002: 11). However, it must not be overlooked that the social empathy does not apply to all crime victims - the sympathy goes to an idealized victim, who is female, young and free of any suspicion of complicity. This is the stereotype of journalistic reporting which is widespread and documented by media analyses (Hestermann, 2010, 2012, 2015).

Victim Assistance in Germany

The most important victim protection organization in Germany, *Weisser Ring* (white ring), was founded in 1976 to support crime victims and crime prevention. The organization now has about 50,000 members and 3,000 volunteer advisors in 420 locations and is funded by membership fees, donations and fines. The organization provides victims with personal care, accompanies them to appointments with police, prosecutors and courts, administration of justice, as well as provides financial support because of the emergencies from their victimizations.

In addition, there are regional aids such as the foundation for victims' assistance *Stiftung Opferhilfe Niedersachsen*, which is limited to the German state of Lower Saxony and has offices in eleven places. It provides advice to crime victims and their families as well as occupational qualification measures to support concerned professionals working with victims.

In the psychotherapeutic treatment of victims the approach has prevailed to focus on the offense and its direct consequences. Therapies that go back further and review the entire life story are widely rejected,

as the trauma therapist Carlo Mittendorff reported. "When a therapist asks too early or too intense about prehistory and childhood, this conveys to the victim a doubt that the traumatic event is seen as the root of the problem" (Hestermann, 1997: 61).

In Germany, increasingly therapists have specialized in short-term treatment of victims of crime who suffer from post-traumatic stress disorder. The State of North Rhine-Westphalia is seen as exemplary in the construction of more than 20 trauma outpatient departments. They are based essentially on the concept that the chance of a cure for those affected is greatest when they speak as soon as possible about the offense and what it means to their life. Victims of violent acts are entitled to therapeutic treatment.

The Victim's Legal Standing in Germany

Many victims of crime were disappointed in their expectations towards the German criminal justice. For example, a sixty year-old woman had to wait for hours in front of the courtroom after the murder of her son, until she was asked to testify. She had been afraid to confront the murderer of her son. She had hoped to be heard. She had wanted to tell the judge that her son was "a good and helpful boy." Her son had lived with the family and contribute to their subsistence.

But then they should answer only one question - when she had seen her son for the last time. Her statement was only a tiny mosaic piece in the reconstruction of the facts. Her grief was only a rather troublesome detail. The judge Günter Bertram described the dilemma in the courtroom: "All those aspects that do not matter for the elucidation of the guilt of the offender, are sometimes excluded rather brusquely. This is due to the pragmatically narrowed perspective of the judge" (Hestermann, 1997: 130).

Crime victims and their families often experience being marginalized and ignored again and again. They suffer secondary victimization. They expect the rapid aid of a strong and equitable process that holds the perpetrators and helps them to achieve their rights. They want to be taken seriously as a person concerned, heard and respected, and asked for current needs and

given concrete assistance" (Main & Weber, 1999: 36).

With a social change the legal situation of crime victims and their families became increasingly strengthened in Germany. The so-called renaissance of victim services is part of numerous legislative changes. The *Opferentschädigungsgesetz* (Victims Compensation Act) was in force since 1976. The most important regulation is the claim clause in Paragraph 1 – the right of financial support therefore has, whoever is harmed by an intentional and unlawful assault on the health. Thus, the state acknowledged its responsibility for the victims of crime as a social responsibility and as a requirement of justice. However, only around one in ten claimants also apply, and almost every second application is rejected. Thus, the flow of often meager benefits is only given to around five percent of those affected.

More important than financial support for victims and their families is their strengthened role in court. The highest German courts as the *Bundesgerichtshof* (Federal Court of Justice) pleaded now for the "observance of the victims' concerns" as "part of the constitutional duties of the criminal proceedings" and obliged the lower courts "to protect victims from the laws' adverse defense of the accused" (Barton & Kölbel, 2012: 13).

In 1986 the German Bundestag passed the *Opferschutzgesetz*, the first victim protection law. Victims and their families received new information rights. They could look into the investigation files and take advantage of the assistance of a lawyer. Above all, they were able to influence the legal treatment of serious crimes as co-plaintiffs.

With the 1. *Opferrechtsreformgesetz* (First Victims' Rights Reform Act) of 2004, once again the information rights of victims and their relatives were provided and the options to appear as co-plaintiffs were strengthened. A further reform act was passed in 2009, with the substantiation: "The constitutional order obliges the state bodies not only to the investigation of crimes and the determination of guilt or innocence of the accused in a fair and due process of law, but also, to protect the victims of crime and to ensure their interests." This applies particularly for children and young people as victims of crime and for those

who have been particularly badly injured by a sexual offense or a serious violent crime. The law again supplemented the options for victims and their relatives to get a lawyer and assist them during the trial.

The Future for victim participation in Germany

As part of a European legislative harmonization the standards of the European Union are increasingly shaping national law of the member nations. The EU Justice Commissioner Vera Jourová explained that new EU rules would guarantee a minimum level of victims' rights throughout the Union from November 2015. "The right to clear and understandable information and procedures, the opportunity to actively participate in criminal proceedings and the provision of support services for victims: member states should rapidly implement these rules into national law, so that people can rely on it in practice." These standards are laid down in the Victims' Rights Directive and are binding on all member states of the European Union (Europäische Kommission, 2015).

Additional rights and obligations under the new rules are that victims have the right to understand and be understood. Communication must be accessible and in a language understood by the victim, including non-EU languages where appropriate. For children, communication must be adapted accordingly. Member States must guarantee access to a basic level of support services and facilitate police referrals to victim support organizations. Victims must be informed if the offender will not be prosecuted and have the right to have such a decision reviewed. Also, family members have more rights – the definition of victim is widely defined and now includes family members of deceased victims as direct victims. Family members of surviving victims also have the right to support and protection (European Parliament and European Council, 2012).

Comparative Comments

The three models of criminal procedure (crime control, due process and victim participation) need

not compete nor be in conflict with each other, these models each have a valid role and must be made to be cooperative and in sync with each other. The same is true for Germany, Japan and the United States which have successfully challenged the previous boundaries of weak victims' rights thereby significantly increasing the participation of victims in the administration of justice in their respective countries. Unlimited participation is not our message here. Rather, finding the right level of participation through empirical research and ensuring these essential rights are enforced in the courts is part of our message.

Unfortunately, while victim participation is suggested throughout the *UN Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power*, from the World Society of Victimology's draft proposed *UN Convention on Justice and Support for Victims of Crime and Abuse of Power*, and from the more recent *Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law*, ironically the word "participation" is virtually absent and measures to enforce these rights are mostly missing.

Obviously there is a need to include these important principles of participatory justice especially in the current working draft document of the WSV's *Convention on Justice and Support for Victims of Crime and Abuse of Power*. As the US, Japan and Germany have implemented most of the principles promoting services from these United Nations instruments, they have also reflected on the omission of text concerning the enforceability of these victims' rights and the legal standing of crime victims to insure legal support.

At the international level, the most significant recent applications of victims' participation were realized with the promulgation of the Rome Statute of the International Court adopted July 17, 1998 (Rome Statute, 1998). With the creation of the International Criminal Court, victims' participatory rights were granted beyond just allowing them to testify as witnesses. It included victims having the

right to information about their cases, to be protected, to receiving recompense for their suffering, to being included in important parts of the criminal process and to receive legal representation. These newly established international rights went further than any previous *ad hoc* international criminal tribunal had done (Cohen, 2009; Wemmers, 2009).

It is obvious that further leadership from the World Society of Victimology and the United Nations is still needed to clearly and emphatically include victim's participatory rights in these international instruments following the example of Articles 68 and 75 of the Rome Statute. These reforms not only made a significant change at the international criminal procedures level, but also established a model for all the nations to emulate within their own criminal procedures, not just in theory but also in practice.

Endnotes

- 1 Bild München, 24. Jg. (295), 18.12.1976, S. 4.
- 2 Frankfurter Allgemeine Zeitung, 32. Jg. (46), 23.2.1980, S. 9.

References

- Albrecht, P.-A. (2000) Die Funktionalisierung des Opfers im Kriminaljustizsystem, in: Schuenemann, B. & Dubber, M. D. (Eds.): *Die Stellung des Opfers im Strafrechtssystem. Neue Entwicklungen in Deutschland und in den USA*, Cologne, Berlin, Bonn, Munich: Carl Heymanns, pp. 39-50.
- Barton, S. & Koelbel, R. (Eds.) (2012) *Ambivalenzen der Opferzuwendung des Strafrechts: Zwischenbilanz nach einem Vierteljahrhundert opferorientierter Strafrechtspolitik in Deutschland*. Baden-Baden: Nomos.
- Belooof, D. E. (1999) The Third Model of Criminal Process: The Victim Participation Model. *Utah Law Review*, 289.
- Boland, M. L. and R. Butler (2009) Crime Victims' Rights: From Illusion to Reality. *Criminal Justice* Vol. 23, No. 1, Spring.
- Brzoska, I. (2013) Traumaambulanzen: Leben mit den Bildern im Kopf. *Spiegel online*, online: <http://www.spiegel.de/gesundheit/psychologie/trauma-nach-gewalt-der-koerper-heilt-oft-schneller-als-die-seele-a-867498.html>
- Cannavale, F. J. (1976) *Witness Cooperation*. Institute for Law and Social Research, Lexington, MA: Lexington Books, D.C. Heath and Company.
- Cohen, M. (2009) Victims' Participation Rights Within the International Criminal Court: A Critical Overview. *37th Denver Journal of International Law and Policy*, University of Denver, September, pp. 351-377.
- Europäische Kommission, Vertretung in Deutschland (2015) Europäischer Tag für Verbrechenopfer: Neue EU-Regeln sollen zügig umgesetzt werden. Online: http://ec.europa.eu/deutschland/press/pr_releases/13107_de.htm
- European Parliament and European Council (2012): Directive 2012/29/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 establishing minimum standards on the rights, support and protection of victims of crime, and replacing Council Framework Decision 2001/220/JHA. Online: <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012L0029&from=EN>
- Garland, D. (2002) *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*. Oxford: Oxford University Press.
- Haupt, H. & Weber, U. (1999). *Handbuch Opferschutz und Opferhilfe*. Baden-Baden: Nomos.
- Hestermann, T. (1997) *Verbrechensopfer. Leben nach der Tat*. Reinbek: Rowohlt.
- Hestermann, T. (2010) *Fernsehgewalt und die Einschaltquote. Welches Publikumsbild Fernsehschaffende leitet, wenn sie über Gewaltkriminalität berichten*. Baden-Baden: Nomos.
- Hestermann, T. (2012) (Ed.) *Von Lichtgestalten und Dunkelmännern. Wie die Medien über Gewalt berichten*. Wiesbaden: Springer VS.
- Hestermann, T. (2015) "Violence against children sells very well". Reporting crime in the media and attitudes to punishment, in: Kury, H., Redo, S. & Shea, E. (Eds.): *Women and Children as Victims and Offenders: Background – Prevention – Reintegration. Suggestions for Succeeding Generations*. Wiesbaden: Springer VS.
- Hoerle, T. (2000) Die Opferperspektive bei der Strafzumessung, in: Schuenemann, B. & Dubber, M. D. (Eds.) *Die Stellung des Opfers im Strafrechtssystem. Neue Entwicklungen in Deutschland und in den USA*,

- Cologne, Berlin, Bonn, Munich: Carl Heymanns, pp. 175-199.
- Ikeda, S. (2012) Japan's Laws and Basic Plans for Crime Victims, presented at the 12th Asian Post Graduate Course on Victimology and Victim Assistance, August, Mito Japan.
- Konosu, T. (2009) *Factors why Ichinose-led Group didn't succeed to maintain its activities - compared with two US organizations of the same age*. Unpublished Master Thesis, Tokiwa University, Mito, Japan.
- Morosawa, H. (2009) Opening Address; The 13th International Symposium on Victimology August 23, 2009 in H. Morosawa, J. P. J. Dussich and G. K. Kirchhoff (eds.) *Victimology and Human Security: New Horizons*, Nijmegen: Wolf Legal Publishers.
- Morosawa, H. (2012) Justice for Victims Brought by Victim Movements in Japan, Presentation at the 12th Asian Post Graduate Course on Victimology and Victim Assistance, August, Mito Japan.
- National Crime Victim Bar Association (2013). Retrieved on December 9, 2014 from: <https://www.victimsofcrime.org/our-programs/national-crime-victim-bar-association/about-us/the-legacy-of-frank-carrington>.
- Okamura, I. (2012) The Movement for Crime Victims' Rights and a Restoration System in Japan: Its History and Achievements, in Hidemichi Morosawa, John J. P. Dussich, and Gerd Ferdinand Kirchhoff (eds), *Victimology and Human Security: New Horizons*. Selection of papers presented at the 13th International Symposium on Victimology held in Mito, Japan 2009.
- Packer, H. (1968) *The Limits of the Criminal Sanction*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Rome Statute (1998) Rome Statute of the International Criminal Court, adopted July 17, 1998, 2187 Senzu, M. (2012) Victims U. N. T. S 90, 3711, M. 1002 (entered into force July 1, 2002).
- Schaedler, W. (2012) Opferschutz in der deutschen straf- und strafprozessrechtlichen Gesetzgebung und dessen Umsetzung in die Judikatur, in: Barton, Stephan & Kölbel, Ralf (eds.) *Ambivalenzen der Opferzuwendung des Strafrechts: Zwischenbilanz nach einem Vierteljahrhundert opferorientierter Strafrechtspolitik in Deutschland*. Baden-Baden: Nomos, S. 51-65.
- Schafer, S. (1968) *The Victim and His Criminal: A Study in Functional Responsibility*, New York: Random House.
- Senzu, M. (2012) Victims U. N. T. S 90, 3711, M. 1002 (entered into force July 1, 2002). in the Criminal Justice Systems in Japan, presentation at the 12th Asian Post Graduate Course on Victimology and Victim Assistance, August, Mito, Japan.
- Viano, E. (1976) *Victimology: An International Journal*, Volume 1, Number 1-4, Washington, D.C.: Visage Press, April.
- Wikipedia, (2013) Violent Crime in the United States, Source: Uniform Crime Reporting Statistics.
- Wemmers, J.-A. (2009) Victim Reparation and the International Criminal Court. *International Review of Victimology*, Vol. 16, pp. 123-126.
- Young, M. A. (2005) *A History of the Victims Movement in the United States, in Victims of Crime and Abuse of Power, Festschrift in honour of Irene Melup*, Bangkok, Thailand: 11th Congress on Crime Prevention and Criminal Justice, April.

スウェーデンの古代から18世紀までの刑法の歴史 — E・アンネシュ著「スウェーデン刑法史」を中心に —

*A History of the Swedish Criminal Law until 19 century
— Referring to Erik Anners's work*

坂田 仁¹⁾

2016年1月12日受理

Abstract : The Paper treats history before the enactment of the 1864 Penal Law, referring to Anners' work. The history can be divided into periods of unwritten laws, of early local legislations, of the Rural Code (MELL) and the Municipal Code (MESTL), and of the 1734 law of the Realm.

Sweden has laws enacted from ancient time, contrary to England that has Common law from time immemorial. The legal system of both countries originated in about the 13th century and there exists continuity until now.

Before the local legislations the unit of the law-life was not a person but a family or a kin (Ätt). If a murder be committed, then a blood feud or a conciliation by paying compensation be done between the two families concerned. The conciliation technique was more important than the law making between them.

From the situation above the penal law was developed. "Biltoghet" (the confiscation of the whole property and the banishment from one's community) was imposed on murderers for example. But Sweden was milder in their attitude towards crime than other European countries.

In the time of MELL (Rural Code) and MESTL (Municipal Code) the punishment aimed deterrence and retribution, while improvement was advanced by the Rule for Judges of Olaus Petri. After the Reformation the Decalogue was adopted in the penal law.

The 1734 law of the Realm was also based on the retribution, and it enacted a number of capital crimes. But the penal reform by Gustav III has success in their mitigation and abolishment.

Key words : Sweden, Penal sanction, Rules for judge, Legal History, Penal law.

はじめに

スウェーデン刑法が筆者の関心を惹いたのは、同国の児童福祉が日本の少年保護と異なり、家庭裁判所制度を採用せず、いわゆる行政委員会制をとっているというところからであった。これに関連して、1950年代後半に東京大学の故牧野英一教授らの手によるスウェーデンの保護法草案の紹介

(牧野, 1958 森下, 1963 森下, 1958) が筆者の頭の中に残っている。筆者のスウェーデン法制研究は、その後今日まで様々な形で行われているが、これについては記述を省略する。

最近筆者はスウェーデンの制裁制度の2015年の現況について一つの論文(坂田, 2015)をまとめ、それを慶應義塾大学の法学研究誌上に発表した。これは、スウェーデンの制裁制度を包括的に紹

1) Jin Sakata : 常磐大学名誉教授

介する意味合いをもつ論文であった。そこで、本稿では制裁体系がどのような歴史を背景として成立したのか筆者なりに調べることを計画した。その一環として筆者の手元にあるスウェーデン刑法史を紐解き、その内容を学界に紹介しようと考えた。

筆者の興味を惹いたのは、故アンネシュ教授のスウェーデン刑法史である。本書は、学生に対する教科書として書かれており、法制史の研究者が、法制史の立場からスウェーデン刑法の歴史を解説しているものである。1972年に出版されたこの古い書物は、日本ではこれまで紹介されたことがない。この著書を手がかりにしてスウェーデンの刑法史に迫ってみようというのが本稿の意図である。

一、わが国で参照可能な若干の文献について

先年物故された慶應義塾大学の故宮澤浩一教授は昭和51（1976）年にシムソンのスウェーデン刑法典一九七六年（Simson, 1976）を法学研究で紹介している（宮澤, 1976, p.120.）が、その中でシムソンの著書が「以前の公刊物には見られない詳細な刑法史の叙述を含」んでいることを指摘している（宮澤, 1976, p.120.）。そして、「中世初期の部族法から説き起こし（四頁以下）、現代に至る刑事法の立法史の流れを説明しているのは見事」と賞賛している（宮澤, 1976, p.120.）。シムソンの原書に当たってみると、彼が数多くのスウェーデン研究者の著書を下敷きにしてその解説を書いていることが分かる。その中で特にスウェーデン刑法の古い時代の歴史については、数種類の著書が文献リストに載せられているが、そこにはアンネシュの著書二冊（Anners, 1965及びAnners, 1972）が含まれている（Simson, 1976, p.XI.）。筆者は、たまたまスウェーデン法制史関連の著書の中に「ヒューマニティと合理主義」（Anners, 1965）があるのを知って、それを常磐大学紀要「人間科学」に紹介したことがあり（坂田, 1999）、そこから本書（Anners, 1972）につ

いても興味を抱くようになった。

スウェーデン刑法史は、2巻構成になっており、本書が第一巻、ワレンによる同名の著書（Wallén, 1973）が第二巻となっている。今回の論文ではワレンの分担部分についてはこれを略し、アンネシュの著書の分担部分についてのみ紹介する。言い換えれば、最近の刑法史は省略して、1864年の刑法〈Strafflag〉制定以前の状態について記述する。

アンネシュの刑法史は三章に分かれており、第一章・古代以来の地方法典時代、第二章・農村法典及び都市法典の時代、及び第三章・1734年法典から刑法改正大委員会設置まで、となっていて、1864年刑法の制定直前までの状況について述べている。更に目次はこまかく、一章がA、氏族社会の和解刑法〈Försoningsstraffrätt〉、B、実在刑法〈Verklig straffrätt〉の誕生、C、平穏立法と平穏犯罪立法、D、教会刑法に、第二章は、A、刑法理論、B、実務、学説及び立法、C、罪の記述、D、刑罰体系に、そして、第三章は、A、1734年法における刑法、B、刑法理論、C、実務、学説及び立法、D、罪の記述、刑の種類及び刑の執行、E、改善、粛清及び応報に、それぞれ分けられている¹。

二、古代から中世の刑法

ここでは、地方法典の成立する以前の古代の刑法について述べていきたい。スウェーデンは古くから成文法主義の国として知られており、イングランドが王国のコモンローを基本に置いた不文法の国といわれるのとは基本的に異なっている。しかし、その最も古い地方法典〈Landskapslag〉は、興味深いことにイングランドのコモンローとほぼ同じ時代、13世紀に成立している²。

地方法典以前の時代にあっては、いわゆる民事、刑事の区別は存在せず、また法生活上の単位は個人ではなく、近親者の集団である氏族（Ätt）であった。ここでは例えば殺人が犯されても、刑は存在せず、殺人を廻って対立する氏族の間に血

讐が行われるか、罰金〈bot〉の支払により氏族間に一種の調停の手続きをとることによって、社会の平和が保たれたのである。北欧においては、この氏族間の紛争解決手段から徐々に民事及び刑事の訴訟手続が発展してきた。ここで指摘されていることは、この時代にあつては、故意、過失の区別が困難で、損害のみが比較されていたことである。従がって、重要なのは法形成ではなく和解技術であつたという。

この最古の状態から刑法的制度、個人としての行為者に対する刑事処分が生まれてきた。それは、法的保護剥奪〈Fredlöshet〉である。これは氏族の一員としての保護の放棄（の強制）である。氏族集会〈Ting〉³から追放され、被害氏族の誰もが出合ったところで彼を自由に殺害できた。更に、罰金に似た形で、窃盗などについてもそれぞれ賠償金の罰額〈Bötestaxa〉が定まってきた。こうして、おぼろげな形で氏族集会とともに古い裁判のシステムが形成されたと思われるが、正確な記述は不可能であるとされる。

こうした状況の中から現実の刑法が育ってきて、それらが中世の地方法典の中に見られるようになる。このとき権力の中核は国王と教会であつた。この両者は部分的に結合し、意識的に形成された刑罰の理論的目的がはっきりと意識された。ウップランド法〈Upplandslagen, 以下ULと略す〉は、「法律は遵守されなければならない... 応報と威嚇のため、暴力が保持されなくてはならない」と規定している。ここに国家の執行する死刑が登場する。

この刑罰権力の最古のものには宗教的背景があり、旧約聖書につながるモーゼの律法により伝えられた法律である。かくて、神政的応報としての刑法と他方軍事力に従がわせるための威嚇としての国王の刑法とが登場する。古代における罪と罰の正義にかなった均衡の上に刑法が構築され、中世の900年代から1300年代には極めて残虐な刑罰が執行されていた。

これに加えて刑事訴訟手続における拷問が広く

行き渡っていた。自白は最善の証拠であり、自白を得るために拷問が広く用いられたのである。900年代から1200年代にかけてキリスト教がスウェーデンに広まる。これとともに欧州の応報と威嚇の刑法がスウェーデンの氏族社会の構造と機能をもつ裁判所に入りこんできたが、スウェーデンでは大陸ほどには残虐なものではなかったという。その理由としてスウェーデンの当時の人口が大陸に比べて希薄なものであつたことがあげられる(Annens, 1972, p.9)。

この時代の刑法は、平穏立法と平穏犯罪立法〈Frids- och edsöreslagstiftning〉(Melin, 2002, p.125.)と教会刑法として述べられている。前者は、東ヨータ法〈Östgötalagen, 以後ÖGLと略す〉及びULの中にその最も古いものがみられる。これによると犯罪は、家庭の平穏、女性の平穏、氏族集会の平穏及び教会の平穏に対するものとして立法され、これに対する刑罰は全国内における法的保護剥奪及び全財産の没収〈Biltoghet〉であつた。これが当時の地方法典に規定されているところであつた。この規定は一方でいわゆる血讐の制限を目的としていた(Annens, 1972, pp.3f Inger, 1983, pp.60f. cf.)。後者は、強力な中世ローマカトリック教会の刑法の浸透である。教会は、世俗権力の介入を許さない独自の刑法を有していた。牧師職は教会裁判所に対して犯罪の責任を負わされ、教会は独自の自己防衛措置と制裁とによって宗教的社会的体制を確立していた。人々は閉鎖的で厳格な統制に服さねばならなかつた。この点で基本的なことは、個人責任であり、同時に意思的行為と過失による行為の区別が教会法とともに導入された。教会は、一般的な人間の同胞性(隣人愛)の観念によって氏族間の血讐と抗争した。

教会は人々に対してその思考と行動の規範を決定し、世俗の国家機能と共存する独立の宗教的、経済的、行政的プラットフォームを通して本来は教会とは無関係の世俗の領域にも影響力を行使した。教会の立場から最も危険な犯罪は異端(渡邊,

1981, p.116ff)であり、1100年代南フランスに権威的カトリックの学説からの逸脱が広がっていた。この運動を教会は宣伝と暴力によって迫害した。ここに1200年代にいわゆる糾問主義手続が異端に対する手段として採用される(テストス, 1974)ようになり、拷問が多用されるようになった。

教会の刑事司法のこの状況は、スウェーデンでは余り見られなかった。唯一知られている事例は、1310年から1311年にかけてウプサラ近郊のゴットレーラ教会で起きた事件のみである(Annars, 1972, p.13.)。このとき一人の農民が異端者として火刑に処された。スウェーデンに異端迫害の少なかった原因として、スウェーデンでは教会以外の知的伝統が完全に欠如していたことが挙げられている(Annars, 1972, p.13.)。

三、農村法典と都市法典

以上は古代から地方法典時代にかけてのおぼろげな状況の紹介であるが、やがて地方法典の時代は終わりを告げ、都市法典及び農村法典の時代(1300ないし1700年代)に入る。この二つの法典はマグヌス・エリクソンの都市法典〈MESTL〉及び農村法典〈MELL〉といわれ、国王、婚姻、相続、農地、建造物、商人などについてそれぞれ規定を設けている。これらの中に殺人、傷害、盗みについての規定も含まれ、例えば、「人を殺害して現行犯逮捕された場合には、生命には生命をもって贖い、教会又は修道院以外のいづこにおいても平穏を得させるべきでない。」(MELL, 1962, p.222.)という規定が置かれている。ここにははっきりとタリオの思想が表現されている。

このように、この時代の刑法は古い時代同様応報と威嚇に基づいていたが、この時代にあって、ペトリの裁判官規則(坂田, 1998)⁴は、はっきりと改善主義の理念を掲げていたことが知られる。即ち、その第25は、刑が改善を目指すべきものであることを明言している(坂田1998, p.110cf.)。また、この時期(1500年代)は宗教改革(坂田, 2005, pp.55-6 cf.)の時代に当たっており、改革

派の主張を通してモーゼの律法が大きい影響力をもっていた。福音主義改革者は、カトリック教会の教義の伝統よりも聖書そのものの中に宗教の根本的真理を求めていた(Annars, p.14.)。そのため、聖書の規則が文字通り法律として用いられ、カトリック教会の複雑な規則はすべて廃棄されたのである。かくて、聖職者も国家もともに聖書の申に法律的規則を求めた。つまり、モーゼの律法(十戒)そのものが刑法となったのである。その例としてエーリック14世の勅令と死刑犯罪の罪名がアンネシュの著書に引用されている⁵。それらの罪に対する刑罰はタリオの命題「目には目を…」に基づいていた。この状態は、1734年法の制定まで続いた(Annars, 1972, pp.15-6.)。

1608年から1736年⁶までの実務、理論及び立法に関して、モーゼの律法のスウェーデン法への影響の範囲と規模を正確に述べることはできないが、これが残虐な司法運営と結合していたと述べられている。これに加えて、最高位の裁判官としてのカール十二世による重罰の例を挙げる。ある兵士は、婚姻中の女性との姦通のため死刑に処されたが、減輕事情を考慮された上での刑の軽減は、絞首を銃殺に変えただけであったという(Annars, 1972, p.16.)。カール十二世は、モーゼの律法を厳格に遵守したカール十一世に従がただけのことであった。石打の刑が1600年代のスウェーデンで行われることはなかったという。また、既にカール九世の時代に下級裁判所の判決を緩和する手続(レウテラシオン)⁷が始っており、これが1600年代の前半には重要な判決に適用され、国王及び高等裁判所によって死刑判決が軽い判決に変更されていた(Annars, 1972, p.17.)。

1734年法以前の刑事裁判は一貫性を欠くもので、国王や大法官の個人的態度や気まぐれが裁判に反映していた。そのため、神の法よりもスウェーデン法を勝手に緩め、性犯罪は死刑でも殺人は恩赦を受けるといった事態が生じた。つまり、法源の選択についても一貫性が見られなかったのである。制定法、慣習法、判例のほかにも、ロー

マ法や外国の学説などが裁判実務で用いられている (Anners, 1972, pp.17-8.)。

この時代に特徴的な上記の状況を代表するものがドイツ-ローマ法といわれるもので、その体现者がベネディクト・カルプツォフであった (Anners, 1972, p.18.)。カルプツォフは、E・シュミットによると当代の法律家の巨星であり、主としてザクセンのライプツィヒに居を置き、ローマ法に精通するだけでなくライプツィヒ裁判所の膨大な判例を体系的に整理したとされている (Schmidt, 1995, pp.152-7.)。

カルプツォフの理論は、裁判官の適用する法規は、第一に神の法、そして自然法、更に衡平⁸に合致するものでなければならないとするものであり、その後に地方の慣習法に従がい、最後に大審院の判決に合致すべきであるとされる。成文法は、それらの後に初めて事件に影響すべきものとされている。この理論は、カルプツォフ独自のものでなく、ローマ法大全のものである (Anners, 1972, pp.18-9.)。

カルプツォフは、ザクセンの裁判官としてザクセンの膨大な判例を用いており、その理論は地方的なザクセン法に基づいているものであった。これは、スウェーデンにおける外国法の適用は事実上はザクセン法の適用であることを意味していた。カルプツォフは刑法理論については何も残していないが、罪を神への反抗、即ち悪魔の所業と考えていたことは間違いない。その結果彼は、当時の二万件に及ぶ死刑判決の一翼を担っていた。

当時のスウェーデンには発達した法理論はなく、ドイツ-ローマ法的理論とモーゼの律法に依存していた。その状況をシュッテ、ロセニウス、クルート、あるいはルンディウスら⁹の学説が示している (Anners, 1972, pp.19-20.)。これらの学者の著書にはドイツ-ローマ法とモーゼの律法の影響が色濃く認められるという、そのうち、ルンディウスは、スウェーデン法を重視し、モーゼの律法との一致に批判的であった。そして彼の著書は後に1734年法の制定の際に参考にされたという。

1680年代の中葉以降上級裁判所は死刑の判決に注意深くなり、スウェーデン法に依拠しない死刑判決の数が減少に向かったという。こうして、裁判所が慣習法、判例、外国法を法源とすることに控え目になったが、モーゼの律法への依拠は減少しなかった。

一方、神の法をどのように理解するかについて、様々な議論がなされ、神の法、自然法及びモーゼの律法の三者の関係が問題にされた。この点についてカルプツォフは、時期により異なった見解を示しており、次第にモーゼの律法でなく自然法を中心に三者が調和するとの見解に変わった (Anners, 1972, pp.20-1.)。

実務面では、農村地域における氏族社会以来の和解刑法の伝統が法律実務の一貫性を阻害していた (Anners, 1972, p.21.)。氏族社会の和解罰金〈Förlikningsbot〉が通常の罰金に変化する過程で和解刑法による罰金の分配に国と教会がともに関与し、他の刑の代替としての罰金が国家と教会の収入源になっていた。特に、国王ヴァサが死刑よりは罰金刑により金銭を得ることを重視していたこと、及びもうひとつは、農村裁判所の参審員〈Häradsnämnderna〉の姿勢である。国王の農討への影響力は農村地区の領主を通して農民に達するが、領主は統治に熱心でなく、代理人に業務を任していた。その結果代理人は強力な農民の意向に逆らえず、古い慣習が残り、国王の刑罰よりも伝統的な和解手続が行われていたことである。

これに対して都市地域 (Anners, 1972, p.22.)では、国家の影響力が強く、司法制度は農村地域と異なり厳しいものであった。宗教改革後は教会の影響も厳しくなった。また1200ないし1300年代に都市に流入してきたドイツ人商人及び手工業者 (ハンザ同盟) の影響も加わり、都市の刑罰は厳しいものだった。特にハンザの刑法は、大陸で発達した恣意的で残虐な死刑を伴っていた。これが1400ないし1500年代のスウェーデンの司法に特徴的であった。

1600年代には、それ以前の刑事司法の運用に対

する改善が試みられ、カール九世の治世以降レウテラシオン（注7参照）の導入など刑法改革が進行し。特に1653年の女王クリスティーナの刑罰令¹⁰が重要だとされる。また、この時代の犯罪類型は、当時の議会の脆弱性や刑法理論の未発達状況の中で、その記述は曖昧で、不十分なものであった。

問題は魔女裁判である。スウェーデンにおける魔女の迫害は大陸ほどには厳しいものでなかった。これが現実化していたのは1668年から1676年の約10年間であったとされる（Anners, 1972, pp.26-8.）。魔女裁判の根源は、カトリック圏の糾問主義を武器とする異端者迫害であった。魂の救済のための闘争における教会の熱望と世俗政権の神学的権威への尊敬が魔女裁判の背後に働いていたと考えられる（Anners, 1972, p.26.）。魔女への対策は、ある者を魔女とする告発を無視するか、それを非道な刑事訴訟手段に載せるかのどちらかであった。魔女の嫌疑を受けた者が魔女の集合場所にいなかったことを示すことができたとしても、自白を引き出しあるいは共犯者を告発させるために拷問が用いられた。魔女への恐怖と魔女の迫害とが悪循環を生み出し、魔女裁判が欧州各国に広まっていった。ここでアンネシュは魔女精神病〈Hexenpsykos〉（Anners, 1972, p.27.）という語を使用している。こうして、スウェーデンの魔女迫害¹¹は1668年にダーラナ地方から始まり、ヘルシングランド、イエステリークランド、オンゲルマンランドと拡大し、最後にウップランドとストックホルムに到達したという。その年が1675年と1676年である。200人以上（多くは老婆）が迫害され、首を切られたといわれる。しかし、ストックホルムでは児童が証人として使われたといわれており、これらの背後には聖職者とストックホルム魔女委員会の働きがあったとされている。

これらを通して、当初は大陸からの影響下にあったスウェーデンの刑事司法が独自の発達を遂げるようになったとされている。この他に軍事刑法の問題があった（Anners, 1972, p.28.）。当時

スウェーデンは欧州の強国であり、これを背景に軍事刑法が発達していた。グスタフ二世、カール十一世などの戦時刑法が知られており、それらの規則は、大陸とは異なり、過酷ではなく、一般の刑法と同様緩やかなものであった。

この時代の刑罰（Anners, 1972, pp.29-30.）は、法的保護剥奪、死刑、身体刑（切断刑・笞刑）、恥辱刑、罰金であった。一方、中世末期には法的保護剥奪は適用されなくなったが、法的保護剥奪と全財産没収という重罰〈Biltoghet〉は残存していた。しかし、全体に残酷な刑は緩和され、法的保護剥奪と全財産没収に処された犯人を誰もが殺害できるということはなくなり、国外追放に姿を変えていった。生理めの刑や火刑も稀になり、火刑台にかけられる前に絞首するなどの方法がとられるようになった。これにレウテラシオンによる刑の緩和が加わっていた。身体刑も同様に緩和されたが、笞刑は、宗教的な罪に対して用いられ続けた。これに対して罰金は重要な刑罰であった。しかし、古い時代の氏族間の罰金は徐々に用いられなくなり、国家の刑罰に変わっていった。

この時代に生じた新しい刑罰の形式が二つ存在する。一は追放刑であり、他は自由刑である。前者は、その属する法地域からの追放であり、後者は改善の為に行われるいわゆる懲治場〈Tukthus〉送致である（Anners, 1972, p.31. 坂田, 1984, pp.33-78.）。しかし、懲治場の利用は、罰金や死刑の代替として、鉱山労働や城塞建築のための労働力を安価に手に入れるためであった。ここには人間性のかげらすら見出せない過酷な労働しかなかった。この他に、パンと水のみ禁獄という中世に特殊な自由刑があった。これにより、囚人は受刑後まもなく餓えで死亡したといわれる（Anners, 1972, p.32.）。これらの刑罰は身分のある者には適用されず、それらの者は真に自由のみを剥奪され、過酷な取扱いを受けることはなかった。

全体としてスウェーデンの刑罰は、大陸に比べて緩やかであったが、法的安定性の面では不十分

であった。1532年大陸ではカロリナ刑事法典がカール五世によって制定されているが、スウェーデンがその段階に達するのは1734年法の制定の時であった。

四、一七三四年スウェーデン王国法典

1734年の王国法典は1736年に施行されているが、この法典は、当時の水準で理解しやすく、正確に記述されているという。勿論、その刑法は威嚇刑法であり、応報原理に基づいていた。その具体的な例が公的記録からの数多く引用されている。それらは、同時に当時のスウェーデンの法技術的な能力の増進を示している。犯罪の要件が一貫性のある詳細かつ完全な方法で記述されるようになってきている (Anners, 1972, p.35.)。そして、ここでもスウェーデン刑法は欧州の刑法に比べてはるかに穏やかなものであった。その例として1734年法の規定する死刑犯罪の数は68であるのに対して1800年代の初頭イングランドの死刑犯罪は220に及んでいることが指摘されている (Anners, 1972, p.35.)。

刑罰体系にも大きい変化が生じている。法的保護剥奪は逃亡殺人犯にのみ適用され、その後ずっと緩やかになって国外追放に止まった。死刑の使用を望む者も減少した。切断刑や隊列答刑も消滅した。男子への棒叩き刑や女子に対する鞭打ち刑は残っており、規則に従って多くの犯罪に適用されていた。これはまた、罰金刑の換刑処分としても用いられていた。最低28日間のパンと水だけの禁獄は、自由刑ではなく身体刑の代替刑として用いられていた (Anners, 1972, p.35. Simson, 1976, p.11cf.)。

1734年法制定の前後の死刑問題に中世における嬰兒殺の問題 (Anners, 1972, pp.24-5.) がある。嬰兒殺は1734年法では死刑犯罪とされており、しかも、その行為者は殆ど女性であった。そして、当時のヨータ高裁、スベア高裁及びレヴィシオン (注7参照) の統計は、ヨータ高裁の死刑判決の相当部分が嬰兒殺に対して下され (Anners, 1965,

p.144.)、第一審の嬰兒殺の死刑は殆ど女性に対して (Anners, 1965, p.145.) 下され、嬰兒殺に対する量刑が審級につれて軽くなっている (Anners, 1965, p.150.) ことを示している¹²。また、嬰兒殺を自白させるための当時の取調べ技術が述べられている (Anners, 1972, p.25.)。更に、1734年法の中には魔女犯罪が規定され、死刑が定められていた¹³が、グスタフ三世の緩刑の方向で行われた刑法改革の成功により魔女犯罪は法典から姿を消し、嬰兒殺についてはその死刑を廃止できなかったものの、母親が婚外子の出生を秘密にできる制度を創設するのに成功した (Inger, 1983, pp.159-63. esp. p.163.)。こうした観察結果からアンネシュは刑事裁判の人間化 (Humanisering) が進行したと論じている。

死刑とともに重要な刑罰は自由刑であった。有期刑が多く犯罪に定められる一方重要なことは、懲役刑が現れたことである。国王の城塞での一年以上終身の懲役が法律に規定された。一方死刑犯罪には、二重姦通、単純姦通の四犯目、尊属 (父親) 傷害、四犯目の窃盗及び盗品の価格が100グーレルの三犯目の窃盗が含まれていた。この厳しさの原因がどこにあるかは明らかでないが、少なくとも当時のスウェーデンが貧しい農村社会であったこととかわりがあるとみられている (Anners, 1972, p.36.)。

この状況の中では人間的な個別予防主義は働きようがなく、また絶えざる戦争、特に30年戦争の影響は大きかったとされる。これにより中世後期に発達したドイツ-ローマ法の繁栄は無になり、残酷な威嚇刑法が主流となったのである (Anners, 1972, pp.36-7.)。この状況の打開は、啓蒙主義の刑罰理論によってもたらされた (Anners, 1972, pp.37ff.)。この時期の刑法理論を代表するのは、ベッカリーア、モンテスキュー、ヴォルテールである。彼らは、当時の刑事司法の恣意的性格を攻撃した。これに関連して、ベッカリーアの死刑反対論 (Beccaria, 1764) は合理主義によるものとの指摘がなされている (Anners,

1965 坂田, 1999, pp.50-52.)。それとともに、フランスの啓蒙主義者、ディドロの人間的なパトスについて触れ、それがスウェーデンの裁判官に影響を与えたとされている（キリスト教の敬虔主義）。そして、欧州全体の改革運動としての啓蒙主義がスウェーデンのグスタフ三世の刑法改革（1779年の1734年法の改正、Annars, 1972, p.48.）に影響を与えたとされる。

実務と立法に関しては、自らの嬰兒殺に関する研究（Annars, 1965）に基づいて、1734年法の厳しい刑罰が実際にはレウテラシオンなどを通して緩和され、死刑の使用が大きく減少していることが指摘され、また、当時の記録の調査から窃盗についても同様に刑罰が緩和されていることも指摘されている。他の犯罪についても1734年法の定める刑罰が実務上緩和されていたという。

理論に関しては、この当時のスウェーデンの水準は高く、大陸に引けをとらない状態になっていた。ここでは特にネールマンの業績¹⁴が挙げられている。ネールマンは啓蒙時代の学者として神政論的応報主義に反封し、彼以前のグロティウス、プッフENDORFなどの自然法学者らとともに、ペトリの裁判官規則第25の改善主義を支持していた。ただ、神政論との関係では妥協的であったとされ、刑罰の威嚇力を肯定し、犯罪の予防に刑罰の威嚇は不可欠として死刑を支持していた。

ネールマン以外の刑法学者としてはクリスティエルニ¹⁵が挙げられている。クリスティエルニは、ヴォルテール、モンテスキュー、ベッカリーアの影響下に、中世以来の威嚇主義と改革された威嚇主義の調和を図り、改良され、効果的な威嚇主義政策を確立しようとしたが、ネールマンほどの影響力はなかったという。

更に当時のジャーナリズムの論調にも目が向けられている。ベッカリーアの「犯罪と刑罰」のスウェーデン語訳は1779年に出版されている他、ロシアのカタリナ二世の1766年の刑法改革プランがスウェーデンに紹介され、1769年から1770年にかけて印刷されている。

これらと並び立つのが前述した啓蒙君主、グスタフ三世の刑法改革である。グスタフ三世は王国大審院〈Justitierevisionen〉の裁判官として、制定法と刑事裁判実務の乖離を意識し、法律を実務に適合させることを試みている。また、同三世は刑法の軍事条項を改正し（1750年代）、ベッカリーアに従って嬰兒殺、魔女罪、重婚、獣姦、強姦、故殺等に対する死刑の廃止を提案している。ただ、その動機は、ベッカリーアと同様に死刑よりも厳しい禁獄の方が強い威嚇力をもつという考え方に基づいていた。拷問の禁止も同三世の重要な業績である（Annars, 1965, pp.86-92. Beccaria, 1764, 邦訳81頁参照）。この当時国王の支持基盤は農民部会¹⁶にあり、他の三部会は国王の刑法改革に激しく反対していた（Annars, 1972, p.47.）。啓蒙君主としてのグスタフ三世の活動と議会の議論とが国王の人間の志向〈Humanitet〉を中心に詳細に述べられている。そして、この後、1811年に大法律改正委員会が刑法改革に着手するまで、刑法の領域においては何らの改正作業も行われなかった。

グスタフ三世の活動以後は、犯罪類型の記述についても目立つ変化は何も生じなかった。刑罰体系についても刑罰の執行についても何の変化も生じなかった。1803年にグスタフ三世の手で、被告人に自白を迫る手続き〈Insättande på bekännelse〉が法に定められたが、これは、監獄牧師の関与により自白させるために被告人を収監する方法であった。その他、1800年代初頭までの死刑、戦時条項などが述べられるが、北方大戦争の敗北を経てスウェーデンの経済状態が回復するにつれて、刑罰が全体的に緩やかな人間的なものに変化してきたと述べられている。これらの記述から、啓蒙君主グスタフ三世の人間的な刑法改革に対する高い評価が伝わってくる。

五、一八世紀の刑罰思想

アンネシュの著書の最後の節は「改善、粛清及び応報」という標題になっている（Annars, 1972,

p.52.)。最初に述べたように本書は1864年刑法の改正委員会の設置以前までの歴史を扱っている。この関連で、本節ではグスタフ三世の刑法改革の後改正委員会の設置の間を繋ぐ出来事として、特に刑法思想の展開が述べられている。

標題と結びつけていえば、改善は、ベッカリーアの同時代人フィランジェリ (Filangieri) を挙げて、改善主義に立つベッカリーアとの比較を試み、流刑の主張者としてフィランジェリを紹介し、また、ベッカリーアが「臣民」への改善を主張しているのに対してフィランジェリが「市民」への改善を主張しているとして、その民主的性格が強調されている (Annens, 1972, pp.52-3.)。フィランジェリには立法の科学という八巻本の労作があるとしているが、日本では知られていない。スウェーデン研究者としてはネールマンの名が挙げられている。

肅清¹⁷という標題はフランス革命の指導者ロベスピエールに関するもので、革命後の政権がとった刑罰手段、反革命思想の保持者に対する厳しい断罪を取上げている。この刑罰思想の背後にはルソーの社会契約説があるとし、後に共産主義ソビエトのスターリン、ナチズムのヒットラーに繋がるものとみている。フランス革命の絶滅刑法 (Förintelsestraffrätt) がスウェーデンに影響を及ぼすことはなかったという (Annens, 1972, p.54.)。

そして、応報はカントに関わるものである。中世の神政的な応報に対してカントの提起した世俗主義的応報の理念が欧州全体に大きい影響を与えていることを述べ、関連してフィヒテ、ヘーゲル、フォイエルバッハなどドイツ観念論哲学に連なる思想家の刑罰理論が紹介されている。スウェーデンでは、ウプサラ大学の教授であったビィベリイ (Nils Biberg) がカントの系列に属する学者として紹介されている。

啓蒙主義の影響下に1789年のフランス革命は、人権宣言を生み出した。その新たな流れの中で1811年にスウェーデンでは大法律改正委員会が設

置され、その活動の中から1864年刑法が新たに制定され、1734年法の犯罪法と刑罰法とが廃止される。しかし、この後の展開は第二巻の著者ワレン (Wallén, 1973) に委ねられている。

結 語

以上アンネシュの著書を手がかりにしてスウェーデン刑法の歴史を記述してきたが、我々がこれまで頭で描いていた刑法の歴史とは異質な感じを受ける。嬰兒殺や魔女という欧州独自ともいえる犯罪の存在、数百年前に既に裁判における三審制が存在していたこと、モーゼの十戒が刑法だった事実、更には、数百年以前より訴訟記録が各関係裁判所に保存されていて (アーカイブ) 今日の研究に貴重な資料を提供している事実、これら一つ一つに筆者は目を見開かされる思いであった。また、スウェーデンの法制度がイングランドの法制度同様、長い歴史的時間を経て連続して存続している状況、フランス革命の陰の部分の存在など、歴史の底の深さを改めて強く認識させられた。

ワレンのスウェーデン刑法史第二巻を手がかりとする、19世紀以降の歴史については、稿を改めて論文をまとめるつもりである。

注

1. 比較のためシムソン (Simson, 1976) の解説の目次では、第一章「今日のスウェーデン刑法の展開」が15節に分かれ、そのそれぞれにタイトルは付されていないが、I. 概観、II. 古代から中世の刑法、III. 宗教改革とモーゼの十戒の実定法化、IV. ペトリの裁判官規則、V. 1734年法、VI. ネールマン、カロニウス、アブラハムソンの改善理論、そしてグスタフ三世の刑法改革、VII. カント、ヘーゲル、スウェーデンのプラトンといわれる哲学者、ポストレーム、フォイエルバッハ、ベンタム、VIII. 1864年刑法、IX. 1930年代の改革、X. フェリトリスト、XI. チュレーン、XII. プロベーションと累進処遇、XIII. 日数罰金、XIV. シュ

- ライター、XV. 換刑処分、という内容になっている。このうちVIIまでがアンネシュの扱っている部分と重なる。
2. スウェーデンの古西ヨータ法 (Äldre Västgötaglagen (ÄVgL)) の成立は13世紀 (Inger, 1983, p.14.)、イングランドのYear Bookも13世紀、エドワード一世の時代に編纂されている (Geldart, 1948, p.6)
 3. 本稿では氏族集会と訳しているが、自由民が年に一度開く集会で、重要な決定を行う立法・裁判機関を指す。この場所で伝承されてきた法律を正確に示すことがラーゲマンの重要な職務であった。(坂田, 2001, p.146 Hasselberg, 1989, pp.19f. Melin, 2002, p.387 Hellquist, 1966, Bd.2, p.1187.)
 4. Simson, 1976, pp.10-2. シムソンはその解説の一章IV節で、ペトリの裁判官規則について克明に説明している。典拠は恐らくSchmidt, 1966と考えられる。
 5. Anners, 1972, p.15. 神の呪詛、流神、反逆罪、謀殺、明白な姦通、近親相姦、強姦、獣姦及びその他同様な悪行に死刑が定められていた。一方シムソンの指摘する死刑犯罪は、偽証、神の呪詛、姦通、流神、暴利、その他で、やや異なっている (Simson 1976, p.10.)。ただともに例示と考えられるので、實際上両者の出典は同一だと思われる。
 6. 1734年法施行の年である。
 7. Leuteration. 死刑判決が国王の許に送付され、裁判されるときに、「生命を助け」、「生命を恩赦する」判決の書式 (Formrering) が (死刑以外の) 他の刑の指定を伴って発付されるとき、このような書式をレウテラシオンと呼ぶ。レウテラシオンは、送致された死刑判決を無効にし、その代わりに隊列答刑 (Gatlopp)、罰金又はその他の制裁を恩赦として科すもので、高等裁判所によっても用いられた。この方式は恩赦と司法とが部分的に融合したもので、1600年代に高等裁判所と国王により刑事訴訟事件において適用された (Thunander, 1993, pp.195f.)。この手続により、1700年代グスタフ三世の時代に死刑事件での下級審の判決は高等裁判所に、更にレヴィシオン (Revition) により高等裁判所の判決は国王に、職権で再審理のため送付されていた。これにより、当時グスタフ三世は全ての死刑事件を直接審理していた (Anners, 1965, p.126 坂田, 1999, p.51 Simson, 1976, p.10.)。
 8. Oldendorp, 1529. この文献をここで特に引用するのは、この時代衡平の思想が法律上重要な地位をしめていたと考えられるからである。ペトリの裁判官規則第7ないし第10参照 (坂田, 1998, pp.105-6.)。
 9. Johan Skytte, Johannes Loccenius, Claudius Kloot, och Carl Lundius.
 10. Inger, 1983, p.121. これにより全国の裁判所の刑事司法実務が統一された。
 11. Ankarloo, 1996, pp.113-314. 事例中心の個別的及び、統計を含む体系的な魔女裁判の詳細な調査内容が記述されている。極めて詳細なので本稿での引用、参照は差し控えたい。
 12. なお、1734年法の訴訟手続法 (Rättegångsbalk) 25章5条は、重い罪での第一審裁判所の判決は高等裁判所に送付されると定めている (Anners, 1965, p.143, n.90.)。
 13. 1734年スウェーデン王国法典、犯罪法二章一条 (Missgierningsbalk (MB) II Cap. 1 §, Sveriges Rikes Lag, 1734.)
 14. David Nehrman-Ehrenstråle: Inledning till den svenska jurisprudentiam criminalem, 1756 . (Anners, 1972, p.42.)
 15. Peter Niclas Christiernin: Tankar om ..., viten, brott och straff, 1772. (Anners, 1972, p.43.)
 16. 当時の議会はいわゆる身分制議会で、貴族部会、聖職者部会、市民部会及び農民部会の四部制であった (Inger, 1983, p.137.)。
 17. この節の記述に関してシムソンの解説は沈黙している。そして、応報に関しカント、ヘーゲルの名をアンネシュ同様掲げるが、続けてスウェーデンのプラトンことポストレームについて述べている (Simson, 1976, pp.19f.)。この名前はアンネシュの

著書には登場しない。

引用文献

- 1) Ankarloo, Bengt (1996). *Trolldoms processerna i Sverige*, Nerenius & Santérus, 2 uppl., Lund, 1996.
- 2) Anners, Erik (1965). *Humanitet och rationalism*, Nordiska bokhandeln, Stockholm, 1965.
- 3) Anners, Erik (1972). *Svensk straffrätts historia Del 1*, Almqvist & Wiksel, Stockholm, 1972 (2 uppl., 1973).
- 4) Beccaria, Cesare Bonesana Marchese di (1764). *Dei Delitti e Delle Pene*, 1764 (邦訳・風早八十二訳「犯罪と刑罰」岩波文庫 昭和27(1952)年).
- 5) Geldart, William (1948). *Elements of English Law, 4th Edition (Revised by William Holdsworth)*, Home University Library, Oxford Univ. Press, 1948.
- 6) Hasselberg, Gösta (1989). *Kompendium i svensk rättshistoria*, Juristförlaget, Stockholm, 1989.
- 7) Helquist, Elof (1966). *Svensk etimologisk ordbok*, Gleerups, Lund, 1966.
- 8) Inger, Göran (1983). *Svensk rättshistoria, 2.uppl.*, Liber, Lund, 1973.
- 9) Melin, Stefan (2002). *Juridikens begrepp, 2 uppl.*, IUSTUS, 2002.
- 10) Holmbäck, Åke & Wessén, Elias (1962). *Magnus Erikssons Landslag*, Carl Brooms, Lund, 1962.
- 11) Oldendorp, Johann (1529). *Was billig und recht ist, 1529*, Wolf, Erik (ed), Deutsches Rechtsdenken, Vittorio Klostermann, Frankfurt am Main, 1948.
- 12) Schmidt, Eberhard (1995). *Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, 3Auf.*, Göttingen, Vandenhoeck & Ruprecht, 1995.
- 13) Schmidt, Gerhard (1966). *Die Ricterregeln des Olavus Petri*, Stockholm, Norstedt, 1966.
- 14) Simson, Gerhard (1976). *Das schwedische Kriminalgesetzbuch vom 21. Dezember 1962*, Walter de Gruyter, 1976.
- 15) Thunander, Rudolf (1993). *Hovrätt i funktion*, Lund, Nerenius & Santérus, 1993.
- 16) Wallén, Per-Edwin (1973). *Svensk straffrätts historia Del 2*, Almqvist & Wiksel, 1973.
- 17) 坂田仁 (1984). 犯罪者処遇の思想 慶應義塾大学出版 昭和59(1984)年.
- 18) 坂田仁 (1998). スウェーデン「裁判官規則」(翻訳及び解題) 法学研究71巻10号 平成10(1998)年.
- 19) 坂田仁 (1999). E・アンネシュ著「人間性と合理主義」人間科学16巻2号 平成11(1999)年.
- 20) 坂田仁 (2001). スウェーデン「裁判官規則(二)」法学研究74巻11号 平成13(2001)年.
- 21) 坂田仁 (2005). 人間科学の発祥 雄松堂 平成17(2005)年.
- 22) 坂田仁 (2015). スウェーデンの制裁制度・二〇一五年 法学研究88巻12号 平成27(2015)年.
- 23) テスタス (1974). 異端審問 安齋和雄訳 白水社クセジユ文庫 昭和49(1974)年.
- 24) 法務省刑事局 (1962). スウェーデン保護法草案 (Protective Code of Sweden) 刑事基本法改正資料第3号 (佐藤豁訳) 昭和37(1962)年.
- 25) 牧野英一 (1958). スウェーデンの保護法案 季刊刑政新6巻1号 昭和33(1958)年.
- 26) 宮澤浩一 (1976). ゲルハルト・シムソン「スウェーデン刑法典一九七六年」(紹介と批評) 法学研究49巻6号 昭和51(1976)年.
- 27) 森下忠 (1963). 「スウェーデン新保護法の成立」法律のひろば16巻12号 昭和38(1963)年.
- 28) 森下忠 (1958). 「北欧における保安処分」日本刑法学会編「保安処分の研究」昭和33(1958)年.
- 29) 渡邊一夫 (1991). ヒューマニズム考 講談社現代新書 昭和56(1981)年.

「今、ここ」を引き延ばすこと：歩行訓練における 環境構造化実践の相互行為分析

Prolongation of “here and now”

— *Talk-in-interaction study of orientation and mobility*

1) 2) 3) 4)
面澤 弘行・南 保輔・秋谷 直矩・坂井田 瑠衣

2015年12月2日受理

Abstract : Using the same data set as Akiya, Sato, and Yoshimura (2014), this study examines a salient form that you can find in street walking training sessions by orientation and mobility specialists for people who are visually impaired. Based on ethnomethodology/conversation analysis (talk-in-interaction study), we analyze and describe the form itself, what this form does and what problem it solves. We call this form “preliminary announcement format.” It is made of one basic sequence and one operation. The former contains three components “preliminary direction”, “confirmation of trail point/boundary” and “showing understanding”. “Preliminary direction” contains three components: “beginning preliminary”, “trail point/boundary” and “target”. The operation is a prolongation of utterances in order to adjust the timing of reaching the trail point/boundary or target. We call this “timing adjustment.” To know the need to change trajectory in advance and the place where the change should occur is an important problem for spatial perception/cognition with the physical movement that is walking. For this purpose, the “preliminary announcement format” prolongs “here and now”. For this reason, “timing adjustment” is of crucial importance.

Key words : visual impairment, prolongation of “here and now”, ethnomethodology/conversation analysis (talk-in-interaction study), walking as a social action, spatial perception/cognition

1. 目的

本論は、歩行訓練士と視覚障害者による歩行訓練場面^{註1}に於ける相互行為に見られる特徴的な形式のひとつについて、形式それ自体と、その形式が相互行為の上でどのような仕事に用いられているか（西阪・串田・熊谷，2008）を記述する事を目的とする。相互行為の中である形式がどのような仕事に用いられているかを記述する事、即ち、ある形式を用いて参加者が行なっていることを詳細かつ的確に捉えて記述する事は、参加者たちが解いている問題（課題）が何であるのかを明らかにすることである（串田，2006）。それは歩行訓練場面に存在する幾つかの問題（課題）の内のひとつと、その解決方法を明らかにすることであ

1) Nisisawa Hiro Yuki : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教員

2) Minami Yasusuke : 成城大学文芸学部教授

3) Akiya Naonori : 山口大学国際総合科学部助教

4) Sakaida Rui : 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程

る^{注2}。

本論で分析するデータ^{注3}は、秋谷他（2014）の論考で用いられたものと同一のものである^{注4}。当該の場面について、秋谷他（2014）の知見を踏まえた上で、特定の形式に注目しつつ、その形式が現われる個々の事例についてより詳細に観察、記述すること、そしてこのデータに於ける他の形式や仕事についても個々の事例の記述を積み重ねてゆく事、さらに歩行訓練の他のデータについても同様の試みを繰り返してゆくことが、歩行訓練場面に於ける相互行為についての知見を深めてゆく事に繋がるからである。

秋谷他（2014）では、歩行訓練士による視覚障害者の空間認知支援の専門的な作業のやり方（説明実践）の一端を明らかにすることを目的として分析を行ない、その結果に基づいて、視覚障害者の「歩行」および空間認知を研究する際「社会的行為としての歩行」という視座から検討する重要性を提起した。歩行訓練士の説明実践については、以下のことが明らかになった（一部改変）：(1) 歩行訓練士は特定のタイミングで環境情報を言語化することにより、その時その場での視覚障害者の身体がある箇所の環境情報と、視覚障害者がそこで知覚している様々なものをリンクさせる作業を行なっている。そうすることで、視覚障害者は自身がいる周辺環境の構造への理解を深めることができる。(2) そこで伝達される環境情報は、視覚障害者が触覚や聴覚などによって知覚可能であり、かつそれらを「境界」や「ランドマーク」として理解することによって街での歩行がよりしやすくなると歩行訓練士によって判断されたものとなる。(3) こうした歩行訓練士による説明は、歩行中の視覚障害者の身体が特定の場所に到達した、または到達する直前の場所を出発点にしてなされる。(4) なお、(3) で述べたことは、歩行中には知覚しえない未来の環境変化について歩行訓練士が説明する場合も同様である。こうしたことを説明するとき、歩行訓練士は、様々な「パターン化された時間構造」の知識を参照している。

本論では「特徴的な形式」について詳細に分析・記述することで、上述の知見、とりわけ(1)の「環境情報が言語化される特定のタイミング」、(2)の「境界」、(3)の「歩行訓練士による説明が、歩行中の視覚障害者の身体が特定の場所に到達した、または到達する直前の場所を出発点にしてなされること」という事柄を再特定化する。

2. 先行研究との関係

Psathasは、70年代から"direction-giving"について研究を進めている。たとえば、Psathas & Kozloff (1976)、Psathas (1986, 1990) では、「道を聞く」という活動に埋め込まれた[場所を聞く質問-応答]の隣接ペアにおいては、質問の対象となっている場所の同定がメインの活動となるため、それを精確に捉えるためにしばしば別の隣接ペアが挿入されるということと、その特徴を明らかにした。例えば、以下のようなものである（引用中の(2.0)、(1.0)は音声途絶えている時間（秒）を示す）：

1. A: I don't know just where the- uh- this address is.

2. B: well where do- which part of town do you live.

3. A: I live at four ten east Lowden.

(2.0)

4. B: well you don't live very far from me. If you go on the State (1.0) High- no if you go past the court house to Elmhurst.

これは、以下のような構造をもつ：

Q 1 (base question)

Q 2

A 2

A 1 (base answer)

このように、道や場所の案内のワークに注目し、エスノメソドロジイ的観点により研究を積み重ねてきたという点においては、Psathasの研究はその先駆けである。

このようなPsathasの案内のワーク研究のなかでも本論の直接的な先行研究となるのは、園庭内の案内のワークである (Psathas, 1992)。彼が“Garden Lesson”と名付けたデータセットをベースになされたこの研究は、晴眼者のインストラクターが視覚障害者である生徒に対して、まさにその場を“Lesson”として、園庭内の様々なものを説明する場面を対象に、特に「拡張連鎖」に注目して分析されている。Psathasの主張の骨子は、“instructional examination formatted lesson”の形式的特徴を見出すことにあった。Mondada (2012) は、Psathasのこの研究の発展的展開を目論んだもので、同じく園庭内の“instructional examination formatted lesson”を対象に、特に活動の進行性 (progressivity) と共同注意 (joint attention) における身振りや身体配置に注目して分析することで、その拡張連鎖の特徴を記述している。ただし、“instructional examination formatted lesson”を達成するために参与者間の異なる知覚経路による環境知覚とそのすり合わせの問題については特に注目していない (なお、Mondadaにいたっては、Psathasと同様の“Garden Lesson”を対象とするとしていながら、そこでの生徒は晴眼者である)。以上を踏まえて、本論では、“instructional examination formatted lesson”における、異なる知覚経路による環境知覚とそのすり合わせ問題に注目する。

Psathasが典型としたのは、以下の連鎖構造である。

- 01 インストラクター：directive
- 02 生徒：achievement / nonachievement
- 03 インストラクター：assessment; positive/negative

一方で、本論で検討する活動は、いずれも「歩行をしながら」組織されており、その意味で、時間的・空間的に進行性を持つ活動である。したがって、“instructional examination formatted lesson”は、進行性に注目して検討した場合、“directive”、“achievement/nonachievement”、“assessment; positive/negative”という形で標準化されたワークは、「進行性」概念のもとで再特定化することができるように思われる。実際、歩行訓練場面の調査と分析を進めたとき、以下のようなやり取りを「歩行訓練場面に於ける典型的な連鎖構造のひとつ」として見る事ができた。

断片 1 【でもうちょっと行くと鉄板超えたら歩道に出ます】^{注5}

- 01 I： はい、 で、 もうちょっと行くと鉄板超えたら歩道に：
- 02 <で [ます]>.
- 03 S： [((白杖の先が側溝鉄蓋の表面に触れる金属音))
- 04 I： これです [ね.
- 05 S： [((右足が側溝鉄蓋の上にいる))
- 06 S： はい (.) はい あ これですね

本論では、これがいかなる点で「歩行訓練場面に於ける典型的な連鎖構造のひとつ」として見る事が可能なのかを、複数のトランスクリプトの分析を通して明らかにする。それにより、以下の2点の学的貢献が可能になる。それは、(1)「異なる知覚経路による環境知覚の間のすり合わせ」と「進行性」概念を踏まえた、

Psathasの議論における "instructional examination formatted lesson" の問い直し、それと (2) 歩行訓練士の専門的ワークの部分的解明である。

3. 分 析

3.1 典型例 (断片1 ~断片3)

ここでの3つの事例は所謂、典型例である。

先ず、上述の断片1に於ける相互行為を詳細に見る。01行目Iの「で、もうちょっと行くと」は、この発言 (=これから伝える情報) が「今、ここ」の事ではないことをマーク (有標化) しているように聞く事ができる。冒頭部分に見られる「で」は、本論文で取り上げる断片の中でひとつ (断片5) 以外全てで見られるものである。これは、「新たな連鎖を開始する」場合にしばしばみられる表現である。「歩道」は「今歩いている場所の先に」ある (秋谷他, 2014) いわば「目標」である。その前にある「鉄板超えたら」の「鉄板」は秋谷他 (2014) では、「歩道」と「今歩いている場所」の「手がかり/境界を示すオブジェクト」として記述されている。「超える」という表現も「手がかり性/境界性」をよく表していると言える。04行目Iの「これですね」は、秋谷他 (2014) に於いて「『これ』という指示語は、Sが到達している場所を指し示していると同時に、直前に産出した自身の発話も指し示しているという点で2つのことを行っている」と分析されたものである。ここでは、「(境界/目標の) 確認」と呼んでおく。実はこのあとに見ていく断片から分かる事であるが、Iによる確認が行なわれる対象は「手がかり/境界」の場合と、「目標」の場合がある。より精確には、「手がかり/境界」と「目標」が同一である場合や、どちらか一方がない場合などがある。そのため、「(境界/目標の) 確認」またはたんに「確認」という表現を用いる。これは明らかに議論の先取りであるが、論述の便のために敢えてここで記述したい。06行目Sの「あ これですね」は、Sが「目標に達したこととIの01行目からの発言を理解している」ことの両方を示している。ここでは秋谷他 (2014) が用いている表現を援用して、「理解の指し示し」と呼んでおく。尚、「あ」は、「(何か重要な事に) 今気づいた」事を示す場合にしばしばみられる表現である。

断片1の分析に於ける秋谷他 (2014) と本論の違いのひとつは、「で、もうちょっと行くと」という表現を、「『今、ここ』ではなく、少し先の場所の情報を、今から伝える」ことをマークしていると考え、注目する点にある。実際、この発言は歩道に出る以前のタイミング、具体的には、Iの歩数にして5歩手前からなされている。僅か5歩であるが、視覚的情報を利用できないSにとっては「今、ここ」の環境情報が言語化されて伝えられることと、僅かでも未来の環境情報が伝えられることには違いがあると考えられる。ここではこの種の発言を「予告の開始」と呼んでおく。上述の「目標」「手がかり/境界」と合わせて「予告的指示」と呼んでおく。

また本論では、「歩道に:」の音の延伸 (「:」は直前の音が伸ばされていることを示す) と、「<で [ます].」が相対的にゆっくりと発せられている事 (「< >」はこの間の発話が相対的に遅い事を示す) にも注目する。これらの「発言の後方への引き延ばし」がどのような仕事をしているのかも検討したい。

概念化について若干先を急ぎ過ぎた感もあるが、以下では、上述の「予告の開始」「手がかり/境界」「目標」「(境界/目標の) 確認」「理解の指し示し」に注目しつつ他の断片を見てゆく。

断片2 【でえスーパーマツモト過ぎるとですね川があります】

01 I : で、えスーパーマツモト過ぎるとですね

02 S : はい

- 03 I : 川が, あります
04 S : 川
05 I : はい, で, 橋を, 渡るんで [すけど
06 S : [橋, はい
07 I : その手前 [に, まっすぐ進むそれマンホールですね
08 S : [はい
09 I : はい, このあといったん歩道を降りる感じが, してきて,
10 この川沿いに小さな道があるんですが=
11 S : =ええ, ええ
12 I : 基本的に車は走りません
13 S : はい=
14 I : =でそれを上がったら
15 S : はい
16 I : 橋
17 S : これが橋ですか
18 I : そうです
19 S : これが [川ですか
20 I : [これ橋, はい
21 小さな川の上を
22 S : はい
23 I : で両サイドに小さな, 小道があるので
24 S : うんうん

断片1と同様に01行目Iの「で, えスーパーマツモト過ぎるとですね」は、「予告の開始」に聞こえる(「で」にも注意)。「目標」は川そしてその上に架かる橋である(03、05行目)。注目すべきは、「(橋を)渡る」という表現がなされている点である。橋の「手前に川沿いに小さな道」があり、「その前にいったん歩道を降りる感じがする」事が伝えられる(07、09、10行目)。この部分は「手がかり/境界」として聞く事ができる。16行目のIの「橋」が目標に達した時点であり、「目標の確認」と聞く事ができる。17行目の「これが橋ですか」と18行目の「これが川ですか」は、「理解の指し示し」として聞く事ができる。「これが川ですか」はSによる「橋」から「川」への自己開始自己修復^{註6}に見える。Iの16行目の発言が「橋」であったにもかかわらず、Iの01行目からの発言が「スーパーマツモト過ぎると川がある」という構成になっていた事が、この修復を生み出した可能性がある。01行目から16行目までIの歩数にして約30歩である。この断片でも01行目で開始されたIの発言が(とりわけ05行目から14行目にかけて)後方へと引き伸ばされているように見える。この断片では、様々な言語的要素が挿入されている: 05、07、09、10、12、14行目「で橋を渡るんですけど」「その手前に, まっすぐ進む」「それマンホールですね」「このあといったん歩道を降りる感じがしてきてこの川沿いに小さな道があるんですが」「基本的に車は走りません」「でそれを上がったら」。07行目の「それマンホールですね」はSがマンホールを白杖で探っていることに対応して発せられた発言であるが、結果的には後方への引き延ばしに貢献している。

断片3 【で点字ブロックがあるところが先程渡った音のない信号になります】

- 01 I : で 点字ブロックがあるところが先程渡った
 02 S : はい
 03 I : 音のない信号
 04 S : はい
 05 I : になります : .
 06 S : これ今なんか車止まっているからこれこう信号ありますよね？
 07 I : あ >そうです そうです. <もうちょっと行くと :
 08 S : ssssssssですよね : .
 09 I : それです ((Sが点字ブロックを踏んだ時. Sはかなり速く歩いており行き過ぎる感じ.))
 10 S : あ これだ ここなにだ ここって [なんでしたっけ
 11 I : [ここで: 信号 :
 12 S : え [えと
 13 I : [>今車止まっているさっき渡った<信号です

断片1、2と同様に01行目Iの「で 点字ブロックがあるところが」は「予告の開始」と同時に「手がかり／境界」に聞こえる（「で」にも注意）。精確には「手がかり／境界」は「点字ブロック」である。断片1、2、3では「予告の開始」はそれぞれ部分的には異なったやり方でなされている。「目標」は「先ほど渡った音のない信号」である（01、03、05行目）。09行目Iの「それです」は「(境界／目標の) 確認」、10行目Sの「あ これだ」は「理解の指し示し」と聞く事ができる（「あ」にも注意）。断片2と同様に目標（=信号）は「渡るもの」として示されているように聞く事ができる（01、13行目）。この断片では（断片2よりもよりいっそう）「渡る」事はクリティカルな問題である。01行目から09行目までIの歩数にして約20歩である。この断片でも01行目で開始されたIの発言が後方へと引き伸ばされているように見える。01、03行目の発言順番の終わりに見られる「反応機会場」を入れた組み立て、05、07行目に見られる音の延伸などである。

10、12行目でSは「あ これだ」に続けて「ここなにだ ここってなんでしたっけ ええと」と質問している。これは、Sが「あ これだ」と言って理解したのは、点字ブロックそのものであって、そこに信号があることは理解していなかったとも考えられそうである。しかし、例えば06の「これ今なんか車止まっているからこれこう信号ありますよね？」という発言を見ると信号があることは分かっていると考えべきである。ここでSが聞いているのは、どのような信号かである。これは大学からの帰りの場面なので、「さっき渡った信号かどうか」が知りたいことである。Iはそのように理解しているように聞く事ができる（13行目）。

以上、所謂「典型例」を見てきた。これらの断片では、

[予告的指示] + [(境界／目標の) 確認] + [理解の指し示し]

という基本的連鎖構造が見られ、[予告的指示]の内部には

[予告の開始] + [手がかり／境界] + [目標]

という連鎖が見られるという、「歩行訓練場面に於ける典型的な連鎖構造のひとつのモデル（仮説）」の見通しが得られた。さらに、これらの連鎖には、境界または目標に達するまでの間のタイミングを調整するために、発言を後方へと引き伸ばすという操作が存在すると考えることができる。この操作を「タイミング調整」と呼びたい。これらの連鎖構造とタイミング調整操作を合わせて、これ以降「予告フォーマット」と呼ぶこ

とにする^{注7}。

3.2 変則例1：「(境界／目標の)確認」のない事例(断片4～断片6)

次に、上述の「予告フォーマット」の形式から逸脱する事例を見ていく。以下の3つの断片は「(境界／目標の)確認」のない事例である。

断片4【で すぐね ええ 歩道が切れます 切れたら東へ】

01 I：で すぐね＝

02 S：＝はい

03 I：ええ：歩道：：が切れます (1.0) 切れたら

04 (2.0)

05 I：[[東へ

06 S：[[歩道が切れるんですか＝

07 I：＝ [[はい [そこで (.) [はい

08 S：＝ [[歩道が切れるんですか [これ あ切れ [ました.

((「あ切れました」の初めで白杖が車道に触れる))

09 I：で >たら<今度 歩車道の区別ないんです [けど そこでずっと右の方を向いて

10 S： [はい

11 I：北の方にあ東の方に行って頂くと＝

12 S：＝はい＝

13 I：＝そうすると 正面が＝

14 S：＝駅なんですか＝

15 I：＝はい

01行目Iの「ですぐね」を「予告の開始」、03行目Iの「歩道が切れます」を「手がかり／境界」と同時に「目標」として聞く事ができる。これらは言語表現の上では同一であるが、「目標」は「歩道が切れた先の」車道であり、そこで「東へ」行くことが重要なこととして示される。08行目の「あ切れました」は「理解の指し示し」として聞く事ができる。尚、07行目の2番目の「はい」はトランスクリプトでは「あ切れました」に回答しているようにも見えるが、音声上からはその前の「歩道が切れるんですかこれ」に回答しているように聞こえる。この断片に於いて「確認」がない理由は、第一に、06、08行目でSが聞き返しを繰り返している、タイミングがずれている(時間的余裕がない)事が考えられる。Sが繰り返し聞いているのは、「歩道が切れる事」は安全に歩行する上で重要な事柄であるからであろう。第二に、(第一の理由の結果として)Iが「確認」を行なう前に、08行目でSが「あ切れました」と「理解の指し示し」を行なっているからという事が考えられる。何らかの事情によってIによる「確認」が行なわれる前に、Sによる「理解の指し示し」が行なわれれば、Iによる「確認」が必要なくなることは容易に考えられる。

「タイミング調整」は、03行目の音の延伸と1.0秒の「間」、04行目の2.0秒の「間」と見ることが出来る。01行目から07行目のIの「そこで」までIの歩数にして13歩である。

尚、09行目のIによる「そこで」は07行目の「そこで」の自己開始自己修復である。結果的に「歩道が切れたらそこで東の方に行く」という内容を表わす発言が01行目から15行目に分散している。ひと

つの可能性としては、本来は、07行目で終わるべき発言（予告フォーマット）が、06行目のSの聞き返して遅れたために、より引き伸ばされた形で（内容が加わった形で）15行目まで続いていると見ることができる。

断片 5 【もうちょっと行ったら点字ブロックがあるのでそこで渡っていただくと】

- 01 S： で このへん n もう少し行ったら点字ブロックが出てくる
 02 I： そうです。もうちょっと行ったら：
 03 (1.8)
 04 I： 点字ブロックがあるので：
 05 (2.2) ((Sが何か言っているが聞き取れないくらいの大きさ))
 06 I： そこで：((白杖が点字ブロックに触れる))
 07 (2.0)
 08 S： はい ((Sが点字ブロックに乗る。))
 09 I： はい (.) 渡っていただくと。
 10 S： はい.

この断片は01行目Sの「で このへん n もう少し行ったら点字ブロックが出てくる」という発言から始まっているところが他の断片と異なっているが、02行目からあとは他の断片と同様に分析が可能であると考えられる。断片4と同様に、02行目Iの「もうちょっと行ったら：」を「予告の開始」、04行目Iの「点字ブロックがあるので：」を「手がかり／境界」と同時に「目標」として聞く事ができる（「予告の開始」に「で」がないのは、この発言が01行目のSの発言に応答する形で組み立てられているからである。因みに01行目のSの発言の冒頭には「で」が見られる）。これらも断片4と同様に、言語表現の上では同一であるが、「目標」は「点字ブロックのところにある信号」であり、そこで「渡る」事が重要な事として示される。08行目の「はい」は「理解の指し示し」として聞く事ができる。この断片でも「確認」がないが、その理由は、断片4と同様にIが「確認」を行なう前に、08行目でSが「はい」と「理解の指し示し」を行なっているからであると考えられる。

「タイミング調整」は、02、04、06行目の音の延伸と、03行目の1.8秒の「間」、05行目の2.2秒の「間」、07行目の2.0秒の「間」であると見る事ができる。02行目から08行目のIの「はい」までIの歩数にして13歩である。

断片 6 【で次に点字ブロックが出てきます。 で このななめなかんみたいな感じの今歩道なんですけど。点字ブロックが出てきたところが押しボタン式の信号です】

- 01 I： で 次に点字ブロックが出てきます。 =で このななめなかんみたいな感じ？
 02 S： (ひゅい [ひょい) ((U字型車止めを手で確かめる))
 03 I： [の今歩道なんですけど=
 04 S： =はい
 05 I： 点字ブロックが出てきたところが<押しボタン式の>信号 [です。
 06 S： [ああ：
 07 そうなんですか。
 08 I： はい

- 09 S : こんなんずっとこん : : ななめあれここずっと
 10 I : そうなんですよ.
 11 S : ななめですねhehehehe .hhhhh
 ((ここで点字ブロックを超える))
 12 I : はい=
 13 S : = .hhhhh
 14 I : 道もきれいにしてるんですけど
 15 S : n n n :
 16 I : このななめは なんのためなのかと
 17 (1.0)
 18 I : [[いう感じで
 19 S : [[う : ん雨 雨が降った時に水が流れるように=
 20 I : =¥.hhうそ そんなためじゃないと[思うんですけど¥ .hhh [hhh
 21 S : [he he he he [ああ
 22 [そうか-つかね.
 23 I : [waa .hooo e : : .hhh ええ [:
 24 S : [he
 25 I : ええ [: : :
 26 S : [he
 27 I : そんなふかためのななめだったんです [かね : [hhh
 28 S : [() [he
 29 じゃあ=
 30 I : =hhhh
 31 どうでしょう
 32 I : .hhh (さあ)
 33 (1.0)
 34 I : で 今の押しボタンはもうほんとに無視していただいて :
 35 S : はい あれ今こ-押しボタンがあったんですか
 36 I : あ (そ) 点字ブロックがあったところがね
 37 S : ああ ああ ああ
 38 I : で : その [つぎ
 39 S : [この このお こっちのみぎっかわになんかおっきい建物があるんですか

01行目 I の「次に点字ブロックが出てきます」を「予告の開始」、05行目 I の「点字ブロックが出てきたところ」を「手がかり／境界」、同じ05行目 I の「押しボタン式の信号」を「目標」として聞く事ができる。01行目と05行目の「点字ブロック」は、その単語自体は同一だが、それぞれの位置と構成 (01行目 : 「次に～が出てきます」と05行目 : 「～が出てきたところが」) から、「予告の開始」と「手がかり／境界」と聞く事が十分に可能である。「タイミング調整」は、01、03行目に於ける「で このななめなかんみたいな感じ? の今歩道なんですけど」の挿入である。01行目から11行目の S の「ななめですね」まで I の歩数にして20歩

である。ここでIは歩道が斜めであることを点字ブロックが出てくる前の場所の特徴として記述している。ところが、点字ブロックを超える時点でSが斜めの話を続けているために、Iは結果的に「確認」できなかった。Iが実際に「確認」したかどうかはここでは別の問題である。そして、実はこの目標は（渡らない信号なので）相対的に重要ではなかった。IもSもそのように理解していることが38、39行目から分かる。二人とも次のトピックにシフトしようとしているからである。結果的にこの断片では、「確認」も「理解の指し示し」も見られない。

以上3つの事例では「確認」が見られない。しかし、それは、何らかの事情によってIによる「確認」が行なわれる前に、Sによる「理解の指し示し」が行なわれたことによって、Iによる「確認」がなくなかった（断片4、5）か、何らかのトラブルによって行なわれるべき「確認」と「理解の指し示し」が行なわれなかった（断片6）のものであり、「予告フォーマット」の変則事例ではあっても、「歩行訓練場面に於ける典型的な連鎖構造のひとつのモデル（仮説）」に対する反証事例ではない。注意すべきは、断片6は目標それ自体が相対的に重要ではなかったが、「確認」と「理解の指し示し」がなかったのはあくまでもトラブルのためであり、目標の重要性の低さ故ではないことである。

3.3 変則例2：「手がかり／境界」のない事例（断片7と断片8）

以下の2つの断片は「手がかり／境界」のない事例である。

断片7 【で ええ 先ほどの川橋辺りにもう少ししたら差し掛かります】

01 I： で ええ さきほどの (1.0) 川 橋

02 S： うんうん [うん ああ このへん

03 I： [あたりに もう少ししたら

04 S： ああ そうですね [ね へえへえ

05 I： [差し掛かります. で：：[：

06 S： [川 落ちないかな：？

07 I： 落ちないでh [す. ¥ぜっ：たいに だいじょぶです. ¥ はい.

08 S： [落ちないですか だいじょぶですか

09 [[やだなあ： ああ [ボチャーント

10 I： [[乗り越えないかぎりは [ここが橋ですnee

11 S： あ >ここが橋< [いま橋の上ですか

12 I： [はい () いまから [橋です [ここから

13 S： [あ [あここから あああ

14 I： で たぶん ここ 落ちたらもう死にます。[水ないです

15 S： [あ

16 I： そんな [なに.

17 S： [あ それは困りました.

01、03、05行目Iの「で ええ さきほどの 川 橋あたりに(もう少ししたら)差し掛かります」を「目標」、この発言の中に含まれている(03行目)「もう少ししたら」を「予告の開始」として聞く事ができる。「予告の開始」に先行して「目標」が発言されているが、大きな道路の反対側での訓練の時に既に一度渡った川

であるので、このような順番での構成が可能になっていると考えられる。この断片では「手がかり／境界」は欠如している。川、橋は重要なランドマークであるが、明確な境界が存在するわけでは必ずしもないようである。大きな道路の反対側で1回目と同じ川を渡った断片2でも、相互行為に若干の混乱が見られる。この境界性の低さが、01、03、05行目Iの「川 橋あたりに 差し掛かります」に見られる「(川 橋)あたり」「差し掛かる」という表現にも表れていると見ることができる。01行目から10行目のIの「ここが橋ですね」までIの歩数にして26歩である。「タイミング調整」は、05行目の「で：：：」で始まるが、Sの「川落ちないかな」が始まり、Iによる積極的なタイミング調整はない。川に落ちる落ちないの話の途中で唐突にIの「ここが橋ですねえ」(10行目)が発せられる。これに対してSは「あ >ここが橋<」(> <は、この間の発話が速い事を示す)(11行目)と応ずる。Sの早い発話は、10行目Iの発言の唐突さに対応しているように見る事ができる。これらはそれぞれ「確認」「理解の指し示し」と聞く事ができる。続くSの「いま橋の上ですか」は、「ここが橋」を「いま橋の上」に修復した形式での質問と聞く事ができる。さらにIはSの質問に対して「いまから橋ですここから」(12行目)と応答し、これに対してSは「あ あここから あああ」(13行目)と応じている。これらのやりとりは「確認」と「理解の指し示し」のやり直しと聞く事ができる。この10行目から13行目に見られる相互行為は、この断片に於いて「手がかり／境界」が欠如していることと無関係ではないと考えられる。

Iの「いまから橋ですここから」が発せられるタイミングは、実際Sが橋の上に足を運んだ瞬間である。Sあるいは視覚障害者にとっての「いま、ここ」は、晴眼者にとっての「いま、ここ」よりも範囲が狭い場合がある事が、Sへのインタビューから分かっている(例えば、レストランの建物の前であるがまだ入口ではない場所で晴眼者が「ここです」と言ったら、視覚障害者が、まさにその場所で店に入ろうとしたというような逸話がある)。10行目から13行目の相互行為はこの事とも無関係ではないだろう。

ところで、14行目以降IとSは再び川に落ちるトピックに戻っている。これは13行目に於いて予告フォーマット(とそのトラブルに関する連鎖のやり直し)が完結していることを示している。

断片8【で ええパチンコ屋さんが次今から出てきます】

- 01 I： で え： パチンコ屋さんが次(.)今から出てきま [す. なんで まあ あの
02 S： [はい.
03 I： 法科大学院のほうはもう終わっ [て建物はですね.
04 S： [はいはい
05 (2.0)
06 I： このへんからはパチンコ屋になります：. (.)で パチンコ屋に大きな駐車場が
07 ありますので [まあそういったのでまあちょっと道も (.)たいらというよりは
08 S： [ええ
09 S： はいはいはい.

01行目Iの「パチンコ屋さん」を「目標」、 「次 今から出てきます」を「予告の開始」、06行目の「このへんからはパチンコ屋になります」を「確認」として聞く事ができる。

この断片でも「手がかり／境界」は欠如している。ビデオの画像からは、「手がかり／境界」としてIがピックアップできるようなオブジェクトがないように見える。少なくとも触覚で分かる「手がかり／境界」はない。晴眼者の聴覚で分かるような聴覚的手がかりもない。ただ、この断片の直前でIがSを評して「(S

は) 建物が出てくるのが音で判断できているようだ」と語っている事からすると、IはSにとっては手がかりがあることを期待している可能性はある。とはいえ、「確認」としての発言に見られる「このへんから」という表現は、明確な境界がない事を示しているように聞く事ができる。さらにこの断片ではSによる「理解の指し示し」が見られない。これは、断片7に比べてもより境界性が低いからであろうと考えられる。01行目から06行目のIの「このへんからはパチンコ屋になります」までIの歩数にして13歩である。「タイミング調整」は、01、03行目の「なんでまああの法科大学院のほうはもう終わって建物はですね」という発言の挿入と05行目の2.0秒の「間」である。

以上2つの事例では「手がかり／境界」が見られない。境界性の低さによるものと考えられる。そのことは、「目標」の表現形式（「川橋あたり」「差し掛かる」「このあたりから」）にも表れている。また、この境界性の低さから、一方では「確認」「理解の指し示し」がやり直され（断片7）、他方では「理解の指し示し」が行なわれない（断片8）。

これら2つの事例も変則事例ではあっても、3.2の3つの事例と同様に「歩行訓練場面に於ける典型的な連鎖構造のひとつのモデル（=仮説）」に対する反証事例ではない。

3.4 変則事例3：「予告的指示」の内部の連鎖が欠如している事例（断片9～断片12）

以下の4つの断片は、「予告的指示」の内部の連鎖構造のうち何れか、場合によっては全てが欠如している事例である。

断片9【で ええ ま ときどき 自転車バイクとか あんまり走らないように 一応 車止めみたいなものは あるので】

01 I： で：ええ：mまときどき（.）自転車バイクとか

02 S： あ：：はいはい

03 （.）

04 I： あんまり走らないに（.）一応

05 S： はい

06 I： 車止めみたいなものは

07 S： あ：はい：

08 I： あるので（.）なんにもないわけじゃ：

09 S： ない[と（.）ね は：[え

10 I： [ないと（.） [はいまさにそれが：（（白杖が車止めに当たった瞬間））

11 S： これが：？

12 （1.0）

13 S： [[お

14 I： [[はい そういう車止めみたい[な

15 S： [＜くるまど [め＞

16 I： [ユージみたい[な

17 S： [あ：：

18 I： はい

19 S： この お：これはなかなか：やっかいですな. あ[りゃ：.

20 I :

[そうです そういったものが

この事例では「予告の開始」が明確に行なわれているようには見えない。さらに、「手がかり／境界」は明らかに欠如している。にも関わらず、この断片は確かに極めて奇妙ではあるが、それでも「予告フォーマット」の事例、少なくともその変則事例のように見える（本研究は、実は、この断片の奇妙さ「Iは何をしているのだろうか？」への注目から始まった）。これが、「予告フォーマット」の事例に見えるのは、「目標」＝「車止めみたいなもの」（06行目）、「確認」＝「はいまさにそれが」（10行目）、「理解の指し示し」＝「それが」（11行目）という「予告フォーマット」の後半の連鎖が揃っている事が大きく働いていると考えられる。また、01行目から10行目のIの「はいまさにそれが」までIの歩数にして20歩であり、この間ずっと「タイミング調整」が行なわれているように聞く事が可能であり、これも大きな理由となる。さらに、01行目Iの「で ええ」で始まる発言は、「で」によって）新しいトピックの始まりを投射している。少なくとも、形式的には「予告の開始」の形式に近いものがある。では何故この断片の始まり方は「予告の開始」になっていないのか。それは目標の性質によるのかもしれない。ここで目標となっている「車止め」は、Sの歩行にとって危険なものであり、本来ならばつからない方がよいものである。しかし、危険な物であるが故に、その存在をSに知らせなければならぬ物でもある。また、それはSにとって「突然出てくるもの」であり、その物の出現が事前に分かる境界のない物である。つまり、晴眼者と異なり、視覚障害者にとっては、それらは「予告的」なものではありえない。このような状況の中でIが取りうる方法のひとつとして、01行目から10行目に見られるような「出現の警告」という方法がある。Sが「車止め」に実際にぶつかる可能性は小さくはなかったが、ぶつからない可能性もたしかにあった。従って、この断片に見られる「タイミング調整操作」は多分に偶然に頼っている側面がある。しかし、それは、ぶつかる可能性を見越した上での操作であり、たんに結果的にそのようになったものではない。そのような意味に於いて、この断片の相互行為に「予告フォーマット」を想定することは十分に妥当であると考え^{注8}。

断片10【で また 岩があるのでそれを ずうっとそちら側に向かって行っていると だんだんと 入っていくことが で 点字ブロック踏んだらそこで】

01 S : mなんかある :

02 I : はい で また い : わがあるのでそれを : はい ずうっとそちら側に

03 向かって行っていると :

04 (.)

05 S : はい.

16 (.)

07 I : だんだんと (.) はい 入っていくことが>はい で 点字ブロック踏んだら

08 そこで< ((「踏んだら」の最後でSの足がブロックを踏み、「そこで」でSは足の向きをブロックの並びに合うように変え、歩幅を小さくする。ブロックを確かめるように見える。

09 S : ああ : :

10 I : 入っていただいたら

11 S : はいはい

12 (.)

13 I : だいじょぶかと

02行目の「ずうっとそちら側に向かって行っていると」を「予告の開始」、07行目の「点字ブロック踏んだらそこで」を「確認」、09行目の「ああ」を「理解の指し示し」として聞く事ができる。02行目から08行目のIの「そこで」までIの歩数にして12歩であり、この間ずっと「タイミング調整」が行なわれているように聞く事ができる。この断片に於いて「手がかり／境界」が欠如しているのは、「確認」の場所でそれが示されているからである。この断片の直前で正門から入ることがIとSの間で話されている。「目標」が欠如しているのは、IとSの間で「目標」である正門が既知となっているからであると考えられる。

断片11【で これをずうっと過ぎて行ってください。で 屋根がなくなります。もうちょっと行くと で 点字ブロックもなくなると】

- 01 I：で ま 上に屋根があるような [感じってわかります [か？
 02 S： [はいはいはい [わかります。
 03 I：はい。
 04 I：これをずうっと過ぎて行ってください。そうする [とね
 05 S： [はい
 06 I：()も一 まあ門みたいな感じなんですかね：？ (.) 正面入りぐち：
 07 S：なんかあった。
 08 I：これ受験しよう-受験者用に [案内板ですね。普段はないような気がします：
 09 S： [はい はい 受験はしません はい はい
 10 (0.6)
 11 I：で 屋根があってる [んですが はい 屋根がなくなります
 12 S： [ですよね：
 13 I：もうちょっと [行くと で 点字ブロックもなくなると
 14 S： [はい
 ((12行目の終わりでブロックの終点部分をSが踏む))
 15 S：はいはいはい
 16 I：で広い
 17 S：広くなると
 18 I：広場に おー [¥出されました。¥
 19 S： [ああ ああ ああ。

01、03行目の「で ま 上に屋根があるような感じってわかりますか？ これをずうっと過ぎて行ってください」を「予告の開始」、13行目の「で 点字ブロックもなくなると」を「確認」、15行目の「はいはいはい」を「理解の指し示し」として聞く事ができる。01行目から13行目のIの「点字ブロックもなくなると」までIの歩数にして30歩であり、この間ずっと「タイミング調整」が行なわれているように聞く事ができる。この断片に於いて「手がかり／境界」が欠如しているのは、断片10と同様に「確認」の場所でそれが示されているからである。この断片の直前で点字ブロックが途中からなくなることがIとSの間で話されている。「目標」が欠如しているのは、IとSの間でそのことが既知となっているからであると考えられる。

断片12【で 行かずに 行くと よいと】

- 01 I : [でその：なか入ったら] はい (.) なかに入ると法科大学院の方行くので
 02 S : [この壁にそって] は：い
 03 (1.0)
 04 I : 行かずに：(.) はい
 05 S : はい
 06 (0.4)
 07 I : 行くと：
 08 (2.0)
 09 I : よいと
 10 (1.6)
 11 I : [いう感じ (で) °すね °
 12 S : [でいま道にもうでました () [あの歩道ですよ
 13 I : [>あそうですく これで： はい
 14 左のほうのしゃおんとも並行になれてると [思うので：
 15 S : [はい はい
 16 I : もう元の道に戻って [いると
 17 S : [は はい
 18 I : いうことで
 19 S : へい
 20 I : まっすぐ (.) 行ってください。
 21 S : はい

今まで見てきた断片に於ける「予告の開始」の形式とは幾分異なるが、01、04行目の「その：なか入ったらはい (.) なかに入ると法科大学院の方行くので行かずに：」を、「予告の開始」として聞くことができる。この断片の直前で法科大学院の建物には入らないという事がIとSの間で話されている。そのような脈絡に於いて「で なかに入ると法科大学院の方行くので」と発言を開始するのは、「法科大学院の方には行かないで別の事をする事をこれから述べる事」を予告することになる。さらに「行かずに」と言語化する事で、次に別の事が述べられる事がより明確になっている。「よいと」(09行目)を「確認」、[でいま道にもうでました あの歩道ですよね」(12行目)を「理解の指し示し」として聞く事ができる。また、01行目から09行目Iの「よいと」までIの歩数にして14歩であり、この間ずっと「タイミング調整」が行なわれているように聞く事ができる。この断片でも断片10、断片11と同様に「目標」=「元の道に戻ること」はIとSの両者にとって既知である。「よいと」を「確認」とするのは、トランスクリプトからは理解しづらい面があるが、動画からはSが元の道に戻った瞬間に「よいと」が発せられていることが分かる。また、ここに至るまでの長いタイミング調整操作もこれが「確認」であると聞くことを妥当なものにしていると考えられる。

断片10、11、12は「手がかり／境界」と「目標」が欠如しているために、「予告フォーマット」ではないように見える。そのような状況の中でタイミング調整が行なわれるために、「実況中継的」にも聞こえる。しかし、上述の分析から明らかなように、「手がかり／境界」と「目標」の欠如には、構造的な理由があり、従ってこれらの事例も変則事例として考える事ができる。

4. まとめと議論

3.1の最後のパラグラフで提案した「歩行訓練場面に於ける典型的な連鎖構造のひとつのモデル（仮説）」に、以上の事例（断片）の観察・分析・記述を通して得た知見を加えると以下の様になる：

- ・歩行訓練士（I）と視覚障害者（S）による歩行訓練場面に於ける相互行為に見られる特徴的な形式のひとつを「予告フォーマット」と呼ぶ。
- ・「予告フォーマット」は1つの「基本的連鎖構造」と1つの「操作」から成る。
- ・「基本的連鎖構造」は「[予告的指示] + [(境界／目標の) 確認] + [理解の指し示し]」である。
- ・「[予告的指示]」の内部には「[予告の開始] + [手がかり／境界] + [目標]」という連鎖構造がある。
- ・「[予告的指示]」の内部連鎖の順序は実際の発言では様々な順序が可能である。
- ・「[予告の開始]」は「～すると」の形式が多い。「～」の部分には具体的なランドマークやオブジェクト（断片2、3、6、12）、時間・空間に関する抽象的表現（断片1、4、5、7、8、10、11）、あるいは具体的な動きの指示（断片1、5、10、11、12）が現れる。
- ・これらの連鎖は実際の発言では常にすべてが現れるわけではない。トラブルやその他の何らかの合理的事情によって、幾つかの連鎖が欠如することがある（変則事例）。
- ・「操作」は「手掛かり／境界または目標に達するまでの間のタイミングを調整するために発言を後方へと引き伸ばす」というものである。この操作を「タイミング調整（操作）」と呼ぶ。
- ・「タイミング調整」は、音の延伸、相対的に長い「間」、相対的にゆっくりした発話、様々な言語表現の挿入などによる複雑なターン構成などによって行なわれる。
- ・「タイミング調整」は、「[予告的指示]」から「[(境界／目標の) 確認]」までの間で行われる。
- ・この連鎖は、実際の目標地点から見て、時間的・空間的に「一定程度前」から開始される。この事例群（断片群）では、断片1を除いてIの歩数にして12歩から30歩である。この観点からは、典型例として挙げた断片1に見られる連鎖は実は全体に「押し込められた感じ」になっており、その結果として「タイミング調整操作」は顕著なものではない。

「[予告の開始]」は直接的に（断片1、5、10、11、12）あるいは間接的に（断片2、3、4、6、7、8）Sに対して動きの指示を与える働きをしていた。その開始時点での現在の動き（動き1）を、目標時点で別の動き（動き2）に変える事、即ち特定の場所で動きを変化させる事がここでのIの課題であり、相互行為しているSとIの両者にとっての課題である。目標での新たな動き（「曲がる」（断片1、4）、「渡る」（断片2、3、5）、「衝突を避ける」（断片9）、「入る」（断片10）、「出る」（断片11）、「戻る」（断片12））は重要な動き（の変化）であり、その動き（の変化）が起きる場所が来る事を事前に知っておく事は、歩行という身体運動を伴った空間知覚／認識にとって重要な事である（逆に「渡らない」場所（断片6）や「差し掛かる」だけの場所（断片7）や「過ぎる」だけの場所（断片8）では、それぞれそれなりの合理的な変則が生じている）。その特定の場所を視覚的に構造化できない場合に、リアルタイムで時空間を引き延ばしていく事、それが予告フォーマットのやっていることである。視覚情報を使えない視覚障害者にとって、「いま、ここ」の情報は極めて重要である。その意味に於いて、予告とは、「『いま、ここ』を後方に引き伸ばす事」である。したがって、予告フォーマットにとって決定的に重要なのは、「タイミング調整」であり、変則事例である断片9、10、11、12、とりわけ9と12はその事を如実に語っている。

「2 先行研究との関係」の最後のパラグラフでは、断片1がいかなる点で「歩行訓練場面に於ける典型的な連鎖構造のひとつ」として見ることが可能なかを明らかにすることで、(1)「異なる知覚経路

による環境知覚の間のすり合わせ」と「進行性」概念を踏まえた、Psathasの議論における "instructional examination formatted lesson" の問い直しと (2) 歩行訓練士の専門的ワークの部分的解明という2点の学的貢献が可能になると述べた。幾つかの変則事例を含めたこれまでの分析によって、(断片2と3も含めて)断片1を「歩行訓練場面に於ける典型的な連鎖構造のひとつ」として見る事が可能であることの幾つかの証拠を示せたと考える。

学的貢献の(1)については、Psathasが典型とした連鎖構造を、本論の活動事例に於いても基本的な部分に於いては見てとることができた。ただし、それは、視覚障害者と(晴眼者である)歩行訓練士の間の「異なる知覚経路による環境知覚の間のすり合わせ」と、「時間・空間的に進行性を持つ活動」という特性から、より複雑な形式を備えたものとなっている。さらに、この2つの特性と「タイミング調整」という操作が強く関連していることも示唆される。

そして、これらの知見と具体的な出来事の詳細な記述を持つ本論は、学的貢献の(2)についても幾許かの役割を果たすと考える。

注

1. 「歩行訓練士」の正式名称は「視覚障害生活訓練等指導者」。本論では通称である「歩行訓練士」またはinstructorの頭文字であるIを用いる。「歩行訓練士」に対応する英語表現はorientation and mobility specialistsであるが、specialistsの頭文字であるSは本論での訓練対象者である佐藤貴宣の頭文字として使用するの、ここではinstructorの頭文字であるIを用いる。佐藤貴宣は秋谷他(2014)の著者のひとり。歩行訓練とは、定められた条件のもとに視覚障害児・者が基礎的能力(知識、感覚・知覚、運動、社会性、心理的課題)及び歩行能力(歩行技術の習得と駆使、地図的操作、空間認知、身体行動の制御、情報の利用)を駆使して歩行できるようにすることを培うものである(芝田2010, p.5)。
2. ここで述べてきた考え方は、エスノメソドロジー・会話分析(相互行為分析)の理論、方法論に基づいている。これについては、Garfinkel(1967)、秋谷他(2014)の3.1などを参照していただきたいが、ここでは、その骨子を簡潔に述べたものとして西阪他(2008)を引く。第1に、実際に録音・録画された相互行為を扱うこと。すべての主張を、実際の録音録画のなかで起きていることに係留すること。そして、相互行為の細部を見逃さないこと。第2に、研究者が予め想定していること(話題の内容、性別などの社会的属性など、なんであれ)を、分析の前提に置かないこと。相互行為参加者たち自身が、自分らの相互行為を組織するために何をどう把握し、またどう対処しているのか、あくまでもこれを、その相互行為の具体的な展開に即して明らかにすること。
3. 会話分析(相互行為分析)に於ける「データ」とは、録音・録画を書き起こした「トランスクリプト」ではなく、録音・録画そのものを指す。本論で用いているトランスクリプトは、秋谷他(2014)で用いたものと同一の場面のものも含め、すべて新たに作成したものである。
4. 調査概要：調査対象とした歩行訓練は、2013年2月15日と同月27日に、京都市営地下鉄烏丸線くいな橋駅または深草駅と龍谷大学深草キャンパス間の屋外歩道で行なわれた。2月15日は、13時から2時間程度でくいな橋駅から龍谷大学までと、龍谷大学正門から非常勤講師控え室までの道のりを、27日は、13時半から2時間程度で深草駅から龍谷大学までと、龍谷大学正門から非常勤講師控え室までの経路を対象に実施された。歩行訓練をしている路上場面を前後2台の随行者によるビデオカメラ、障害者自身の胸元に備えた小型ビデオカメラ、合計3台によって記録した。歩行訓練の依頼者である佐藤は2013年現在36歳で、18歳まで先天性弱視であったが、以降光覚弁(明暗のみ判別することは可能)となった。今回歩行訓練を行ったのは、龍谷大学で非常勤講師を務める際の通勤のために上述の路上経路を用いる必要があったからである。歩行訓練を京都府庁から委託業務として請け負っている京都ライ

トハウスに佐藤が歩行訓練を依頼した。歩行訓練を依頼する際、通勤経路の情報は京都ライトハウス側には伝えているが、自身の視覚の程度、歩行の熟練度といった情報は伝えていない。したがって、歩行訓練士は歩行訓練当日に佐藤の空間認知能力や歩行能力を推し量る必要があったと言える。今回歩行訓練を担当した歩行訓練士は実務経験10年のベテランであった。

5. トランスクリプトの表記法は基本的に西阪（2008）の方式に依っている。記号の意味は以下のとおりである（使用順）：

,	音が少し下がって弾みがついている
:	直前の音が引き延ばされている
.	語尾の音が下がって区切りがついた
< >	発話のスピードが目立って遅くなる部分
[複数の参加者の発する音声が重なり始めている時点
(())	発話以外の注記
(.)	0.2秒以下の短い間合い
=	2つの発話が途切れなく密着している
> <	発話のスピードが目立って速くなる部分
sssss	ですよね このへん n 日本語の標準的な表記法では表せない音はローマ字で表記する
(1.0)	音声が途絶えている状態があるときは、その秒数がほぼ0.2秒ごとに () 内に示される
[[2人の話し手が同時に発話を開始する
]	重なるの終わり
()	聞き取りが確定できない箇所
¥ ¥	発話が笑いながらなされているわけではないけれど、笑い声でなされている
hehehe	笑いの一種
.h	吸気
下線	目立つ音、強い音
-	ことばが不完全なまま途切れている

6. 修復とは会話を組織するための手続きのひとつである。会話に於いてことばの選択・聞き取り・理解など何らかの問題が生じた際に、その問題を解決するための手続きのセットのことである。問題が起きた際にはそれまでの会話が中断されて問題が解決され、再び元の会話が開始される。問題のある場所を「トラブル源」、「何だっけ?」「え?」「誰?」などによって始められ中断が行なわれる部分を「修復の開始」、解決が実際に行なわれる部分を「修復操作の本体」と呼ぶ。「トラブル源」の話者自身が修復を開始する場合は「(修復の)自己開始」、聞き手が行なう場合が「(修復の)他者開始」であり、「トラブル源」の話者自身が修復の操作を行なう場合が「自己修復」、聞き手が行なう場合が「他者修復」である。断片2と断片4の例では、「トラブル源」の話者自身が修復の開始と修復の操作の両方を行なっているので「自己開始自己修復」である。詳しくはSchegloff, Jefferson, & Sacks (1977)を参照されたい。
7. 本論の立場は、如何なる意味に於いても「参加者がトップダウン的にこのフォーマットに従って相互行為を行なっている」というような事を示そうとしているわけではない。そうではなくて、参加者がその都度行なっている相互行為の中に見られる秩序を記述しようとするものである。この2つの立場は、同じ事を反対の見方から述べているものではない。
8. ここで見られたSが「危険な物」にぶつかるのをIは見守るというやり方は、本データの他の場所や、他の歩行訓練

のデータでもしばしば見られるものである。

引用文献

- 秋谷直矩・佐藤貴宣・吉村雅樹 (2014). 社会的行為としての歩行：歩行訓練における環境構造化実践のエスノメソドロロジー研究 認知科学, **21**(2), 207-225.
- Garfinkel, H. (1967). *Studies in ethnomethodology*. NJ : Prentice-Hall.
- 串田秀也 (2006). 会話分析の方法と論理：談話データの「質的」分析における妥当性と信頼性 伝康晴・田中ゆかり (編) 講座社会言語科学第6巻 方法 ひつじ書房 188-206.
- Mondada, L. (2012). Garden lessons: Embodied action and joint attention in extended sequences. In H. Nasu and F. C. Waksler (Eds.), *Interaction and everyday life: Phenomenological and Ethnomethodological Essays in Honor of George Psathas*. Plymouth:Lexington Books, 293-311.
- 西阪仰 (2008). トランスクリプションのための記号 [v.1.2 2008年1月] <http://www.meijigakuin.ac.jp/~aug/transsym.htm> (2016年2月2日)
- 西阪仰・串田秀也・熊谷智子 (2008). 巻頭言 特集「相互行為における言語使用：会話データを用いた研究」について 社会言語科学, **10**(2), 13-15.
- Psathas, G. (1986). Some sequential structures in direction-giving. *Human Studies*, **9**, 231-246.
- Psathas, G. (1990). Direction-giving in interaction. *Réseaux, Hors Série* 8 n° 1. 183-198.
- Psathas, G. (1992). The study of extended sequences: The case of the garden lesson. In G. Watson, & R. M. Seiler (Eds.), *Text in context: Contributions to ethnomethodology*, 99-122. New-bury Park: Sage.
- Psathas, G. & Kozloff, M. (1976). The structure of directions. *Semiotica*, **17**(2), 111-130.
- Schegloff, E. A., Jefferson, G. & Sacks, H. (1977). The preference for self-correction in the organization of repair in conversation. *Language*, **53**(2), 361-382. (=サックス、H.・シェグロフ、E. A.・ジェファソン、G. 西阪 仰 (訳) (2010). 会話における修復の組織—自己訂正の優先性 会話分析基本論集 (pp.155-246) 世界思想社)
- 芝田裕一 (2010). 視覚障害者・児の歩行指導—特別支援教育からリハビリテーションまで—北大路書房。

小規模高齢化集落におけるインフォーマルサポートの展開

Informal Support in Small-Scale Aging Rural Community

水 嶋 陽 子¹⁾

2015年11月4日受理

Abstract : In-home welfare network activities conducted by community care systems operated in the Satomi area, located in the northern part of Ibaraki prefecture, were investigated. Previous studies have indicated that in rural areas where the norms of reciprocity are strong, life support for elderly people are provided by their children living outside their home village. In the Satomi district, however, local residents have been providing support for the elderly for a long time. This study examined how the roles of communities and children were divided, from the perspective of social interaction. An interview survey was conducted in 2014, with members of an in-home welfare network (N=23). The results indicated that local residents supported elderly people's life needs that were recognized through interaction with the elderly, through the following types of care: socializing, an instrumental care, and intermediating. It would be difficult for children living outside the home village, who have become familiar with urban lifestyles to understand these activities, because their behaviors would tend to be different from people's activities that are based on principles of a rural society. It was indicated that children living outside the village did not effectively function in the community care systems. It is suggested that for the effective operation of community care systems, it would be important to improve the way to provide support for elderly people's needs as indicated to community life.

Key words : later life, informal support ,rural community

1. 問題の所在と本稿の位置づけ

家族が小規模化し、家族内での福祉ニーズ充足が難しくなりつつある。そのため、地域社会に生きる個人としての高齢者をいかに支えていくか、を問うべき時期になっていると指摘されて久しい。そのため社会老年学や家族社会学において、家族以外のだれがどの程度インフォーマルサポートを担うのかについて議論がされているが、その多くは都市居住高齢者を主な対象としている（西下, 1987 前田, 1988 平野, 1998 山口・冷水・斉藤・武居, 2011など）。農村部に居住する高齢者を対象にした議論は限定的である（石井,

2001 高野, 2008）。

農村部を主なフィールドとする地域社会学や地域福祉研究においては、過疎化が進行する小規模高齢化集落では、今もなお子ども（他出子）による支援が高齢者の生活ニーズの多くの部分を支えているとの研究報告は多く（高野, 2011 徳野, 2011）、また高齢者にとり、近隣世帯と他出子世帯では社会関係の原理の異なるため、地域社会の「助け合い」に対して無条件に期待することは現実的でないという指摘もある（佐久間, 2003）。そのため、社会資源が不足している農村部において、家族以外のどのような主体が高齢者の生活ニーズに応じるのか、不透明な部分が多い。

1) Yoko Mizushima : 常磐大学人間科学部准教授

そこで本報告では、地域ケア・システムが展開されている地域として、茨城県常陸太田市の里美地区（旧里美村）に着目する。ここでは永井（2003）に倣い、「地域ケア・システム」を、「一定の地域的範囲のなかで、行政機関、医療機関、福祉施設、住民グループなどが連携しつつ、高齢者本人やその家族にとって必要なサービスを提供する社会的ネットワーク」とおさえる。そして、地域ケア・システムの一部である地域住民による見守り活動を通して、農村に居住する高齢者の生活ニーズに対して、地域住民はどのように関わることができるのかを考えていく。なお、「見守り」とは、「高齢者のみ世帯の安否確認や社会的孤立の予防を目的とした活動」（下開，2011）の総称である。

2. 研究の目的と方法

2-1 先行研究 相互行為としてのサポートとそこにおける困難

地域で暮らす高齢者が増える中、見守り活動を実践する地域住民などのインフォーマルサポートが重要であると認識されるようになってきている。友人や近隣住民など非親族によるインフォーマルサポートは、専門家や子どもからの支援が充分でないときの代用とされてきた（いわゆる階層補完モデルCantor, 1979 Chappell and Blandford, 1991など）が、介護の社会化という文脈で見直しがされている。ヨーロッパでは財政難から公的サービスが縮小したため、サービス提供者間の区分がいまいになり、親族など素人が専門職の行ってきたケアを担う「ケア移転」がおきるなど、ケアミックスの複雑性（Fine, 2007）が高まっている。日本においても山口・冷水・石川（2006）は、高齢者は状況や担い手との関係により選好を働かせ、多様なケア実践を行っている」と指摘する。しかしサポート選好の議論は、サポート源の一つとして近隣や友人などインフォーマルなサポートを扱うが、サポートを求める高齢者の社会心理に関する議論であり、非親族が提供するサポートその

もの内容や特質に関する議論ではない。

欧米においては、インフォーマルサポートを提供する集団の構造的的特色や非親族が提供するサポートの社会的意義に関する研究が散見される。そこにおいては、インフォーマルサポートを行う素人は、専門家の「代理」や「補足」ではなく、対等な立場で関与しており、ケア提供の境界を橋渡し（bridging）する事例などが報告される（Fine, 2007 Ward-Griffen and V. Marshall, 2003）。また近隣住民やマンションの管理人、郵便配達人などが、高齢者の外出に付き添ったりクリスマスと一緒に過ごしたりなどの交際（socializing）を促進する支援や、食事を作るなどの道具的支援を担っているとの指摘もある（Barker, 2002 Duner, Nordstrom, 2007）。本稿は地域住民によるインフォーマルサポートの提供をテーマにするが、日本においてもケア選好以外の文脈での議論は手薄と言わざるを得ない状況である。そのため、親族扶養の規範が強い農村部において地域住民が担うサポートの実態については、ほとんど明らかになっていない。

なお、研究視点として、高齢者と（場合によっては複数の）ケア提供者との相互行為の中から「ニーズ」が生成する点を重視することを確認しておきたい。なぜなら第一に、高齢者への生活支援においては、高齢者本人はニーズとして認識していなくても他者から見て援助の必要性がある事柄（庇護ニーズ）への支援が大きいためである。高齢者とケア提供者の間には、二者の「関係性の中でつくられるニーズ」があると指摘される（齋藤，2008）。当事者ニーズは、特定のケアワーカーの「気づき」や「汲み取り」によってニーズが顕在化したり承認を受けたりして、生成するのである。第二に、固定した支援内容がないインフォーマルサポートは、支援の範囲確定が困難と言われているためである。地域住民による高齢者へのケア提供を研究したBarkerは、症状悪化により依頼される内容が重くなることへのストレスは少なく、むしろ関係の初期において、何をどこ

まですべきかが決まらないという関係構築に伴う困難さがあるという。同様の指摘は、日本においてもされている（「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」（2008）、高野、2012 黒岩、2014など）。

そこで本稿では、相互行為の視点から地域住民によるサポート活動（見守りと生活支援）に着目する。そしてもともと家族による扶養規範の強い農村部では、地域住民により発見されたニーズがどのように扱われているのかを、具体的に明らかにしたい。

2-2 研究方法

本稿は、まず里美地区で展開されている地域ケアシステムの現状を質問紙調査から明らかにし、その後、民生委員と福祉班長への聞き取り調査に基づいて、彼らが高齢者の生活ニーズに対してどのように対応し、結果的にいかなる地域住民の役割を作り出しているのかについて分析する。なお、各調査は常磐大学人間科学部において2014年度「社会調査実習」の一環として行われた。実査は、筆者と人間科学部現代社会学科の3年生5名が行った。本稿で利用した以外の質問項目の分析結果は、報告書（水嶋、2015）を参考。各調査の概要は以下のとおりである。

質問紙調査 2014年8月に、里美地区の在宅福祉ネットワークのメンバー全員（70名）を対象に、民生委員を通じて質問紙を配布し、郵送にて9月末までに回収した（回収数55票、回収率76.3%）。調査内容は、見守り活動の実態（見守り対象者の数、見守り活動の内容と頻度、生活支援の内容と頻度など）と在宅福祉ネットワークを担う人々の基本属性などである。

聞き取り調査 2014年6月に予備調査、同年8月に本調査を実施した。対象は、里美地区内の5つの町会に所属する、在宅福祉ネットワークのメンバーである。調査内容は、就任動機、見守り活動と生活支援の具体的内容、支援までのプロセス、見守り対象者の家族との関係などである。分

析の対象となる23名の基本属性は、表1参照。

3. 常陸太田市里美地区における地域ケアシステムの成り立ち

本稿は地域のインフォーマルサポートが展開する具体的な場として、里美地区で20年継続している在宅福祉ネットワークの活動を取り上げる。そこでまず、制度の設立経緯と現状を押さえておきたい。里美地区は、茨城県北部の中山間地に位置し、過疎化が進んでいる。平成6年当時、人口5,000人を割っており将来的にも人口増は望めず、特別養護老人ホームも無い地域においては、在宅で高齢者の世話をするしかないとの認識がなされ、当時の保健課長が、国のすすめていた地域ケアシステム推進事業として、在宅福祉連絡協議会（現・在宅福祉ネットワーク）を創設した。その目的は、住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、地域で見守り活動を推進することにおかれる。見守られる対象者は、地域で暮らす、65歳以上でひとり暮らしの虚弱者や障害者と、80歳以上の夫婦のみ世帯の虚弱者であり、見守りチームの結成は、民生委員などが見ていて、必要性を感じた時に周囲が高齢者本人に勧めてなされる。日常生活の場面で高齢者と接触し、見守り活動を実施するのは、地域の民生委員、近隣住民からなる「福祉班長」（小字単位の情報確認のため小字内でも離れた地区には「地域連絡員」）である。

平成16年の常陸太田市との合併後には、予算措置は打ち切れ、福祉行政としての継続は不可能となった。しかし同活動は社会福祉協議会里美支所の事業となり、各町会単位で民生委員を長にして活動を継続している。福祉班長、地域連絡員は、支部社協に登録をしたボランティアという位置づけになった。

福祉班長の主な活動は、自分が担当する地域居住の虚弱高齢者に対する見守り（安否確認）と定例会への参加である。定例会は、地域のコミュニティセンターなどで、一か月ないし二か月に一度開かれ、高齢者についての情報交換をしながら、

表 1. 聞き取り対象者基本属性

通番	性別	年齢	居住歴	NW役割	NW在職歴	家族構成	世帯人数	現職	地域役割	移動手段
a	男性	50代前半	誕生以来	民生委員	10～14年	夫婦と子ども	3人	常勤	無し	自車
b	男性	70代前半	誕生以来	民生委員	3～5年	夫婦と片親	3人	農業	無し	自車
c	男性	70代前半	誕生以来	民生委員	6～9年	夫婦と子どもと 両親	6人	パート・ アルバイト	老人会役員 社協運営委員	自車
d	男性	70代前半	誕生以来	民生委員	6～9年	夫婦と子どもと 両親	6人	常勤	社協運営委員	自車
e	男性	70代前半	40年以上	民生委員	10～14年	夫婦と子どもと 両親	3人	農業	社協役員	自車
f	男性	60代後半	60年以上	民生委員	10～14年	夫婦と片親	3人	常勤	無し	自車
A	女性	70代前半	誕生以来	福祉班長	6～9年	夫婦と子どもと 両親	6人	農業手伝い	無し	家族の車・ バス
B	女性	60代前半	37年	福祉班長	15年以上	夫婦と片親	3人	農業	無し	自車
C	女性	60代後半	50年以上	民生委員	10～14年	夫婦のみ	2人	無し	無し	自車
D	女性	70代前半	誕生以来	福祉班長	NW設立時	夫婦と子どもと 両親	7人	パート・ アルバイト	町会女性部	バイク
E	女性	50代後半	15年	民生委員	3～5年前	夫婦と子どもと 両親	4人	農業手伝い	無し	自車
F	女性	60代前半	誕生以来	福祉班長	NW設立時	夫婦と子どもと 両親	7人	農業	無し	自車
G	女性	60代後半	50年以上	福祉班長	10～14年	片親と子どもと 両親	5人	パート・ アルバイト	無し	自車
H	女性	60代前半	50年以上	福祉班長	6～9年前	ND	ND	ND	無し	自車
I	女性	60代前半	誕生以来	民生委員	6～9年前	夫婦と片親	3人	無し	食改委員 支部社協役員 公民館役員	自車
J	女性	60代前半	50年以上	福祉班長	6～9年前	片親と子どもと 両親	5人	農業	保健推進委員	自車
K	女性	60代前半	50年以上	福祉班長	NW設立時	夫婦と子どもと 両親	6人	パート・ アルバイト	無し	自車
L	女性	50代後半	30年	福祉班長	3年未満	夫婦と子ども	3人	パート・ アルバイト	無し	自車
M	女性	60代後半	誕生以来	福祉班長	10～14年	夫婦と子どもと 両親	4人	パート・ アルバイト	町会女性部	自車
N	女性	60代前半	誕生以来	福祉班長	3～5年	夫婦と子ども	3人	パート・ アルバイト	食改委員	自車
O	女性	50代後半	40年以上	福祉班長	3～5年	夫婦のみ	2人	パート・ アルバイト	無し	自車
P	女性	60代前半	40年以上	福祉班長	10～14年	夫婦のみ	2人	パート・ アルバイト 農業	無し	自車
Q	女性	60代後半	40年以上	福祉班長	3～5年	夫婦と子ども	3人	無し	町会女性部	自車
R	女性	ND	ND	福祉班長	ND	夫婦のみ	2人	パート・ アルバイト	無し	自車
S	女性	60代前半	39年前	民生委員	10～14年	夫婦と子どもと 両親	5人	農業	町会役員 食改委員 市社協	自車
T	女性	60代後半	40年以上	地域連絡員	10～14年前	夫婦のみ	2人	農業	町会女性部	自車
U	女性	60代前半	30年	福祉班長	10～14年前	夫婦のみ	2人	パート・ アルバイト	無し	自車
V	女性	60代後半	40年以上	福祉班長	NW設立時	夫婦のみ	2人	無し	食改委員 農協婦人部	自車
W	女性	50代後半	34年	地域連絡員	3～5年	夫婦と子ども	3人	パート・ アルバイト	町会女性部 食改委員	自車

見守り活動に役立てる。在宅福祉ネットワークの催しとして、見守り対象の高齢者を対象とする年2回程度のサロン会がある。そのためサロン会の運営と会への高齢者への勧誘、送迎を行う。また地域の町会や老人会が主催する花見や敬老会、懇親会、三世代交流会などについても、高齢者に周知し勧誘するなどの協力をする。福祉班長はこうした見守り活動を通じて、かつては同居子により対応されていたであろう高齢者の生活ニーズを発見しやすい立場にいる。本稿は、農村部において高齢者ニーズがいかに対処されるのかを追及するため、アンケート調査の結果を特に他出子に関連する項目に焦点を当てて見ていく。

4. 在宅福祉ネットワークにおける見守り活動の現状

4-1 見守り関係の概要

在宅福祉ネットワークに関わる民生委員には男性もいるが、福祉班長、地域連絡員としてこの活動に関わる人は、全員女性である。年齢層は、60代が約6割を占めている。在任期間も、「設立時から」「15年以上」という経歴の長い人々もいるが、「5年未満」という人々が約3割を占めている。

見守り活動の実態調査は、県や市など地方自治体単位で実施されることが多く、全国規模での統一的な実態把握は進んでいないため、参考までに山口県の状況と比較したい。ここで山口県を取り上げるのは、最も早くに見守り活動を開始し、活動が定着している県であるからである。なお、この調査の回答者は、県社協が県全域を対象に実施した見守りボランティアの研修会参加者であり、全数調査ではないものの、山口県全体の傾向をある程度、把握できるものと考えられる。この調査では、見守り活動の担い手は65歳から70代後半が中心であり、80代も一割を占める。そして活動歴も10年を超す人がほとんどである。それと比べると、里美地区の場合は見守りの役割が地域内で循環しているため、担い手の高齢化が食い止められ

ている、と言える。

設立時の理念として、家にいる時間が長い人（農家の主婦）に依頼し、その依頼された人の家族全員で見守ることになっていたが、今では、常勤やパート・アルバイトの人が3割を占めている。また家族形態は、核家族世帯よりも三世代同居世帯を含む「その他の親族世帯」の割合が高く、世帯人員の平均は3.9人であり、里美地区の平均世帯人員（3.02人）よりも大きい。就労形態の変化により、在宅の人に依頼することは難しくなっているが、地域の中の世帯規模の比較的大きな家族が、極少化した高齢世帯を支えている。

見守り対象者は、年齢は80代前半が最も多く、一人暮らし世帯と夫婦のみ世帯がほぼ同数である。見守り対象者の他出子は、「旧村内」は極めて少ないが、非該当の人を除くと、同一市内までの範囲に4割が住んでいることがわかる（図1参照）。そのため週末などを利用して、他出子による高齢者宅への訪問が可能である場合が多い。そうした他出子と在宅福祉ネットワークメンバーとの接点は、「ない」と「ほとんどない」が合わせて約3割、「年に数回」が約3割となっている（図2参照）。見守り活動をする地域と高齢者の家族の関わりを尋ねた数少ない調査の一つに、山形県酒田市で実施されたものがある（小関他、2012）。参考までにそれを見ると、民生委員であっても「担当世帯の家族・親族と連絡が取りにくい」という悩みは上位に挙がり、一人暮らし高齢者の家族との接点が「ない」の割合は36.6%となっている。里美地区の在宅福祉ネットワークのメンバーは、高齢者の家族と地域の接点が少ないと認識しているが、他地区の見守り活動と比べても接点がとりわけ少ない、とまでは言えないだろう。

4-2 生活支援に見る親子と地域の役割境界

代表的な見守り活動の実施頻度を見ると、「電話」はあまり利用されておらず、「外からの安否確認」「出会ったときに声かけ」などの直接的な見守りの実施率が約6割である（図3参照）。先

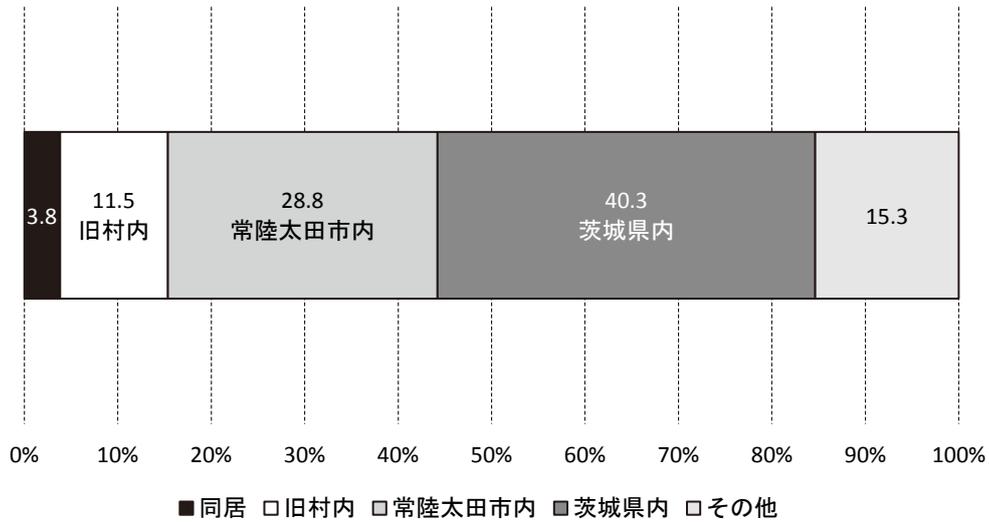


図1. 見守り対象者の子どもの居住地 (N=52)

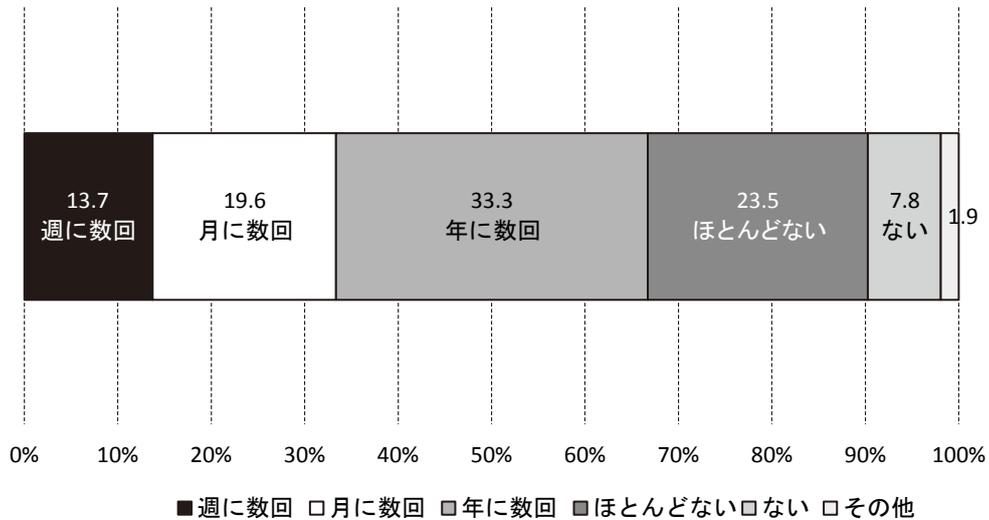


図2. 見守り対象者の子どもとのつきあい (N=52)

の山口県調査の実施率（自宅訪問7割、あいさつ8割）などと比べると低調である。しかし、在宅福祉ネットワークの事業である「サロン会への勧誘」「地域行事への勧誘」「自宅訪問」「おすそわけ」など、多様な機会で見守りがなされている。

また通常の見守り活動に加えて、さまざまな生活支援が実施されている（図4参照）。その内容

は多岐にわたるが、一番良く依頼され、また支援をするのは「買い物」である。「草刈り」「雪かき」「農作業」などは、高齢者から依頼されることは少ないが、支援をしている。反対に、居住地外へ高齢者を連れ出す必要がある「病院への送迎」「店への送迎」などは子供など家族の役割とみなされやすく、高齢者から依頼はされるが、支援の実施

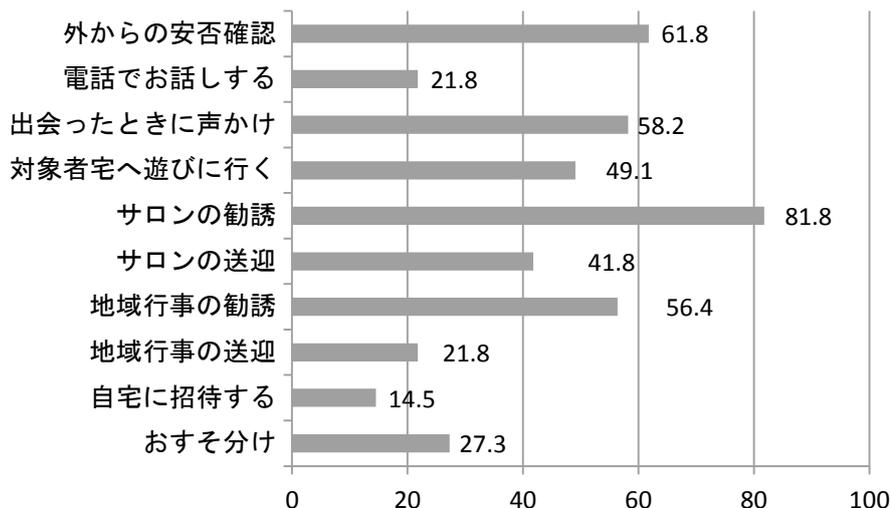


図3. 見守り活動の実施方法 (N=52)

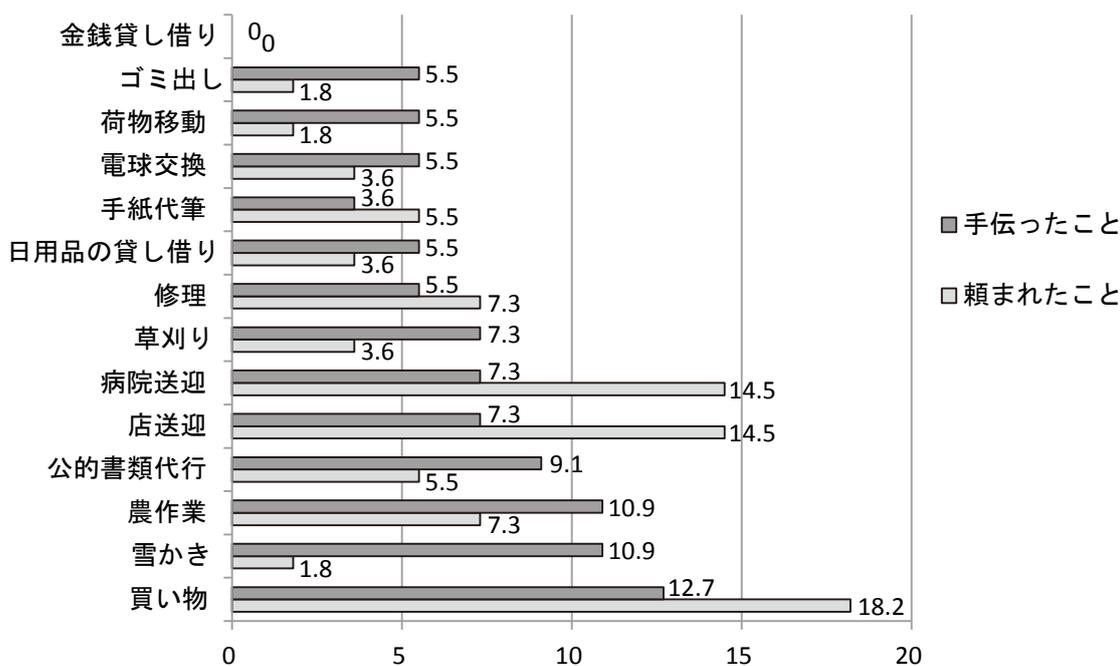


図4. 生活支援に関する依頼と実施 (N=51)

率は低い。次に意識面を見ると、「電球交換」「ゴミ出し」「日用品の貸し借り」「修理」「雪かき」「荷物移動」「草刈り」などは、地域で行うことを8割の人が受け入れている。居住地内で実施できるが、家の中やプライバシーに入り込まない生活支援は、在宅福祉ネットワークなど地域の役割とし

て支援がされやすい。反対に、「公的書類の代行」「金銭の貸し借り」などは家族の役割と見なされる傾向にある(図5参照)。次節では、このような活動実態と意識のもとで、高齢者の様々なニーズはどのように対応されるのか、聞き取り調査から見ていく。

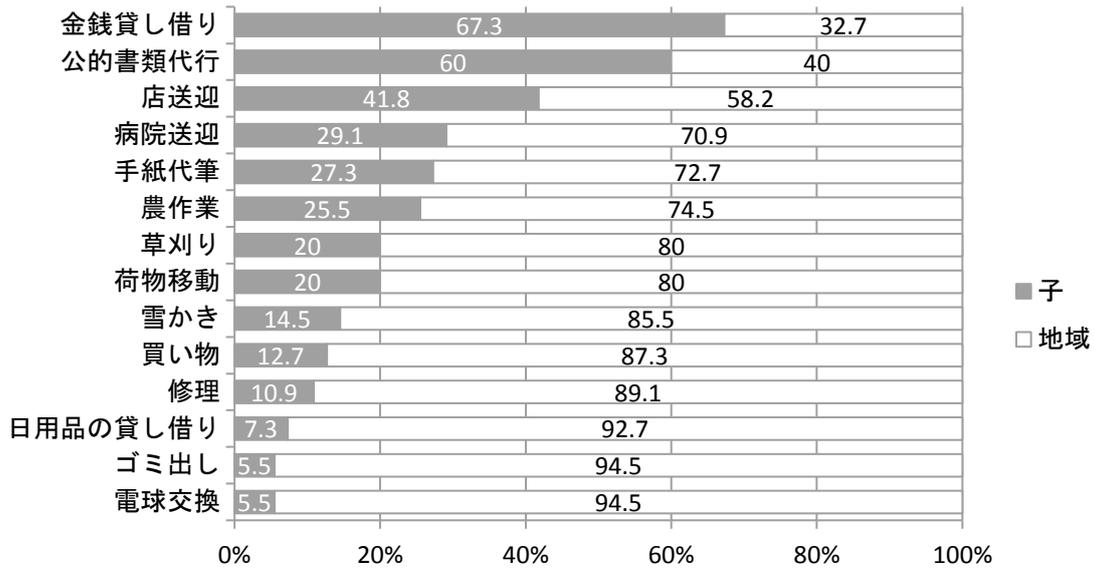


図 5. 生活支援に関する役割境界意識 (N=51)

5. 高齢者ニーズへの3つの対応パターン

聞き取りを行った23名の在宅福祉ネットワークのメンバーが実施した高齢者への生活支援を、欧米のインフォーマルサポート研究を参考に分類すると、対応には3つのパターンが見えてくる。発見された高齢者ニーズに対して、その1は、交際促進型支援であり、福祉班長が地域の行事や活動などに同伴したり配慮をしたりして、高齢者を励まし、結果的に高齢者が自身の日常生活を豊かにすることに繋がるもの。その2は、道具型支援であり、福祉班長が自分（や家族）の生活の延長線上で手段的な支援をするもの。その3は、橋渡し型支援であり、福祉班長が直接に支援をするのではなく他の機関につなぐことで高齢者が支援をうけるものである。

5-1 交際促進型支援

多くの福祉班長が、農作業や料理などについて、高齢者に聞いてあげることが大事であるという。得意なことで頼られたり、聞かれたりすることで、高齢者の地域参加が促されたり、活性化されたりする。「地域の人がかかる、という安心感が

ね…。自分の話しか出来ないおばあさんも、声をかけられるのがうれしくて。」(Fさん)というように、地域内での集まりに度々勧誘をしたり、雑談をしたりすることは、見守りにおける「不安解消」という要素を実現している。いわゆる情緒的援助は、話を聞く、共感するなどであるが、ここで展開されているのは、高齢者の背中を押し、社会参加を奨励する支援である。また雑談の中で、間違った世間話や噂話をはっきりと訂正することも、行われている。

自作の野菜や加工品は農村部においてはコミュニケーション・ツールとなっているため、自家消費用の野菜や家で取れた梅で梅干を大量につくる人が多い。「私はいやじゃないので、(梅干を)もらいます。どうやってつくるの?とお話を聞いてほしいのですよね」(Uさん)というように、自分で好きにあげられる野菜や加工品を作ること、承認欲求が満たされる。それ故に、「お子さんにあげたいんですよ。だから大根や玉ねぎかな、年寄りが作らない野菜を一年分あげてね…。そうすれば子どもにもあげられる。」(Wさん)こうした行為は、高齢者と他出子のコミュニケーション活性化を支援する行為である。

高齢者が集うサロン会は在宅福祉ネットワークの活動であるが、それ以外にも「お茶会」「手芸会」など、より小さい範囲での会合が開かれる地域も複数ある。福祉班長宅や集会所などで、足腰が弱くなり、立ち話ができなくなったお年寄りが集まって雑談できるように、と企画される。頻度や規模、内容は地域により異なるが、福祉班長が話し相手になるだけでなく、高齢者の集まれる場を提供している。もっとも、外出に不安を覚える高齢者を無理に参加させ、出先で事故になった場合の、家族とのトラブル防止の為に、勧誘はしても参加するかどうかは本人の意思を尊重する。

5-2 道具型支援

見守り活動の主目的は対象者の安否確認であるが、「私がわざわざっていうのはないけど（見守り対象者の）家に行ったときに気がつくことがあればやっちゃったりもするけどね。」（Qさん）などというように、高齢者との関わりの中で、ゴミ出しに30分かかっているとか、畑への近道がふさがれて遠回りをしているなどのニーズが発見され、福祉班長や民生委員が手助けする項目がある。代表的な生活支援は、買い物、農作業などである。福祉班長などの立場で生活支援をする際には、その人のために改めてするのではなく、家族の（自分の）用事のついでに行うことが多い。高齢者からも依頼されやすいのは、買い物や、高齢者を買い物に連れて行くことであるが、それらは、「自分の家のばあちゃんも兼ねて、一緒にお店まで連れて行く。」（Kさん）「わざわざ出てくわけじゃない。わざわざ行く人に対して頼むのは年寄りだって気が引けるし、仕事に行くんだからいいよって（言っています）」（Pさん）という具合である。

電球交換や荷物の移動、修理などは、高齢者が依頼する前に支援をしているが、それは回覧板をまわすなどで立ち寄った際に困っているのを目撃したり、尋ねられたりして手伝っている。

チラシを持っていったとき、わからずにいたか

ら、電気毛布の使い方を教える（Bさん）

「何やっているのー」とのぞいたら 細かな白菜の種を入れる（めがねをかけても見えない）のが難しいので、一緒にやった。（Oさん）

この他にも、例えば仏壇の水の入れ替え、農作業用の土の袋の移動、蜂の巣の駆除、資源ごみのゴミだしなどは、その場で行うことが必要な生活支援であり、近くで暮らしているから気づく高齢者のニーズへの対応といえる。福祉班長がいなければ高齢者は諦め、不便を甘受するしかない。潜在しているニーズが福祉班長の関わりで表出するため、庇護ニーズの一種といえる。

さまざまな生活支援はするが、福祉班長の多くは家の中には入らない範囲での支援にとめている。例えば、以下の2人のような具合である。

村内に店がないから、のせてってやる。いつまた来られるかわからないから買いすぎ。持ちかえるリュック持参し、それを家に運ぶのも一仕事。家の中までは行って整理はしない。（Hさん）

独りになった直後、畑におなべ持ってくるから、「お水をこの辺まで入れるよ」と料理方法を教えた。野菜の煮付け、味噌汁など。ウドが取れると、あげるときに、食べ方も教える。お勝手には入らないけれど。（Wさん）

そして班長たちは、支援の範囲を常に見直している。例えば金銭や公的な手紙などの預かりはトラブルをきっかけに打ち切られる場合もあり、また高齢者の子どもとの関係や体調によっても変化する。家族と地域の役割境界は、高齢者との相互作用の中でつくられる。「遊びに来たあとに電話があり、お財布ない？とたずねられた。（それから）お年寄りのお金や公的書類には手を出さないようにする。」（Kさん）とか、「通販の書類を書く手伝いをしたことがあるが、揉め事があったから、今は手伝わない。」（Vさん）などである。

通院に関するサポートは、緊急時と安定期は地域で対応するが、症状の変化がある時期は関わらないようにする。買い物に関しても、雑貨や日持ちをしないものは地域の人が請け負うことが多

いが、好みが反映されやすい食品や衣類については地域の人は頼まれない。このように、在宅福祉ネットワークはさまざま支援をするが、地域の人間としては手を付けられない部分もある。

5-3 橋渡し型支援

インフォーマルサポートの提供者が、高齢者のニーズを公的なサービスなど他の支援者につなげることは、「橋渡し」や「媒介」と表現される。里美においても、見守りで発見されたニーズのうち、その場で解決対応の難しいものは、定例会など公的な場での相談に持ち込まれる。定例会は見守り対象者に関してだけでなく、福祉情報についての情報交換の場である。民生委員を中心に、また場合によっては社協のケアコーディネーターを交えて、どのような福祉サービスや施設利用を勧めればよいかが検討される。そのため、在宅福祉ネットワークは高齢者をサポート提供者へとつなげる役割を担う。実際に、里美地区で高齢者ニーズの橋渡しする先となっているのは、以下の組織である。

シルバー人材センター：草刈りについては、週末に他出子が来る場合もあるが、本人や他出子ができない場合には、「周りの家にも迷惑だから、しなくちゃいけない」として、シルバー人材センターに依頼するルートが普及している。民生委員や班長が利用を勧める場合もある。野菜の植え付けや畑の掘り起し、木の剪定なども、高齢者が自分でシルバー人材センターに依頼することが多い。

あいタク：交通の便が無く、外出が自由にならないお年寄りに向けて、外出支援サービスの一つである予約制のタクシー「あいタク」を、外出時に使えるように、利用方法を教える。

デイサービス：高齢者が、一度デイサービスに行き始めたら、もっと行きたくなくなったため、申請して利用できる日数を増やした。

町会：ゴミ当番と区会の班長は、多くの地区でその地で生活をする限り、担う役割の一つであ

る。そうした輪番制の当番を、年齢を理由に免除世帯にしてもらう、という選択肢がある。在宅福祉ネットワークの人が、そうした地域の役目について免除意向があるか、本人に尋ねる。

このように、在宅福祉ネットワークは地域にあるさまざまな組織やサービスと高齢者を橋渡しするが、高齢者ニーズの橋渡し先として子どもは選択肢となっていない。以上より、地域住民から高齢者の家族（他出子）への配慮が多くみられる。そこで最後に、高齢者ニーズをめぐる、地域住民と子どもの関係を見ていく。

6. 地域における互酬性と子どもの生活様式の齟齬

住民参加型在宅福祉サービスの課題は、財政難、担い手不足、高齢化と言われている。里美地区でも在宅福祉ネットワークの担い手不足を指摘する声はあるものの、発足当初からの規模を維持している。見守りの動機としては、輪番制の地域の役割に近い認識で、「(町会長や民生委員から)頼まれたから」「順番だから」「前の人が車の運転が難しくなったから」などと回答する人が多い。同じ地域に住んでいる、という帰属意識に加え、もともと移動性が低く、通婚圏も狭い。そのため自分の親も別の地域で地域の方に世話になっている(なった)ことが、地域の高齢者を見守る際の動機付けとなる人もいる。見守りへの参加は、一方向的なものではなく、自分の親が(別の地区で)在宅福祉ネットワークの世話になったからという互助的關係として理解し、在宅福祉ネットワークへの参加を重んじる。また中には、三人目のPさんのように、現在の活動に、次世代との互酬性を期待する人もいる。

親が別の地区で世話になっている母が痴呆になりそのときにネットワークにお世話になって、母が亡くなった頃に前の人から辞めたのでその代わりに入りました。(Aさん)

自分の母親も(違う地区で)一人暮らしで…、そういうほら、世話になっているから

じゃあやってみようかなというのも半分ありました。(Nさん)

自分たちの老後を見てもらいたい。だからね、今のこのシステムが次の若い人に受け継がれて行けばいいのだけどね…(Pさん)

在宅福祉ネットワークが他出子と接点を持つことは少なく、接点がある場合には齟齬が語られる。見守り対象となる高齢者の子どもの居住地は、常陸太田市、矢祭町(福島)、日立市などを中心に親の家から日帰り圏内に広がっている。そのため、土日に数時間来て、息子や娘が掃除、草刈りをする、日用品や食糧を届けるといふ姿を見ているが、見守り対象者の子どもと会ったり話をしたりする頻度は低い、と認識している。そして多くの方は、地域の見守り活動と子供を切り離して理解する。

見守りは地域でやっていることだから、子どもは別。(Gさん)

子は見守りの人に挨拶ある。だけれど、期待されていない。しゃべっているとわかる範囲で見守るだけ。外から見ているだけで責任はない。(家の)中までは入らない。子には頼まれていないから、お礼も言われない。それで当たり前。(Wさん)

このように割り切る人がいる一方、他出子との関係に不満をもつ人も存在する。

子どもが帰省しても、挨拶に来ない。地域で見ているって考えないから、こないよ。あとから、アラ来ていたの〜で、なんだか。(Kさん)

地域の人へ高齢者を見てもらっているという意識がない。帰ってきたら周囲に挨拶がない。おかずつくって持っていつているのに…帰ってきたときぐらい行き逢ったら挨拶してほしい。親の家は死んだら空き家のまま(Iさん)

評価はわかるものの、地域で実施されている見守り活動や福祉班長の存在が、他出子から認知されにくいことは明らかである。子どもは他出し

ているがゆえに地域の関係が見えず、福祉班長やネットワークを素通りする行動様式をとりやすい。

表にいる子どもは楽でしょ。外に住んでいる子どもとのつながりはない。息子さんの顔もわからない。見守りをしている高齢者のことで子ども宅へ電話をしたら、最初は「お宅、何ですか?」と怪訝な対応をされる。(fさん)

子どもとは話したことがない。(Eさん)

離れて暮らす親への「介護」とは何かを調査から検討した西野(2011)によると、行政への申請や金銭関係で本人の手続き能力に心配なもの代行、車を使っての大きい物の買い物、医療や福祉の担当者や、親戚・近隣へのあいさつなど、地域の中で親の顔を立てるための行動があるという。子どもに期待されるのは、直接的なケアではない。離れていながら、親と親を支える医療・福祉や諸制度とをいかにスムーズに媒介するか、という一見わかりにくい課題に応じている。…子どもによる、こうしたわかりにくい課題は、専門サービスによる専門処理に任せることができる都会の生活様式からははみ出すような課題である、と指摘する。

しかし実際には、見守りネットワークを素通りする子供の対応がある。ある男性(aさん)は、「子どもは(時々帰ってきて親の衰えを見るとびっくりして)直接市役所に電話したり、福祉課に行って相談したり。おそらくは組織(在宅福祉ネットワーク)を知らないのではないかと思います。困ったならば役場に行けばいい、となっている、行けば簡単ですから」という。それは、都市の生活様式に慣れた子供からはごく当たり前の「介護」のやり方であるが、住民同士の相互扶助により生活上の課題を解決する農村の生活様式の延長につくられた在宅福祉ネットワークとは相いれない対応である。同じ原理を共有できる存在として子供が入りこむことの難しさを示している。

そうした他出子は高齢者が問題を引き起こした

際には、福祉班長に対して「お互い様」では終わらず、お礼などで謝意を表すが、それは福祉班長達が準拠する互酬性の規範に反するので、かえって戸惑いを生じさせる。

緊急通報を鳴らしたお年寄りへの本人確認は大変だった。認知の進むお年寄りのため（自分）一人では家の中に入りたくないのに…（出勤した）消防からは、本人に確認を取るように依頼されるからね、行って見るとそこ（を）歩いているのを皆見ているのに（複数人で対応。民生委員から経緯を子どもに連絡。）また後から娘さんがジュースをもってお礼に来たから、急いで石鹸をお返しにしなきゃいけないくて、「もうやめて。地域で出来る範囲で見ているから」という思いになりました。（Mさん）

ま と め

本稿は地域住民によるインフォーマルサポートの提供をテーマに、とりわけインフォーマルサポートが根付かないといわれる農村部において地域住民の発見した高齢者のニーズがどのように扱われるのか、をみてきた。家族による扶養規範が強い地域において、20年にわたり地域住民によるサポートを継続しているのが、ここで取り上げた在宅福祉ネットワークの活動である。

本稿から得られた知見を整理すると、第一に質問紙調査からは、高齢者ニーズを地域住民が家族の役割と地域の役割とにふるいにかけていることが確認できた。在宅福祉ネットワークは近隣性を發揮して高齢者のニーズをくみ取っているが、それらのうち、金銭関係や居住地からの移動を伴うなど、ニーズはあっても支援が見送られがちなものと、反対に、電球交換や農作業補助など、発見とほぼ同時に（時には高齢者から依頼されるよりも前に）対応がなされるものがある。その点で、地域で実施しやすいサポートと家族が担当すべきとされるサポートについて、明示的でないにせよ地域住民により引かれている境界があることが分か

る。

第二に聞き取り調査からは、地域住民によるニーズへの対応には、「交際促進型」「道具型」「橋渡し型」の3パターンが確認できた。現状では、福祉班長の家族規模は大きい。つまり、地縁組織の中に在宅福祉ネットワークという新たな制度を導入し、三世代同居世帯など比較的資源の豊富な世帯が、集落内に多くいる独居高齢者への子どもの役割をある程度まで担うという図式である。今後の継続を考えればこのネットワークに集落外の子どもを組み込む必要があるだろう。

しかし、「橋渡し型」で見たように、在宅福祉ネットワークは高齢者のニーズへの「媒介者」として活動するが、媒介先の選択肢に「子ども」は存在していない。発見プロセスと対応プロセスは本来違うのであるが、現状として、地域住民の発見したニーズへの対応には、他出子は組み込まれていないのである。

第三に、地域と他出子との間には、高齢者ニーズの取り扱いをめぐる齟齬が出やすいことが明らかになった。欧米のインフォーマルサポート研究と比べると、日本の農村部のケースとしての本稿からは、地域住民の、高齢者家族への配慮（遠慮）が各所に見られた。地域住民のサポートは、家族がすべきとみなす範囲に踏み込まずにおり、その点で家族によるサポートと競合していない。しかし、地域で発見されたニーズが、他出子など高齢者の家族に伝達される仕組みはできておらず、ニーズへの対応に問題があることが分かる。他出子を組み合わせることの難しさは、農村の相互扶助をベースにした在宅福祉ネットワークと、都市の生活様式の対立といえる。

本稿は一地域を事例に、都市に比べインフォーマルサポートが不在とみなされやすい農村部において、子どもによるサポートと併存するかたちで、地域住民が高齢者の生活ニーズに対応していることを示した。ここでは他出子の中にある差異にまで踏み込めなかったが、他出子の中にも、地域の行事や共同作業などムラのつきあいに参加す

る場合と、不参加の場合があり、それにより高齢者ニーズへの地域の人々の対応が異なることは予想に難くない。また民生委員と福祉班長でも意識の差はある。そうした詳細を書き分けることとともに、農村部において、地域住民によるインフォーマルサポートは、いかにすれば他出した子どもと連携できるのか、検討を深めたい。

引用文献

- Barker, J. C., (2002). Neighbors, Friends, and Other Nonkin Caregivers of Community-Living Dependent Elders, *Journal of Gerontology: SOCIAL SCIENCES*, **57B**, 3, S518-167.
- Cantor, M. H., (1979). Neighbors and Friends An Overlooked Resource in the informal Support System, *Research on Aging*, **1**(4), 434-463.
- Chappell, N., Blandford, A., (1991). Informal and Formal Care: Exploring the Complementarity, *Ageing and Society*, **11**, 299-317.
- Duner, A., Nordstrom, M., (2006). The Roles and functions of the informal support networks of older people who receive formal support: a Swedish qualitative study, *Ageing and Society* **27**, 67-85.
- Fine, M., (2004). Care: Renewing the Social Vision, *Australian Journal of Social Issue*, **39**(3), 217-32.
- Fine, M., A., (2007). *Caring Society? Care and the dilemmas of Human Service in the Twenty-First Century*, Palgrave macmillan.
- 平野順子 (1998). 「都市居住高齢者のソーシャルサポート授受」日本家族社会学会『家族社会学研究』**10**(2), 95-110.
- 稲葉昭英 (2013). 「インフォーマルなケアの構造」東京大学出版会『親密性の社会学』227-244.
- 石田路子 (2001). 「単身高齢者の生活支援と親族ネットワーク」『日本の地域福祉』**14**, 58-70.
- 小林良二 (2011). 「虚弱な高齢者に対する地域住民の「見守り」について」東洋大学福祉社会開発研究センター編『地域におけるつながり・見守りのかたち』中央法規, 300-325.
- 小林良二 (2013). 「地域の見守り活動」『共同性の福祉社会学』東京大学出版会, 159-181.
- 黒岩亮子 (2014). 「高齢者福祉における支え合い活動の展開と課題」『社会福祉研究』**119**, 57-64.
- 前田尚子 (1988). 「老年期の友人関係」『社会老年学』**28**, 58-70.
- 小関久恵, 澤邊みさ子, 武田真理子, 照井孫久 (2012). 『平成23年度酒田市大学まちづくり事業 酒田市におけるひとり暮らし高齢者の見守り活動の担い手に関する調査研究報告書1』酒田市.
- 常磐大学社会調査実習水嶋班 (2015). 『フィールドワーク実習報告書第30集 茨城県常陸太田市里美地区における在宅福祉ネットワークに関する研究』.
- 永井彰 (2003). 「地域ケア・システムの形成と展開」東北社会学研究会『社会学研究』**73**, 89-110.
- 齋藤暁子 (2008). 「高齢者のニーズ生成のプロセス」上野・中西共編著『ニーズ中心の福祉社会へ 当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院, 70-90.
- 佐久間政広 (2003). 「地域社会における「助け合い」の可能性」東北社会学研究会『社会学研究』**73**, 49-69.
- 高野和良 (2008). 「地域の高齢化と福祉」堤マサエ、徳野貞雄、山本努編『地方からの社会学』学文社, 118-139.
- 高野和良 (2011). 「過疎高齢社会における地域集団の現状と課題」福祉社会学会『福祉社会学研究』**8** 東信堂, 12-24.
- 高野和良 (2012). 『山口県内見守り活動に関する実態調査報告書』社会福祉法人山口県社会福祉協議会.
- 徳野貞雄 (2011). 「集落の維持・存続の分析枠組み」福祉社会学会『福祉社会学研究』**8** 東信堂, 25-41.
- 直井道子 (2001). 『幸福に老いるために一家族と福祉のサポートー』ミネルヴァ書房.
- 西野淑美2011 「出身地域とのつながりの変化と生成」東洋大学福祉社会開発研究センター編『地域におけるつながり・見守りのかたち』中央法規, 91-111.
- 西下彰俊 (1987). 「高齢女性の社会的ネットワーク」『社会老年学』**26**, 43-53.
- 上野千鶴子 (2011). 『ケアの社会学』太田出版.

山口麻衣、冷水豊、石川久展 (2006). 「フォーマルケアとインフォーマルケアの組み合わせ選好と地域特性との関連：高年住民のケア選好に着目して」『日本の地域福祉』**20**, 87-97.

山口麻衣、冷水豊、齊藤雅茂、武居幸子 (2011). 「大都市独居高齢者の近隣住民・知人による声かけ・安

否確認に対する選好」『日本の地域福祉』**24**, 21-31.

Ward-Griffin C.and V. W. Marshall, (2003). Reconceptualizing the Relationship between “public” and “private” eldercare *Journal of Aging Studies*, **17(2)**, 189-208.

大学生を対象としたストレスマネジメント教育が感情状態に及ぼす効果について

The effects of stress management education on university students' feeling state.

馬 場 久美子¹⁾

2015年10月20日受理

Abstract : In recent years, much attention has been paid to stress management education in the field of industry, education and medical care. In this study, I carried out a stress management course for 11 university students. The course was designed to learn concept of stress and how to cope with stress. From the results of comparing state of their feelings before and after the course, points of positive feelings and of resting state after the course was increased and negative feelings was decreased. All students could be conscious of their own positive feelings and resting state, nevertheless a few students couldn't before the course. In the free description after the course, there were affirmative reflections like "it was fun", "I feel relieved to get to know that I can cope with stress by myself", and "I'd like to study about stress management more". These results suggested that state of feelings could be changed to positive feelings by stress management education. It was the only 90 minutes course, but the course could have effects to make participants to realize that their feeling state could be changed more positive state. (184words)

Key words : stress management education, university students, positive feelings, negative feelings, resting state

問題と目的

近年、メンタルヘルスを整えることに関して、予防的なストレスマネジメント教育が産業・教育・医療の現場で注目されてきている。筆者は臨床心理士として、メンタルヘルスの不調を訴えて病院を受診しているクライアントに対して、治療の一環として心理療法を行う機会がこれまで多かった。それと同時に最近では、まだ症状や不調を訴えていない社会人に向けてメンタルヘルスに関する講習を行う機会も増えてきた。一方で、大学で心理学科に所属する臨床心理士資格を有する教員としては、大学生に対してストレスマネジメントに関する講習などを行った事はなかった。これ

までは、一般の講義を通して臨床心理学に関する正確な知識や理解の枠組みを示すことで、学生が自らの問題意識と重ね合わせて自主的に考える機会を提供するに留まっていた。講義受講者の中には、自身の葛藤や悩みについての理解の枠組みを得て、精神的に落ち着いたという感想を述べる受講生もあったが、それは問題意識を持って講義を受講している一部の学生にのみ当てはまることだと思われる。そういった意味では、現在はとりたてて問題を自覚していない者に対しても、自らのこと、あるいは身近な他者のために活かす知識や方法という観点で、大学の講義としてストレスマネジメント教育を取り入れていくことは有益であろう。

1) Kumiko Baba : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教員

さて、ここでストレスについての考え方を確認しておく。ストレスという用語を専門的に用いたのは生理学者であるSelyeが最初である。Selyeは、動物に様々な身体的なストレスを与えると、刺激の種類に関わらず、共通の身体的変化を発現することを発見した。そしてストレスを、「外界からのあらゆる要求に対する生体の非特異的反応」と定義し、ストレスを生じさせる刺激をストレスと呼んだ。なお、本来ストレスはストレスに対する反応のことを意味するが、一般的にストレス反応と同義に用いられているため、本研究でもストレスという用語を単独で用いる際にはストレス反応と同義に使用するものである。

今日では、ストレス、すなわち、生活上の出来事・社会環境・作業環境・自然環境（環境条件）といった外界刺激が直接ストレス反応を引き起こすのではなく、遺伝的要因である気質や体質、個人の性格特性・価値観・認知的評価・ストレスへの対処（個人条件）といった媒介要因もしくは緩和要因がストレスとストレス反応との間に介在するという考え方が多くの支持を得ている。これは、一方向的な、あらかじめ固定された関係を示す、原因—結果モデルとはきわめて

対照的に、二方向的な相互規定関係のモデル、すなわちトランスアクション・モデルという考え方を基盤にしたストレス理論である（Lazarus & Folkman, 1984 本明・春木・織田監訳, 1991）。同一のストレスに晒されても、個人条件が異なればストレス反応の出現の容態は違ってくる、という考え方である。

対処（以下、コーピング）については、ストレス、認知・媒介要因としての認知的評価、ストレス反応としての情動的・身体的興奮などのストレス関連現象とコーピングの種類を図示したFigure 1を元に説明する（大野, 2005）。まず、ストレスに対するコーピングとは、ストレスを除去、あるいはその効力を弱めるために、ストレスに直接働きかける問題解決焦点型コーピングを意味する。例えば、対人関係上のトラブルを解決するべく自己主張（以下、アサーション）する、場合によっては一時的にその場から離れる、ストレスに強い心身を作るために生活習慣を改善する、などである。次に、認知的評価に対するコーピングは、偏った認知的評価の修正を意味する。認知的評価とは、Lazarus & Folkman (1984) 本明他 [監訳] (1991) によれば、

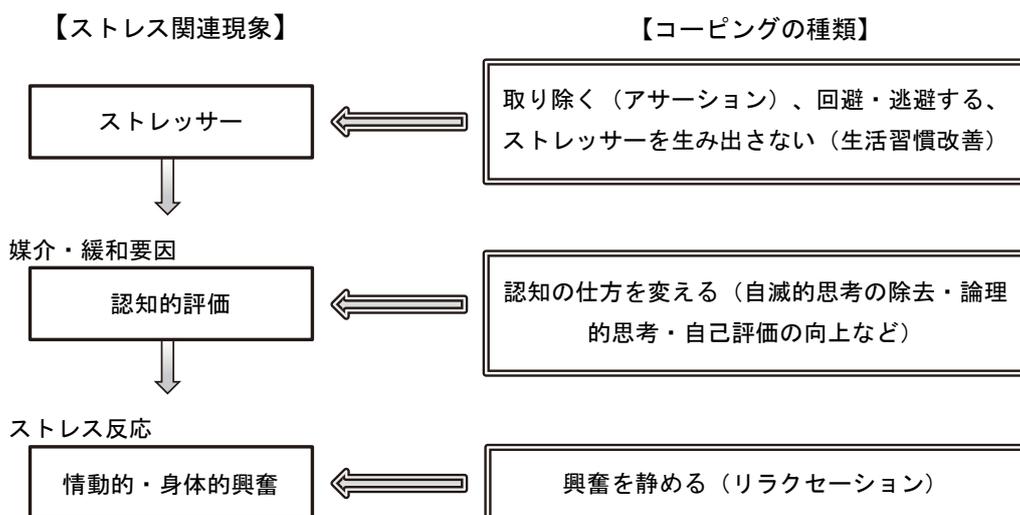


Figure 1. ストレス関連現象とコーピングの種類（大野, 2005を一部改変）

自分を取り巻く環境か自分自身かのいずれかについて行われるのではなく、そこに起こっているある一定のトランスアクションの中での、環境と自分自身との結びつきについてなされるもの、と解説されている。大野（2005）によれば、特に子どもは限られた知識及び生活体験によって評価が偏りやすいという。そして、論理的思考の獲得、自滅的思考の修正、自己評価の向上といった方法を学ぶことが重要であり、親や教師など周囲の大人が物事の正しい理解の仕方を教育する必要性を指摘している。最後に、情動的及び身体的興奮に対するコーピングについてであるが、不安・恐怖・悲しみ・快活な気分といった情動的興奮へのコーピングは情動焦点型コーピングと言われている。そして、情動的興奮と連動する身体的興奮は、精神や身体の疾患、免疫力の低下をもたらしやすいため、コーピングとしては興奮を静める心身のリラクゼーションが有効であるとされている。

これまで見てきたように、ストレスはコーピング次第で低減しうる性質のものである。そうであれば、心身の不調をもたらす前に、ストレスをセルフマネジメントすることが重要と言えるだろう。ストレスマネジメント教育は、受講者が自らのストレスに気づき、効果的なマネジメント法を予防的に実施できるようになることを目的に行われる教育的働きかけである。

ストレスマネジメント教育の具体的な内容は、①ストレスの概念を知る、②自分のストレスに気づく、③ストレスコーピング法を習得する、④ストレスコーピング法を活用する、という段階を踏んで実施される。また、松木（2005）によれば、ストレスマネジメントの効果測定を通してその有効性を受講者が実感することも大切な心理的教育の一つであるという。効果測定に関しては、プログラムで取り扱うコーピング法によって適切な評価指標は異なってくる。では、生徒や大学生を対象に行われたストレスマネジメント教育では具体的にどのような指標が用いられ、効果の検証が行われているのであろうか。

堀・島津（2007）の研究では、問題解決スキル強化のためのグループワークとワークブックを行い、問題解決能力やストレスの基礎知識に関する自己評価、大学生用のストレスサー尺度とGHQ12（The General Health Questionnaire：精神健康調査票の12項目短縮版）を用いて心理的効果を測定した。結果、プログラムの実施により短期的にストレスに関する知識の向上が確認でき、問題解決への自信の向上、ストレス反応の低減傾向が認められたという。

心理教育とリラクゼーションをプログラムに取り入れた研究としては、山中（2000）、比嘉・津田・岡村（2006）、大澤（2009）が挙げられる。山中の実践研究では、リラクゼーションとして動作法を基に開発されたペア・リラクゼーションを中学生に実施し、情動面でのストレス反応の指標となる状態不安が有意に低減したことを報告している。また比嘉他の研究では、リラクゼーションとして呼吸法（心臓コヒーレンシー）と漸進的筋弛緩法を含むプログラムを大学生に実施し、心理指標としてGHQ28（精神健康調査票の28項目短縮版）とPOMS短縮版（Profile of Mood States）を、生理指標として唾液中のfree-MHPG¹とs-IgA²とCortisol³を用いた。プログラムの実施により、ストレス反応の心理指標として用いた2つの尺度の中で、「抑うつ」や「疲労感」などのnegativeな気分や身体的・精神的症状が改善し、前向きな気力や全般的な活動性が上昇することを確認している。大澤の研究でも、リラクゼーションとして呼吸法と漸進的筋弛緩法とイメージ誘導法を実施し、心理指標としてSRS-18（心理的なストレス反応の変化）、生理指標として脈拍を用いた。結果、心理指標に関しては介入群のプログラム後、ストレス反応としての心理指標に一部低減を認めたが、生理指標としての脈拍には顕著な変化を認めなかったという。

福島・東條（2012）の研究では、認知面（認知の歪みと修正）・行動面（気分転換やストレス対処）・身体面（リラクゼーション）にアプローチ

するプログラムを実施し、抑うつ対処の自己効力感と心理的well-beingによる心理指標の効果測定を行った。結果、抑うつ対処の自己効力感の向上に加え、well-beingを高める効果が期待できることが示唆された。

先行研究についてまとめると、ストレスマネジメント教育におけるプログラムの内容は、ストレスが身体面や心理面に蓄積することを予防するためのリラクゼーション技法の習得を目指したアプローチや、ストレスを増幅する認知の修正を目指す認知行動療法に則った内容、直接ストレスナーに対処するためのスキルを強化するプログラムなどが行われていた。こうしたプログラムのテーマは実施する側が事前に設定したものを参加者が受講するのが一般的である。確かに、津田 彰・永富・村田・稲谷・津田茂子 (2004) が指摘するように、データに基づく実証研究がストレスマネジメント学の構築に向けて必要である。つまり一般化できるプログラム開発にはどのような参加者にも通用するプログラムであることを実証する過程が重要なのである。しかし、用意したプログラム内容を必要とする参加者ばかりであろうか。同一のストレスナーに対して、ストレスが出やすい側面は人によって異なる。ストレスマネジメント教育のプログラムを設定する際に、参加者やグループのストレス状態を事前に確認することができれば、可能な限り多くの人に見合った内容にカスタマイズすることも可能である。集団でのプログラムである以上、現在の自分にとってプログラム内容は差し当たり関係ない、という参加者はあろう。そういった意味では、プログラム受講によってストレスが低減しない参加者もあるかもしれないが、今後のための心理教育という意味合いは残るのではないだろうか。また、参加者が日常の中で自覚しやすい指標によって効果測定することで、ストレスへの気づきの視点を身につけることができるのではないだろうか。

本研究では、ストレスマネジメント教育を実施する前に行うストレス反応の測定結果を踏まえ、

参加者の多数に適していると考えられるストレスコーピング法を講習内容に組み込み実施する。ストレス反応の一指標として感情状態を取り上げ、参加者の感情状態が講習受講後に肯定的なものに変化することをもってストレスマネジメント教育の効果を検証することを目的とする。

方 法

参加者

心理学の授業を受講する大学2年生11名（男性3名、女性8名）の協力を得た。

調査内容

感情状態 感情状態の測定には、小川・門地・菊谷・鈴木 (2000) の一般感情尺度を使用した。肯定的感情（「活気のある」、「楽しい」など8項目）、否定的感情（「緊張した」、「驚いた」など8項目）、安静状態（「平静な」、「くつろいだ」など8項目）の3下位尺度で構成されている。各項目について、“全く感じない（0点）”から“非常に感じている（3点）”の4件法で自己評定し、各下位尺度得点が高いほど、今現在それぞれの感情を強く感じていることが示される尺度である。各下位尺度の合計値は、最小値0点から最大値24点まで分布する。

ストレス反応 ストレス反応の測定には、ストレスレベルを測定する尺度（Patrick Légeron, 2001 高野監訳・野田訳, 2004）を使用した。身体的反応（「定期的に身体に不快な症状が表れる（胃腸障害や呼吸困難、動悸）」など4項目）、心理的反応（「ひとつの仕事をやりおえたあと、不安になり、その仕事についていろいろ悪いほうへと考えを巡らせてしまう」など4項目）、行動的反応（「他人の発言をさえぎって、自分の意見を押しとおすことがある」など4項目）の3下位尺度で構成されている。文章中の「仕事」は「勉強」や「課題」など、今の自分の生活状況にふさわしい言葉に置き換えて考えるよう教示を追加して実施した。各項目について、“まったくあては

まらない(0点)から“よくあてはまる(3点)”の4件法で自己評定し、各下位尺度得点が高いほど、現在その領域にストレス反応が多く表れていると考える尺度である。各下位尺度の合計値は、最小値0点から最大値12点まで分布する。

講習に関する意見と感想 自由記述でストレスマネジメント講習に関する意見・感想を求めた。

調査手続き

2015年4月後半に、必修実習科目の授業の一環として、筆者の担当グループにランダムに割り当てられた11名に対して調査を行った。調査の趣旨を説明し、まず、pre-testとして感情状態を測定する尺度と、ストレスマネジメント講習の内容を検討するためのストレスレベル測定尺度を実施した。ストレスレベル測定尺度の結果を受けてストレスマネジメント講習の内容を最終決定した。ストレスレベルを測定する尺度は、参加者の各下位尺度におけるストレスレベルを把握し、ストレスマネジメント講習の内容を参加者の状況に即したものに近づける目的で実施した。3つの内、最高得点であった下位尺度に対し、1票として挙手にて自己申告してもらった。なお、複数の下位尺度で最高得点が同点であった場合は、全てについて1票として挙手を求めた。結果、身体的反応は5票、心理的反応は3票、行動的反応は7票を獲得した。参加者のストレスレベルが高かった上位2下位尺度(行動的反応と身体的反応)を考慮して、ストレスマネジメント講習の内容に反映した。

翌週に、約90分の内容のストレスマネジメント講習を筆者が講師となり行った。講習時には“自分に合ったストレスマネジメント法を体験しよう”というタイトルの8頁からなるワークブックを作成して使用した。講習直後にpost-testとして感情状態を測定する尺度と自由記述による意見・感想を求めた。調査は全て集団で行い、質問紙調査への回答は無記名(ナンバリングによりデータを連結)、自由記述は記名式として別用紙を配布して記入を求めた。調査と講習への参加は授業の

一環ということであったが、データの研究利用に関しては改めて研究の趣旨を説明した上で書面による同意を得た。本研究の流れをFigure 2にまとめた。

ストレスマネジメント講習の概要

本研究のストレスマネジメント講習は、以下の4部構成とした。⁴

心理教育 ストレスとストレス反応についてパワーポイントを使用して講義を行った(参考資料1参照)。内容は、心身相関、心身のSOSサイン、一般的なストレス要因、ストレスと生産性の関係、ストレスについての考え方についてであった。

ウォーミングアップ課題 講習でペアワークを取り入れるにあたり、コミュニケーションへの抵抗を減らすためのウォーミングアップ目的で、言語指示を基に絵を描く課題を行った。まず、筆者が参加者全員に対して一方的に言語指示を与え、参加者に質疑を禁じ、とにかく指示通りに絵を描く作業に従事させた。描画後に筆者の意図した絵を提示、一方向の言語指示ではどれだけ情報が正確に伝わらないのかを体験させた。次に、参加者同士でペアとなってもらい、別の描画素材を使って同様の作業を交互に行うよう指示した。なお、情報の発信者(絵を見ながら言語指示を行う者)は具体的で正確な表現をするように、情報の受信者(言語指示を聞きながら絵を描く者)は質問や、動作で“わかった・わからない”を発信者にフィードバックするよう説明した。初めにあえてコミュニケーションを禁じ、その後にコミュニケーションを解禁することで、コミュニケーションをとった方が楽であるということを実験的に理解させるという目的で上記のように指示したものである。

アサーション実習 アサーション(自己主張)の仕方は一様でなく、①自分の意見を相手に押し付けて言い負かす、一方的に命令するといった、自分を大切にすることが相手を大切にしない自己主張で

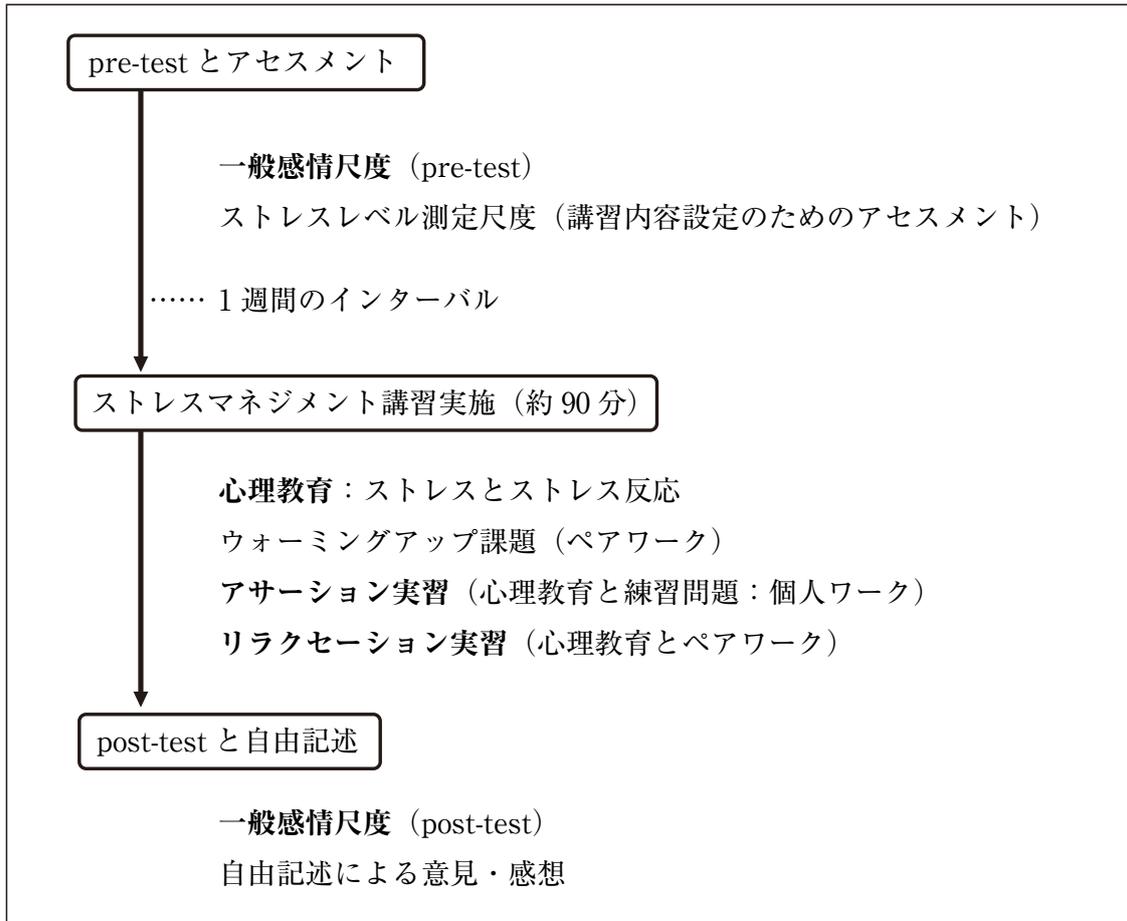


Figure 2. 本研究の流れ

ある「アグレッシブ (攻撃的)」タイプ、②自分の気持ちを抑えて発言しない、あるいは遠回しに言うといった、相手は大切に自分が大切にしない自己表現である「ノン・アサーティブ (非主張的)」タイプ、③自分の考えや気持ちなどを正直に、率直に、相手にわかりやすく伝えようとする、自分を優先するが他者にも配慮する「適切なアサーション」タイプ、という3つのタイプに分類されると言われている。例えば、アグレッシブタイプでは、間違っただけの行為をしている他者に対し、正しい主張であっても攻撃的な言動で自己主張してしまうと、新たな対人トラブルというストレスを生みかねないということが考えられる。また、ノン・アサーティブタイプでは、自分の許容量を超えた依頼でも断れないことや、周りの人に助けを求められないといった問題が考

えられ、ストレスの増加を招くことが考えられる。今回の講習でアサーション実習を行ったのは、ストレス反応の測定を行った際、ストレスを受けると行動的反應に出やすい参加者が多かったためである。行動的反應と関係のあるアサーションについての理解を深めて、今後の自分の言動への参考としてもらいたいという意図で講習内容に組み込んだ。本研究では、アサーションが必要となる仮想会話場面への回答によって個人のアサーション・タイプを捉える質問紙 (平林, 2012; 平林・水口・馬場・菅佐原, 2012) を使用した。15場面が用意されている質問紙であるが、本研究では6場面を使用した。参加者はまず、各自で仮想会話場面における登場人物の台詞を空書の吹き出しに記入した。次に、筆者がアサーションについての解説 (3つのアサーション・タイプ

とその機能)を行った。最後に、参加者はアサーション・タイプを分類する3問の練習問題に回答した。筆者の行った解説が参加者に理解されているかを捉える目的で、回答に対する正答率を算出し、アサーションについての理解度とした。

リラクゼーション実習 臨床動作法の「動作」の考え方⁵ (成瀬, 2009) について解説した上で、「肩の弛め」の臨床動作法⁶を援助者役とクライアント役とを交互に交代して行った。まず、筆者が援助者役として参加者1名をクライアント役に見立て、デモンストレーションを実施した。援助者の教示を含む具体的な実習手続きは参考資料2に示した通りである。なお、「肩の弛め」の成果を視覚的に捉えやすくするために、実施前後でクライアント役が肩をすぼめた時の肩と耳たぶとの離れ具合を親指と人差し指とで大まかに捉え、その場でクライアント役に指の離れ具合を見せることで即時フィードバックするよう援助者役に指示した。デモンストレーション終了後、参加者同士でペアとなってもらい、交互に「肩の弛め」の臨床動作法を実習した。

結 果

感情状態の基礎統計

参加者11名分すべての回答が有効であった。Table 1 に3つの感情状態の平均値と標準偏差を検査時点別に示した。

pre-testにおける平均値(M)と標準偏差(SD)は、肯定的感情が $M=12.09$ ($SD=8.29$)、否定的感情が $M=5.18$ ($SD=4.35$)、安静状態が $M=9.00$

($SD=5.57$)であった。最小値は全ての下位尺度で下限の0点、最大値は肯定的感情で上限の24点となり、否定的感情は13点、安静状態は19点となった。

post-testにおける平均値(M)と標準偏差(SD)は、肯定的感情が $M=17.82$ ($SD=4.71$)、否定的感情が $M=2.18$ ($SD=1.66$)、安静状態が $M=12.73$ ($SD=4.67$)であった。最小値は肯定的感情で7点、否定的感情は0点、安静状態は3点、最大値は肯定的感情で上限の24点となり、否定的感情は4点、安静状態は21点となった。

講習前後での感情状態得点の変化

ストレスマネジメント講習の受講前後での感情状態得点を比較するために、3つの感情状態ごとに、対応のあるサンプルの t 検定を行った(Figure 3参照)。その結果、まず肯定的感情状態については、 $t_{(10)} = -3.010$, $p < .05$ となり、pre-testよりpost-testの方が有意に高かった。次に否定的感情については、 $t_{(10)} = 2.457$, $p < .05$ となり、pre-testよりpost-testの方が有意に低かった。最後に安静状態については、 $t_{(10)} = -2.378$, $p < .05$ となり、pre-testよりpost-testの方が有意に高かった。

アサーション実習とリラクゼーション実習について

アサーション実習の理解度は、アサーション・タイプを分類する3問の練習問題への参加者の回答に対する正答率を算出して検討した結果、正答率100%であり、内容は理解されたと判断した。リラクゼーション実習については、耳と肩との距

Table 1. 感情状態下位尺度ごとのpre-testとpost-testの平均値と標準偏差

	pre-test	post-test
肯定的感情	12.09 (8.29)	17.82 (4.71)
否定的感情	5.18 (4.35)	2.18 (1.66)
安静状態	9.00 (5.57)	12.73 (4.67)

$n = 11$
()内は標準偏差

離を大まかに指で捉えて参加者に即時フィードバックしたものの、物理的な距離として正確に計測はしなかったため、具体的なリラクゼーションによる肩の弛緩効果は捉えられなかった。

今回のストレスマネジメント講習は、行動的なストレス反応と身体的なストレス反応が最も高かった参加者が多かったため、アサーション実習とリラクゼーション実習を取り入れて構成した

が、多数に含まれなかった参加者の感情状態はどのように変化したのかを確認するため、参加者毎のストレス反応と感情状態の変化をまとめた (Table 2)。

結果、今回の講習内容で対応しなかった心理的なストレス反応について、そのみが最も高かった者は1名 (参加者E)、その他2つのストレス反応と同得点という意味で高かった者は2名 (参

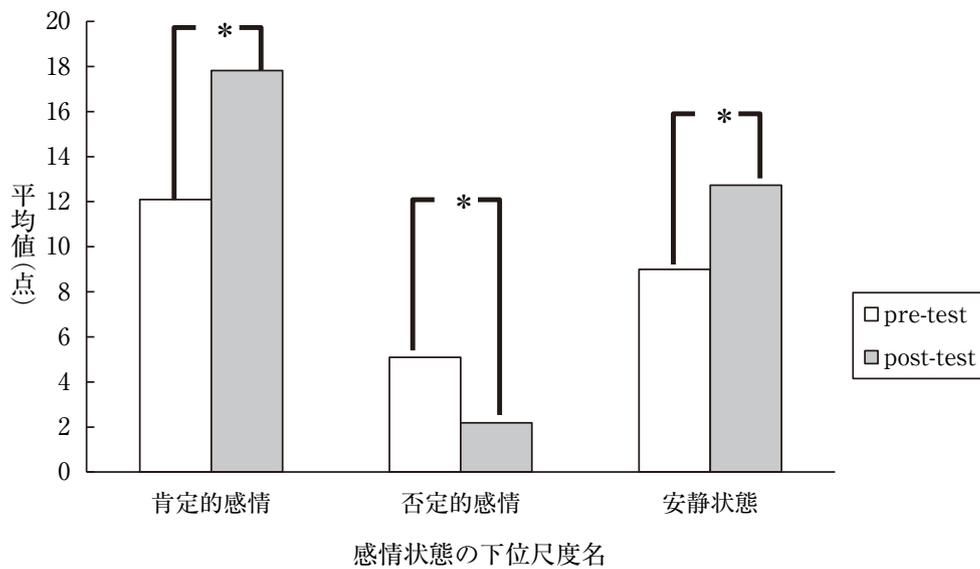


Figure 3. 講習前後での感情状態得点の変化 (n = 11) *p<.05

Table 2. 参加者毎のストレス反応と感情状態の変化

	ストレス反応			肯定的感情			否定的感情			安静状態		
	身体的	心理的	行動的	pre	post	変化	pre	post	変化	pre	post	変化
参加者A			○	14	21	up	6	4	down	8	15	up
参加者B	○			9	18	up	9	3	down	5	11	up
参加者C	○			14	21	up	10	4	down	14	16	up
参加者D			○	2	16	up	0	0	same(min)	13	15	up
参加者E		○		16	23	up	3	3	same	19	21	up
参加者F	○	○	○	0	16	up	13	1	down	0	16	up
参加者G	○	○	○	24	24	same(max)	4	0	down	4	11	up
参加者H			○	16	15	down	3	4	up	14	11	down
参加者I			○	21	16	down	0	0	same(min)	10	12	up
参加者J			○	17	19	up	1	2	up	7	9	up
参加者K	○			0	7	up	8	3	down	5	3	down

注) ストレス反応は、参加者個人内で最高得点であったところに○印を施した。複数で最高得点が同点であった場合は、全てに○印が付されている。ストレス反応の○印の網掛けは、今回の講習内容にプログラムとして反映できなかった領域を示す。感情状態の網掛けは、本研究で期待した結果と逆の変化を認めた部分を際立たせるために施した。

加者Fと参加者G)いた。参加者Fと参加者Gについては、その他2つのストレス反応に対応した講習内容を行ったことになるが、参加者Eについては直接的なニーズには応えられなかったこととなる。しかし、感情状態は講習後に肯定的感情が7点増加、否定的感情は3点という低値のまま不変、安静状態は2点増加していた。

一方、Table 2 から見てとれるように、4名の参加者(参加者H、I、J、K)の感情状態が部分的あるいは全体的に講習後否定的な方向へ変化していた。全体的に否定的な方向へ感情状態が変化したのは1名(参加者H)で、講習後に肯定的感情は1点低下、否定的感情は1点増加、安静状態は3点低下した。残りの3名は部分的ではあったが、肯定的感情は7点増加し、否定的感情は5点低下したものの、安静状態は2点低下した者(参加者K)、否定的感情は0点のまま不変、安静

状態は2点増加したものの、肯定的感情が5点低下した者(参加者I)、肯定的感情と安静状態は共に2点増加したものの、否定的感情が1点増加した者(参加者J)がいた。

自由記述について

講習後のpost-testも終えた後に、記名式にて意見・感想を自由に記述するよう求めた結果、以下のような記述がなされた(Table 3)。なお、意見・感想には、授業全体に関するものも含まれていたため、ストレスマネジメント講習に関連する内容には下線を施した。

講習内容を細分化して尋ねるような形式でなかったため、大まかにではあるが、感情面についてまとめると、「面白かった(1件)」、「楽しかった(2件)」という肯定的感情の報告や、「慣れない場の緊張感解消(1件)」になった、「適切な対

Table 3. 参加者の自由記述内容(複数記述あり)

-
- ・実習自体は簡単でおもしろかったが、レポートにまとめるようになったらとても難しかった。
 - ・ウォーミングアップ課題及びリラクゼーション実習の体験が非常に楽しかったので、またこういった機会があれば嬉しいです。
 - ・今回の実習を通して、レポートの書き方などの注意点で初めて知ることが多かったので、こういう機会があったことはとても良かったです。
 - ・ストレスマネジメント講習については、一般的に思われている苦しみストレス解消というよりは慣れない場の緊張感解消という意味の方が大きいように感じました。
 - ・短時間でのアサーション、リラクゼーション2分野実施だったので、それぞれについて(特にアサーション)もっと詳しく知りたかったです。自分でも調べてみようと思いました。
 - ・参考資料をたくさん配っていただけだったので、今後のレポート作成にいかせるように頑張ります。
 - ・レポートの書く際の注意すべき点が多かったので、これからのレポートにいかしたいと思います。参考資料をたくさん配布していただきありがとうございます。書き方はもちろん、書き出しやまとめ方など、言い回し、参考にします。
 - ・ストレスマネジメント講習、絵を描いたりなど、楽しかったです。
 - ・実習が始まって、初めての実習が調査前と調査後でのストレスの変わり方でしたが、自分たちのデータを見ることも新鮮で面白かったです。まだまだレポートはうまく書けませんが、上達していきたいです。
 - ・私は一般感情尺度を回答した際、ストレスを感じたとき最も心に影響が出やすいとわかったので、それに合ったストレスマネジメント法を調べてみようと思いました。
 - ・自分のストレスがどういった反応として出やすいのか分かったことで、これはストレスのせいで仕方がないし、適切な対処法を考えられるようになったので気が楽になったと思います。
 - ・講習時間の配分がちょうど良かったと思った。
 - ・たった90分のストレスマネジメント講習で、ここまで感情が変容すると思わなかったので驚きました。
-

注) 講習内容に関わる記述に下線を施した。

処法を考えられるようになり気が楽になった（1件）」という安静状態に関する報告、さらには、たった90分で感情が変容したので「驚きました（1件）」という一般感情尺度の中では否定的感情と捉えられる感情の報告が見受けられた。講習の長さに関する感想としては、90分という時間を短時間と感じる感想が2件、「時間配分がちょうど良かった」とする感想が1件あった。最後に、講習終了後の取り組みに関連しそうな記述としては、「自分でも調べてみようと思いました」とする感想が2件あった。

考 察

感情状態に及ぼすストレスマネジメント教育の効用について検討する目的で、大学生11名を対象にウォーミングアップ課題を含むストレスマネジメント講習（心理教育、アサーション実習、リラクゼーション実習）を集団実施した。結果、ストレス反応の一指標として測定した参加者の感情状態は、講習後、より肯定的な状態となったことが分かった。以下に、本研究における参加者の感情状態の特徴とその変化、ストレスマネジメント講習の効果について考察する。

本研究における参加者の感情状態の特徴とその変化

まず、講習受講前のpre-testにおける参加者の感情状態の特徴についてである。肯定的感情での得点のばらつきが目立ったことが第一に挙げられる。下位尺度得点の上限である24点となった者がいた一方で、0点となった者も複数おり、標準偏差が8.29点と大きくなった。否定的感情と安静状態との兼ね合いもあるが、少なくとも8つの項目で示された肯定的感情について全く自覚できない状態というのは、日常生活はもとより、実習科目を受講する際の感情状態として好ましいとはいえない。第二に、安静状態の得点が全般的に低めであったことが特徴的である。これは、学科で重要な位置を占める実習科目の序盤の回であるという緊張感が影響している可能性は否定できない。

注意集中を持続するための、程よい緊張感が必要であるとは思われるが、やはり8つの項目で示された安静状態の感情について全く自覚できない0点となった者の存在は見逃せない。第三に、否定的感情の平均値や最大値が極端に高得点とはならなかったことから、肯定的感情や安静状態を全く自覚できなかった者も、否定的感情においては8つの項目で示された感情すべてが否定的ではなかったことが指摘できる。

次に、講習受講直後のpost-testにおける参加者の感情状態の特徴についてである。第一に、pre-testで見られた肯定的感情における得点のばらつきが小さくなった点が注目に値する。標準偏差は4.71点となり、肯定的感情を全く自覚できない者はいなくなり、最小値が7点となった。同様に、安静状態についても全く自覚できない者はいなくなり、最小値3点と僅かに上昇した。最後に、否定的感情については、ばらつきも1.66点と狭まり、最小値はpre-testと同じ0点のまま、最大値、平均値ともに減少した。こうした受講後の変化は、統計的に検定した結果からも検証された。つまり、参加者の感情状態は受講前より受講後の方が肯定的に変化した（肯定的感情と安静状態が強まり、否定的感情が弱まった）のである。

参加者毎のストレス反応と感情状態の変化を対応させて個別に確認した結果からは、今回の講習内容で対応できなかった心理的ストレス反応のみ最も高かった参加者Eも、感情状態は講習後に肯定的な方向へ変化していた。1名のみ結果ではあるが、少なくともこの参加者に関して言えば、最も高い心理的ストレス反応に応じた講習内容ではなかったが、否定的な結果とはならなかったようである。一方で、ストレス反応に見合った講習を受講したと想定していた参加者の内、4名の感情状態が部分的あるいは全体的に講習後否定的な方向へと変化した。全体としてみると、統計的には講習後の感情状態は肯定的に変化したと裏付けられたとはいえ、ストレス反応に対応すると考えられる講習内容を行ったにも関わらず感情状態が

肯定的に変化しなかった参加者については、自由記述などを活用して分析を深めることができたであろう。今回、自由記述は記名式で行い、さらに、大まかな感想や意見を尋ねることしかなかったため、参加者の振り返りを交えた考察が不可能となってしまう。

ストレスマネジメント講習の効果について

本研究のストレスマネジメントのプログラムは、ストレスに関する心理教育とアサーションならびにリラクゼーション実習の効果をねらって設定された内容であった。それぞれの内容について、参加者の自由記述による感想を引用しながら考えてみる。

最初に心理教育に関する自由記述としては、「自分のストレスがどういった反応として出やすいのかわかったことで、これはストレスのせいでは仕方がないし、適切な対処法を考えられるようになったので気が楽になった」というものがあった。心理学科の学生であるので、ストレスについて見聞きする機会は一般の大学生よりも多いと思われるが、自分のこととしてストレスを捉えた上で、過度に不安がるのではなく、対処可能なものなのだという認識を持てたことが気持ちを楽にさせたものと考えられる。吉野（2013）は、中学生を対象にストレスマネジメントのプログラムで使用する教材開発の研究を行っている。その中で、子どもたちが「主体的に」ストレスマネジメントできるようになるためには、「ストレス」という言葉から生じる不安や抵抗感を低減させ「自分たちにも扱えるもの」という安心感を高めるワークの実施が必要である、と述べている。確かに、私たちの多くは得体のしれない、コントロールできない対象には漠然とした不安を覚えるものである。時としてそうした不安から自らの心身に歪みが生じていることに気づかないよう意識をそらせ続け、心身に不調をきたしていくのであろう。自分の状態は気づくことが出来るものであること、そしてコーピング法があること、しかもコーピング

法はそれほど大げさな方法でもないことを知る機会となったと考えられる。

次にアサーションに関する自由記述としては、「短時間でのアサーション、リラクゼーション実習だったので、それぞれについて（特にアサーション）をもっと詳しく知りたかったです。自分でも調べてみようと思いました」というものがあった。確かにアサーションに関しては、自分自身のこととして体験的に実習できる内容までは盛り込まなかった。アサーション・タイプの分類課題において、正答率100%であったことから、アサーションについてある一定の理解を得られたものと考えられるが、感情の肯定的変化をもたらす効果があったかは定かではない。

最後に、リラクゼーションに関する自由記述としては、「非常に楽しかった」というものがあった。また、実習中に観察されたこととしては、肩こりを自覚している人ほど、「肩の弛め」を体験した後の肩と耳たぶの間の距離が縮んでおり、驚きの声が上がっていたことである。臨床動作法における「肩の弛め」は肩こりのマッサージとは全く異なり、他者に筋緊張をほぐしてもらうのではなく、自らの意志で意図した動作の結果として肩が弛むということを経験してもらうことに特長がある。吉川（2000）は身体に対して自己制御不能感を抱いていたチック児への臨床動作法の適用研究において、初回のセッションで自己制御感を体験することが、その後の治療成果に影響する可能性を指摘している。今回の参加者の自由記述からはそうした自己制御体験についての気づきをほのめかすような記載はなかった。しかし、援助者役が無理に肩を押し上げた訳ではないのに肩と耳たぶの距離が縮んだことに対して実習中に驚いている様子が観察されたことから、何かしらの気づきはあったのではないかと推察する。

補足として、本来のプログラムの趣旨ではなかったが、ウォーミングアップ課題について「非常に楽しかった」「絵を描いたりなど、楽しかった」という感想もあった。一つの可能性として、

ウォーミングアップ課題を実施した時点でかなり感情状態がポジティブな方向へ変化していたとも考えられる。ストレスコーピング法として実施したのではなく、あくまでペアワーク導入に先立ってのウォーミングアップであったが、結果として新奇場面における緊張緩和の効果があった可能性が考えられた。これについては、今回の講習について「慣れない場の緊張感解消」という意味合いが強いと感じたとする感想があったことから推察される。

以上より、ストレスマネジメント教育を実施することで、感情状態は肯定的な方向へ変化しうることが確認できた。また、90分という短時間の講習であったが、自らの感情状態はより快適な状態へと変化しうるということを、参加者自身が実感できたことの効用が指摘できる。また、時間の都合上、盛り込めなかった内容や十分に実習を徹底できないところもあったと思われるが、「自分でも調べてみようと思いました」とする感想も見受けられ、主体的に学んでいこうとする姿勢に少しは貢献できたのではないだろうか。

本研究の限界と今後の課題

今回の研究では、授業時間の都合により、ストレスマネジメント講習の1週間前に実施したpre-testの結果と講習直後のpost-testの結果を比較した。効果測定に用いた感情尺度は3週間のインターバルを設けて実施した再検査において、肯定的感情で.65、否定的感情で.56、安静状態で.62という相関係数が算出されている（小川ら，2000）。著者らによると、感情研究の分野において、同様に約3週間のインターバルで再検査している先行研究（Diener & Larsen, 1984など）の報告とほぼ同様であり、一時的な感情状態のみならず、人格特性的な一般感情レベルをも反映することを示唆するという。本研究における1週間という期間での感情状態の変動については、先行研究の知見を踏まえれば、ある程度の安定を示すというようにも考えられる数値ではある。しかし、講習前後の

感情状態を厳密に検討するのであればやはり講習直前の感情状態を捉えるべきであったと考える。

また、ストレスマネジメント講習は3つのプログラム（心理教育・アサーション実習・リラクゼーション実習）とウォーミングアップ課題で構成したが、それぞれの内容に対する個別の効果測定を行わなかった。リラクゼーション実習では即時フィードバックを重視して肩と耳たぶの離れ具合を指で大まかに捉えて示すことしかしなかったが、例えば紙の定規をあてがい実習前後の離れ具合をマークするという方法も取り得た。肩こりの自覚がある人となない人を確認して検証する余地もあったかと思われる。アサーション実習に関しては、今回は時間の都合上、心理教育的な側面が強く、実際の生活に役立てるまでの実習はできなかった。せめて、どのように理解が変化したのかという観点に焦点を当てた問いかけを自由記述においてすることができたかもしれない。

自由記述の求め方については、記名式にすることでデータとの連結ができなかった。統計的には講習後の感情状態は肯定的に変化したと裏付けられたとはいえ、ストレス反応に対応すると考えられる講習内容を行ったにも関わらず感情状態が肯定的に変化しなかった参加者については、自由記述などを活用して分析を深めることもできただろう。また、大まかに感想や意見を求めるのではなく、それぞれの講習内容に対する自由記述を求めることで参加者の振り返りを交えた考察もありえた。

最後に、参加者が講習で学んだ内容をその後も日常生活で応用しているかどうかについては確認していない。フォローアップ調査や事後教育を実施し、ストレスマネジメント力が定着していくプロセスを検証していくことが、今後の課題である。

謝 辞

データの研究使用についてご快諾下さった11名の学生の皆さんに深く感謝申し上げます。

注

1. ノルアドレナリンの最終代謝産物であり、急性ストレスによる生体の緊張覚醒が高まった状態で、あるいはノルアドレナリン系神経の機能亢進により上昇する。
2. 生体の免疫機能を反映する指標であり、急性ストレス状況下で上昇し、慢性ストレス状況下では低値を示す。
3. ストレスホルモンとも呼ばれ、急性・慢性いずれのストレス負荷時にも上昇する。
4. 講習内容によって、ペアワークを行う課題においては、参加者が奇数人数であったため、筆者がペアに加わった部分があった。ペアワークを行う際、初回の授業時に参加者が自由に選んで座った座席の近い者同士となるよう、筆者が意図してマッチングを行った。また、身体に触れるワークもあることを考慮し、同年代の異性ペアとならないよう配慮した。
5. 動作とは、「からだ緊張したり動くことだが、それを動かしているのが主体の意識的・無意識的な努力によるもの」を意味する。
6. 今回行った「肩の弛め」の臨床動作法のやり方は、吉川吉美（愛知学院大学）による講習を筆者が受講した際の内容に準拠している。

引用文献

- Diener, E., & Larsen, R. J. (1984). Temporal stability and cross-situational consistency of affective, cognitive, and behavioral responses. *Journal of Personality and Social Psychology*, **47**, 871-883.
- 福島倫子・東條光彦 (2012). 大学生を対象とした短期ストレスマネジメント教育の効果 日本行動療法学会大会発表論文集, (38), 390-391.
- 比嘉美弥・津田 彰・岡村尚昌 (2006). ストレス・マネジメントプログラムの心理生物学的評価—精神神経免疫学的指標を用いた予備的研究— 久留米大学心理学研究, (5), 125-132.
- 平林知実 (2012). 児童自立支援施設入所児と一般中

- 学生のアサーション・タイプの違いについて — 仮想会話場面を用いて — 常磐大学大学院人間科学研究科修士論文 (未刊行)
- 平林知実・水口 進・馬場久美子・菅佐原 洋 (2012). 児童自立支援施設入所児のアサーション・タイプについて *こころの健康*, **27**(1), 97.
- 堀 匡・島津明人 (2007). 大学生を対象としたストレスマネジメントプログラムの効果 *心理学研究*, **78**(3), 284-289.
- Lazarus, R. S., & Folkman, S. (1984). *Stress, appraisal and coping*. New York: Springer Publishing Company. (ラザルス, R. S.・フォルクマン, S. [著] 本明 寛・春木 豊・織田正美 [監訳] (1991). ストレスの心理学 — 認知的評価と対処の研究 実務教育出版)
- 松木 滋 (2005). 学校で行うストレスマネジメント・プログラム 竹中晃二 (編) ストレスマネジメント — 「これまで」と「これから」 — ゆまに書房 pp.227-240.
- 成瀬悟策 (2009). 日本の心理臨床3 からだとこころ — 身体性の臨床心理 誠信書房
- 小川時洋・門地里絵・菊谷麻美・鈴木直人 (2000). 一般感情尺度の作成 *心理学研究*, **71**(3), 241-246.
- 大野太郎 (2005). 家庭・学校におけるストレスと促進・緩和要因 竹中晃二 (編) ストレスマネジメント — 「これまで」と「これから」 — ゆまに書房 pp.75-95.
- 大澤香織 (2009). 複数のリラクゼーション技法を用いた集団ストレスマネジメント教育が大学生のストレス反応に及ぼす効果 *東海学院大学紀要*, **3**, 107-111.
- Patrick Légeron (2001). *Le Stress au travail*. Paris: Odile Jacob. (パトリック・レジュロン [著] 高野 優 [監訳] 野田嘉秀 [訳] (2004). 働く人のためのストレス診察室 紀伊國屋書店)
- 津田 彰・永富香織・村田 伸・稲谷ふみ枝・津田茂子 (2004). ストレスマネジメント学の構築に向けて *ストレス科学*, **18**(4), 163-176.

山中 寛 (2000). 中学校におけるストレスマネジメント教育の実際 山中 寛・富永良喜(編) 動作とイメージによるストレスマネジメント教育・基礎編—子どもの生きる力と教師の自信回復のために—北大路書房 pp.97-110.

吉川吉美 (2000). チック児への臨床動作法の適用か

ら—初回動作面接の治療的工夫— 心理臨床学研究, **18**(4), 325-332.

吉野菜穂子 (2013). 絵画を用いたストレスマネジメントプログラム教材の開発に向けて—感覚・感情・思考をつなげるイメージの共有— 教育心理学会第55回総会発表論文集, 454.

参考資料1. 心理教育（参加者のレジュメはキーワード空欄として配布した）

①



ストレスマネジメント講習

常磐大学人間科学部
馬場久美子

② 本日の内容



ストレスとストレス反応について解説します。

セルフチェックの結果を踏まえたストレスマネジメント法の紹介をします。

③ 心と身体はつながっている



頭: 痛い→困った
首: まわらない→やりくりできない
胃: むかつく→腹が立つ
足: 前に進めない→自立への不安

④ 心と身体のスOSサイン



サインは危機を知らせてくれる大切なもの

サインに気づけば対処しやすい

⑤ 気づいて対処(心と身体の健康管理)！
でも実はこれがなかなか難しい



自分のSOSサインは、つい我慢してしまったりして、自分では意外に気づきにくいものです。ですので、今日の実験実習ではまず、今のストレス状態をセルフチェックしました。自分に合ったストレスコーピングについてこれから学びましょう。

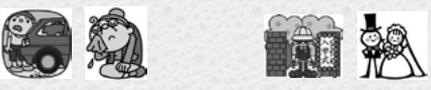
⑥ 一般的なストレス要因

ホームズ&レイ(1967)
「社会的再適応性尺度」

変化 = 新しい状況

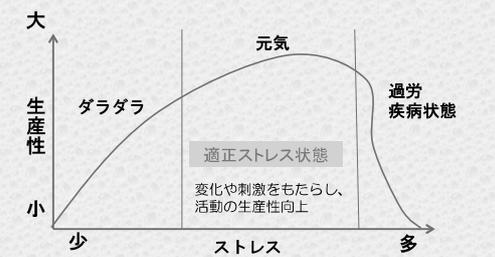
不幸な出来事 } どちらも適応には
幸福な出来事 } エネルギーを消費する

変化が重大でテンポが速い → ストレスもより大きい



⑦ ストレスと生産性の関係

Adams(1981)を改変



大 生産性

小

少 多

ストレス

ダラダラ

元気

過労 疾病状態

適正ストレス状態

変化や刺激をもたらし、活動の生産性向上

⑧ ストレスについての考え方

- ある程度のチャレンジや困難は人を成長させる重要なもの
- ストレスがもたらす影響には個人差（生来の性質だけでなく後天的に身につけてきたマネジメント力等）がある

自分のキャパシティとストレスの関係を知り、限界点を超えないようマネジメント力を身につけよう！

参考資料 2. リラクゼーション実習 (抜粋)

🌸 まず普通に椅子に腰かけ、普段の感じを味わう

「座った感じはありますか？」

「肩のリラックスをやるので、肩の感じはありますか？」

「左の方と右の方とで肩の上がり具合はありますか？」



🌸 肩の弛め

「椅子に浅めに腰かけて楽な姿勢をとって下さい」「両肩を上げてみて下さい」

→どの位どんな風に上がるかを感じてもらう **【自分の身体を感じをモニター】**

肩と耳たぶの距離がどのくらい離れているか教えてあげても良いです

「下げてみて下さい」

→どの位どんな風に下がるかを感じてもらう **【自分の身体を感じをモニター】**

「後ろにまわります」「両肩を上げてみて下さい」「肩に手を添えます」「いいですか」

→両手で上腕を少し力を入れて少し上の方に向けておさえる

「もう少し上げてみて下さい」

→上がったそれを両手で下がないように軽くおさえる

添えた手に力を入れて、本人が力が入った部位を自覚しやすいようにしつつ

「**ここ(肩)**に、力が入ったのが分かりました？」

「では、**それ**を抜いていきますよ。抜いたまま、どんどん下がっていきますよ」

→手のひらでおさえながら、脱力(腕の重み)が感じられたら、

「**そう、そう**」とそのタイミングでフィードバックする

「はい、もう一度」と4・5回くりかえす

最後に補助なしで

「両肩を上げてみて下さい」

→どの位どんな風に上がるかを感じてもらう **【自分の身体を感じをモニター】**

肩と耳たぶの距離はさっきと比べて近づいた？

🌸 最後に普通に椅子に腰かけ、今の感じを味わう

「座った感じはありますか？」「さっきと比べて、肩の感じはありますか？」

「左の方と右の方とで肩の上がり具合はありますか？」

中国における高度職業能力の形成と教育

Analysis of developing occupational ability in China

周 楊¹⁾

2015年10月20日受理

Abstract : To improve the Chinese productivity of the future, it is necessary to develop the labor's occupational ability. This paper will focus on the method of developing a high occupational ability in China.

Usually occupational ability is developed by company education on school education. Then there are four patterns in developing occupational ability. Pattern (1): occupational ability is developed by a high school education and a high company education. Pattern (2): by a high school education and a low company education. Pattern (3): a low school education and a high company education (no case). Pattern (4): by a low school and low company education (farmer mechanics).

In China, the state-owned enterprise is a type of Pattern (1). These laborers with a high occupational ability who can be adapted to a global market competition are developed in a company. This case is called the organization-oriented type.

The corporation is a type of Pattern (2). So these laborers with high occupational ability who can be adapted to global market competition can be employed from external labor market. Laborer adoption by corporation for the thigh is the market-oriented type.

Key words : occupation ability, company education, Chinese labor market

はじめに

「世界の工場」と呼ばれた中国は現在、労働集約型生産から知識集約型生産への転換の過程にある。

ダニエル・ベルは工業社会における機械の使用が増加し、技術の向上が一定の程度になると脱工業化社会になると分析した。この論理に従うと、中国は現在脱工業化社会へ転換する時期にある。ベルの脱工業化社会は5つの要素からなる。すなわち、第一に、経済部門における財貨生産経済からサービス経済への転換。第二に、職業分布における専門職・技術職階層の増大。第三に、技術革

新と政策決定にかかわる理論的知識の中心性。第四に、将来の方向付けにおける技術管理と技術評価の重要性。第五に、意思決定における新しい「知的技術」の創造、これらである（ベル, 1973, P25）。ベルはこのように脱工業社会の形成における「知的技術」及び科学の決定的な役割を論じた。脱工業化社会において仕事の中心になるのは知的労働である。この知的労働への移行に伴い、専門職・技術職階層が拡大していく。「オフィスでの仕事、教育、行政を中心とするサービス経済の拡大は当然、ホワイトカラーの職業への労働移動を招いた」（ベル, 1973, P28）。さらに、ベルは1969年の各経済領域の農業、工業、サービス業

1) Zhou Yang : 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）1年

の間のGNP、労働力の配分を鑑み、「西ヨーロッパ、北ヨーロッパ、日本、ソ連では労働力の大きな割合が工業、つまり財貨生産に従事している」が、将来「商業、金融、運輸、保健、レクリエーション、研究、教育及び行政という」産業へと転換していくとした（ベル，1973，P25-27）。同氏は、所有形態の相違にかかわらず、産業構造の転換とそこでの特徴を指摘した。現在西ヨーロッパ、北ヨーロッパ、日本と旧ソ連などベルが指摘した地域のみならず、後発国も脱工業化社会へ転換していく兆しが見えている。発展途上国である中国もこの移行過程にある。経済のグローバル化に伴って、企業競争はグローバルに展開する。しかし、先進国に比べて、発展途上国である中国はその企業の技術や、生産効率は低い。

また、脱工業化社会において、知識・技術は現在の経済生産の中に重要な位置を占めている。中国は、これに伴い高度な職業能力を持つ労働者を育成し、専門職・技術職の労働者階層が拡大する過程にある。

本稿では、労働者の高度な職業能力の育成に注目し、現在これが中国においてどのように育成されているのかを明らかにする。そのため、中国の高度な職業能力を持つ労働者グループを明確にし、これらの労働者の高い職業能力の育成パターンを分析する。本稿はこれを労働市場の形成と企業類型の関係から明らかにしていく。

一、中国労働市場と職業能力

(1) 中国労働市場と職業能力

これまで、中国の労働市場に関する研究は主に失業問題や転職などを中心になされ、労働者に高い職業能力を育成する方法について、ほとんど注目してこなかった。たとえば、楊世英氏は1980年代から、中国が高度な経済成長を辿ったにもかかわらず、大量の失業が現在も存在していることに注目した（楊，2010）。楊氏は、中国の失業者が低い職業能力を持つ未熟練労働者のみならず、大卒などの高学歴失業者も増えていることを明らか

にしている。この現象は、中国では1990年代から投資依存型の経済成長が続いており、雇用機会が相対的に減少していることと関連する。結果として経済成長と雇用増加の間の負の相関関係が見られた。楊氏はマクロ経済学的分析を通じて、中国の経済成長方式と雇用機会との関連性を明らかにしたが、ミクロ的な視点で各労働者がいかに企業に雇用されるかについては注目していなかった。例えば、専門職の労働力不足が問題となる一方、事務職などの労働者の供給は過剰となる職種別の需給状況の不均衡などが考えられる。いわゆるミスマッチによる失業問題にも注目する必要がある。

このマッチング問題をサーチマッチング理論から明らかにしたのが経済産業研究所の劉洋氏である。劉氏は労働者の供給側と需要側の状況を職業紹介データから分析し、中国労働市場における高失業率と人手不足の併存の原因を労使双方のマッチング媒介が足りないのも原因であるとした（劉，2012）。劉氏は、改革開放、特に2000年代、改革に伴う労働移動が激しくなり、その状況に対して求人に関わる情報が錯綜し、マッチング機能が低下することを問題にした。したがって、同氏は、政府が職業紹介事業の増加を、企業が求人情報の宣伝に力を入れることを主張した。しかし、たとえ職業紹介事業が増加したとしても、急激な産業構造の高度化と知識集約型企業への転換の中では基本的には労働者と高い職業能力を求める企業間に生じるミスマッチの問題は解消できない。つまり、労働者は企業が求める高度な職業能力をどのように身に付けながら移動していくのかという転職と職業能力の形成方法が問題となる。

そこで、転職について労働市場の階層性から検討したのが嚴善平氏である。嚴氏は上海市の在住者3005人（うち、地元住民を1505人、外来者を1500人）に対して、アンケート調査を行い、計量分析を行った（嚴，2006）。嚴氏は、人的資本論の立場から後述する戸籍、正規部門、非正規部門そして公共部門¹などにより労働市場の階層性

が形成されたとする。これに基づいて、戸籍と学歴など転職に影響する各要因を分析し、上海労働市場における転職行動のメカニズムを明らかにした。しかし、正規部門と非正規部門などに注目しながらもここにおいても、これらに参入するための職業能力の分析はされていない。

今までの研究では中国において転職の原因そして戸籍や正規部門、非正規部門といったような社会的制度のもとで労働者が多様化したことが明らかにされた。しかし、ここには、脱工業化社会における知識集約型産業が求める高度な職業能力の実体やこの形成については触れられていない。失業問題や転職問題そして生産性の問題を分析するためには、この観点は重要である。これらの問題は職業能力の実体とその形成を前提としているからである。

(2) 職業能力の育成と中国における教育改革

職業能力とは、労働者が仕事に就くために必要な能力である。かつて、アダム・スミスは『国富論』の中で、「労働の生産力に最大の改良と、労働がどこかに向けられたり、適用されたりするさいの熟練、技倆、判断力の大部分は、分業の結果であったように思われる」と記述した（スミス、1776、P23-36）。スミスは職業能力を熟練、技量、判断としており、分業により形成され、企業内で育成されるとした。また、マルクスは熟練労働あるいは複雑労働を遂行するためにはそれにふさわしい教育が必要であり（マルクス、1867）、それが高度になれば労働力の価値とその価格である賃金は高くなると分析した。つまり、高度な職業能力を持つ労働力の価値は高くなる。

スミスの理論は約250年前のものであり、マルクスの理論も約150年前の工業化社会のものであるが、脱工業化社会のなかで企業が知識集約型へ転換している現在、熟練、技量、判断から構成される職業能力もさらに高度化、複雑化、多様化している。現在においても、当然労働者は仕事に就くために職業能力が必要である。しかし、職業

能力の育成には時間がかかるようになり、しかも企業は人的資源として、高い労働者の職業能力を求めている。例えば、EUGENE MCKENNA & NIC BEECHは「多くは組織知識の専門化を主要的な競争力と見て、競争優位を獲得できる一つの重要な手段と考えている」（EUGENE MCKENNA & NIC BEECH, 2002, P285）とし、現在の人的資源管理において、労働者の高度な職業能力が企業の競争優位の形成に重要であることを示している。この人的資源は具体的には、「工業における（技術の）変化が激しいから、労働者は（教育訓練を通じて）新しい技術を身につけて、積極的に変化と向き合うことが重要である…最後に、従業員は問題処理能力が強く、迅速に顧客と対応できると、これは企業のサービスの質の向上につながる」（EUGENE MCKENNA & NIC BEECH, 2002, P286）とし、高度な職業能力を持つ労働者は企業の技術開発や生産効率の向上につながるとしている。企業は労働者に高度な職業能力を求めるようになってきている。

このように、EUGENE MCKENNA & NIC BEECHは労働者の高度な職業能力の育成には企業教育が重要であると示唆しているが、これはこの教育に耐えうる学校教育を前提としてのことである。現在、企業は労働者を募集するときに、高い学歴を要求することが多くなった。そのため、労働者は高い職業能力、高い賃金の仕事を求めて大学へ進学するようになる。高い職業能力を持つ労働者の増加は大卒労働者の供給の増加により実現する。

脱工業化社会への転換とともに、各国における高等教育の進展も著しくなった。OECDによると2010年、加盟国の大学への平均進学率は62%であり、25年前の1990年と比べ、約40%増加した。日本においても2010年、大学（短大を除く）への進学率は51%となっている（OECD, 2012）。中国においても大学進学率の伸びは著しく、2010年中国の大学への進学率（4年制大学）は17%であり、1990年の3%から急増している（OECD,

2012)。脱工業化段階に入った日本と比べて、その過程にある中国は、高等教育の普及において差がある。

中国は脱工業化を進めるために、高度な職業能力を持つ労働者を増やし、その第一歩として、大学への進学率を高める必要がある。中国政府は、1999年から学校教育の水準を向上することに力を入れた。かつて改革開放の主導者である鄧小平氏は中国の経済を市場化に導くと同時に、社会主義現代化を実現するために、科学技術と教育の重要性を強調した。また、江沢民氏も知識経済の発展はこれからの中国の市場経済に大きな牽引力になると見極めて、高い技術の発展を重視していた。しかし、その時の中国の教育の現状は「教育発展の水準が依然として低く、教育制度と教育観念と人材育成の方式はその時の現代化建設には間に合わない」ⁱⁱと認識され、中国政府の教育部は1999年に「面向21世紀教育振興計画」を実施した。

ここでは、全就学年齢人口の9年教育（小学校6年+中学校3年）と、高い技術発展を支える人材の育成が計画された。科学研究を奨励し、研究助成金制度や国際的な学術交流、海外へ留学した人材の雇用など様々なプランが実施された。また、大学の建設にも力をいれた。211重点大学の建設をはじめ、開放的な通信教育なども含めた高等人材を育成する為の基礎施設の規模が拡大した。また、このような改革に対応して大学の定員数の増加も計画された。同計画は2000年、4年制大学、3年制大学をあわせて在学人数を660万人にする目標が設定された。その結果、2010年の第六次全国人口普遍調査では、全国の6歳以上の人口のうち、高等教育を受けた労働者数は約1.18億人になり、さらに20歳～24歳人口の1.27億人のうち、大学の在学者を含めた大学教育を受けた人数は3千200万人であり、大学生の比率は25.1%になった。かつての大卒労働者を企業へ配分していく方法は廃棄され、労働市場において大卒労働者と企業は相互に自由に選択するようになった。

さらに、大学の周辺に高い技術産業の企業を起

こし、技術の開発と応用の一体化により知識経済の発展を実現しようとした。企業が大学の周辺に建てられることは、大学の人材とその研究力に依存して、高い技術力を養えるようにすることを示している。政府は、大学と企業の地理的な距離を縮めることにより、高い技術産業の発展を図る。実際、北京において、清華大学と北京大学などの大学が集中する地域に、LENOVO、BAIDUなど中国を代表する高い技術を持つ企業の集中する「中関村」が形成された。これらの企業は高度な技術開発に依存し、高度な職業能力を持つ労働者を集めている。「中関村」そのものはまさに高度な職業能力に対する高度な学校教育の重要性を物語っている。

労働者は学校教育を経て、企業に入り、企業教育を受けるようになる。その学校教育と企業教育との関連性に注目すると、高い学歴を持つ人は、職業能力が形成される可能性の高い企業に入りやすく、職業能力がさらに成長できる機会を獲得する可能性が高い（図1）。もちろん、学歴だけでは、労働者の職業能力の高さを決められないが、高等教育を通じて労働者たちは企業教育を受ける為の基本的な技能、専門知識を備えられる。したがって、労働者の学歴が高くなるほど、高い職業能力が形成される機会に恵まれるのである。

このように、脱工業化社会における産業構造の高度化や知識集約型企業への移行のなかで生産性を上げるためには高度な職業能力を持つ労働者が求められ、彼らを育成する教育政策や企業教育が制度化される必要がある。

(3) 職業能力の調達、労働者の雇用システム

高度な職業能力を育成するために、高度な学校教育と企業教育が必要となるが、前節では中国の学校教育について分析したので、ここでは企業教育について議論していく。企業にとって高度な職業能力は競争優位を獲得するための資源である。この高度な職業能力を企業内部で育成する企業があれば、高度な職業能力を持つ労働者を直接労働

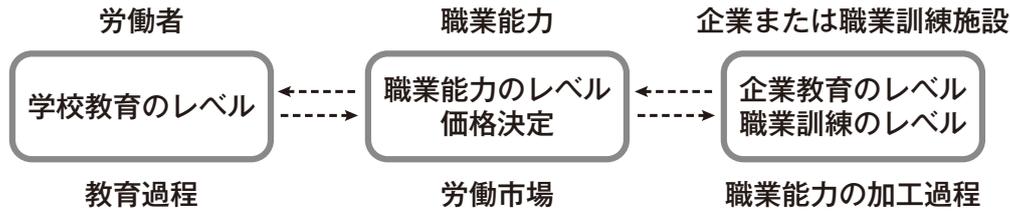


図1. 労働者の職業能力育成について

者市場から雇用する企業もある。

ロナルド・P・ドーアは社会学的な観点から雇用システムについて市場志向型と組織志向型に類型分けした。市場志向型の雇用システムは「転職がかなり多いこと、市場を基盤とした賃金・俸給システム、他律的ではなく自律的・流動的なキャリアコース、公的機関による職業訓練、産業別あるいは職能別組合、社会保障の拡充、専門家的・職能的・地域別的ないし階級的意識がより強固であること」とした（ドーア、1973、P292）。職業能力の育成に関連して労働組合や階級意識の状況については歴史的個別性があり、国により異なるが、転職や市場を基盤とした賃金・俸給システム、自己決定的で・流動的なキャリアコースなどについては市場経済のもとにある労働市場に特徴的なものであるため、本稿ではこの特徴をもつものを市場志向型の雇用システムと称する。この雇用システムにおける職業能力は学校教育で形成された能力に基づき企業での若干の研修が加味されながらも、基本的には職務経験や企業外の職業訓練施設により自律的に形成され、外部労働市場で取引される。

これに対して、組織志向型の場合、外部労働市場で取引される職業能力は学校教育で形成された能力であり、雇用された後内部労働市場でこの教育レベルに応じて企業教育が施され、それぞれのレベルの職業能力が形成され、企業に必要な能力が調達される（ドーア、1973、P308）。ドーアは組織志向型の雇用システムを「終身雇用、実績を加味した年功制賃金システム、企業内でのキャリア、企業による研修、企業内組合、企業福祉の充

実、企業意識の涵養」（ドーア、1973、P374）などの特徴を持つとした。組織志向型の雇用システムを代表するのは日本の雇用システムである。小池和男氏もまた年功制を日本的経営の特徴であるとし、これについて有効的な人材すなわち「知的熟練」を形成する仕組みであるとした。「知的熟練」は年齢や勤続年数につれて上昇するからだ。「年功制」は、勤続年数が長くなるほど「職業能力」が高くなり、その高くなった「職業能力」に対して賃金が支払われるという合理性を有していた。「年功制」による企業の労働者に対する高い職業能力の育成は日本的経営の要であった（小池、1990、P91-92）。

脱工業化社会に入り、企業は市場競争で勝つために独自のノウハウ、技術を持たなければならない。このようなノウハウや技術を担う人たちは「コア人材」といわれている。競争優位の形成のためには企業はその独自のコア人材を確保するために、労働者を企業内から育成していくことが求められる。EUGENE MCKENNA & NIC BEECHが指摘するように、人的資源管理において企業教育による職業能力の形成は極めて戦略的な意味を有する。このことは、コア労働者については組織志向型で調達することが重要であることを示している（EUGENE MCKENNA & NIC BEECH, 2002, P184-188）。人的資源管理からは年功制はそのような役割を担うのであった。

知識集約型に転換する過程にある中国の企業は高度な職業能力の調達と育成を市場志向型と組織志向型のどちらで対応してきたのか。あるいは、その両方で対応してきたのか。この問題を明らか

にする為に、中国の企業の特徴を知っておく必要がある。例えば、後述するように、市場経済を引っ張ってきたのが国有企業と股分有限公司（民間の株式会社）であり、それ以前の社会主義的経済を担っていたのが改革前の国有企業や集体企業である。その国有企業と股分有限公司の発展の仕方の相違により、企業教育の在り方は大きく相違しているのである。

二、中国労働市場と企業類型

各企業類型が出現し始めたのは政府による国有企業を改革する時期からであった。1949年に中華人民共和国が成立した時点では労働市場は形成されていなかった。呉敬琏氏は伝統的な（改革される前の）国有企業について「実際はただ生産コストを計算する社会大工場の中の一つのユニットとなり、企業の特徴を備えていない。企業は利益と市場の変動に応じて、資源の配置ができなくて、その代わりに、行政機関はその企業の所有者と社会経済の調節者になる。伝統的な国有企業は何を生産する、どれくらい生産する、どのように生産する、原材料はどこから調達する、商品はどこに売

るなどの問題を全て、政府の計画指令に従って、行っていた」とまとめた（呉，2003，P134-136）。

1990年代から、中国ではこのような国有企業が制覇する時代から民営企業や外資企業などを含め多様な企業類型が発展する時代になった（表1）。《中華人民共和国企業法人登録条約》によると、企業類型とは所有権に基づいて企業を特徴づけたものであり、大きくは公有制と非公有制に分かれる。公有制企業は国有企業、集体企業、股分合作企業、聯營企業ⁱⁱⁱから構成される、歴史的には国有企業と集体企業は公有制の典型である。他方で、非公有制の企業は有限責任公司、股分有限公司を典型とする民営企業である。

公有制のもとにある国有企業の所有権は国に帰属している。全労働者に対する国有企業の労働者構成比は1978年では都市部労働者の78.3%だったが、2013年になるとわずか16.1%に減り、後述するような国有企業改革の影響が見て取れる（表1）。国有企業の改革は国有企業の数を減少させる一方、非公有制企業の発展に至った。国有企業の改革は市場に基づく経営の意思決定がなされるように、企業を現代化することであった。集体

表1. 都市部企業類型別、労働者の構成比

企業類型		都市部労働者の 構成比(1978年)%	都市部労働者の 構成比(1990年)%	都市部労働者の 構成比(2000年)%	都市部労働者の 構成比(2013年)%
城鎮部総労働者数		9514万人	17041万人	23151万人	38240万人
内資企業	国有企業	78.30%	60.70%	35.00%	16.10%
	集体企業	21.50%	20.80%	6.50%	1.50%
	股份合作企業	—	—	0.7	0.3
	聯營企業	—	0.60%	0.20%	—
	有限責任公司	—	—	3.00%	15.90%
	股分有限公司	—	—	2.00%	4.50%
	私営企業	—	0.30%	5.50%	21.60%
	自営業	0.20%	3.60%	9.20%	16.10%
内資企業以外	港、澳、台企業 (細分を省略)	—	—	1.30%	3.70%
	外商投資企業 (細分を省略)	—	0.40%	1.40%	4.10%

出所：中国国家统计局<経済類型別就業者数統計（城鎮部分）>により作成

企業は公有制企業のもう一つ類型である。それは国有企業から余った労働力を吸収するために出来上がった企業類型であるが、その都市部労働者での構成比は年々低くなり、2013年では1.5%に過ぎない。したがって、現在では、公有制企業の典型は国有企業なのである。

他方、非公有制のもとにある有限責任会社は、2人以上50人以下の株主が出資し、出資の額に応じて、その会社に対して有限責任を負う形態である。国有独資会社^{iv}もこのカテゴリーに入る。有限責任会社の特徴は他の企業と比べ設立は簡単で、企業の損益計算書も公表する義務がない。この企業は株を公開発行することが出来ず、企業の資金を広い範囲で集めることが出来ない。その為、有限責任会社は中小企業をメインとする企業類型である^v。2013年、中国の有限責任会社の数は149万4395社であり、そこで働いている労働者数は6069万人、平均従業員数は40.6人であった(表2)。また、股份有限公司は日本の株式会社と同じ性質を持っている。股份有限公司の労働者構成比も2000年の2%から2013年の4.5%に高まった。この企業類型の従業員数は平均139.5人であり、企業規模は非公有制企業の他の会社より大きい(表1)。

なお、香港、澳門、台湾企業と外商投資の企業は合資企業、または外資企業^{vi}と呼ばれる。これらの企業は先進的な企業管理の経験を持つが、こ

れらの企業が中国に進出するのは中国の国内市場と廉価な労働者を求めるためである。外商は確かに大卒者が多いが、これは股分有限公司と同様な特徴をもつとともに、廉価な労働者の調達が目的のために、それが求められなければ中国から撤退する傾向があるため、中国の労働者の職業能力育成の特徴を検討するにはふさわしくない。

このように、企業類型は歴史的な経済発展に応じて形成されてきた。それに伴って、労働市場も発展し、ここでの移動も可能となった。次に、労働者の移動の特徴と移動先企業について、労働者を未熟練労働者グループと高度な職業能力を持つ労働者のグループに分けて分析を行う。

三、低い職業能力と高度な職業能力の形成

(1) 労働市場における未熟練労働者グループの形成

中国の未熟練労働者は主としては農民工と下崗工人のグループからなる。まず、農民工とは、農村籍を持って、農業以外の仕事を従事する労働者たちである。中国の建国初期、戸籍は大きく二つの種類に分けられていた。すなわち、郷村(農村)部の戸籍と非郷村部の戸籍である。郷村部の戸籍を持っている人たちは戸籍地で生活し、国に配られた土地で農耕をしていた。

1978年、「中国共産党の第十三回三中全会」で農村部の合作生産に代わって「家庭聯産責任制」が採用された。つまり、社会主義的公有化のもと

表2. 2013年企業類型別、賃金、企業個数、労働者数

指 标	平均年賃金 (元)	企業個数 (個)	労働者数 (万人)	企業平均従業員数 (人)
城 鎮	51483		38240	
国有企業	52657	113254	6365	562
城鎮集体企業	38905	130516	566	43.4
有限責任公司	46718	1494395	6069	40.6
股份有限公司	61145	123370	1721	139.5
その他内資企業	38306	5603917	8242	14.7
港、澳、台商投資企業	49961	96555	1397	144.7
外商投資企業	63171	105834	1566	148

出所：中国国家统计局<經濟類型別就業者数統計(城鎮部分)>により筆者作成

各村単位で集中生産をおこなっていた土地を家庭単位に分配した。この制度のもとでは収穫した作物は年に一定の1人当たりの量を国に供出して、残りは自己所有できる。このことにより、一部余裕を持つ農業就業者は土地から移動するようになり、戸籍制度^{vii}においてもこれを緩和するような政策がとられるようになったため、労働移動が比較的容易となった。このことを背景として戸籍地を離れて、雇用労働者として働くようになったのが農民工である。中国政府が行った調査では、2013年には中国全国の農民工の総人数は2億6894万人となり、全国労働者7億6977万人の約3分の1を占めている^{viii}。

これらの農民工たちの労働状況について、2012年中国国家统计局服務業調査センターは「都市農民工生活質量調査報告」を発表した^{ix}。これによると、農民工は以下のような状況にあった。

1. 労働契約から見ると、彼らの雇用は不安定で、短期間労働が多い。
2. 職業能力から見ると、彼らの多くは学歴が低く^x、職業技能などについての教育を受けたことが少ない為、未熟練で簡単な仕事に従事している。
3. 彼らの仕事の報酬も良くない。しかも、社会保険などに入っていないことが多い。

つまり、農民工たちの学校教育のレベルは低く、技能についての企業教育もよくされていないため、なかなか安定する雇用関係に恵まれないのである。

他方、下崗工人は国有企業の改革により形成された未熟練労働者グループである。1990年代、当時の国有企業は低い生産性を向上させることが課題となっていた。たとえば、1990年日本労働研究機構が行った「中国国有企業改革調査資料－中国の労働・社会保障システムの基礎的研究(II)－」ではその生産性の低さが報告されている。瀋陽変圧器有限責任公司に対する調査の中で「当工場の場合、従業員8000人で2400万MBA（電圧に関する専門用語）の生産をおこなっているが、日本の

日立製作所では300人で8000万MBA、イギリスのGEC社では、500人で10000万MBAの生産を行っている」（日本労働機構、1993）とされている。

このような状況を勘案して、国有企業を市場競争に耐えうるものにする為に、前述したように中国政府は国有企業に対する改革政策を実行した。改革の目的は生産性を向上することである。また、改革の一つの手段は労働者をリストラ（下崗）させることである。1990年代の改革が始まってから2013年までに国有企業からリストラされた労働者は約4000万人になった。

この改革で、リストラされた労働者は「下崗工人」と呼ばれる。日本労働研究機構の報告が示しているように、国有企業の改革は、生産性を向上することを目指しているので、「より優秀な人材に関しては、各企業ではその流出を防止するため、様々な対応策を考えている」。したがって、「リストラの対象になる労働者は、リタイヤ年齢に近づいている40代の女性や、50代の男女労働者と、若い年齢層の労働者になる」。下崗工人は職業能力の低い労働者が多い。

このように、中国の労働市場では1980年代から90年代にかけて農民工と下崗工人から成る低い職業能力を持つ労働者のグループが形成された。この時点では、当然産業構造が高度化し、知識集約型に企業が移行していくために求められる高度な職業能力を持つ労働者のグループは大量に形成されなかった。

(2) 企業類型別労働者の職業能力

脱工業化社会へ転換していくと、専門的・技術的職業の階層が拡大していく。2013年の産業別労働者統計のうち情報通信業の労働者数は2005年と比べ、190万人増加していた。金融業での労働者数は2005年と比べ180万人に増加し、科学研究・技術と地質研究の労働者数は2005年の227.7万人から、2013年の387.8万人と160万人増加した。知識集約型企業が競争優位を獲得するために重要なのは技術である。その技術を担っているのは、そ

の企業の高度な職業能力を持つ労働者である。これらの企業では高度な職業能力が必要となるので、高い学校教育と十分な企業教育が重要となる。まずは、知識集約型企業を担う労働者の増大は大卒労働者の供給の増加により実現している。この増加の状況は企業類型により相違している。

この状況を企業類型別に見ると（表3）、国有企業と股分有限公司における大卒労働者の比率は他の企業類型より高いことがわかる。大卒以上の学歴を持つ割合は国有企業では57.4%、股分有限公司では35.3%であり、他の種類の労働者より大卒の労働者が多く、逆に中卒以下の学歴を持つ労働者の比率が低い。また、股分有限公司の平均賃金は年に61,145元、国有企業の平均賃金は52,657元であり、外商投資企業以外では高い賃金となっている。高賃金と高学歴労働者の状況から国有企業と股分有限公司は高度な職業能力を持つ労働者を雇用していることがわかる。

これに対して平均従業員数が股分有限公司より少ない有限責任会社の労働者の平均賃金は（2013年、年平均賃金は46,718元）城鎮部労働者の平均賃金（51,483元）より低い（表2）。有限責任会社は、民営企業として生産性を重視するとしても、生産規模と賃金水準により高学歴労働者を獲得する能力は低い。また、労働力を大きく吸収したもう一つの企業類型は私営企業である。私営企業は

自然人が投資する、従業員が8人以下の企業類型である。2013年の統計では、私営企業を含む内資企業のその他の企業類型で働いている企業の労働者数は8,242万人になり、各企業類型の中で労働者の比率が一番高い。しかし、私営企業は、第三次産業のサービス業など、規模が小さく、簡単な生産手段により経営されるので、労働者に高い学歴を要求しない（表3）。それに対応して私営企業での平均賃金も他企業と比べ低い（表2、その他の内資企業の平均賃金を参照）。多くの研究では、私営企業などで働いている労働者を非正規雇用労働者のカテゴリーに帰属させている。前節で明らかにした、低い職業能力を持つ農民工グループと下崗工人グループの労働たちは、この企業類型で働くことが多い。

J. RIFKIN（1995）が主張するように、技術の発展に伴う生産性の向上が労働力を節約させ、低い職業能力を持つ、未熟練労働者のポストが少なくなり、彼らは失業してしまう。他方で、高い職業能力を持つ労働者が必要となってくるが、当然未熟練労働者は高度な職業能力を必要とする仕事に就けなくなる。

中国の労働市場においても同じ現象が起きている。これから脱工業化社会へ転換していく中国では、専門的・技術的職業能力労働者に対する需要が増えていく。その需要に対応し、中国の経済を

表3. 企業別、学歴別労働者の構成比（2008年）

登記注册类型	具有大专以上学历人员	具有高中学历人员	具有初中及以下学历人员
国有企业	57.40%	25.60%	17.00%
集体企业	19.80%	33.50%	46.70%
有限责任公司	24.20%	33.70%	42.20%
股份有限公司	35.30%	34.00%	30.70%
私营企业	18.30%	32.30%	49.30%
其他企业	18.90%	33.80%	38.30%
港、澳、台商投资企业	18.50%	32.90%	48.60%
外商投资企业	25.90%	35.10%	38.70%

出所：中国国家统计局＜中国経済統計年鑑（第二次）＞により作成

注：中国経済統計年鑑は2006年に第一次となり、2008年は第二次となる。以来に、更新されなかった。

さらに発展させる為に、高度な職業能力を持つ労働者の育成の特徴に注目する必要がある。以下では、高度な職業能力を持つ労働者の育成パターンを分析していく。

四、高度な職業能力の育成パターン—市場志向型と組織志向型—

(1) 国有企業と股分有限公司の職業能力

前述したように、改革後の国有企業は生産性を重視し、その一環として高い職業能力の労働者を求めるようになった。国有企業の高い職業能力の育成の特徴は採用制度によっても示される。労働者の採用は「キャリア採用とキャンパス採用」(竇, 2013, P27-39)の2種類があり、キャリア採用は中高レベルの職位を労働市場から調達する、中途採用にかかわる採用制度である。しかし、国有企業では「このようなキャリア採用で入ってきた人は2、3人しかいない、中高レベルに就く人々はほとんど企業内部の昇進により下から上がってきた人であった」(竇, 2013, P27-39)。したがって、キャンパス採用で雇用された労働者が国有企業の主流となる。国有企業はその労働者を外部から調達するより企業内部で育成して、昇進させる傾向をもつ。

現在、国有企業で働く労働者は「能力主義」のもとで処遇されている。竇氏によると、1990年以降、国有企業の人事管理は前述したような「平等主義」から、「能力主義」へ転換した。国有企業改革において高い職業能力を持つ労働者は雇わり

ストラの対象から外れ、コア労働者として残された。彼らを処遇する制度として、「崗位技能賃金制度」が導入された。労働者の賃金の内訳を見るとポスト(崗位)と技能がその労働者の賃金の基本的な部分(約70%)となり、年功賃金、各種の手当とボーナスが補助的な位置を占める(賃金の約30%を占める)(竇, 2013, P27-39)。

このように、一見すると、国有企業では年功給などの比率が縮小され、技能を担うポストの仕事内容が賃金構成の主要な部分となっているが、日本と同様に、中国でも勤続年数に基づいて職業能力を判断すれば、労働者は実質的に年功的に処遇されることになる。その根拠の一つが、中国保険協会が発表した「2014年中国の大中型都市の企業従業員福利保障指数報告」である。(表4)ここでは、中国の大都市、中型都市における企業の従業員の福利保障状況に対する満足度と企業が従業員に対する福利保障の効益評価をメインにする総合的な評価指数が報告されている。

表4によると、国有企業での福祉保障指数は一番高く、68.1であり、次いで外商独資企業が67.5、合資企業66.1、民営企業は65.1となっていた。その内訳を見ると充実性指数と効益評価指数において、国有企業が一番高く75.1と67.4であった。充実性指数はその企業(類型)が提供している保険の種類を示す指標である。つまり、この指数が一番高いということは国有企業での保険種類が一番多いことを示している。効益評価指数とは、企業が労働者に対する福利提供が労働者のモチベー

表4. 企業類型別従業員の福利保障指数及びその一級指標参考値

企業類型	指数	充実性指数	公平性指数	満足度評価指数	効益評価指数
国有企業	68.1	75.1	61.6	67.1	67.4
外商独資企業	67.5	71.9	64	68	65
合資企業	66.1	70.9	61.9	67	63.7
民営企業	65.1	68.4	63.2	63.3	64.9
総体(一級指標参考値)	66.5	71.4	62.6	65.6	65.6

出所:「2014年中国の大中型都市の企業従業員福利保障指数報告」表4-1

ションを向上できるかどうかの認識に対する調査である。労働者に良い福利保障を提供することにより労働者を安定させると答えた企業は、国有企業が一番高かった。つまり、国有企業は労働者の雇用の安定を重視している。

また、公平性指数について国有企業の得点が61.6と他の企業類型（外資企業は64.0、民営企業は63.2など）に比べて低い。福利保障を取得する条件を考察し、各企業が設ける条件の公平性を評価するのは公平性指数である。その条件の具体的な内容について多くの企業は労働者の雇用形態すなわち正規雇用か非正規雇用かにより福利保障を決めている。また、労働者の勤続年数、職位なども福利保障を提供する条件である。つまり、勤続年数などの福利保障に対する影響は依然として大きい。前述したように、国有企業での賃金制度は勤続年数により評価する部分が改革前と比べ小さくなった。しかし、福利厚生では勤続年数の長い労働者に有利な規定から見ると、事実上、国有企業では正規労働者は長期勤続と勤続年数が期待されていることがわかる。高い職業能力を育成していくために、長い時間の企業教育が必要となるので、労働者を長期雇用しないといけない。つまり、労働者の高い職業能力の形成は、長期的な、安定雇用を保障することを前提とする。また、前述したように、国有企業の改革はコア労働者を残す方針で行われていたため、国有企業の労働者は高い職業能力を持つ労働者のグループを形成した。国有企業は高度な職業能力を育成するために、長期勤続と年功的な要素が重視されている。

このように、国有企業での平均賃金は股分有限公司に比べて低いが、福利厚生のよさにより補っている。しかも、労働者の待遇（賃金と福利保障）では福利厚生においてみられるように、終身雇用を前提とした長期勤続を促しており、このことは賃金にも年功的な部分を残していることを示している。これにより、国有企業では能力主義を採用するとしても、実際にはこれは年功的に運用されている可能性がある。少なくともこの終身雇用と

年功的な処遇は労働者に対する企業教育が長期的に実施できる基盤となる。これはまさに組織志向型の職業能力育成方式である。

他方、股分有限公司のような非公有制企業は前述したように、近年発展してきたばかりなので、独自の成熟した企業管理方法を形成したとは言えない。その為、高い生産性を追求する企業では欧米などの海外の管理方法を導入することが多い。特に、市場競争が激しい環境の中で企業は職務と業績で労働者を評価する傾向を持つ（竇, 2013, P27-39）。股分有限公司では業績に注目するので、労働者たちは勤続年数を問わずに業績で競争する。これらの企業の福利厚生の待遇を確認すると、充実性指数、満足度評価指数と効益評価指数は公有制企業に比べて低いが、公平性指数だけが他より（外資企業を除き）高い。前述したように、企業の福利厚生が勤続年数や、雇用形態に影響される部分が大きくなるほど、企業の公平性が低くなる。股分有限公司での公平性指数が高いことは、勤続年数や雇用形態に影響される部分が小さいことを示している。企業に入ってから、勤続年数に関わらず、公平性の高い福利厚生を得られることは、企業の外部にいる労働者が高い賃金を求めて、その企業に入る誘因となっているのである。

このように、股分有限公司では市場競争に対応し得る高い職業能力を有する労働者を外部労働市場から調達している。股分有限公司での労働者の高い職業能力の調達は市場志向型であり、労働者は流動的で、自己決定的なキャリアコースを形成している。しかし、このことは股分有限公司では労働者の教育機能が弱いことも示している。前節で指摘したように、中国の非公有制企業は1990年代以降から発展してきたばかりであり、その歴史が短い。しかも、股分有限公司は成立当初より、中国がWTOに加入することによるグローバルな競争に巻き込まれていた。独自の技術やノウハウを持つ外資企業に比べ、非公有制企業はいまだそれらを有せず、競争に負けないためには高い職業

能力を持つ労働者を労働市場から求めざるを得なかった。この労働者により市場競争に適応しなければならなかったのである。

(2) 職業能力の育成方式—モデル化

以上の分析を踏まえて、中国労働市場は受けた学校教育と企業教育の特徴から四つのグループに類型化することができる(図2)。つまり、①受けた学校教育と企業教育がともに高い労働者グループ；②受けた学校教育が高いが、企業教育が不十分な労働者グループ；③受けた学校教育が低いが企業教育が十分な労働者グループ；④受けた学校教育が低く、企業教育が不十分な労働者グループである。職業能力の形成の観点から労働市場は四つの類型により階層化されるのである。

グループ③と④は低い職業能力の労働者グループである。グループ③では、現在の労働者は受けた学校教育が高くなるとなるほど、十分な企業教育を受けられる可能性が高いので、低学歴で十分な企業教育を受けられる可能性は低い。このため、この部分の労働者の比率は極めて低い。また、グループ④に農民工グループや、下崗工人のグループなどが帰属する。農民工グループは1980年に中国政府による設定された、深セン、珠海、

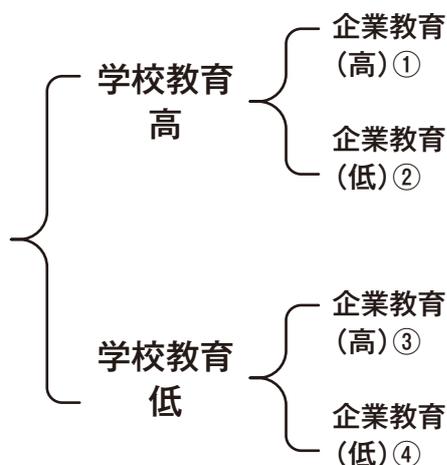


図2. 中国労働者の職業能力育成パターン

汕頭と厦門の四つの経済特区や1984年に外国への開放が決定された天津、上海、大連、秦皇島、烟台、青島、連雲港など、14個の沿海都市の地域における外資企業において未熟練労働者として多く働いている。外資企業は中国の廉価の労働力を求め、中国へ工場を移転することが多いため、これらの経済開放地域では職業能力の低い労働者が大量に必要となった。これらの労働者は、職業能力が低くて、前述した私営企業などの非正規部門で労働することにより、十分な企業教育も受けられない。

また、「下崗工人」も同様に④グループに入る。1990年代の公有制企業改革では雇用リストラの中でも分配された住宅などは返さなくてもよいという方針があった。したがって、これらの労働者は再就職するときに、住所からあまり離れないところで働く傾向があった。「下崗工人」に対して、政府は再就職政策や、自営業などを促進したので、彼らは自営業などを営むことが多い。中国の城鎮部の人口は、外来人口の増加と、城鎮部の拡大化政策により1952年の7,163万人から2013年の7億3,111万人に約6.6億人増加した。城鎮部の居住人口の増加に伴って、その部分の基礎建築もしなければならない。また、その増加する城鎮部人口の生活に関連するサービス業の需要も急に増加した。このような都市化が産業と雇用を生み出した。「下崗工人」たちは自営業を中心としながら、城鎮部の建設業やサービス業の拡大に貢献している。

これらの低い職業能力の労働者のグループに対して①と②は高い職業能力のグループである。①のグループは国有企業で雇用される労働者が帰属し、国有企業は組織志向型の職業教育を行っている。現在の中国では、国有企業と股分有限公司で働いている労働者の職業能力が高い。特に、国有企業は手厚く福利厚生を提供することにより労働者に定着しやすい環境を提供している。能力主義的な制度が導入されたとはいえ、股分有限公司と比べて国有企業の労働者たちは、長期に雇用さ

れ、事実上年功的に処遇されている。彼らの職業能力の育成は組織志向型となっている可能性がある。

他方、国有企業と同様に股分有限公司で働いている労働者も高い学歴を持つ割合が高い。しかし、股分有限公司では、労働者は職位と業績により評価されている。つまり、股分有限公司では労働者の即戦力を求める傾向が強い。この要求に対応するために、労働者を外部から調達している。彼らの職業能力の育成は市場志向型である。したがって、労働者に対する企業教育は国有企業に比べて十分ではない。股分有限公司での労働者はグループ②に帰属する。

さらに、グループ②に属しているのは国有企業に就職しない大卒の失業者たちである。麦考思研究院が発表した「2012年中国大学生就業報告」は2012年の大学新卒生（三年制大学を含む）および過去3年間の大卒生の就職状況についての調査報告書である。これによると、2011年の大学卒業生では、卒業半年後の就業率は90.2%であった。残りの10%の新卒者は就職できなかった。高い職業能力が必要となる産業は発展したが、国有企業ではこの高い職業能力の形成には企業における「再加工」つまり企業教育で対応している。ここに新卒者として就職できなければ、あるいは股分有限公司に就職希望であれば、新卒者は就職の際に不利となる。股分有限公司は、企業内に長時間をかける労働者を育成せず、即戦力になれる中途採用者を選ぶ傾向にあるからである。

五、結 び

本研究は中国労働者の高い職業能力の育成の特徴を明らかにした。中国の労働者について、高い職業能力の育成パターンは国有企業のようなモデル①と股分有限公司のようなモデル②の二つの種類がある。二つのモデルが共通しているのは高度な学校教育である。経済生産に高度な知識が必要となる脱工業化社会を迎える時代では、学校教育の労働者に対する影響が無視できない。その労働

者に高い職業能力を育成するための先決条件は大学の教育である。中国の政府は大学への進学率を向上するための政策を実施したが、進学率は既に脱工業化社会に入っている国々と依然として大きな差がある。したがって、脱工業化社会へ転換していく過程にある中国では、大学教育を受ける人数をさらに増やす必要がある。

また、企業教育を雇用システムから検討すると、国有企業は労働者を定着させていく組織志向的な傾向を持つが、股分有限公司では労働者を企業外部から調達する市場志向型の雇用特徴を持つ。股分有限公司のように、高度な技術や知識を外部の労働者に依存することは企業の発展もここに依存することになる。脱工業化時代では、高い職業能力者を外部から雇用することは決して企業の競争優位を獲得する為の有利な条件にならない。また、労働者の流動性が大きくなると、企業内部の集団意識が薄まることも考えられる。したがって、高度な職業能力を有する労働者の外部調達は企業全体的な戦略達成に不利な要因にもなる。

さらに、中国ではこれから非公有制企業の割合がだんだんと拡大していく。非公有制企業の比率が大きくなるにつれ、労働者の全体的な流動性が大きくなる。この場合、企業が市場での競争優位を獲得するために必要な独自の高度の技術・知識を持つコア労働者が育たない可能性があるので、非公有制の企業でも企業教育による人材の確保を考えなければならない。

謝 辞

本研究について、丁寧に指導をしてくださった安田尚道先生、柄澤行雄先生と水嶋洋子先生に深く感謝しています。特に、大忙しい中に、長い時間をかけて本研究の日本語表現を正してくれた安田先生に御礼を申し上げます。

注

- i 巖氏は「普通の大企業からなる労働市場を正規部

門、中小企業、自営業からなる労働市場を非正規部門、政府機関、大学・研究所からなるそれが公的部門と呼ぶことが多い。正規部門や公共部門の月収が高く、福利もよく、仕事が安定的であるのに対して、非正規部門のそれは反対の状況にある。正規・公共部門では学校教育に象徴される高い人的資本が要求され、熟練も欠かせない。それに対照的に、非正規部門では学校教育や特殊な技能を持たない人でも就職が可能である」としている。中国において、企業類型別に労働者の雇用形態を分けることが一般的である。本研究においても、労働者の雇用形態を正規と非正規に分けるが、それは企業類型に基づく。

- ii 「面向21世紀教育振興計画」は中国語そのままである。日本語に翻訳すると、「21世紀に向かう、教育振興計画」になる。また、この計画が出されてから、中国の大学への進学人数が急上昇することになり、2008年から、教育部はこの大学の定員数の増加について、反省し始めた。また、2012年になると政府は『全面提高教育質量の若干意見』を実施して、これからの高校での定員数を維持する方針を出した。また、教授は学部の学生に授業をしなければならないと規定した。
- iii 企業類型の中の股分合作企業と聯営企業は、国有企業改革初期に誕生した企業形態であり、現在はほとんど無くなっている。
- iv 国有独資公司とは、有限責任公司の特徴を備える、公司の所有権は国に属し、国は出資した分の有限責任を負う組織形態である。国有独資公司の株主は国だけである。
- v 有限責任公司の中にも、近年に急成長してきた北京小米有限責任公司などのような従業員7000人と総資産450億ドル（2014年）の企業もあるが、中国政府の統計に基づいて、有限責任公司での平均従業員数は40.6人とし、企業規模は股分有限公司に比べて小さい。
- vi 外資と内資と結合した企業は合資企業と呼ばれ、外資が全額投資した企業は外資企業と呼ばれる。
- vii 中国政府「1984年、農村に関する仕事の通知」に

より、城鎮部へ自営業や出稼ぎをする農民たちの戸籍を限定された範囲内であれ、移転できるようにした。

- viii 中国の企業類型を確認すると、その分布は地域性を持つ。したがって、労働者の職業能力の形成も地域性を持つ。例えば、郷村部と城鎮部によって異なってくる。郷村部では、第一産業である農業などを以外に、経済類型は自営業と私営企業である。つまり、ここでは企業類型は私営企業だけになる。それに対して、城鎮部の企業類型は国有企業、集体企業、有限責任公司など中国のすべての企業類型である。そのため、地域的に考えると郷村部の労働者たちは、自身が持つ職業能力を向上しようとする、城鎮部へ出て、そこでの企業で働かなければならない。このことは郷村部の労働者が移動する最大な理由の一つである。
- ix これは現在の城鎮部の農民工の労働と生活状況について各地域の都市に就業している農民工29,425人を対象に、インタビュー調査を行ったものである。この調査によると農民工たちの労働状況はこのように整理できる。
- x この農民工の中には農村部の戸籍を持ち、大学へ進学し、卒業した後に都市部で就職した高学歴の労働者を含めている。2013年まで大学の教育を受けた農村部の労働者は1,053.9万人であり、この部分の労働者が安定雇用に就いているのかについては後で明らかにする。

引用文献

- アダム・スミス（著）（1776）．水田 洋（監訳）、杉山 忠平（訳）（2000年）『国富論』，岩波文庫
- ダニエル・バル著（1973）．内田忠夫他（訳）（1975年）『脱工業化社会の到来－社会予測の一つ試み（上・下）』①ダイヤモンド社
- 竇 少杰（2013）『中国企業の人的資源管理』中央経済出版社
- EUGENE MCKENNA & NIC BEECH（2002）．『HUMAN RESOURCE MANAGEMENT-A CONCISE ANALYSIS』Financial Times

胡 鞍鋼、趙 黎 (2006) 「我国転型期城鎮非正規就業と非正規経済 (1990-2004)」『清華大学学報 (哲学社会科学版)』2006年第3期 111頁-119頁

JEREMY RIFKIN (1995) 『the end of work』TARCHER PUTNAM

劉 洋 (2014). 「高失業率と人手が併存する中国労働市場」経済産業研究所第400回コラム

カール・マルクス (著) (1867). マルクス=エンゲルス全集刊行委員会 (訳) (1968) 第一刷 『資本論』マルクス=エンゲルス全集刊行委員会

OECD Economic Surveys (2015). 「China・2015」

日本労働研究機構 (1993年). 「中国国有企業改革調査資料-中国の労働・社会保障システムの基礎的研究

(Ⅱ)-」日本労働研究機構出版

ロナルド・P・ドーア (著) (1973). 山之内靖・永易浩一 (訳) (1987) 『イギリスの工場・日本の工場-労使関係の比較社会学』筑摩書房

呉 敬璣 (2003年). 『当代中国経済改革』上海遠東出版社

巖 善平 (2006年). 「中国の都市労働市場における転職とそのメカニズム-労働市場の階層化に関する実証分析」鹿兒島国際大学 『地域総合研究』第33巻第2号 抜刷

楊 世英 (2010年). 「中国における経済成長と就業弾性に関する研究」東北学院大学 『人間情報学研究』第15巻 53頁-80頁

「職場におけるハラスメント」についての 包括的な定義に関する一考察

A study on a comprehensive definition of harassment at the workplace

稲垣友徳¹⁾

2015年10月23日受理

Abstract : This article focuses on the necessity to establish the definition of the harassment at the workplace on the ground that all the harassment occurs based on some kind of “Abuse of Power.”

In Japan, the harassment at the workplace is widely perceived as a social problem and has, generally, been discussed within the category of Sexual Harassment or Power Harassment which have been used, or new category of harassment such as Maternity Harassment. And all of harassment are recognised as being more or less detrimental to all parties involved.

However, the legal system against the harassment is limited. Moreover, there are a lot of words of harassments such as Power Harassment, Moral Harassment, Maternity harassment, Paternity Harassment or Shukatsu-Oware Harassment without the legal definitions of them. These current situations complicate the recovery of the rights and profits of the victims, and the prevention of the damage by harassments.

The goal of this article is to give some consideration to a comprehensive definition of harassment at the workplace, and show an example of it. The establishment of the definition is an useful method for the recovery of the rights and profits of victims, and the prevention of the damage by harassment.

Therefore, it is necessary to the definition of harassment should be easy to understand for all the people, and all of the harassment which may occur at the workplace be contained.

Key words : Workplace, Harassment, Definition, Abuse of power

はじめに

近年、職場において行われる「いじめ・嫌がらせ」を意味する用語として「ハラスメント (harassment)」という言葉が使用された報道が多くなっているように感じる。例えば、マタニティハラスメントに関連した報道として、厚生労働省が男女雇用機会均等法に基づき事業所名を初めて公表したとする報道もなされている（読売新聞2015年9月5日付朝刊）。本稿で論じるハラスメントのみではなく、報道等において新しい言葉が

誕生したり、頻繁に使用されたりするということは、当該言葉には何らかの意味、意義があり、加害や被害といった何らかの影響をもたらすものであるとの認識が可能である。そして、ここには社会全体の問題として考えなければならない課題が存在する可能性があると考えられよう。

ハラスメントという行為については、一般に使用されている「いじめ・嫌がらせ」という概念からも理解が可能な通り、一種の人権侵害行為と考えられ、加害者及び被害者が存在し、とりわけ、被害者にとっては身体的・心理的に大きな負担を

1) Tomonori Inagaki : 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程研究生

強いられてしまうものとの認識は容易に可能であろう。また、被害者及び加害者の直接の当事者のみではなく、ハラスメント事件が生じてしまった企業の全体が考えなければならない問題として捉えなければならないということは広く一般にも浸透しているものと思われる。

職場において行われるハラスメントについては、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントといった行為がとりわけ注目され、男女雇用機会均等法においてセクシュアルハラスメントの規定が設けられ、適宜改正が行われている。このように職場におけるハラスメントについても、法的根拠が徐々にではあるが整備されつつあり、加害者の処遇のみではなく、被害者の権利利益の回復、被害回避に向けた取り組みが行われていることが分かる。これは、新しい言葉の誕生により、新たな加害行為及び被害として認識され、被害者にとっては、声を上げやすい環境が整いつつあり、被害回避や被害回復といった各種支援も整備されつつあるということであり、今後も進展が予想される。

しかしながら、パワーハラスメントについては、後述するように、厚生労働省が主体となり実施した概念整理に留まっており、法令上の定義が存在していないのが現状である。また、このように法令上の定義が存在しないために、被害者の権利利益の回復や被害回避が阻害されてしまうおそれもあり、一刻も早い法整備が望まれる。さらに、現在では、ハラスメントに関連する用語が多数存在し、既存のものに加え、新たなハラスメント行為も顕在化しており、これらの法整備も望まれる。

そこで、本研究では、これまでも議論が進められ、一定の成果が見られるハラスメント対策に加え、新しく登場し、概念及び定義が不明確な各種ハラスメントにも着目し、定義の確立を行うにあたっての一助となるよう考察を試みるものである。

第1章 ハラスメントと被害者の置かれる状況とその問題点

ここでは、主に、近年報道等の影響により一般にも浸透したと思われるハラスメント及びハラスメント行為を受ける被害者に着目し、ハラスメントと被害者の関係を提示し、そこから伺うことのできる問題点について指摘することとする。なお、本章で論じる被害者の状況及び問題点はいずれも、定義の必要性についての根拠となり得るものであると考える。

第1節 ハラスメントから生じる被害者の置かれた状況について

「ハラスメント」と呼ばれる行為については、前述の通り、「いじめ・嫌がらせ」との認識がなされているということからも、被害者にとっては望まない行為や納得のできない・了承のできない行為として理解することが可能である。ハラスメント行為を受けた被害者は、身体的及び精神的に負担を強いられ、その結果、精神疾患に陥る場合や自殺をしてしまう場合もあり得る。その他、経済的にも負担を強いられ、被害者にとっては、日常生活を不安定なものにされてしまうといった私生活にも大きな影響を与えられてしまう行為として理解ができよう。このように考えると、ハラスメント被害者は、自身の被害を機に様々な被害を被ってしまい、ハラスメント行為に関係する当事者の中では、とりわけ弱い立場に置かれてしまい、適切な支援がなされるべき存在であるといえよう。つまり、ハラスメント行為が行われた場合、当然事件に関係する当事者全てに何らかの不利益が生じることが容易に推察されるが、とりわけ、被害者は事件の一番の当事者であり、権利利益の回復及び被害回避が直ちに行われなければならない存在であると考えられる。本稿は、ハラスメントの加害者よりも被害者の方が心身の不調や経済的な負担等を強いられてしまうということから、被害者はより不利な立場に置かれてしまうという

考えに基づいて論じるものである。被害者は当然に権利利益の回復及び被害回避に向けた迅速な保護及び支援がなされなければならない立場であるといえよう。

また、ハラスメント被害を受けた被害者が権利利益の回復及び被害回避を目指すにあたっての手段であるが、現行法上ハラスメントの規定は、男女雇用機会均等法で記されているセクシュアルハラスメントの関連規定のみであり、その他のハラスメントに関する規定は存在しない。ハラスメント被害に遭遇した被害者は、労働関係の諸法律を含む民事法及び刑事法を手段とする法的措置を求めることが考えられるが、被害者がとり得る手段は総じて、ハラスメントの予防というよりはむしろ、ハラスメント被害発生後の対応策であるという点に着目しなければならない。

具体的な事例を挙げると、「誠昇会北本共済病院事件（さいたま地方裁判所平成16年9月24日判決・労働判例883号38頁）」及び「川崎市水道局事件（横浜地方裁判所川崎支部平成14年6月27日判決・労働判例833号61頁）」等の事例に見るように、損害賠償請求を含む各手段は被害発生後の事後的な対応に過ぎないと考えられる。つまり、上記2つの事件の被害者はいずれも職場におけるハラスメントを契機とし、自ら命を絶っており、被害者に損害が発生してから損害賠償請求が認められているのである。これは、法令上の安全配慮義務が、結局は手続的に見れば事後的な義務に過ぎないと換言でき、被害の積極的な防止を促進するような、事前防止的な運用がなされていないといえるであろう。事業主が主体となり被害の防止に努めることも当然ながら必要であり、各企業もハラスメントの相談窓口を設ける等、各種対応も実施しているようであるが、事前予防という性格に鑑みた場合、被害者自らが自身を守る手段として、被害者が主体となった権利利益の回復及び被害回避は十分ではないといえよう。したがって、被害者が主体となり、自身の被害を訴えることが望まれ、さらにこの点は、被害の深刻化を防ぐために

も必要であると考えられる。

そのように考えると、被害を訴えるためには、被害者自身が自分の受けている行為を被害として捉えることができるよう法整備が必要である。そして、法整備を進めるにあたっては、ハラスメントの定義を確立しなければならない。

このような状況からも推察されるが、被害者の一刻も早い権利利益の回復や被害回避を実現するには、ハラスメント被害発生前及び発生直後の迅速な対応が適切になされなければならない。したがって、被害者による被害の申告後における被害発生後の対応について、「ハラスメントとは何か」という根本的な議論や「今回の事件はハラスメントに該当するだろうか」という議論に時間を要するようでは迅速な対応も望めないと考えられる。そのためにも法律において「職場におけるハラスメント」として可能な限り包括的な定義を明文化し、被害者に負担を強くないような迅速な対応が可能となるためにも、定義というものが必要となり、これは、被害者の権利利益の回復に繋がり、また被害回避の一手段となり得ると考えられよう。

第2節 多様化するハラスメント

職場において行われるハラスメントについては、従来から指摘がなされているセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントが問題視されているが、現在ではこれらのハラスメントに加え、マタニティハラスメント等が問題として顕在化してきているようである。

なお、水谷（2014）は、現在におけるハラスメントは様々な場面において発生するとし、次のように述べている。

（前略）教育、労働、扶養、仲間関係などを介して何らかの「力」関係が存在する場合、そのような力関係を利用・濫用して、様々な形態のハラスメントが発生することになり（例えば強力な指揮命令関係にある軍隊や警察などでしばしばいじめが問題とされるのは、このようなことと関係し

ているのです)、職場の場合は「パワー・ハラスメント(パワハラ)」、大学や教育現場の場合は「アカデミック・ハラスメント(アカハラ)」、スクール・ハラスメント、キャンパス・ハラスメントなどと表現されており、また特に保護、扶養、療養義務のある者が、その対象者に対して苦痛を与える場合には、「虐待(abuse、具体的には児童虐待、配偶者虐待、高齢者虐待、障害者虐待など)」として、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ファミリー・バイオレンスなどと表現されているのです。(水谷, 2014, P18~19)

以上のように、水谷は、力関係に着目した様々な形態のハラスメントについて述べているが、ハラスメントという言葉が用いられていなくても、一定の加害行為はハラスメントの要素を含んでいるものとして考えることができるという点は、ハラスメント行為の理解をするにあたって有効であろう。

また、水谷(2014)は、社会の変化により、様々なハラスメントが広がっていることについて以下のように述べている。

(前略)ハラスメントは時代や社会の受け止め方によってその判断基準が変わってくるものであり、例えば女性の社会的地位の向上や職場進出に伴ってセクハラが問題とされるようになったり、大学などの研究・教育機関におけるいわゆる「アカハラ(アカデミック・ハラスメント)」、健康被害に関連してタバコによる「スモークハラスメント(特に受動喫煙)」が問題とされるようになり、医療行為におけるインフォームド・コンセントに関連して、「ドクター・ハラスメント」や逆に患者からの不当な要求の「モンスター・ペイシェント(患者ハラスメント)」や、学校に対して自己中心的で理不尽な要求を繰り返す保護者を意味する「モンスターペアレント」や、理不尽な苦情を要求する顧客を意味する「クレーマー(モンスターカスタマー)」などが問題とされる等、様々な種類のハラスメントが社会問題となってきているのです。(水谷, 2014, P21)

上記の指摘は、今日の社会においてハラスメントという不当な行為が様々な場面において存在し、誰もが被害者になり得ることを示しているといえよう。ここからも、立法上において被害者に対する支援等の施策が必要であるということが理解できる。

以上の2つの引用からは、現在の社会では、職場に限らず、様々な場面において、ハラスメントに関する事件が発生する可能性があり、「力関係の格差」の存在が原因となっているという点の理解が可能である。

職場においては、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントの2つが中心的に論じられるが、職場におけるハラスメントの第3の形態としてマタニティハラスメントが問題となっている。

マタニティハラスメントについては、最高裁判所(最高裁判所第一小法廷判決平成26年10月23日民集第68巻8号1270頁)でも争われた事件があり、判決においては、マタニティハラスメントという文言は見受けられないが、妊娠に伴う降格について、特段の事情がない限り原則的に男女雇用機会均等法第9条に違反するとの見解が示されている。

なお、マタニティハラスメントについては、マタニティハラスメント被害者の支援等を行っている「マタハラNet」が以下のような説明をしている。

「マタハラ」とはマタニティハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産などをきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味することばです。

(マタハラNet、<http://www.mataharanet.org/p/blog-page.html>、最終アクセス日2015年10月9日)

また、上記の説明に加えて以下のような説明も付け加えている。

マタハラNetでは、解雇や退職強要の不利益扱いだけでなく、「迷惑だ」「産休・育休で休めてい

いよね」などの心無い言葉による“産ませない職場の空気”、“子育てしながら働き続けることが出来ない職場の空気”、ここまで含めて「マタハラである」と発信しています。

(マタハラNet、<http://www.mataharanet.org/p/blog-page.html>、最終アクセス日2015年10月9日)

上記の説明等から、マタニティハラスメントは、男女雇用機会均等法に関連するハラスメント行為であり、被害者は女性であるということが理解できる。

このように労働上の問題として裁判にまで発展し、人権侵害としての認識と共に職場において生じるハラスメントとして言葉が浸透しつつあるマタニティハラスメントであるが、当該行為が違法行為であると判断するにあたっての難しさについて、小畑(2015)は、解雇や不利益な取り扱いについては、妊娠等が原因であるとの明確性が必要であると指摘し、また以下のようにも説明している。

「企業の業績が悪化し、リストラの対象となった中に、偶然妊娠中の女性が入っていた」というような場合は、企業側に「妊娠が原因でない」と主張されると真意はどうであれ、法律違反とは判断できない場合もあるだろう。法律違反の可能性が限りなく高くても、女性労働者側が被害を訴えないということも多い。出産を控えた状態で会社側と争うということまでしたくないという気持ちや、解雇や退職勧奨されたような職場にはもどりたいから無駄に争いたくないという気持ちもあるだろうし、降格等であれば、またもどって就労する場合に居づらくなるのではないかとの思いもあるだろう。そもそも会社も本人も「法律に違反している」ということに気づかないことも多い。このような状況があるので、法律違反の可能性があっても当事者からは、なかなか声が上がってこないと考えられる。(小畑, 2015, P317)

上記の説明は、マタニティハラスメントが事件として発覚することは難しいとの指摘であり、同時に被害者にとっても被害の訴えが困難な場合があるということが示されているといえよう。しか

しながら、法律違反の可能性が高くても、女性労働者側、つまり被害者が被害を訴えない可能性があるという点は無視してはならない。法律違反の可能性があるとすることは、被害者の権利利益が侵害された状態にあり、仮に被害者に被害の認識がなかったとしても、法律違反という点からハラスメントの予防という面が無視されてしまい、法律が形式上のものでしかなく、法律としての意義が欠けてしまっているとの理解が可能だからである。

いずれにしても、マタニティハラスメントに限らず、新たなハラスメントの形態が主張される度に、ハラスメントの定義付けが問題となり、定義が不明確なまま「〇〇ハラスメント」という言葉のみが独り歩きしてしまうことになる。こういったことが常態化してしまえば、被害者自身も自らが受けている行為がハラスメントに該当するのかの判断がより困難になってしまい、被害者にとっては権利利益の回復及び被害回避を難しいものにしてしまうということが予想される。

第3節 ハラスメント行為の問題点(定義の不明確性)

本節では、前述の通り、被害者の置かれる状況も深刻であり、権利利益の回復及び被害回避が充分でないハラスメント問題について、近年問題視されている各種ハラスメントに着目し、ハラスメント問題を考えるにあたっての大きな問題であるハラスメントから派生した様々な用語に関するものを扱うこととする。これは、「ハラスメント」という言葉が報道機関等を通して社会一般に広く認知されるようにはなった一方で、前述の通り言葉のみが先行してしまっているということである。要するに、言葉ばかりが目立って、言葉だけが浸透し、内容が不十分のまま一般に理解されてしまっているということである。より具体的には、上述したハラスメントのように「〇〇ハラスメント」という用語ができることで留まってしまい、その結果、「ハラスメント」についての概念

が不明確となってしまうということである。つまり、現在では、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」に留まらず、「〇〇ハラスメント」があらゆる場面において、多種多様に用いられ、いわゆる「いじめ・嫌がらせ」から派生した用語が乱立し、内容の理解が伴っていないということである。

各種ハラスメントの概念及び定義が不明確であることによって、加害者にとっても、被害者にとっても何がハラスメント行為なのかということが分からず、関係当事者双方に不利益が生じることが考え得る。具体的な場面では、職場での光景として当然想定される上司と部下の関係において部下の不手際から派生する、叱責とハラスメントの曖昧さを原因としたものである。当事者双方の間での認識の相違を考えた場合、当該叱責行為がハラスメントとして該当し得る場合でも、「部下に対する指導である。」、「部下への指導は上司としての責任である。」、「叱責は上司から部下への愛情である。」といったように自分の行っている行為は職務権限の正当な行使であるとの認識の基、部下に対する「ハラスメント」であるという自覚（意識）がないために生じる、加害者によるハラスメント行為の継続が考え得る。また、被害者が、何らかの苦痛は受けてはいるが、自分の受けている行為が「正当な叱責」に該当するのか、「ハラスメント」に該当するかについての判断が難しく、加害者の行為を訴えることができない（訴えに消極的である）という不利益、叱責とハラスメントの境界が不明確であることを背景とした、ハラスメントの濫用による加害者と被害者との間における、いわゆる「すり替え現象」起こり、混乱が生じてしまうという不利益も考え得る。このすり替え現象について涌井(2011)は「自己PR型」と指摘し、以下のように説明している。

「自己PR型とは要するに、必要最小限かつ当然の叱責であるにもかかわらず、『ハラスメント被害を受けた』と主張し、関係者を困惑させるようなケースである。当事者どうしの信頼関係が希薄

で、コミュニケーション不足と誤解が主な原因である些細なケースもあれば、被害者意識が強くパーソナリティ障害が疑われるケース、あるいは上司である管理職社員を陥れる目的で行われる悪質なケースもある。」(涌井, 2011, P155)

上記の説明から、すり替え現象については、ハラスメントに対する誤解というものが大きく影響していることが伺える。この誤解はハラスメントに関する正しい知識が備わっておらず、当事者間に共通の理解がないことも影響していると考えられる。ここからも、共通の理解として定義が重要な役割を果たすと推察される。

また、ハラスメントの定義が明確に示されていなければ、法整備及び各種施策を講じる際にも不都合が生じ、各企業におけるハラスメント対策を講じる際にも不都合が生じると考えられよう。いくら相談窓口の整備等、ハラスメントに対する防止策が検討され、実施されたとしても、「そもそもハラスメントとは……」と問われてしまうためである。事実の解明が行われ、定義にあてはめるという作業が必要である場合、定義が確立していなければせつかくの事実解明が無駄になってしまうということも考えられる。

その他、定義がないために生じ得る問題としては、職場で発生した問題を「ハラスメント」という言葉に置き換えることにより、「犯罪」として問われる可能性のある行為を「ハラスメント」という言葉で濁してしまい、職場内での問題解決を図ろうとするということが考えられる。

例えば、性犯罪・性暴力である「強制わいせつ」の構成要件に該当する可能性があると思われる行為が職場内で発生した場合、「犯罪」ではなく、単なる「セクシュアルハラスメント」として職場内で処理してしまい、警察等の刑事司法が介入する余地がある問題として理解しない（理解されない）ということである。要するに、職場とは関係のない状況で行われた場合は犯罪として被害者が警察に通報する等の措置をとるが、職場内で発生したことにより犯罪に該当する可能性がある

事案が、セクシュアルハラスメントという言葉で処理され、内々に片づけられるということである。「犯罪」と職場内での「ハラスメント」は相互に関連し、隣接した問題ではあると思われるが、事実確認における調査方法や加害者に対する処罰等の手続きもそれぞれ異なっているため、被害者の意に反する形で処理される可能性もある。すなわち、被害者にとっては、セクシュアルハラスメントにとどまるものではなく、犯罪に該当すると考える行為であっても、会社側は単なるセクシュアルハラスメントとして処理する方向で片づけることも十分考えられる。同じ「性」と関連し、被害者に対する不当な行為という点では共通しているが、同一の問題として理解することは適切ではないと考えられ、事件として発生した場合、留意する点も多々あると思われる。発生した事案が犯罪に該当するような事案であれば、被害者の心情や置かれている状況等、被害者の意向を最大限尊重した上で、刑事司法の問題として手続きを進めることも検討しなければならない。

このように考えると、本章第一節においても指摘した通り、定義の不存在は、被害者の権利利益の回復及び被害回避を行う上での重大な欠陥と捉えることが可能であり、定義の確立が被害者支援の出発点であると考えられよう。

第2章 「職場におけるハラスメント」という包括的定義の条件

これまで「職場におけるハラスメント」という用語を複数回使用してきたが、当該用語については、法文上明確に示された定義というものは存在せず、職場におけるハラスメントに関連した概念及び定義については、一定の概念は各研究者や行政機関により提示されてはいるものの、一般社会には、依然として「いじめ・嫌がらせ」という抽象的な概念が広く用いられ、簡潔に表現された用語に変換され用いられているというのが現状である。

しかしながら、当該概念はあくまでも一般的な

概念として使用されているものであり、「いわゆる」との前書きがなければならない表現である。今後法制度及び施策を講じるということであれば、より具体的な、より明確な表現を用いる必要がある。したがって、本章では、「職場におけるハラスメント」としての包括的な定義の条件を提示することとしたい。

第1節 「職場におけるハラスメント」の定義の前提条件

筆者は「ハラスメント」の定義を示すにあたってはとりわけ注意しなければならない点があると考え、定義の内容によっては、被害者にとっては不都合が生じてしまう可能性があると考え。具体的には、被害の申告を阻害し、被害者の権利利益の回復や被害回避を目指すにあたっての訴えを提起することすらできなくさせてしまう危険性があると考え。

以上を踏まえ、筆者は、定義を検討する際には、「広範な定義」でも「狭義あるいは厳格な定義」でも適切ではないと考える。潜在的な被害者として位置付けられる労働者にとっては、できる限り広範な定義が望ましいと考えられ、このような場合は、被害を訴えるという点には都合が良いと考えられる。しかしながら、定義が広範であると結局のところ、後には解釈に頼ることとなり、「具体的には何がハラスメントなのか」等の議論が始まり、ハラスメントか否かの判断をする際に長期間を要してしまうといった不都合が生じてしまうことが考えられる。また、被害者が自身の被害をハラスメント相談窓口等のADR機関に訴えることは容易であったとしても、訴えた後の手続上の過程において、当事者双方及び周囲の者の主観が含まれた解釈がなされてしまう可能性があり、偏った判断や一方的な判断がなされ、具体的な根拠に乏しいまま当該行為はハラスメントではないと判断されてしまうことを容易にしてしまう危険があると考えられる。

その一方、定義が厳格な場合、ハラスメント該

当性の判断は容易になると考えられる。しかしその反面、定義が厳格な場合、ハラスメントの定義に該当するケースが限定的となってしまう、ハラスメントに該当する範囲が極端に制限されかねず、被害者にとっては被害を受けていると感じても当該被害を訴えることが困難になるということが考えられる。つまり、被害者が被害の認識を持ったとしても、「この程度であれば訴えても認められない可能性がある」と考え、自身が被っている被害を訴えることすら困難にさせてしまう危険性が生じてしまうということである。

広範な定義あるいは厳格な定義、いずれの場合も、被害者の権利利益の回復やハラスメント被害からの回避に向かわなければならない被害者にとっては大きな負担になり、被害が被害として認められないということが考えられる。

このように考えると、ハラスメントの定義を示すにあたっては、ハラスメントの根本を適切に指摘した単純性及び明確性を含んだものであり、なおかつ、多くの被害をハラスメントとして容易な判断を可能にするような一定程度の範囲を包括する定義を考える必要があると考えられよう。したがって、現在のように「〇〇ハラスメント」というようにそれぞれの定義や概念を個別に考えるのではなく、それら全てを含み、多様なハラスメントに対応できるような包括的な定義が必要であろう。

第2節 「パワーハラスメント」を軸とした定義の構成

本節においては、「職場におけるハラスメント」という包括的な定義を示すにあたって参考になると思われる判例及び調査結果を踏まえ考察を試みる。なお、後述のように筆者は、職場内で生じるハラスメントの根底には「事実上の力」が存在し、事実上の力の不当な行使がハラスメントに繋がるとの認識に基づき、「事実上の力」と密接な関係にある「パワーハラスメント」がハラスメント行為全般の中核ではないかと考えている。したがっ

て、本節では、パワーハラスメントを中心とし、論じるものとする。

職場において生じるハラスメントには、行政機関も各種調査の実施や検討会を設け、問題に対する対応策を検討しているようであるが、厚生労働省が主体となり議論が行われた「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」におけるワーキング・グループは、「パワーハラスメント」の概念を整理し以下のように概念付けた。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう（職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ、2012、P5）

また、ワーキング・グループでは「職場のパワーハラスメントの行為類型」として以下のように分類した。

- ①暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）
（職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ、2012、P6）

また、君嶋・北浦（2015）は以下のような類型を示している。

- ①身体への暴力
- ②人格を否定するような表現を用いた叱責、罵倒、恫喝等
- ③本人のいないところでの誹謗中傷、風評の流布
- ④脅迫にわたる退職勧奨、解雇、雇止め

- ⑤人間関係からの切離し（座席の隔離、情報の不提供、村八分等）
- ⑥恣意的・著しく低い人事考課、極端な降格、減給、嫌がらせ配置転換、仕事外し
- ⑦過大な業務、制裁としての業務の強制
- ⑧正当な権利（年次有給休暇、産前産後休業、育児休業等）の取得の妨害、取得を理由とするいやがらせ
- ⑨仕事と無関係な私的場面でのいじめ、プライバシー等の侵害

（君嶋・北浦，2015，P112）

上記の類型も、厚生労働省の示した類型と類似していると思われるが、被害者に対する身体的及び精神的な攻撃を中心とし、労働上の権利侵害等の内容が伺える。

また、パワーハラスメントに関する判例については、名古屋南労働基準監督署長（中部電力）事件（名古屋地方裁判所平成18年5月17日判決・労働判例918号14頁）があり、判決内ではパワーハラスメントについては以下のように説明された。

組織・上司が職務権限を使って、職務とは関係ない事項について、あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、部下に対し、有形無形に継続的な圧力を加え、受ける側がそれを精神的負担と感じたときに成立するもの

また、ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル（自然退職）事件（東京地方裁判所平成24年3月9日判決・労働判例1050号68頁）においては以下のように説明されている。

（前略）世上一般にいわれるパワーハラスメントは極めて抽象的な概念で、内包外延とも明確ではない。そうだとするとパワーハラスメントといわれるものが不法行為を構成するためには、質的にも量的にも一定の違法性を具備していることが必要である。したがって、パワーハラスメントを行った者とされた者の人間関係、当該行為の動機・目的、時間・場所、態様等を総合考慮の上、「企業組織もしくは職務上の指揮命令関係にある上司等が、職務を遂行する過程において、部下に

対して、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、社会通念に照らし客観的な見地からみて、通常人が許容し得る範囲を著しく超えるような有形・無形の圧力を加える行為」をしたと評価される場合に限り、被害者の人格権を侵害するものとして民法709条所定の不法行為を構成するものと解するのが相当である。

裁判では以上のように評価ないし定義がなされており、裁判所においての一定の判断を見ることが可能である。

上記結果等を参考とした結果、職場におけるハラスメントの定義に関する構成要素としては、①「職場」という職務遂行に関連する範囲を示す「場所」、②上司や部下という職務上の上下関係、経験及び知識を背景とする当事者間における「職務上の優位性（事実上の力）」、③一時的又は継続的に行われる「行為の連続性」、④身体的苦痛及び精神的苦痛を相手方に与える「加害性」及び当事者の苦痛や職場環境の悪化等、当該加害者の行為によってもたらされる「影響」、⑤職務上の行為か否かという「職務上の適正な行為」が挙げられよう。

第3章 提言

前述の通り、職場におけるハラスメントの定義を提示する際には、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等のように個別的ではなく、包括的に規定する必要があると考えるため、本章においても、この包括性を前提とし論じるものとする。

第1節 “Abuse of power” としてのハラスメント

筆者が考える職場におけるハラスメントとは、「事実上の力」の不当な行使を前提としており、様々なハラスメントが唱えられている中で、職場におけるハラスメントの核をなすハラスメントはパワーハラスメントであると考えことは前述の通りである。これは、セクシュアルハラスメント

やマタニティーハラスメント等にとっても共通であり、行為者側に事実上の力がない場合には、行使することは困難であると考えられる。

そこで、参考となる考えが“abuse of power”である。つまり、「職場におけるハラスメント」における「パワー」すなわち「事実上の力」は、「犯罪及びパワー濫用の被害者のための基本原則宣言」(Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power; 通称「国連被害者人権宣言」)内で述べられている「abuse of power」がその根本にあるということである。

“abuse of power”について諸澤(2001)は以下のように説明している。

「国連被害者人権宣言」は、パワー濫用の被害者を「刑事法に違反する作為または不作為によって、身体的・精神的傷害、感情的苦しみ、経済的損失または基本的人権に対する重大な傷害などの危害に(個人的または集団的に)苦しめられている人」と定義しています(B-18)。したがって、パワー濫用の被害は、個人はもちろん、集団や組織も受けることがあり、また、個人・集団・組織の相互間でも被害が発生します。パワー濫用の被害には、政治的・経済的・社会的なさまざまな形態があります。(諸澤, 2001, P366)

さらに、諸澤(2001)は以下のようにも説明している。

パワー濫用は、そのほか、大企業と中小企業、企業と消費者などの間でも起こります。恒常的に力の上下関係が存在し、その力関係が被害者を生んでいる場合は、パワーの濫用と言うことができます。このほか、パワー濫用は、私たちの身近なところにもあります。親と子、教師と学生・生徒、医師と患者などの間でも、パワーをもつ側がパワーをもたない側を、そのパワーで押さえ付け、暴力を振るい、義務のないことを強制することがあります。子どもへの虐待(child abuse)、幼児との近親姦(incest)、子どもに対する性的虐待(sexual abuse)、教師や上司によるその立場を

利用してのセクシャルハラスメントなどもパワーの濫用と考えられます。(諸澤, 2001, P367)

以上の説明から、職場において発生するハラスメントは諸澤の指摘するように、“abuse of power”という概念を用いて説明が可能であり、事実上の力を不当に行使した行為はパワーハラスメントに当てはまる可能性があるということ理解できる。

なお、諸澤(2001)は“abuse of power”の概念形成及び用語の「訳」についても重要な指摘をしており、以下のような説明をしている。

「パワー濫用による被害」という言葉は、当初、権力や権限をもつ者が作り出す被害という意味(狭義の概念)に使われていましたが、今では、概念が広がり、単に「力」をもつ者による被害という意味(広義の概念)で使われることが多くなってきました。したがって、広義のパワー濫用をも視野に入れるということになりますと、“abuse of power”の日本語訳は、「権限の濫用」または「権力の濫用」ではなく、「パワーの濫用」または「力の濫用」の方が相応しいこととなります。(諸澤, 2001, P367)

以上の指摘から、職場におけるハラスメントは、「事実上の力」を背景とする“abuse of power”、とりわけ広義の概念として用いられた“abuse of power”と捉えることが可能であろう。広義の“abuse of power”は「権力」や「権限」という側面に加え、「事実上の力」にも着目しているため、業務を遂行するにあたっての過去の経験や、知識等を背景とするハラスメントにも適合し、職場におけるハラスメントと広義の“abuse of power”は密接な関連があるということが理解できよう。

第2節 「職場におけるハラスメント」の定義例

以上を踏まえ、職場におけるハラスメントの定義について、筆者が相当と考えるものを例として提示する。

始めに、「職場におけるハラスメント」を定義

する際に必要と思われる、「ハラスメント」であるが、被害者の望まない行為かつ合理的でない行為を核とし、当該行為は不法行為ないし人権侵害に該当する行為として位置付け、「故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を一時的、継続的に侵害することであり、それにより相手方に対して不快感を生じさせ、身体的、精神的に苦痛を与える行為」と定義する。当該定義は民法上の不法行為と関連付けたものである。

また、上記のハラスメントの定義を踏まえ、「職場におけるハラスメント」については、「事実上の力を背景に職場において行われる業務上必要な範囲を逸脱した故意または過失に基づく相手方の権利または法律上保護される利益に対する一時的、継続的な侵害であり、それにより相手方に対して不快感を生じさせ、身体的、精神的に苦痛を与える行為または職場環境を悪化させる行為」との定義付けが可能となると考える。

なお、職場におけるハラスメントの検討範囲である「職場」については、「労働者が職務を遂行するにあたっての人間関係の存在が認められ、当該人間関係の支配が継続していると認められるようなあらゆる場所」との定義付けが可能であると考える。

今後は、上述した職場におけるハラスメントの定義例に加え、より具体的な行為類型等、法整備を行うにあたってより運用の面で効率的なものになるよう議論の必要がある。また現場の労働者にとっても理解し易いものになるような工夫が必要であり、あらゆる立場の者が見ても理解でき、有効に活用できるような文言に改めていくことが求められてくるであろう。

おわりに

これまで論じてきたように、職場において行われるハラスメント行為は、「いじめ・嫌がらせ」という働く者の尊厳を著しく損なわせる人権侵害行為であり、被害者のみではなく、企業全体として対策を講じなければならない問題であるという

ことは明白なこととして認識することができる。また、ハラスメント事案の当事者では定義が確立されていないことにより、被害者がとりわけ弱い立場に置かれてしまうということも理解できよう。さらに、現代においては、「いじめ・嫌がらせ」という一言では言い表すことのできない問題になりつつあり、定義が不明確であるという点はもちろん、行為の多様性についても検討しなければならない。そして、このような多様なハラスメント行為に対応するためには、「事実上の力」といった各ハラスメント行為の共通点に着目し、それぞれのハラスメント行為を別のもので捉えるのではなく、「職場におけるハラスメント」というように一つのハラスメントとして扱い、それを基に、行為の類型として各ハラスメントの事案に対応するといったことが必要であるということが理解できよう。いずれにせよ、ハラスメント行為によって大きな負担を強いられている被害者にとって被害の申し出が容易となり、また、当事者により解釈が異ならないような定義を確立することが必要である。

本提言が今後の法整備における一助となれば幸いである。

参考文献

- いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (2014) “職場のいじめ” 労働相談緑風出版
- 君嶋護男・北浦正行 (2015) セクハラ・パワハラ 読本～職場のハラスメントを防ぐ～ 公益財団法人日本生産性本部生産性労働情報センター
- 厚生労働省 (2012) 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告 マタハラNet <http://www.mataharanet.org/> 最終アクセス日2015年10月20日
- 水谷英夫 (2014) 予防・解決 職場のパワハラ セクハラ メンタルヘルス 使用者責任・労災・防止規定・事実調査・処分・復帰支援 日本加除出版
- 水谷英夫 (2014) 職場のいじめ・パワハラと法対

策〔第4版〕 民事法研究会

諸澤英道（2001）新版被害者学入門 成文堂

中野麻美編著（2010）ハラスメント対策全書―職場における人権保障と活性化のために― エイデル研究所

新垣真理（2015）職場のパワーハラスメント対策―現状と今後の方向性― 保健の科学 第57巻

第5号

小畑泰子（2015）職場におけるマタニティハラスメントについて 保健の科学 第57巻第5号

涌井美和子（2011）企業ハラスメント 現代のエスプリ 525号

涌井美和子（2015）セクシュアルハラスメントの現状と対策 保健の科学 第57巻第5号

市民・行政協働ミーティングにおける会話の分裂についての考察 －水戸市協働推進事業ミーティングのEM/CA研究－

Consideration of “Schisming” in a meeting between Civic Organizations and Public Administrators: Study on the Mito City Project for Promoting Cooperation through Ethnomethodology/Conversation Analysis.

澤¹⁾ 則子・面澤²⁾ 弘行

2015年10月20日受理

Abstract : The purpose of this study is to consider incidents of “schisming” during a meeting between Civic Organizations and Public Administrators of Mito City engaged in the promotion of cooperation. They were in the process of achieving the objectives while they showed understanding of cooperate members with different values and positions. The meeting is described using the method of Ethnomethodology/Conversation Analysis.

In this study, in the place of a meeting of civil and administrative cooperation with a multiplayer of participants, a phenomenon occurred in which numerous simultaneous conversations took place between multiple parties. We pay attention to the conversation split (schisming).

In the meeting, the description of “schisming” is considered as an active interaction between people related to participants in a meeting.

Key words : Ethnomethodology/Conversation Analysis. the meeting between Civic Organizations and Public Administrators the conversation split (schisming)

1. はじめに

本研究は、様々な価値観や立場の違うメンバーが協働で理解を示し合いながら、どのようにして目的を達成していくのか、参加者のミーティングのやり方についてエスノメソドロジー (Ethnomethodology) / 会話分析 (Conversation Analysis) の手法を用いて検討するものである。実際にミーティング場面を録音・録画し、そのデータを詳細に分析していく。

エスノメソドロジーは、観察可能な社会的活動を人びとが作り出す、そのやり方 (「人びとの方法」) に目を向ける。本研究の場合は、参加者たちが協働ミーティングをどのようにして秩序あるものとして成り立たせているかを観察し、記述する。

会話分析は、「人びとの方法」のうちで、「人とことばを交わす」という実践を研究するものである。協働ミーティングの現場において、参加者たち (市民団体、行政の専門家) は、さまざまな相互行為上の課題に

1) Sawa Noriko : 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程研究生

2) Nisisawa Hiro Yuki : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教員

直面する。発想や知識、関心、立場などが異なる参加者間でミーティングを進めるにはどうしたらよいか、すなわち、互いの意見・主張を理解できた／できなかった事を示すにはどうしたらよいか、相手に対して質問する／賛成する／反対するにはどうしたらよいか、自分の関心や立場を説明するにはどうしたらよいか等々、会話分析はこうした課題を解くための種々の、人びとの「やり方」を析出してゆく。

本研究では、人びとの「やり方」の中から、多人数の参加者による市民・行政協働ミーティングの場で、数多く見られた同時多発的に複数のパーティで会話が発生する現象、すなわち「会話の分裂 (schisming)」に注目する。

「会話の分裂」に最初に注目したのは、Schegloff, E. A, Jefferson, G. & Sacks, H. (1974) である。会話は、原則、話し手と聞き手の2人がいれば成立する。しかし4人以上の参加者がいる状況では、同時に複数の会話が発生することも可能である。これを彼らは「会話の分裂」(schisming)と呼んだ。

Schegloff, E. A, Jefferson, G. & Sacks, H. (ibid.) 以降の、「会話の分裂」に関する先行研究は極めて少ないが、その中で代表的なものとして言及されるものはEgbert (1997) である。Egbertは、多人数会話における修復の他者開始 (other-initiated repair) の事例の分析をし、多人数会話における修復では複数の他者 (= 聞き手) が存在し、その中の誰が実際に修復するかによって、単一の会話が、同時に発生する複数の会話に分裂することを明らかにした。そして会話の連鎖構造から、いかにして分裂が生じるかを詳細に分析し、現在の会話から逸脱したやり取りの開始を促すようなターン (= 発話順番) を「分裂誘発ターン schisming inducing turn (SIT)」、一度分裂した会話の場が収束することを促すようなターンを「結合誘発ターン combining inducing turn (CIT)」と呼んだ。

高梨 (2006) は、話し手にとって聞き手が少なくとも一人いれば、そこで会話が成立すると述べている。このことにより多人数会話では複数の場所で会話が発生するとし、多人数会話における同時開始に注目した。同時開始の発話者が、視線や呼びかけによってある聞き手を選択し、その人が聞き手となった時に会話の分裂がスムーズに発生する。逆に同時発話者間で聞き手の競合がある場合には、一方が競合しない聞き手を獲得して会話の分裂が発生するか、あるいは同時発話者のだれかが聞き手を獲得することを断念すれば、そこでは会話の分裂は発生しない。また同時発話者らが聞き手の争奪を継続すると、会話の分裂につながる場合もあるとしている。

当該ミーティングでは、「会話の分裂」が、幾度となく繰り返される。「会話の分裂」のについてまだ明らかになっていないことのひとつは、なぜ「会話の分裂」が発生するのであろうか、すなわち、相互行為上の如何なる問題を解決するために分裂が発生するのか、という点である。本研究では、「ここでは何が起きているのか?」「要するにこの人は何をしているのか?」を明らかにするために「会話の分裂」の開始時と終了時に何が起きているのかを分析し、このことを通じて、当該ミーティングにおける分裂が如何なる問題を、どのように解決しているのかを検討する。

2. 研究フィールド

2.1 水戸市協働事業

水戸市は2009年に「市民と行政との協働都市宣言」を行った。水戸市協働推進事業は、水戸市民から水戸をもっと元気な町にするための提案を募集して実施されるものである。

水戸市から採択された事業団体は担当部署と協働で、各事業の計画に基づき、1年間活動をする。

本研究では、この過程に於いて、繰り返し行なわれる協働ミーティングの場面を対象とした。

2.2 収録した協働事業ミーティング

本研究のフィールドとしたミーティングは、「外国人を対象とした防災啓発事業」を提案した市民団体、水戸市地域振興課、水戸市国際交流センターの3者で行なわれた。水戸市地域振興課は当該事業の防災に関する行政の専門家であり、水戸市国際交流センターは外国人に関わる事を専門としている。市民団体と行政の専門家が、同じ目的を持ち目的を達成することが協働事業及びミーティングの特徴である。

収録したのは、2013年度（平成25年度）に作成した外国人を対象とする防災パンフレットを活用して開催する「防災講座」の内容を話し合うことが目的である協働ミーティング場面である。1回目の協働ミーティングには市民団体の参加者が12名、行政側の参加者が4名、合計16名の参加者がいた。2回目は市民団体の参加者が9名、行政側の参加者が3名、合わせて12名の参加者がいた。収録時間は第1回が約3時間半、第2回が約2時間半、合わせて約6時間である。

3. データ収集方法

当該の協働ミーティング場面では、1回目はビデオカメラ1台¹、2回目はビデオカメラ2台を使用し録画した。

ビデオカメラのマイクの他に、最低でも2人につき1台のボイスレコーダーをテーブルの上に設置した。会話分析では、録音・録画された会話がデータとなる。録音・録画することにより、繰り返しデータを聴くこと、観ること、そして書き起こし（トランスクリプト）を作成することが可能となる。

本研究でトランスクリプトに用いる記号は、西阪（1997）の記号システムを用いているそのうち、本研究で用いた記号を挙げる。

- [同時発話（会話の重なり）開始
-] 同時発話（会話の重なり）終了
- = 継続発話。前の人の発話終了と同時に、次の人の発話が始まる
- (.) マイクロポーズ 短い間

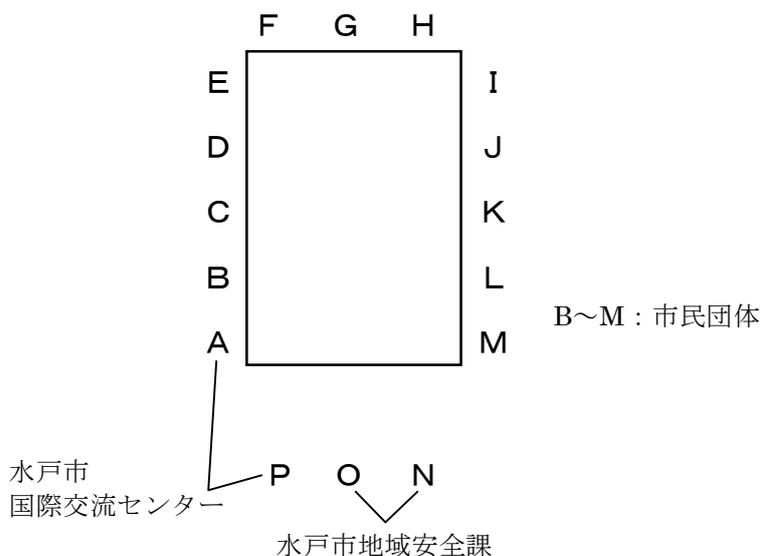


図1. 第1回ミーティング参加者配置図

(0.5) 沈黙の秒数表示

： 音声の引き伸ばし

> < 発話のスピードが目立って速い

< > 発話のスピードが目立って遅い

下線 音の強さ大きさ

¥ 発話が笑いながらされている、などである。

() 聞き取り不可能な箇所は、()で示される。

° ° 音が小さいことは、当該箇所が°で囲まれることにより示される。

↓↑ 音調の極端な上がり下がり、それぞれ上向き矢印(↑)と下向き矢印(↓)で示される。

「-」 言いかけたのを途中でやめることを表している。

トランスクリプトを作成する場合、個人識別につながる可能性のある情報、たとえば人名、地名、学校名などはすべて匿名化した。本研究における会話参加者の名前は、アルファベットを用いている。

ただし重要なことは、データとなるのは、書き起こしではなく、あくまでも録音・録画された会話だということである (Hutchby & Woofit, 2008 ten Have, 2007)。

4. 分 析

Egbert (1997)によれば、「会話の分裂」は順番交替システムによって連鎖する2つの会話活動が並行することで参与の枠組みの重複が生じる現象である。さらに現行の会話から逸脱したやり取りの開始を促すようなターンを「分裂誘発ターン schisming inducing turn (SIT)」、一度分裂した会話の場が収束することを促すようなターンを「結合誘発ターン combining inducing turn (CIT)」と呼んだ。

そこで本研究のデータを分析するにあたり、まずは分裂の開始と終了において、何が行なわれているのか記述する。

4.1 会話が2つのパーティに分裂する場面

断片1)の前は、昨年度作成した防災パンフレットのPR方法についての話題が続いている。断片1)の27行目のEの発話の終わりの後の1.0秒の間、2つのパーティに分裂する。30行目の行政側の国際交流センターのAが、斜め向かいに座っている地域安全課のOに向けた発話から始まる(図1参照)。そのあと、Fの発話を始まりとして、F、G、Eが会話を始める。

断片1)

→24 E : あとこれはパソコンでホームページでびしっと これがきれ : いに

25 : のってますよね : 全部ね ここにはそういうパンフレットも ここへ

26 : 連絡すれくれるよ、発行するよと書いてありましたよね : そうい

27 : のでも十分 いけるんじゃない

→28 : (1.0)

→29 C : [じゃあ -

30 G : そうだよ : 結構パソコン

→30 A : [ピーディエフがあとで欲しい。

31 : でね

31 B : あ↑ そうだそうすればいいん

→32 F : じゃあ そうすると反響

32 : じゃない

33 : みたいなの

→33 A : これってピーディエフになってま

- 34 : くる? [そしたら
 35 G : [う: :ん
 36 : どうなんだろう
 37 : [市役所のほうに聞きたい。
 38 E : [見てるか見てないか
 39 : わかんない
 40 : この頃そういうの見てない
 41 : となると 誰も見てないっ
 42 : て事に~~な~~なるけど~~な~~
 43 F : みてないと↓ね:
 44 G : う: :ん
 45 E : ~~な~~俺たちしか見てない~~な~~
- 34 : すか?
 35 B : そこにあるんじゃない?
 36 O : ピーディエフになって<ますね>
 37 A : じゃあうちのほうも ピーディエ
 38 : フもらっていいですか
 39 O : え: :
 40 A : ホームページにいいですか
 41 O : わかりました
 42 P : もしくは そちらにリンクする
 43 : ような形に [しちゃえばいいです
 44 : かね
 45 A : [どっちがいいんだろう;リンク
 46 : したほうがいいです
 47 O : そうですね
 48 P : ご許可いただけるんでしたら
 49 : れば そち こちらの方
 50 : からうちのページを見てから
 51 : リンクして そちらからでき
 52 : ようにして
 53 O : はい それも そうですね:
 →54 : (.)あ↑まっ - ちよっ - け
- 46 C : はいじゃあ↑ つぎに
 47 : いいですか?
 48 : 2番 [のほうに入りたいと
 49 B : [これが しゅなので
 50 C : 思います
 51 : これが今日はしゅなので
 52 : あの わくわくプロジェクトの
 53 : 防災講座についてですね
 →54 C : え: 目的とし: あ↑ ここはBさん どうぞ 会長ここは会長です
 55 : 協議内容だから

4.1.1 右側部分

市民団体のEは24行目から27行目で、防災パンフレットが水戸市のホームページに載っていることを話している。その後28行目で間が発生する。当該ミーティングでは明示的に進行役が決まっていない。参加者それぞれが、議事進行性を持ってミーティングに臨んでいることが、記述により明らかになっている。この場面ではCが進行役を担っている。

この28行目の間でCは自分の席から、左右の席（全体）を交互に見渡している。Cは、発言する人がいないことを確認し、29行目「じゃあ - 」と発言する。同時にA（30行目）が左斜め向かいに座っている地域安全課のOに、パンフレットを見せて「PDFを持っているか、」尋ねる。この発言と重複したCは、発言を途中で止める。その会話にBが31、32行目で「あ↑ そうだ そうすればいいんじゃない」と加わったことで、新しいパーティによる会話が始まる。Cが発話を途中でやめた理由は、Cは行政側の会話が参加者全員に対しての発言ではないが、重要なものであると考えたため、このようなふるまいをしたと思われる。

「会話の分裂」の開始となるAの30行目は、E（24行目）の「ホームページに防災パンフレットが載っている」という発話に承接して出されたものであると考えられる（SIT）。Aは、防災パンフレットをよりPRするためには、自分が所属する水戸市国際交流センターのホームページにも防災パンフレットを載せた方がい

いと考えた。このことはAが、すでにHPに防災パンフレットを載せてある水戸市地域安全課の2人(O、N)に視線を向けて話していることからわかる。33行目でAは、右斜め向かいに座っているOの方に身体を向けて、Oに質問をする。42行目で国際交流センターのPが、A、B、Oの話に加わり、ホームページにパンフレットを載せるための専門的な話をする。37行目でBは、このパーティから離脱する。技術的な点については行政側で対応する役割があるという当該ミーティング参加者の指向性がA、O、Pを1つのパーティにしていると考えられる。

ここで注目すべき点は、30行目のA「ピーディエフがあとで欲しい」の部分である。切り詰まった短い文であるのに、OとPはAの30行目に何が含意されているかを理解し、PDFに関する情報を確認し合い、話を進めていることである。

54行目まで、行政側だけのパーティ(A、O、P)での会話が続いていく。しかし、途中Cと一緒に議事を進行しているBの「これがしゅなので」(トランスクリプト左側51行目)の発話を聞いたOは、54行目で「あ↑まっ - ちょっ - け」と、上記に述べたCのように、一旦PDFの話題をやめ、Bの議事の進行に従っている。この部分の「会話の分裂」を終了させたのは、Bの「これがしゅなので」(トランスクリプト左側49行目)と考えられる(CIT)。この部分の「会話の分裂」の中では、防災パンフレットをもっとPRする方法を探す、という問題に対して、すでに水戸市のホームページに載せてある防災パンフレットを水戸市国際交流センターのホームページにも載せるといふ解決案が出されたわけである。

4.1.2 左側部分

Fは、Eの左隣に座っている。Fは24行目で、Eがパンフレットを片手に持ち、パンフレットを参加者全員に向けて振っている時、うなずきながら同意を示している。その後Fは向かい側で行政側(A、O、P)がPDFについて話している方に、一度視線を向ける。その後32行目で「反響みたいなのがくる」と、Eの発話に関連した質問をする。Fの声は小さかったため、応答したのは、Fの両隣にいるEとGである。ここからPR方法について話しをするもう1つのパーティ(F、E、G)の会話が始まる。F(32行目)が発話した理由は、2つあると思われる。1つ目は、Aと同じように、Eの「ホームページに載っている」(24行目)に接したからであり、2つ目は、すでに行政側A、O、Pによる「会話の分裂」が始まっていることを確認したからである。専門的な話は、行政側に任せる一方で、市民の立場として、「反響はあるのか」と発話したと考えられる。Fの発話により、EとGが加って始まった「会話の分裂」では、水戸市のホームページを通じて、防災パンフレットは、あまり市民に周知されていないのでは、という問題に触れている。しかし、この日の目的は、防災講座の内容について話し合うものである。パソコンを用いてPRする手段を行政側が対処していることも、市民団体側のミーティング参加者は、把握している。従って、この部分の「会話の分裂」は、市民周知に対する解決策を出すまでには至らず終了した。

4.1.3 「会話の分裂」が終息し、1つのパーティに戻る部分

2つのパーティで先に終了するのは、トランスクリプトの左側の市民団体のF、E、Gのグループである。トランスクリプト右側のA、B、O、Pの会話は、この時点では続いている。

46行目でCは「じゃあいいですか、次に」と発話し、別々のパーティを、再び元の大きなパーティに戻す事を試みている。複数のパーティが話している状態を、本題に戻す時、話を止めてもらいたい人の方に視線を向け、発話して終わらせるやり方がある(Barns, 2007)。しかしCは、すでに会話の分裂が終了しているFやGの方を見ながら「じゃあ、つぎにいいですか」と話している。この行為は、行政側に対するCの配慮を

示すやり方であると思われる。4.1.2で述べたように、そのCの発話に、行政側のOが気づき、「会話の分裂」が終息する。

4.2 会話が3つのパーティに分裂する場面

断片2)に入る前から、国際交流センターのAは外国人にも理解できるようにするためにはどのようなことが必要かと、ミーティング参加者全員に向かってアドバイスを続けている。他の参加者たちは全員Aに視線を向けている。そして断片2)の12から14行目でAは、「Q&A方式」という具体的な提案をする。A(12から14行目)の発話(SIT)に応接して、3ヶ所で「会話の分裂」が始まる。それにより、この箇所では、外国人にわかりやすく伝えるためにどうすれば良いかを話し合っている本流のパーティを含め、3つのパーティで会話が行なわれている。

「会話の分裂」部分を、2種類の下線で示し、「会話の分裂」の開始と終了部分には、矢印を付けた。

断片2)

01 :たとえば非常食と°か°なんか いろんな こういうものもあるよとか こういう非常

02 :食は<どどこで>売ってるよとか そういうのを もし=

03 B : =あったほうがいいよ↑ね

04 A : う : :ん あったほうが たぶん [わ : あ : たぶん もっ 通らないと思うん

05 C : [Aさん じゃあそれは口頭ですか?

06 : それとも何か印刷物です [か?

07 B : [書きちゃったほうがいい

08 A : °口頭でも 印刷でも°

→09 C : 印刷物ですね ⇒ 2 a開始 (01 M : 確かに外国人の人はわかんないよね)

10 A : =ただ 易しく書いてくださいね

11 B : う : ん 簡単にできて

→12 A : もしかしてその (02 M : 今度は) キューアンドエー方式みたいにして

13 : たと たとえばですよ 今ちょっと思いついたのは

14 : キューアンドエー方式にして (03 L : 対応fufufu) たとえば え :

15 : 備蓄はどれくらいの日数にしておけばいいのとか ですから だいた

16 : いこれくらい : 目安ですよ : とか あとは あのえ : と こう

→17 : いうのは もうどこで買えるのったら ⇒ 2 b開始 (01 F : スナップ ちょっと 案外さあ)

18 : たとえば ホームセンターとか こういうとこで買えますよ とか

19 : そういうふうに作ると なんかもう説明する方は

20 : それに [沿って説明はできますよね]

21 B : [なんかそれは改訂版にもつけれるわ]

22 : ほんとに

23 O : 改訂版

24 C : そうだね じゃあ それを () はい じゃあ [それを また

25 A : [1ページ できる

→26 C : それをみんなで持ち帰って じゃあ [() ⇒ 2 a終了 (17 M : よくある事だと思うよ)

27 B : 改訂版ができる =

- 28 O : =改訂版
- 29 B : ありがとうございます [言っていただいて
- 30 C : [これっ これ
- 31 : すいはんぶくろって書いてあるんですが これをこのご飯を
- 32 : 何て呼ぶんですか?
- 33 B : ごはん =
- 34 O : =あ↑ ふっ
- 35 A : あ: その商品 [商品名というか
- 36 O : [しょっ
- 37 C : これをなんて =
- 38 L : =すいはんぶくろっていうけど (10 F : ほら: 予算はさ:)
- 39 C : すいはん [ぶくろですか]
- 40 O : [あ↑ いや:] まあ 袋はすいはんぶくろなんですけども
- 41 C : これを :
- 42 O : ふつうの [ひじょー]
- 43 B : [ごはん ごはんだよ]
- 44 O : ごはん ごはんですね : はい
- 45 C : わかりました はい 非常食で はい
- 46 K : [ひじょうようごはん]
- 47 L : [ひじょうよう ごはん]
- 48 O : 非常用の ごはんですね そうですね [かん
- 49 B : [え: と]
- 50 : 今あのちょっとあれだけど 昔聞いたのは (19 D : <°できません° >)
- 51 : 熱湯にご飯ポーンと入れて 炊く 炊き方があるんですね
- 52 O : えー
- 53 B : 昔 こんななくて あの: 昔のかたって =
- 54 O : =あ: :
- 55 B : そういう炊飯のしかたは (.) → **2b終了 (20 F : ね: ())**° させないんですよ
- 56 O : あ↑今は そうですね : [やってないですね

4.2.1 会話の分裂部分 (L, M)

断片 2a)

- 01 M : 確かに外国人の人は、どこに行けばいいかわかんないよね
- 02 : 今度行ったけど店員さんによっては全然そんな事わかんない
- 03 L : 全対応 hahahaha
- 04 M : そうなんだよ それがあるんだよ
- 05 L : それが問題だ
- 06 M : う: :ん
- 07 L : 全うそも上手全

- 08 : (0.5)
 09 M : 今朝の新聞にでてたけどね フラ フランスに行ってトイレはどこ
 10 : にあるか聞いたら へたなフランス語 () トイレの売りに
 11 : 連れてかれちゃってよ :
 12 L : hahahahaha
 13 M : 今朝の新聞かな 笑い話だな
 14 L : 新聞見てない
 15 M : って事はあるよね
 16 L : °忙しいから みてない°
 17 M : よくある事だと思うよ

Mは、断片2) 06行目のAの発話が、日本人では当たり前になることが外国人にとっては、わからないこともあるということの意味していると考え、その内容に同意する発話を、隣のLにする。このことでLとMによる「会話の分裂」が開始する。

MのAの発話に対する同意の仕方は、自分の経験、ここでは、Lが今朝見た新聞の内容を引用して語るやり方をしている。またLは聞き手という立場をとってはいるものの、Mと視線を合わせない。会話をしているが、Lの発話は、笑い、などと、短い発話である。その後16行目で視線を、本流のパーティの中で話しているB、やCの方に向ける。Mは15行目の「って事はよくあるよね」の発話を、再度言い直す修復を17行目で行い、Lに話しかけるが、Lからの返答はない。ここでLとMによる「会話の分裂」が終わる。

4.2.2 会話の分裂部分 (D, E, F)

断片2b)

- 01 F : スナップ ちょっと 案外さあ プロの人に作ってもらったって
 02 : お金でできるよね : これ 写真とかさなんかで : プロの人にパネル
 03 : 作ってもらうの このお金で少し
 04 : そうすると永久的に使うじゃない
 →05 : いろんな場所で ね : : そういうのって あなた 詳しくないの?
 06 : パネル作るっていうのは
 07 D : 詳しいですよ
 08 F : お金かかる? すごく
 09 D : 聞いてみますか? 安く
 10 F : いや もう ど き 怒られるから お金もないんだから
 11 E : 費用は あんでしょうよ
 12 F : え : これ ほら : 予算はさ : () のお金は
 13 30万 <あんだけど>
 14 E : 使える 使える
 15 F : そう 経費 ()
 16 E : () らないから
 17 F : 経費なな万なな万の中で食料費とかなんかおろすんだけどパネルの
 18 F : 1枚2枚作れるよね : これ なな万あれば

- 12 L : 燃料がね : : 限られているから [ね:]
 13 B : [う: ンできない] っていうので
 14 : そういうのであったんですけど↓そういう事は
 15 : °やらないですよね ° →3b開始 (01: K °おかゆになっちゃう°)
 16 O : そうですね: (02: L 熱湯からね: むずかしい)
 17 : 今 熱湯は使ってないんですけどある小学校の訓練とかでは
 →18 : あの、空き缶を使って →3c開始 (01 D: 今 どこまで 話していますか?)
 19 : [え: あの: さ () めしというんですが] 空き缶を使って
 20 B : [あのね: そうですね]
 21 O : 熱湯を [使ってご飯を作る] っていうのは [あります]
 22 B : [なんか 使ってますよね] [そいうの ありますよね:]
 23 : <わかりました>
 24 : (0.5) (04 C: これ全体についてやってるから)
 →25 B : じゃあ 一応あのあれですよね: 今あのこちらから聞いたものも
 29 : そうだしなんか あの新しい自分たちのテーマも あたえてもらっ
 26 : たみたいな事も あるので 今のところは すごい きっかけに
 27 : なるかと思うんですけど:=
 28 O : =キューアンドエーだとわかりやすいですね
 29 B : それ す [ごくいいかもしれない う: : ン]
 30 O : [いいかもしれないですね ()]
 →31 A : 意外と あの 実は さいごの さいごで おはな あの こちらで
 32 : 要望したかと思うんです この9ページで 持って逃げるもの
 33 : (14 L: こんなに時間かけ: て ())
 34 : それから準備しておくものは、各項目が そもそも
 35 : なんだか よく [<わからない>]
 36 B : [わからない] (16L: °ヱ°うるさい°ヱ°)
 →37 A : だから本当は この飲料水だったら飲料水のところにこうイラストが
 38 : あったりとかーあの (.) カイロがわからない。 (27F: いや み
 39 : んなおなじよ みんな同じにしたつもり ここまで入れて)
 40 B : わからないよね: ;
 41 A : ホッカイロは 日本ではあの: 誰もが 知ってますけど
 42 : ホッカイロ自体は知らない=
 43 B : =知らないよね

4.3.1 会話の分裂部分 (F、G、H)

断片 3a)

- 01 G : あれ 二の丸も そういえば なんか 30分くらいこうしておく
 02 蒸らしておくと どうのこうのって 女性会の人が言った
 03 F : あっ これ:

- 04 G : これじゃない
 05 F : 開けたら お湯って () いいんでしょ
 06 G : あれ: これが そう?
 07 F : ちがう 普通のお米 これ
 08 G : 普通のお米?
 09 F : 水によって これが 柔らかくなっちゃたんだよね: ♪
 10 : 量 決められた通りにしてるけど
 11 G : あのなんかこの: 時間25分とか 30分とか置いたらこんな感じと
 12 : かってやってたからね 実験的にやればいいんだけど
 13 F : 私やらなかったから一気に作ってきちゃった
 14 G : これ どのくらいおけば あれなの 熱湯の中に=
 15 F : これ30分煮て 10分みて 10分蒸らし 30分煮るの
 16 G : あ: :
 17 H : 火をつけてるの?
 18 F : つけてるの グラグラグラグラ
 19 H : そこんところが書いてあるのか 私みたいなのが火
 20 : とめていいのかどうか わかんない
 21 F : それでね とめて 約30分
 22 F : これ難しくて () [空気が入ったのかな]
 23 H : [＜沸騰したら お湯の中に30分間♪
 24 : [Fさんに 返しますよ 返しますよ
 25 F : [これもらった人いい♪わ]
 →26 G : 水が多いんじゃない?
 27 F : いや みんなおなじよ↑ みんな同じにしたつもり ここまで入れて
 28 ここまで お水

この部分の分裂の始まりは、Gの「あれ 二の丸も そういえば」(断片3a)の1行目という発話である。B(06行目)の「別の会の人」の発話に、応接したものであると考えられる(SIT)。「そういえば」ということばを使い、Bの経験談と同様に、自分も似たような話を聞いたことがあるという、自分の経験を右隣に座っているFにする。この時Gは、視線はBに向けているが、右隣のFに身体と顔を寄せ、話し始めている。FとGは、お互いの手元にある非常用のご飯の袋を、手に持ち、その作り方について話をする。Gは断片3a)の19行目から24行目の間に、主流となるパーティに属しているAを見ながら、Aの話を聞いている。しかし26行目で再び、FとHの話に加わる。参加者は、会話の分裂を作っているパーティにいても、別のパーティの話にも注意を向けていることが分かる。

4.3.2 会話の分裂部分 (K、L、M)

断片3b)

- 01 K : °おかゆになっちゃう°
 02 L : 熱湯からね: むずかしい
 03 K : 熱湯の中に バーンとおこめを入れるわけ?

- 04 L : そう 熱湯の中に なまごめを入れるって事でしょ
 05 K : だったら ごはんになるでしょ 空き缶を使って
 06 L : 何分ぐらい炊けば どのくらいに
 07 K : クタクタ クタクタ煮て20分
 08 : (5.0)
 09 M : かんづめかー ↓ [なるほどな=
 10 L : [大変 これも大変ですよ、でもね 時間が
 11 : これで30分で10分から20分蒸らすっていうんですもん
 12 M : 燃料が大変だね :
 13 L : うんそれに ある程度 おいしく食べる (.) のも前提ですよ
 14 : これはだって こんなに 時間かけて ()
 15 : (5.0)
 16 L : °ヱ°うるさい°ヱ °ヱ°うるさいよ°ヱ

ここで注目するのは、Lである。Lは、はじめ主流となるパーティに加わっている。断片3)の11行目Bの「時間がかかる」という発話に、Lは12行目で「燃料が限られている」と、補足説明をしている。その後、KがLに話しかけ、「会話の分裂」が始まる(15行目)。会話分裂誘発ターン(SIT)と考えられるのは、Bの11行目「従来の炊き方では、時間がかかって」、という発話である。Kは、作り方が難しいという内容を隣のLにする。Kは、Lに視線を向けているが、Lは視線を、全体に向けながら話している。何分ぐらい炊けばご飯ができるのかというLの問いかけにKが応えて(断片3b)07行目)で、K、Lの会話の分裂が終了する。その後、今度はLにMが話しかけ、また1つのパーティが発生する。この時もLは、話しかけられたMに視線は向けず、手元にある非常用ご飯を見ている。LとMは、本流となるパーティで話されている内容(缶詰を使って非常用ご飯を作ること)について、それぞれの意見を述べた後、分裂は終了する。

Mとの会話が終了すると、Lは、まだパーティを作って会話を続けているF、G、Hの方に視線を向け、さらにその方向に手を差して、断片3b)の16行目で「うるさいよ」と、会話をやめるように促している。このことから、LもGと同様、「会話の分裂」のパーティに属してはいるが、主流となるパーティの話題についても注意を向けていると考えられる。

4.3.3 会話の分裂部分 (C、D)

断片3c)

- 01 D : 今 どこまで 話してますか?
 02 C : えっ↑ こっちの いや こっちの () そうじゃない
 03 D : これでいうと どこまで行ってますか? (O空き缶を使って)
 04 C : 今ここ内容のとこなんですけど そうじゃないここまで これ全体に
 05 : ついてやってるから次は これと () こっちをこの中で ()

第1回ミーティングでは、その日の議事進行を記したレジユメが配られている。Dは、断片3c)の01行目を発話する前、Fとパネル作成について話しをしている。先にEが非常用ご飯を手に入れているので、Dは、まだ非常用ご飯を手にとって見ていない。Eが見終わった後、Dは非常用ご飯を手にする。この時、ミーティングでは3つのパーティができている。Dは、F、G、Hの隣、K、L、Mの向かい側に座っている。Dは、これまで発言をせず、主流となるパーティと、その他2つのパーティの会話を聞いている。Dは、手にした

非常用ご飯を机の上に置いた後、レジユメを手にして、それを見ている。断片3cの01行目で、「今どこまで話してありますか?」と右隣のCに尋ねる。Dは、右隣に座っているCを聞き手として選択している。これは、議事の進行役を担っているのがCであり、Cが主流となるパーティに属していると、Dは理解しているからであると考えられる。Dの質問にCが応えて、分裂は終了する。

4.3.4 「会話の分裂」が終息し、1つのパーティに戻る部分

主流となるパーティを作っているBは25行目から、正面を向き「じゃあ一応あのあれですよ」と発話する。「じゃあ」という表現により、その場を1つに統合しようとしていると考えられる。しかしどの会話も、まだ終了しない。

最も早く「会話の分裂」を終えたのは、C、Dによるパーティである。Dの「ミーティングがどこまで進んでいるのか」という質問に対し、主流となるパーティに属しているCが答えを出したことで、問題が解決され、「会話の分裂」が終了する。そしてその後、CとDは、主流のパーティの中で発言を続けるAに視線を向けている。

次に終息するのは、K、L、Mのパーティである。Lは、KやLからの話しかけに答えてはいるものの、主流となるパーティの発言内容にも注意を向けている。Lは、このパーティの中で、非常用ごはんの炊き方は、時間が重要であると確認する。その後、主流となるパーティで発言を続けているAの方に視線を向ける。ここでK、L、Mによる「会話の分裂」は終わる。さらに、Lは唯一「会話の分裂」を続けているパーティを終息させる発話もしている。

F、G、Hのパーティ（断片3a）が、最も長く会話が続く。F、G、Hを除く他の参加者は、国際交流センター（行政側）のAの提案を聞いている。A（断片3）31行目から35行目）は、防災パンフレットを開き、自身を参加者たちに見せながら話している。一方F、G、Hもそれぞれが、非常用ごはんを手にしなが、ご飯の作り方について話をしている。そのため、自分たちを除く参加者が、すでに1つのパーティに戻っていることには気が付かない。しかし、断片3）37行目でAは、2つのパーティによる「会話の分裂」が終息したために「だから 本当は この飲料水だったら」の発話から、少し声を大きくして発言をしている。ここで、F、G、Hの会話は終わり、ミーティングは1つのパーティに戻っていく。

4.4 もうひとつの「会話の分裂」を終息するやり方

断片4）は、断片3）の後に、再度、「会話の分裂」が、3つのパーティで発生した場面の続きである。

断片4）

→01 O：す すみません

→02 B：いいです [か

→03 C： [ちょっと ちょっと よく聞こう

04 O：はい あの：当日なんですけれども

これまでの「会話の分裂」の終わり方は、それぞれのパーティが、その中で問題を解決して終わる、あるいは、主流となるパーティの発話が、議事進行に関わる発話である場合、「会話の分裂」を作っている参加者は、その発話を聞いて分裂が終わるなどである。

一方「会話の分裂」が収まらない時は、参加者の中の誰かが、終息させることを試みている。しかし市民団体側の参加者が、1つのパーティにまとめようとする発話をして「会話の分裂」は終わらない場合が多い。それとは反して、断片4）02行目、03行目のように、行政側の参加者が発話をする時には、市民団体側

の参加者は行政側の発言を聞くようにと、明確な言語や行動で表している。それにより、「会話の分裂」が終息する場面も見られた。

5. まとめ

当該ミーティングでは、進行役が明示的に決まっていなかった。また、多人数の会話参加者によるミーティングである。そのため、同時多発的に「会話の分裂」が発生している。

「会話の分裂」をすることによって、ミーティング参加者らは、当該ミーティングの目的を達成するために、浮かんできた問題を参加者同士で解決している。また、目的達成に導くよう他の参加者の発言に対する自分の意見も述べたりしている。そのため「会話の分裂」は、いつまでも続くわけではなく、1つのパーティに戻っている。この現象を繰り返しながら、当該ミーティングは、その日の目的を「協働」で達成している。

従って当該ミーティングにおける「会話の分裂」は、参加者らのミーティングにおける積極的な関わり方のひとつとして考えられる。ミーティング参加者それぞれが、お互いの立場を認めあい（ラポール rapport）、共通の目的を達成するために、秩序だったやり方でミーティングに臨んでいるという点も記述により明らかになった。

6. 今後の取り組み

村田（2013）は、まちづくり系ワークショップ²の進行役であるファシリテーターの言語的ふるまいの特徴を明らかにし、それが話し合いにどのような影響を与えているか、まちづくりをめぐる話し合いに有効かを考察している。それによると、ファシリテーターの存在の重要性、そして率直な議論には参加者間に心地よい人間関係が生まれることが重要であり、ミーティング目標の達成には、ミーティング参加者たちの満足という情緒が深くかかわり合意形成につながっていくと述べている。

本研究は、研究成果を現場に還元する（ウエルフェア・リングイステイクス³）という目的で、高橋靖水戸市長から、協力をさせていただき進めているものである。そこで今後は、当該ミーティングに、明確な進行役、ファシリテーターが存在しなくても話し合いが進むのはなぜか、逆に進行役が存在する際、「会話の分裂」がどのように発生するかなど、多角的な視点から、人びとのコミュニケーションのやり方をより深く研究していきたいと考える。

また（串田, 2006）は、次のように述べている。会話分析の観点から「コミュニケーション能力」の意味を考えると、それは単なる言語能力でも情報伝達能力でもなく、やり取りの中でことばや動作をそのつど相手の出方に合わせてデザインすることによって、様々な行為を理解可能な形で遂行していきことが出来る事が「コミュニケーション能力」である。

この考えを基に、現場で応用できるコミュニケーションの研究を進めていきたいと思う。

謝 辞

本論文を執筆するにあたり、第36回社会言語科学会（2015.9/5.6 京都教育大学）における筆者らの研究発表に、貴重なご意見を下さいました、多くの皆様に心より感謝申し上げます。

注

1 ミーティング参加者は5、6名と市役所担当者から報告を受けていたため、ビデオカメラは1台しか用意していなかった。

- 2 住民参加型における話し合いで、ファシリテーターを伴う産官学民といったセクターを超えた人々によって行なわれる (村田, 2013)。
- 3 社会言語科学学会徳川宗賢初代会長が「社会言語科学」第2巻第1号において提唱したものである (徳川, 1999)。実践的言語・コミュニケーション研究

引用文献

- Barns, R. (2007). Formulations and the Facilitation of common agreement in meetings talk. *Text & Talk* 27(3)
- Egbert, M. M. (1997). Schisming: the collaborative transformation from a single conversation to multiple conversations. *Research on Language and Social Interaction*, 30(1): pp.1-51.
- Hutchby, L. and Woofit, R. (2008). *Conversation analysis, 2nd ed.* Cambridge, England: Polity.
- ten Have, P. (2007). *Doing conversation analysis: A practical guide.* 2nd ed. London: Sage.
- 串田秀也 (2006). 会話分析の方法と論理－談話データの「質的」分析における妥当性と信頼性－ 講座社会言語科学 第6巻 方法 pp.188-230. ひつじ書房
- 村田和代 (2013). まちづくり系ワークショップ・ファシリテーターに見られる言語的ふるまいの特徴とその効果－ビジネスミーティング司会者との比較を通して－ 社会言語科学, 16(1), pp.49-64.
- 西阪 仰 (訳) (2010). 会話分析基本論集 H. サックス・E. シェグロフ・G. ジェファーソン 世界思想社
- Schegloff, E. A, Jefferson, G. & Sacks, H. (1974). A Simplest Systematics for the Organization of Turn-Taking for Conversation, *Language* 50
- 高梨克也 (2006). もう一つの話者交替システム－多人数会話における開始者による聞き手争奪の分析－ 社会言語科学 14回大会発表論文集 pp.150-153.
- 徳川宗賢 (1999). ウェルフェア・リングイステイクスの出発 社会言語科学 2(1) pp.89-100. (対談者: J. V. ネウストプニー)

子どもが中間領域において「一人である」体験の意味 — 移行対象・移行現象を通しての考察 —

*The meaning of experience of a child's "being alone" in the intermediate area:
Consideration on the meaning through the concepts of transitional
object and transitional phenomena.*

1) 2)
網代悠加・渡邊孝憲

2015年11月4日受理

Abstract : “Transitional objects (TO)” and “transitional phenomena”, which Winnicott (1953) proposed, appear in the “intermediate area” where “illusion - disillusionment” takes place. We pay attention to this intermediate area and examined the meaning of experience for children in this area.

Above all, we are interested in the function of the transitional phenomena that makes “children sustain their beings without being insulted by others” (Kurokawa, 2004). So we examined her view that the transitional phenomena will be the basis of “the capacity to be alone”.

As a result, we consider that children who are “being alone” but with some inanimate TO try to recover energy which is depleted through their activity with animate subjects such as playing objects. The objects shouldn't be their mother in this case. If children relate them to their mothers, he/she would again use his/her energy in spite of lack of his/her energy.

Through considerations above, we confirmed that the purpose of our following studies is to examine what kind of meanings the intermediate area have and what kind of roles it played for children, and especially to investigate the personal significance of the area to each child, paying attention to the moments to “be alone”.

Key words : transitional objects, transitional phenomena, intermediate area, the capacity to be alone

問 題

筆者らの関心は、移行対象および移行現象に関連している「中間領域」での体験が個人にとってどのような意味を持っているのかを検討することである。加えて、本稿は子どもが「一人である」ときの中間領域での体験に注目する。本稿は、関連する文献から様々な知見を整理することを通して、今後の研究に欠かせない基本的な概念を筆者

らなりに明確にすることを目的とする。

1. 移行対象

「中間領域」は移行対象との関わりの場であり、移行現象が生じる場であるため、先に「移行対象」「移行現象」について述べる。

1-1. 先行研究における移行対象の捉え方

Winnicott (1953) が提唱した「移行対象」と

1) Haruka AJIRO : 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程1年

2) Kouken WATANABE : 常磐大学大学院人間科学研究科研究指導教員

は、一般的に子どもが特別に大切にしている毛布やタオル、ぬいぐるみなどの柔らかい対象物を指す。この概念は、後の研究で様々に発展された。例えば、Steavenson (1954) は移行対象を内容物によって2つに分類し、定義した。Steavenson (1954) は、1歳前後に現れるブランケットやシーツなどの布類を「一次的移行対象」、2歳前後に現れるぬいぐるみやおもちゃを「二次的移行対象」とした。しかし、遠藤 (1990) は、この分類について、実際にはそれぞれの期間以外にも移行対象が現れることを考慮すれば一次的移行対象と二次的移行対象を用意するモデルが妥当であるとは言い切れないと結論付けている。また、Horton (1981 児玉訳 1985) は Winnicott (1953) と同じように形を持つものや持たないもの、生物あるいは無生物を移行対象と考えた。しかし、移行対象という用語ではなく、それらを「移行関係 (transitional relatedness)」と呼んだ。

1-2. Winnicottの移行対象理論

Winnicottの移行対象理論はこのように、研究者たちによって異なった概念を生み出している。同時にそれは豊かな可能性を孕んでもいるということである。この理由はWinnicottの研究者、実践家としての立場の独自性にあると考えられるため、以下それについて述べておく。

第一に、彼は確かにFreud, S. や Klein, M. をはじめとする、精神分析の考え方の影響を大きく受けているが、それらから独立した中間派として位置づけられているという点である。彼の考え方は、母親と子どもを分離してではなく、両者を一対として独自の二者関係から捉える対象関係理論と特徴づけられている。これは一人の人間の在り方を、内面的な観点、すなわちある体験をその個人の無意識的な意味から理解しようとする精神分析的な、ともすれば硬直化した臨床的知見を基にした見方に対する刺激的な逆説的な見方を提示したのだと北山 (2004b) は述べている。

第二に、彼は、6万人もの患者を治療した児童

精神科の開業医であった。その必然の流れとして青年期の患者や児童の親にも多く会っている。そこから彼の立場は具体的で環境との相互作用的な見方をする発達心理学的な視点を持ち、のちの発達心理学者にも大きな影響を及ぼしたと考えられるのである。その結果、「移行対象」は母子分離や自己分化の現れや促進として扱われ、発達心理学の領域でも盛んに取り上げられるテーマになっている。同時に彼は、その考え方を福祉関係者や一般の母親にも広く説いたが、そのため、科学的な姿勢を重視するあまり狭隘に陥りがちな研究者的視点よりもいわばもっと現実的で平易な言い方を大事にしたということもあるであろう。その一つの現れと思われるが、彼は移行対象がみられる時期を4ヶ月、6ヶ月、8ヶ月、12ヶ月までに見られるというように羅列的に挙げている。それはまるで現象のみに注目し、それぞれの本質の意味に違いがないかのような扱いをしているようである。これは純粋な科学的な態度とはかけはなれているものである。このような点からも彼の理論は後の人たちによって様々に解釈され、展開されたのである。

第三に、第一の特徴でも述べた「逆説」を重視する姿勢がある。Winnicott (1958 北山訳 2005) は、例えば「赤ん坊などというものは無い」と述べ、その後「もし赤ん坊を私が見せられるとすると、同時に赤ん坊の世話をしている誰かをも確かに見せられるだろう」と指摘し、母親と子どもを一体の存在として考えた。このような考え方や、後述する「子どもが一人である」ことに関しても、それらはあくまでも物理的には母親と一緒にいて、しかも心理的に一人であることが本質であるという捉え方に現れているのである。そして「逆説」に関して、Winnicott (1953) は、その内容に関しては解決すべきものではなく、そのまま受け止めるべきものであるという。つまり、これは科学的に検証しにくいものであるといえよう。このような点も彼の理論が曖昧に見える反面、豊かなものを含んでいる所以と考えられる。このように

してWinnicottは、二分して捉えられやすい人間の現象の内面外面に焦点を合わせる認識法をとることによって相互の橋渡しを重視する立場を展開したのである。

このような状況の下で、Winnicott (1953) は、この「移行対象」をより広く、豊かなものとして捉えるために定義を断定せず、後の研究者にも考える余地を残すためにあえて曖昧な定義にしたのである。このWinnicottの狙い通り、後の研究者たちは上述したように様々に「移行対象」を捉えたのである。実際、Winnicott (1953) の定義では、毛布やぬいぐるみなどに加えて歌などの形を持たないものまでも移行対象とされた。

また、移行対象の役割には、寂しい時や就眠時などに子どもを慰めたり、不安な時に子どもを落ち着かせたりすることや後に述べる中間領域を提供するということがある (Winnicott, 1953)。それらは自他分化や母親への信頼感などの子どもの情緒発達の指標でもある (Winnicott, 1965 牛島訳 1977)。

このように、Winnicottの「移行対象」理論はその内容や役割等に関して、のちの研究者たちによってさまざまに発展された。事実、Winnicott (1971 橋本訳 1979) は「移行対象」について研究されるべき点として、次のようなものを挙げている。それは、①対象の性質、②対象を“自分ではないもの”として認識する幼児の能力、③対象の位置—つまり、外側か、内側か、境界か、④対象を生み出す、考え出す、引き出す、考え起こす、作り出す幼児の能力、⑤対象関係における愛情表現タイプの習得、というものである。

以上のように、移行対象については研究者たちがさまざまな見解を提起している。その中でも筆者らは、移行対象との関わりが「子どもが一人である能力」(Winnicott, 1965 牛島訳 1977) に果たす役割に注目している。これはさらに正確に言えば、「移行対象との関わりが、子どもが他者に侵襲されることなく、自分の感覚を保つ」のに寄与する役割だと考えられる。

そこで、筆者らの研究テーマを明らかにするにあたって、上記のようなWinnicottの記述の特徴に十分留意しながら、そして他の研究者の知見と照らし合わせながら、まず「移行 (transition)」「移行現象 (transitional phenomena)」「錯覚 (illusion)、脱錯覚 (disillusionment)」「中間領域 (intermediate area)」「一人でいられる能力 (the capacity to be alone)」という用語についておさえ、筆者らなりの見解を明確にしておく必要がある。そのため、先にそちらから述べていく。

尚、説明に入る前に、Winnicott (1953) の文献では「子ども」を示す言葉の使い分けが曖昧なため、本研究でも主に「子ども」という語を用い、区別した方が良い場合には、「乳児」あるいは「幼児」という語を使用していくことを断っておく。

2. 移行対象発現のプロセスと移行現象

2-1. 移行と錯覚・脱錯覚

「移行対象」「移行現象」という用語を最初に用いたのは、Winnicott (1953) である。ここではまず、これらの用語に含まれている「移行」について、これとは切り離せない「錯覚」「脱錯覚」とともに説明する。

図1は、ここで述べる錯覚から脱錯覚への「移行」のプロセスを示したものである。まず、「移行」とは、そもそもある状態から他の状態へ移っていくという意味であり、ここでは子どもが図の左側から図の右側へ移っていくという意味である。これについてHorton (1981 児島訳 1985) は次のようにまとめている。それは、それまで子どもが母親に密着することで創造できていた世界から、生きたあるいは無生の対象関係の世界への「移行」、また、願望や欲望、感情、観念といった心的もしくは内的現実 (図の左側) から、内的現実と相互主観的に証明可能な事物からなる外的世界との間を行ったり来たりして両者の違いを確認する状態 (図の右側) への「移行」を示している。ここで相互主観的とは、二者 (ここでは子どもと母親) それぞれに子どもの主観と母親の主観があ



図1. 錯覚から脱錯覚への移行のプロセス

ることを認める立場に立って、そのうえで両者を擦り合わせることを通して対象が客観的なものであるとみなすという考え方である。つまり、現実的に見れば「わたし (me)」から「わたしではないもの (not-me)」への移行のことを言うと説明されている (Horton, 1981 児島訳 1985)。

図1で示すように、これは子どもが単純に、内的現実から抜け出して外的現実へ移行するというわけではない。図1の左側が内的現実の中でしか物事を認識できない子どもの状態である。一方、図1の右側は外的現実の存在に気づき、外的現実をも含めて物事を認識できる子どもの状態を示している。それまでは内的現実の中でしか物事を認識しなかった子どもが、外的現実の存在に気づき、外的現実をも含めて物事を認識するという「認識の移行」を指すのである。しかもこれは一気にこのような変化が起こるわけではなく、両者の間を行ったり来たりすることを繰り返す中で遂行されるものである。そして、内的現実の中でしか物事を認識できない子どもの状態を「錯覚」、外的現実の存在に気づき、外的現実をも含めて物事を認識できる子どもの状態を「脱錯覚」と言う。

2-2. 錯覚・脱錯覚のプロセスと移行現象

そもそも乳児は、その内的現実と外的現実を明確に区別できていない。両者を区別するためには、乳児への母親の関わりが重要となる。その関わりによってもたらされるのが、「錯覚・脱錯覚」の過程である。

生後12週くらいまで、泣き声をあげる子どもに対して、母親は即座に、しかも的確にその要求に対応する（「原初の母親的没頭 (primary maternal preoccupation)」という関わり」 (Winnicott, 1958 北山訳 2005))。子どもはもちろんこのような母親の対応によって、自分が認識しているように世界が成り立っているのだということに気づかない。そのため、子どもは自分の力で世界が創造されると錯覚する。そして、この母親との関わり合いの反復こそが、それ以降、次第に子どもが知覚したことをその関係の中で概念化するために必要な前提要件なのである。

次の脱錯覚のプロセスでは母親は次第に、子どもへの対処の仕方にも慣れ、自分の生活にも目を向けられるようになる。子どもの要求に過剰に、あるいは100%完璧に対応することなく、適度に対応することができる「ほどよい母親 (good enough mother) (Winnicott, 1953)」の存在が子どもにとって重要となってくる。子どもは、母親から必ずしも自分の要求に即座に答えてもらうことができなくなったり、ときに適切でない対応を受けることが出てくるかもしれない。しかし、このようなほどよい母親との関わりを通して、また後に述べる「中間領域」を通して子どもは次第に内的現実と外的現実を区別して認識し、これら二つの現実と関わっていくようになる。ただし、この過程はスムーズに一気に成し遂げられるのではなく、図1で示したように内的現実と外的現実の間を行ったり来たりする中で、あたかも両者を確

認するような形でなされるのである。この過程が前述した「移行」である。このとき、乳児は指しゃぶりのような自体愛的体験とともに、シーツや毛布の一部を掴んで指と一緒に口に入れたり、口をもぐもぐと動かして“mum-mum”という音声を伴わせるという行動を見せる。このような毛布やシーツと接触すること、ないし、それらを扱う際に見られる、吸う、音声を付随させるような現象を「移行現象」と呼ぶ（Winnicott, 1953）。

2-3. 移行対象とその特質

移行現象の中で、子どもにとってかけがえない対象物が出現してくるかもしれない。Winnicott (1953) によると、それは例えば、ひと巻きの毛糸、毛布や羽根布団の端っこ、単語や唄、癖などである。これらが「移行対象」と呼ばれるものとなる。つまり、移行対象は外界に存在するものではあるが、移行現象に伴って幼児によって見出された、あるいは幼児本人の体験に即してより正確に言えば、「創られた最初の所有物」である。

移行対象の特質をWinnicott (1953) は次のように述べている。それは子どもの所有物であり、その対象を自由に扱う権利は子どもにある。そのため、子どもはその対象に愛情や攻撃などの自分の全ての感情を向けていくが、移行対象はその激しい感情から生き残らなければならない。しかも、それは生命力や実在性を持たなければならない。これらの特質を踏まえて、以下で移行対象が持つ機能を中心に検討していく。

3. 移行対象の役割

3-1. sootherとしての役割

上記のように、子どもはその主観的（内的）な世界を移行対象に表現すると考えられる。しかし、移行対象は現実存在するものであり、移行現象はそれに結びついた現象である。これらの現実的な側面は、当然、子どもにある制約を設ける。これについて井原（2006）は、魔法の言葉アブラカ

ダブラを使って、幼児が主観的に移行対象を消そうとしても、現実的な物でもある移行対象は、そこに生き残り、幼児が主観的な世界にのめり込むことを許さないと述べている。しかし、筆者らは「許さない」という言い方は子どもにそれを禁ずるというイメージを与えると考えたため、ここでは「子どもを現実の世界に繋ぎ止める」という表現の方が適切であると考えます。子どもにとってはそこにいることが以下に述べる作業をするにあたってポジティブな要素となるからである。

このように、移行対象に現実には繋ぎ止められることで、逆に子どもは安心して遊ぶことができるのである。そして、これが行われるのが次に述べる「中間領域」ということになる。なお、ここで「遊ぶ」ということは、子どもが何らかの活動を「行う」という意味である。北山（2004a）は、「遊び」とは発見、主体性、自由、創造、自己実現、そして楽しさ、さらに大人も子どもも遊ぶことなどが自明であるものとしての「遊び」であると述べている。このように、「遊び」とは、強制されることなく、子どもが自由に活動できることである。

また、Winnicott (1971 橋本訳 1979) によると、移行対象は乳幼児にとって就眠時や寂しい時、また憂鬱な気分が脅かされる時に必要になったり、特に抑うつ不安的なタイプの不安に対する防衛であったりする。それは、移行対象の柔らかさや温かさが母親を象徴していて、それが母親との分離の際に子どもを慰めると考えられる。しかし、ここではそのような慰める物という側面ではなく、4で述べるようなsoother（落ち着かせる物）としての側面を重視する。

3-2. 中間領域としての役割

ここまで、移行対象および移行現象について述べてきた。しかし、Winnicott (1953) は、それら自身に注目したのではない。彼は、主観的なものと客観的に知覚されるものとの間の中間領域を問題にしたのである。本稿でも中間領域を提供するための役割として、移行対象および移行現象を

取り上げてきた。

Winnicott (1953) は、移行対象および移行現象という術語を「体験の中間領域 (intermediate area of experience)」と呼んだ。これは例えば、親指とテディ・ベアの間の体験といった、図2のような内的世界と外的世界のそれぞれと重なった新たにできる領域のことを指している。これは2つの世界が単に重なった領域ではなく、両者が直接は接しないような別の領域が用意されることが必要だと考えられる。なぜならば、内的世界と外的世界が直接接しているところでは、子どもの内的世界は容易に外的世界からの影響を受けてしまい、子どもがその内的世界を整理するという作業ができないと考えられるからである。それゆえ移行対象および移行現象は、それら自身が用意した中間領域において活性化し、その機能を発揮するのである。このように、移行対象および移行現象は、中間領域とは切っても切り離せない関係にある。

Winnicott (1953) はこの中間領域を非常に重視した。なぜなら、それによって内的現実 (子どもの内的世界) と外的生活 (外界にある実物) が結びつき、そこで初めて互いが関わり合うことができ、そこから外的なるものを外的なるものと捉えられるようになると考えたからである。

4. 一人でいられる能力

Winnicott (1965 牛島訳 1977) は、理論を説明する際に一見ネガティブな印象を与える言葉を使

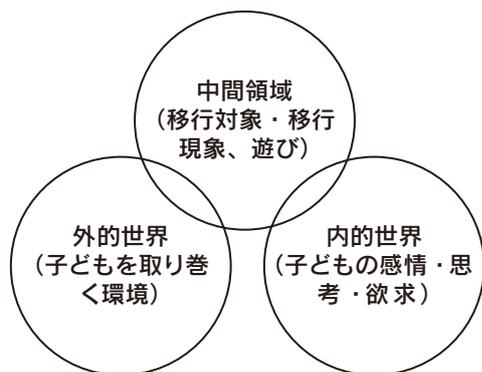


図2. 中間領域

うことがある。「一人でいられる能力」においてもそのような記述の仕方をしているため、あるつらい状況にあっても我慢して一人でいられるというように、その意味が誤って捉えられてしまうことがある。そのような点も踏まえて、ここでは「一人でいられる能力」を説明していく。

「一人でいられる能力」とは、他の誰かと一緒にいながらも、自分が一人であるということを楽しむことができる能力であるとWinnicott (1965 牛島訳 1977) は述べている。この「一人でいられる」ということは、すでに子どもが脱錯覚の状態にある、あるいは少なくとも錯覚だけの状態にはないということを示している。

Winnicott (1965 牛島訳 1977) によると、この能力は、幼児または小さな子どものとき、母親と一緒にいて一人であったという体験によってできてくる。このような意味で一人でいられるとき、初めて幼児は大人で言う寛ぐ状態に達すると考えられている。Winnicott (1965 牛島訳 1977) は、そうやって初めて幼児は統合を失い、困難から逃れようとし、さ迷うという状態になることができ、しばらくは外界からの侵害に反応することもなく、活動的な人間になることもない存在になれると述べた。このような説明は、一見子どもの自我が分裂し、まとまりのない状態になってしまうように捉えられる。しかし、この状態がそれまで遊ぶことにエネルギーを向けていた子どもにとっては、自我の統合機能から解放されて、そのエネルギーを回復するための準備の状態という意味で重要なのである。

そもそも子どもが遊ぶこと、つまり何か行動することは、その心的エネルギーであるリビドーを消費するということである。子どもは遊びの中でリビドーを多く消費するため、それが足りなくなると、無生物の移行対象と関わることでエネルギーを回復させるための下地を作っていく。このとき、ここで関わりを持つ対象が無生物であることが重要である。エネルギーを消費した状態で、例えば母親と関わると、母親のエネルギーが

子どもへ向けられることになる。これ自体が子どもにとっては侵襲になるため、無生物の対象がエネルギーを消費した子どもにとって必要なものになるのである。そのため、ここで必要とされる対象は、無生物の移行対象となると考えられる。この移行対象との関わりというものは、例えば、就眠時に母親の隣にいながらタオルに触るといった関わりなどが挙げられる。これが3-1で述べた“soother”という機能である。

一つ注意しておくべき点は、ここでの「一人でいられること」が孤独の状態とは区別されるという点である。例え、物理的に集団の中で一人でいられたとしても、その子どもが孤独感や疎外感を感じており、その状態を楽しむことができなければ、それはここで言う「一人でいられること」とは異なる。また、一人の状態を子どもが楽しむことができている、他者がいるところで同じように楽しむことができなければ、それは「一人でいられる」とは言えない。Winnicott (1965 牛島訳 1977) は、この能力は他者といっても侵襲されることなく一人でいられることであると言う。そのため、彼は他者がいるところでの「一人でいること」を強調した。なぜなら、他者がいなければその能力があるか否かの確認すらできないからである。

ここまで、「一人でいられる能力」について述べてきた。しかし、今後の研究では上記で述べたような母親と一緒にいながらタオルに触るといような関わり、すなわち「一人でいる」というまさにその時間を扱いたいと考えている。すなわち、「一人でいるとき」に子どもが何をしているのかということを検討しなければいけないと考えるのである。このことから、「一人でいられる能力」という用語はここでは適切ではない。なぜなら、「一人でいられる能力」というものは、この「一人でいる」体験をして、その後身についていく能力であるからだと考えたためである。そのため、ここでは「一人でいる」という用語を使ってその瞬間を扱っていく。

5. 先行研究からの課題と発展

5-1. 移行対象の定義を決定する際の課題

前述したように、研究者によって移行対象を示す用語も違えば、それらの内容も異なっている。何を移行対象と判断するかという課題は、本研究においても重大な課題であり、慎重に吟味して考えていかなければならない点でもある。これまで様々な研究を概観してきて、そこには以上のような問題を始め、未だ多くの問題点が存在していると言わざるを得ない。そもそも、研究協力者自身に移行対象はあったかと尋ねても、記憶が正確とは限らないなどの問題もある。筆者らはこれらの点にも注意して、これからの研究を進めていきたいと考える。

問題点として挙げられることは、まず、移行対象の定義、あるいはそれが移行対象であると判断する基準は何かということである。これについては、多くの研究者がそれぞれに定義を定めて研究をしている。しかし、それらの調査では毛布やぬいぐるみを持っているか、持っていないかを乳幼児の母親に報告してもらうという方法をとっていることが多かった。この方法では、形のある毛布やぬいぐるみなどを持っているか、持っていないかのみで判断されてしまうため、形を持たないメロディや子守唄などは報告されない。そのため、研究方法としては例えば「就眠時にいつも持っていたもの、あるいはいつもしていたことはありましたか」「外出するときに決まって持っていくもの、あるいはいつもしていたことありましたか」というように、より具体的に詳細な状況を設定する。さらに、移行対象および移行現象をより広く捉えられる余地を残す。調査の対象は、上記の条件が見られた人の母親になる。

5-2. 子どもが「一人でいる」ときの移行対象の役割

現在、移行対象は就眠時や寂しい時、不安やストレスを感じるときの防衛、あるいは慰める存在としての観点から研究されていることが多い。ま

た、それは、それと関わり合うことによって内的主観的現実から外的客観的現実への「移行」、つまり、移行期における橋渡しの役割をするという観点から考えられている。

しかし、それらの考え方から少し離れてその意味を考察している黒川（2004）は、乳幼児を対象とした研究で、就眠時に移行対象を有しながらも母親を必要とする子どもが存在することに注目した。そこから、就眠時の移行対象、あるいは移行現象の体験には、母親と一緒にいながらも侵襲されずに自分という存在を維持し、それを「自分の体験」として体験しているという意味があるのではないかと黒川（2004）は考えたのである。これこそが、上記で述べた「一人でいられる能力」に関連するのではないかと黒川（2004）は考察している。これは「自分だけの体験」であると言える。ここには2つの意味があると考えられる。一つは自分が自分の世界に一人にいるという意味と、もう一つはその体験を自分一人が所有しているという意味での「自分だけの体験」である。例えば、子どもが母親と一緒にいながらも母親から干渉されずにタオルなどを弄っているという場合を考えてみると、子どもは物理的には母親の近くにいるとしても干渉されないことによって、心理的には自分が自分の世界に一人にいる体験をしているのだと考えられるだろう。また、誰にも咎められることなくタオルを弄ることに没頭していられることは、母親と共有してではなく、他の誰でもない自分だけが、そのタオルの色や模様、触り心地やその時に出るわずかな音、匂い、時にはそれをなめた時の味などを確かにありありと体験しているのだと考えられる。このようなことから、一人でいるということには二重の体験が含まれていると考えられる。

6. 今後の研究の目的

筆者らは、今後の研究で「中間領域」や「一人でいる」という視点から移行対象に焦点を当て、さらにそれによって具現される移行現象とは何な

のかを、特に個人個人の場合に注目して明らかにすることを目的の一つとしようと考えている。それは、現在までに行った何人かの学生に対する聴き取りから、共通の役割も見られるが、個人個人にとってすぐれてユニークなものが含まれているという印象を抱いたためである。具体的には、就眠時に必要であるというような共通点と、就眠時だけ必要とする場合や遊ぶ時にも側に置いておくというような使用する状況が異なるというようなものが挙げられる。

また、今後の研究では、「一人でいられる能力」そのものに注目するのではなく、就眠時や遊びの時間の中で「一人でいる」ときにその子どもの中で何が起きているのかを明らかにしたい。そして、黒川（2004）が述べるように、ここでの体験こそが後に「一人でいられる能力」へと発展していくのではないかと考えている。

特に、就眠時の体験というものは、子どもにとって非常に重要な意味を持つと思われる。黒川（2004）は、就眠中はいったん自分の意識や感覚が途切れるにもかかわらず、目が覚めた時に再び自分という存在が昨日の就眠時から続いていると感じる「連続性」を支える役割としても移行対象は必要とされていると考えた。

筆者らは、この黒川（2004）が述べた移行対象、あるいは移行現象の持つ意味に焦点を当てて研究を進めていきたいと考える。なぜなら、自分の存在の連続性や他者と一緒にいながらも「一人でいる」ことは、後の生活においても非常に重要であると考えからである。

また、Winnicott（1965 牛島訳 1977）は、この一人でいられる能力を情緒発達の指標であると述べた。しかし、このときの「情緒」とはどんなものを指しているのかは明確にはされていないし、それが実際にどのような形で現れてくるのかも明確な形では示されていない。今後の研究ではこれを明確なものにし、さらに操作的な定義に置き換えることが必要である。そうすることによって、子ども時代の移行現象の在り方とその後の時期の

発達との関連を検討することが最終的な目的となる。

引用文献

- 遠藤利彦 (1990). 移行対象の発生因の解明—移行対象と母性的関わり— 発達心理学研究, 1, 1, 59-69.
- Horton, P. C. (1981). *Solace: The missing dimension in psychiatry*. Illinois: The University of Chicago. (ホートン P. C. 児玉憲典 (訳) (1985). 移行対象の理論と臨床—ぬいぐるみから大洋体験へ— 金剛出版)
- 井原成男 (編著) (2006). 移行対象の臨床的展開—ぬいぐるみの発達心理学— 岩崎学術出版社
- 北山 修 (2004a). 改訂 錯覚と脱錯覚—ウイニコットの臨床感覚— 岩崎学術出版社
- 北山 修 (2004b). ウイニコット 氏原 寛・亀口憲治・成田義弘・東山紘久・山中康弘 (編) 心理臨床大事典 培風館 pp. 1372-1373.
- 黒川嘉子 (2004). 移行対象・移行現象に関する二つの視点 心理臨床学研究 22, 3, 285-296.
- Steavenson, O. (1954). The first treasure possession. *The Psychoanalytic Study of the Child*, 9, 199-217.
- Winnicott, D. W. (1953). Transitional objects and transitional phenomena : A study of the first not-me possession. *International Journal of Psycho-Analysis*, 34, 89-97.
- Winnicott, D. W. (1958). *Collected Papers : Through paediatrics to psycho-analysis*. London: Tavistock Publications. (ウイニコット D. W. 北山 修 (訳) (2005). 小児医学から精神分析へ ウイニコット臨床論文集 岩崎学術出版社)
- Winnicott, D. W. (1965). *The maturational processes and the facilitating environment*. London: Hogarth Press. (ウイニコット D. W. 牛島定信 (訳) (1977). 情緒発達の精神分析理論 岩崎学術出版社)
- Winnicott, D. W. (1971). *Playing and reality*. London : Tavistock Publications. (ウイニコット D. W. 橋本雅雄 (訳) (1979). 遊ぶことと現実 岩崎学術出版社)

付 録

常磐大学大学院人間科学研究科博士課程 (後期) 学事記録

2014年 4月3日 入学式
入学生： 0名
9月18日 春セメスター学位授与式
学位取得者：0名
9月18日 秋セメスター入学式
入学生： 0名
2015年 3月20日 学位授与式
学位取得者：0名

常磐大学大学院被害者学研究科博士課程 (後期) 学事記録

2014年 4月3日 入学式
入学生： 1名
9月18日 春セメスター学位授与式
学位取得者：0名
9月18日 秋セメスター入学式
入学生： 0名
2015年 3月20日 学位授与式
学位取得者：0名

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録

2014年 4月3日 入学式
入学生： 10名
9月18日 春セメスター学位授与式
修了者： 0名
9月18日 秋セメスター入学式
入学生： 1名
2015年 3月20日 学位授与式
修了者： 9名

常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録

2014年 4月3日 入学式
入学生： 1名
9月18日 春セメスター学位授与式
修了者： 0名
9月18日 秋セメスター入学式
入学生： 0名
2015年 3月20日 学位授与式
修了者： 0名

常磐大学大学院コミュニテイ振興学研究科修士課程学事記録

2014年 4月3日 入学式
入学生： 3名
9月18日 春セメスター学位授与式
修了者： 1名
9月18日 秋セメスター入学式
入学生： 1名
2015年 3月20日 学位授与式
修了者： 0名

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程修了者修士論文要旨

〔修了者〕

春セメスター

※該当者なし

秋セメスター

氏名	修士論文題目	研究指導教員
浜名 瑞恵	子どもにおける生物と無生物の分類行動の制御変数の実験的検討	森山 哲美
佐久間 崇	ハトにおけるスケジュール誘導性攻撃行動の標的バトが拘束されていない事態がスケジュール誘導性攻撃行動に与える影響	森山 哲美
澤 則子	市民・行政協働事業におけるミーティングについての会話分析による研究 —水戸市協働推進事業計画実施事業をフィールドとして—	面澤 弘行
周 楊	日本における女性のキャリア形成と仕事の配分構造	安田 尚道
大関 千尋	思春期を生きる小・中学生の学校適応と学校適応感との関連—質問紙調査を通して—	濱崎 武子
久保田 愛梨	幼児への短期間感情理解トレーニングの効果とソーシャルスキルの向上及び維持の検討	水口 進
小松崎 瑤未	大学生を対象とした流暢性訓練における試行間間隔の長さの検討 —流暢性の学習効果を指標として—	水口 進
竹内 友紀子	SNSにおいて閲覧者の行動が投稿者の記事投稿行動に及ぼす影響	森山 哲美
内藤 弘貴	社会的スキルとパーソナル・スペースの伸縮性との関連性についての実験的研究	濱崎 武子

子どもにおける生物と無生物の分類行動の 制御変数の実験的検討

浜 名 瑞 恵

要 旨

本研究の目的は、就学前の幼児がどのような制御変数によって、生物と無生物を弁別するようになるのかを実験的に検討することであった。本研究は2つの実験によって構成された。

実験1では、刺激の物理的特徴の類似性が、幼児の生物と無生物の分類行動の制御変数になりうるかどうかを検討することを目的とした。参加児は3名の就学前の幼児であった。参加児の反応はタッチパネルで検出した。実験材料は動物・植物・無生物の写真刺激であった。実験手続きはプレテスト、訓練、ポストテストの3条件で行われ、訓練では正誤のフィードバックを行った。課題は象徴的見本合わせで、動物・植物・無生物のいずれかの写真刺激が見本刺激として呈示され、比較刺激として動物・植物・無生物の写真刺激が1枚ずつ呈示された。参加児は見本刺激と同じ刺激クラスに属する写真刺激を、比較刺激から選択することが求められた。その結果、参加児は訓練によって訓練刺激に対しては動物・植物・無生物の分類が正しく行えるようになった。しかし、新奇な刺激には般化がみられず、特に動物クラスの分類が困難であった。その理由として、動物クラスの刺激間の物理的類似性が低かったことと、幼児が動物・植物・無生物といった分類学的関係ではなく、刺激間の空間的接近といった主題的關係によって分類を行っている可能性が考えられた。

実験2では、分類学的関係での分類を行わせるため、動物・植物・無生物の刺激クラス間の弁別を可能にする1つの共通した特性として、刺激事象の自発的な動きが幼児の生物と無生物の分類行動の制御変数になりうるかどうかを検討することを目的とした。参加児は3名の就学前の幼児であった。実験材料は動物・植物・無生物の線画が描かれた絵カードで、1つの対象につき4枚のカードを作成した。1枚は、対象とその対象にとって報酬となる刺激（以下、報酬刺激）が共に描かれていた。残り3枚は、対象が報酬刺激に対して接近する、回避する、制止するという3つの状況が図示されていた。実験手続きはプレテスト、ベースライン、訓練、ポストテストの4条件で行われ、参加者間多層ベースラインデザインを用いた。課題は象徴的見本合わせで、見本刺激として対象と報酬刺激の絵カードが呈示され、比較刺激として対象の動きを図示した3枚のカードが呈示された。参加児は動物・植物の場合は報酬刺激に接近するカードを選択し、無生物の場合は静止しているカードを選択する事を求められた。訓練では正誤のフィードバックが行われた。その結果、参加児は訓練によって正しい選択ができるようになり、さらに新奇な刺激への般化がみられた。訓練前の選択では、植物と無生物の誤反応が多かった。その理由として、植物の場合は、日常生活において動きを観察しづらいことが考えられた。無生物の場合は、参加児が主題的關係に基づいた選択をおこなった可能性が考えられた。

実験1と実験2の結果から、幼児の生物と無生物の正しい分類は、概念弁別訓練によって可能になることが明らかとなった。また、幼児は刺激間の主題的關係にもとづいた分類を行っている可能性も示唆された。今後の課題として、使用する刺激の選定方法を精査すること、参加児の分類理由などの言語行動とのかかわりや、維持や般化についての実験的検討を提起した。

キーワード：子ども，生物学概念，概念弁別訓練，象徴的見本合わせ

ハトにおけるスケジュール誘導性攻撃行動の標的バトが拘束されていない事態がスケジュール誘導性攻撃行動に与える影響

佐久間 崇

本研究は佐久間・森山（2013）の枠組みで攻撃行動を捉えることが可能かを、行動分析学で体系的に調べられてきた攻撃行動であるスケジュール誘導性攻撃行動の実験場面を用いて検討することを目的とした。本研究は3つの実験から構成されている。実験Ⅰでは標的バトが拘束されていない事態でスケジュール誘導性攻撃行動が生起するかを確認した。また、各ハトでスケジュール誘導性攻撃行動が最も生起するFR値が異なると考え、FR値を15ずつ上昇下降する基準変更デザインを用いた。実験Ⅱでは攻撃バトの行動が標的バトに向けられた対個体的行動であったのかを調べるため、標的バト設置の有無を独立変数とした条件交代デザインを用いた。実験Ⅲでは攻撃バトの行動が標的バトに影響を与えていたのかを調べるため、攻撃バトと標的バトの役割を交代して実験Ⅰと実験Ⅱを再度実施した。被験体は過去に実験履歴のない雄バト4羽と実験履歴のある雄バト4羽の合計8羽を用いた。実験装置に攻撃バト用の実験箱、標的バト用の標的箱、実験箱を制御するためのApple IIe microcomputer、そして実験場면을録画するためのウェブカメラの4つを用いた。従属変数として、間欠強化スケジュールの強化対象であるキーつつきの反応率、実験箱後方に標的バトとの間に設置されたマイクロスイッチの作動回数、そのマイクロスイッチが作動した試行数、そしてマイクロスイッチの作動がキーつつき反応の前に生起した確率の4つを用いた。実験全体を通して、マイクロスイッチの作動は全てのハトで観察された。そして、標的バトを弁別刺激とした対個体的行動を生起した攻撃バトは7羽中3羽であった。また、対個体的行動を示したハトはそのペアが攻撃バトとなった際に対個体的行動を示した。

本研究からマイクロスイッチを作動させる行動は全てのハトで観察されたが、標的バトを弁別刺激とした対個体的行動は7羽中3羽というように一部のハトでのみ見られた。しかし、対個体的行動を示したハトはそのペアのもう一方のハトも対個体的行動を示したことから、対個体的行動の生起と維持には攻撃行動の対象である標的バトの対個体的行動が必要因である可能性が示唆された。しかし、攻撃バトの対個体的行動が標的バトの行動にどのように影響していたのかは可能性の域を出ず、明確にすることはできなかった。今後はさらに攻撃バトの対個体的行動に対して標的バトがどのような反応を示すのかを具体的に調べる必要があるだろう。

キーワード：ハト， スケジュール誘導性攻撃行動， FRスケジュール， 攻撃行動の定義， 行動分析学

市民・行政協働事業におけるミーティングについての 会話分析による研究

— 水戸市協働推進事業計画実施事業をフィールドとして —

澤 則 子

要 旨

水戸市協働推進事業は、水戸をもっと元気な町にするための提案を水戸市民から募集する事業である。本研究は、その中の「外国人を対象とした防災意識啓発事業」を提案する協働事業のミーティングをフィールドとし、市民・行政間という価値観や立場の違うメンバーが、協働で理解を示しあいながら目的を達成していく過程となる、参加者たちのミーティングのやり方を明らかにした。データとして、2回行われた協働ミーティングを録音・録画（約6時間）し、エスノメソドロジー／会話分析（Ethnomethodology / Conversation Analysis）の方法を用いて分析した。

本研究で明らかになったことは以下の3点である。1つ目は、ミーティングにおける会話の「分裂」（schisming）についてである。当該ミーティングは多人数によるもの（第1回参加者16名、第2回参加者12名）であるため、ミーティングの最中に、ひとつの会話が複数の会話に分裂する。ミーティングの中で会話の分裂が、どのようにして始まり、どのようにして終わるかについて詳細な記述・分析を行った。当該ミーティングでは、複数の会話の分裂が繰り返されながらも議事は進行し、参加者から新しいアイデアも出されている。当該ミーティングにおける分裂は、参加者がミーティングの場で自由に意見を述べ合える雰囲気を作り、ミーティングの目的の達成に対して効用を与えていることが示唆された。

2つ目は、ミーティングの進行に関する参加者それぞれの指向性（orientation）についてである。Boden（1994）やMintzberg（1973=1993）は、ミーティングでは議長が議事を進行する役割を持つと述べている。これに対して、当該ミーティングでは、明確な進行役が決まっていなくてもかかわらず、ミーティングは大きな滞りがなく進行し、その日の議事についての結論が出され終了する。それぞれの参加者が単純に議事を進行する指向性と、議事についての内容を組み立てていくミーティングそのものの構造に関する指向性という、2つの指向性を持ち、ミーティングを作り上げていることが明らかになった。

3つ目はミーティングの終了の仕方についてである。公式度の高いミーティングにおける、その終了の仕方は、議長が終わりを告げる場合が多い（Barns, 2007）。議長が、そこまでの話題を要約し、結論を述べるとミーティングが終了することが示される。終了を告げられた他の参加者もミーティングが終了したことを共通に理解し、その後に話し合いが再開されることは少ない。これに対して、当該ミーティングでは、終了を知らせる発話が4回行われている。このような話者交替は、日常会話（おしゃべり）に近いものである。ミーティングは制度的場面の会話であっても、当該ミーティングのようなインフォーマルなミーティングでの終わり方は日常会話と類似したやり方によって参加者らが終了を達成していることが明らかになった。

キーワード： エスノメソドロジー／会話分析（Ethnomethodology/Conversation Analysis）、市民・行政間協働ミーティング、会話の分裂（schisming）、ミーティングの進行に関する参加者の指向性（orientation）、ミーティングの終了

日本における女性のキャリア形成と 仕事の配分構造

周 楊

要 旨

日本国内では、男女雇用均等法の施行ならびにこの改正などを契機として「ジェンダー平等」の意識が高まりつつあるにもかかわらず、雇用の分野での男女平等は今日でも進展していない。一方、日本国内における労働力の需給状況は長期的にも「労働力不足」が問題とされているが、短期的には、問題は職業間の「労働力需給不均衡」である。長期的な「労働力不足」の問題は女性などの労働力化とこの効率的利用を求めるが、短期的な労働需給状況は職業能力をめぐるミスマッチの問題を示している。なかでも高い「職業能力」を必要とする「専門的技術的職業」が不足し、高い「職業能力」を求めない事務職などが過剰の状態になっている。

このことは、高い職業能力を求める「管理職」における女性比率が極端に低い問題と合わせて、女性の「職業能力」の育成の問題としてとらえることができる。その際に、問題となるのは、出産・育児の問題であり、ワーク・ライフ・バランスと女性の「職業能力」育成の関係である。本研究は高い職業能力を求める「専門的技術的職業」や「管理職」を対象とし、これらの職業への女性の進出がなされない原因を職業能力の育成の視点から検討している。その際、重要なことが仕事の配分構造とワーク・ライフ・バランスである。

今までの日本的経営論を振り返ってみると、日本的経営の特徴は簡単な仕事から難しい仕事へと仕事を配分し、能力を形成する点にあり、このやり方は現在の「役割業績主義」の人事制度のもとでも変わっていない。しかし、現在の人事制度を分析してみると、従来と同様に職業能力を形成することが求められているが、それだけではなく市場を原点にした経営戦略の観点から役割に応じた発揮された能力を評価することが求められている。つまり、前者を前提としてこそ後者が評価される。労働者は「職業能力」が一定レベルまで育成されつつ、「役割業績主義」において評価される。しかし、今までのように、一般の従業員に「年功制」や「職能資格制度」の年功的運用を前提とする仕事の配分を使用すると、女性の「職業能力」が低下したままになる。ヒアリングによると仕事の配分は直属の上司あるいはグループのリーダーにより行われる。本研究ではこれを仕事の配分構造とする。この仕事の配分を行う権限を持っている上司やリーダーが男性である以上、出産や育児を経験する女性は不利となる。したがって、本研究では、この構造に沿って女性が高い職業能力が求められる職業で女性が活躍できない理由を明らかにし、企業がどのようにこれを戦略的に克服しようとしているのかを明確にする。

仕事の配分構造に従えば、現場での男性管理者の意識改革、女性自身のキャリア意識やキャリアを見通すための「モデル作り」そして女性の「職業能力」が中断する原因となる「育児休業」前後の「仕事の配分」に注目する必要がある。この仕事の配分構造とこれを前提とする女性活躍への企業の取り組みの特徴が女性活用を積極的に行っている企業の事例から明らかにするのである。

キーワード：女性のキャリア形成、ジェンダー平等、育児休業、職業能力、仕事の配分構造

思春期を生きる小・中学生の学校適応と学校適応感との関連

— 質問紙調査を通して —

大 関 千 尋

本研究では、学校に適応することを行動の適応である「学校適応」ところの適応である「学校適応感」の2つに分類、再定義し、小学5、6年生と中学1～3年生を対象とした質問紙調査を実施した。

具体的な対象人数は、A中学校の1～3年生の男女447名、B中学校は306名の計753名、A小学校の小学5、6年生の男女186名、B小学校は213名の計399名であった。

目的は、(1)中学生の学校適応と学校適応感との関連を明らかにすること、(2)小学5、6年生の学校適応と学校適応感との関連を明らかにすること、(3)中学生と小学5、6年生を比較しながら、学校適応と学校適応感との関連性について段階的に検討することの3つである。

分析・検討の結果、(1)中学1年生は、中学校という新しい環境で生活することに重点が置かれ、学校適応が高ければ学校適応感も高い、あるいは学校適応が低ければ学校適応感も低いというように、学校適応に準じて学校適応感が素直に変動している可能性が考えられた。しかし、2、3年生になると、1年生のときに形成された適応をしているが、必ずしも適応感が同様に変動しているとは限らない場合も顕れていると考えられた。

学年と性差を比較すると、男子は、もともと学校適応と学校適応感のバランスをある程度維持しており($r = .61$)、学年を追うごとにその精度を高める傾向にあった。一方、女子は、1年生では男子よりもバランスが取れていたものの($r = .71$)、2年生では大きく下がる($r = .52$)という特徴が見られた。3年生においても、2年生に近い値($r = .58$)である結果となり、2年生以降は、男子よりも女子の方が学校適応と学校適応感とにアンバランスさを生じていることが考えられた。

(2)小学5、6年生では、5年生($r = .46$)よりも6年生($r = .23$)の方が、学校適応と学校適応感にアンバランスさが生じていた。このことから、6年生の方が、思春期に突入した児童が増え、思春期に突入したことによる動揺の最中にあることが考えられた。また、6年生は5年生よりも、学校適応と学校適応感の高い群の割合が低くなっていた。このことから、6年生は、学校適応の要求水準が上がり、そのために、学校適応感も高まりにくくなった結果が反映されていることが考えられた。

(3)思春期を段階的にみていくと、5年生は、思春期のスタート地点に立った児童が現れ始めたことが示唆された。6年生は、思春期に突入したことによる動揺が最も大きい時期であることが考えられた。中学1年生は、適応に準じて適応感が素直に変動している可能性が考えられた。2、3年生は、学校適応に準じた学校適応感を示さない生徒が1年生よりもみられることが考えられた。また、適応と適応感とのバランスが男女によって顕著に出はじめ、性差は無視できない要因であると考えられた。

キーワード：思春期，学校適応，学校適応感，中学生，小学5、6年生

幼児への短期間感情理解トレーニングの効果と ソーシャルスキルの向上及び維持の検討

久保田 愛 梨

問題と目的：ソーシャルスキルは、人と人との関係を円滑に運ぶために役立つスキル（菊池，1998）である。ソーシャルスキルと他者の視点に立って他者からの見え方を理解する他者視点取得には、直接的関係が示されており、他者視点取得は、社会性の発達にとって基本的な要素である（大対・松見，2007）。本研究では、他者視点取得の中でも社会性の発達に関係が強いとされる、感情的視点（他者の感情を正しく読み取る視点）取得に着目し、研究を行った。年中児（4～5歳）に短期間の感情理解トレーニングを実施し、感情理解が向上するのか、また、感情理解の向上によってソーシャルスキルが向上するのか、さらに、感情理解及びソーシャルスキルが向上した場合、それらが1ヶ月後にも維持されるのかを確認することを目的とした。

参加児：幼稚園年中児20名（平均年齢4.43歳、SD = 0.02）であった。トレーニング及び感情理解の評価は、参加児をランダムに分けた3グループで行った。

方 法：各グループに対して、Pre-Postデザインで感情理解トレーニングを行った。実施期間は、Pre評価から維持評価まででおよそ2ヶ月間であった。感情理解トレーニングは、週1回20分から30分間で3週に亘って実施した。実施内容は、第1回は表情理解、第2回は自分の感情理解、第3回は他者の感情理解とした。Pre評価、Post評価、維持評価では、感情理解の評価及び、ソーシャルスキルの評価を行った。感情理解の評価には、人形を用いて2場面を提示し登場人物の感情について尋ねた。ソーシャルスキルの評価には、就学前児用社会的スキル尺度（高橋・岡田・星野・安梅，2008）を用い、参加児の担任教師に評価を行ってもらった。

結 果：感情理解トレーニングを実施したことによって、感情理解が向上したのは参加児20名中6名であった。そのうち、1ヶ月後に維持が確認されたのは4名であった。感情理解が向上した6名のうち、ソーシャルスキルが向上したのは1名のみであった。この参加児は1ヶ月後の維持も確認された。

考 察：本研究では、短期間感情理解トレーニングが感情理解とソーシャルスキルの向上に有効であることを示せなかった。その原因を、5つ挙げる。1つ目は、感情理解の評価を集団で行ったことにより、隣の席の参加児の回答を見ていた可能性があることである。2つ目は、本来の力が反映されなかったと考えられる場合の感情理解の評価結果を誤答として扱ったことである。これらから、感情理解の評価を個別で行い、結果の扱い方を検討する必要がある。3つ目は、保護者に参加児への感情についての声掛けを促したにもかかわらず、結果を調査不足であったため、トレーニング効果や維持への影響の有無を確認することができなかったことである。調査を行うことで、より詳細な分析ができたと考える。4つ目は、ソーシャルスキルの評価場面が、限定されていたことである。評価期間や評価場面の検討が必要である。5つ目は、感情理解トレーニングの1グループあたりの参加児数が多かったことで、1人1人に細かく対応できなかったことである。個別、または少人数で行うことで、より密度の濃いトレーニングが実施できると考える。

キーワード：感情理解，短期間感情理解トレーニング，ソーシャルスキル，幼児

大学生を対象とした流暢性訓練における 試行間隔の長さの検討

— 流暢性の学習効果を指標として —

小松崎 瑠 未

要 旨

本研究では、試行間隔の長さが流暢性の学習効果にどのような影響を与えるのかを検討することを目的とした。応用テストと保持テストを行い、試行間隔の長さによって応用性（Adduction）を獲得するまでに差があるのか、学習したものの保持性には差があるのかを検討した。参加者は、大学生の男女8名（男性2名、女性6名）であった。独立変数は試行間隔の長さであり、試行間隔1秒条件と試行間隔15秒条件の2つの条件を設定した。課題は、参加者の未知の図形を用いて、その図形の組み合わせを恣意的見本合わせ課題によって学習するものであった。実験はすべてパーソナルコンピュータで行い、1課題刺激につきリミテッド・ホールドを7秒に設定し、参加者にはキーボードを使って反応してもらった。反応後、フィードバックが呈示され、その後試行間隔が1秒間、または15秒間呈示された。1セッション内で介入と応用テストを行い、介入の達成基準を満たすと応用テストに移行した。介入は試行間隔1秒条件が2セット、試行間隔15秒条件が2セットあり、全部で4セット行った。応用テストは、介入時に学習した図形の組み合わせの刺激等価性が成立するかどうかをみるテストだった。試行間隔1秒条件の対称律、推移律、等価律、試行間隔15秒条件の対称律、推移律、等価律のすべてで正反応率が80%以上になることが応用テストの達成基準であった。介入は、応用テストの達成基準が満たされるまで何セッションも実施した。応用テストで達成基準が満たされると介入は終了となり、1ヶ月後に保持テストを行った。保持テストでは介入時に学習した図形の組み合わせと、応用テストの図形の組み合わせを覚えているかのテストを行った。その結果、応用テストの達成基準を満たすまでのセッション数が、試行間隔15秒条件の方が試行間隔1秒条件よりも有意に少なかった。また、保持テスト時の正反応率では、試行間隔15秒条件の方が試行間隔1秒条件よりも有意に高い結果になった。応用テストの達成基準を満たすまでの試行数、応用テスト時の反応潜時、保持テスト時に反応潜時では、介入条件間に有意差はみられなかった。そのため、本研究の結果から、試行間隔は短い方よりも長い方が、学習効果が向上するのではないかと考えられた。今日、学習する速さを重視した流暢性訓練が注目されている。しかし、試行間隔においては、短くするのではなく、長くした方がより学習効果が向上することが示唆された。

キーワード：流暢性, 流暢性訓練, 試行間隔, 応用性（Adduction）, 保持性

SNSにおける閲覧者の行動が投稿者の 記事投稿行動に及ぼす影響

竹内 友紀子

目的：本研究は、SNSの一つであるFacebookに焦点をあて、投稿者の記事投稿行動、考えられる「いいね」と匿名性の二つが、記事投稿行動に及ぼす影響を検討することを目的とし、三つの研究を行った。

研究1：研究1では、Facebookの利用状況を把握することを目的とし、大学生を対象に質問紙調査を行った。その結果、154名の回答者のうちFacebookを現在利用しているのは22名で、8割以上の学生が利用していないことが明らかになった。さらに、利用していると回答した22名のうち、日記や写真などの投稿を目的としている者は少なかった。投稿した経験がある人は、短くて1ヶ月に1回、長ければ半年以上で1回という頻度で投稿しており、投稿を楽しく思っている。しかしその一方で、そう思わない人もいた。Facebookを利用していない人も含め、回答者の75%は投稿したいと思っていないことが明らかになった。

研究2：研究2では、SNSにおける言語行動の三項随伴性のうち、後続事象として閲覧者の行動すなわち「いいね」が投稿者の言語行動に強化刺激として機能するかどうか調べることを目的とした。そのため、実験場面としてSNSを用い、SNSでの記事投稿行動に随伴する「いいね」を操作した。その結果、「いいね」の有無や、呈示する件数を操作しても、参加者4名の記事投稿行動に変化はみられなかった。したがって、本研究において、「いいね」は、投稿者の記事投稿行動すなわち言語行動に、強化刺激として機能しないことが示唆された。

研究3：研究3では、SNSにおける言語行動の三項随伴性のうち、先行事象として匿名性が投稿者の言語行動の弁別刺激として機能するかどうか調べることを目的とした。そのため、研究2と同様に実験場面としてSNSを構築し、そこにおける記事投稿行動に先行する匿名性を操作した。その結果、匿名状態から名前を表示させても、また参加者の知り合いだと教示しても、参加者の記事投稿行動に変化はなかった。したがって、本研究において匿名性が投稿者の言語行動の弁別刺激として機能しないことが示唆された。

全体考察：本研究では1日における投稿回数の頻度に注目していた。しかし、得られた三つの研究結果を踏まえると、長期的な見方をする必要があり、投稿してから次の投稿までの時間、つまり反応間隔(interresponse time; IRT)に着目することが必要だと示唆された。また、匿名性が弁別刺激として機能しなかった理由としては、主な操作対象が名前だけだったためと考えられたため、今後は写真などの視覚的情報あるいは、友人なのか他人なのかといった親密性を加えて、匿名性の効果を検討することが期待される。しかし、本研究は実験室実験で、現実場面で想定される要素の全てを再現して統制することはできなかった。そのため、より自然にSNSでやりとりできる環境で実験を実施し、現実場面に近づけて後続事象や先行刺激について検討する必要とされる。

キーワード：言語行動, 強化随伴性, SNS, Facebook, 投稿

社会的スキルとパーソナル・スペースの伸縮性との 関連性についての実験的研究

内 藤 弘 貴

要 旨

本研究は、社会的スキルとパーソナル・スペースの伸縮性との関連性に焦点を当て、これらの関係を実験的に検証したものである。

社会的スキルの計測は質問紙法であるKiss-18を用いた。そして、パーソナル・スペースおよびパーソナル・スペースの伸縮性は接近実験により測定した。

まず、接近実験に先立ちKiss-18による社会的スキルの評価を91名の大学生に行った。そして、回答者の中から、実験の参加に同意が得られた学生を実験の参加者とした。実験の参加者は18名（男性8名、女性10名）であった。接近実験における接近者は、全参加者にとって等しく初対面である人物とした。また、接近者の性別による伸縮性も検討することにした。そこで、接近者はこの2つの条件が満たされる大学院生男女1名ずつに依頼した。

パーソナル・スペースの伸縮性を検討するため、接近実験においては、接近者が参加者に向かってただ接近してくる「自己を庇護する空間」場面と接近者が話しかけてくる「コミュニケーションの空間」場面という2つの接近場面のパーソナル・スペースを実測した。

実験室はA大学の教室を利用し、参加者から見て正面方向、500cm離れた位置から接近を試みた。第1条件の「自己を庇護する空間」の測定において参加者は、接近者がこれ以上近づかれたら息苦しい位置まで近づいた際に接近を制止した。また、第2条件の「コミュニケーションの空間」の測定において参加者は、接近者と会話をするのにちょうど良い位置で接近を止めることにした。

接近実験の結果、全参加者においてパーソナル・スペースの伸縮性がみられた。次に、Kiss-18得点との相関は、Kiss-18得点が高いほどパーソナル・スペースは狭くなるという傾向が見られた。伸縮性においてはKiss-18得点との間に負の相関はあるものの相関係数は低かった。その後、パーソナル・スペースの伸縮性によって参加者を、伸縮性低群、伸縮性中群、伸縮性高群の3群に分け、Kiss-18およびKiss-18に含まれる3因子との関連性を1要因の分散分析を用いて検討した。その結果、Kiss-18の合計得点は、伸縮性低群>中群>高群の順に高くなることが分かった。3因子に関しては、特に会話スキルにおいて統計的に有意差が示され、低群>高群が認められた。

接近実験の結果から、パーソナル・スペースには伸縮性があることが確認された。そして、パーソナル・スペースは社会的スキルが獲得されているほど狭くなることが立証された。パーソナル・スペースの伸縮性に関してもパーソナル・スペースと同様に社会的スキルが獲得されているほど小さくなるという傾向がみられた。また、パーソナル・スペースの伸縮性が低い群ほど高い群に比べて会話スキルが高いことが立証された。しかし、参加者間のばらつきがあり、社会的スキルだけではなく、他の要因の影響を否定することはできない。

キーワード： パーソナル・スペースの伸縮性， 自己を庇護する空間， コミュニケーションの空間， 社会的スキル， Kiss-18

常磐大学大学院被害者学研究科修士課程修了者修士論文要旨

[修了者]

春セメスター

※該当者なし

秋セメスター

※該当者なし

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程修了者修士論文要旨

[修了者]

春semester

氏名	修士論文題目	研究指導教員
神谷 尚世	持続可能な「市民協働」の条件についての研究 ～静岡県湖西市の「青空学級」におけるキーパーソンの在り方から～	池田 幸也

秋semester

※該当者なし

持続可能な「市民協働」の条件についての研究

～静岡県湖西市の「青空学級」におけるキーパーソンの在り方から～

神 谷 尚 世

要 旨

近年、高齢化や少子化により老人クラブや「子育てサークル」などの市民活動団体の衰退や組織の担い手不足などの課題が顕在化している。そのような課題への取り組みの一つに「市民協働」が挙げられる。

「市民協働」には、いくつかの協働の主体が存在する。本研究は、その一つである、市民活動団体における「市民協働」のキーパーソンの在り方を明らかにすることを目的とした。

研究の方法として、先行研究による概念整理、静岡県湖西市新居町の「青空学級」の事例から、青空学級の設立から現在までの活動に関わった役員5人を当時の学級の資料などから選び出し、インタビュー調査を実施した。それらを分析、検証し、まとめとして「市民協働」の条件の一つである、キーパーソンの在り方を明らかにした。

第1章では、「市民」と「協働」の概念から、「市民協働」を定義した。市民活動における「市民協働」には、課題を解決するための調整する役割が必要である。その役割として、①課題や目的を明確にする、②課題が解決できるようにメンバーを導いていく、③メンバーの関係を調整していく、④メンバーの相談にこたえる、⑤地域の組織や団体の連携を促進する5つを挙げた。この調整する役割を担う人をこの論文においてキーパーソンと捉えた。

第2章では、市民活動の1つである「子育てサークル」について、検証した。「子育てサークル」は、親子にとって必要性が求められているにもかかわらず、現状は、サークルの衰退や解散も起こっている。「子育てサークル」の担い手が相談でき、地域の様々な組織や団体と調整できる人や組織が必要であるとした。

第3章では、「子育てサークル」の事例となる「青空学級」のキーパーソンの在り方を検証した。その結果、「青空学級」の活動が38年にわたり継続してきた背景として、①「市民協働」を実現するキーパーソンの存在、②メンバーの特性を活かした役割分担、③キーパーソンの役割を受け継ぐ仕組みが明らかになった。

第4章では、メンバーそれぞれが役割を担い、課題解決や目的の達成のために取り組むことが「市民協働」においては重要であるとした。

今後、「市民協働」を推進していくには、5つの役割を担えるキーパーソンの存在と継続させるための3つの条件が重要であるとまとめた。

キーワード：市民活動，子育てサークル，担い手，継続性

常磐大学大学院学術論究発行規程

制 定 1992年6月24日 研究科委員会

全面改正 2013年6月7日 教学会議

(目 的)

- 第 1 条 常磐大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術研究の推進および成果の公表と相互交換をすることを目的として、「常磐大学大学院学術論究」（以下「学術論究」という。）を発行する。

(編集委員会)

- 第 2 条 学術論究の編集業務を行う機関として、教学会議のもとに常磐大学大学院学術論究編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。
- ② 編集委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
1. 各研究科委員会からの代表1名
 2. その他委員長が指名した者1名
- ③ 委員長は、委員の互選とする。
- ④ 委員の任期は、4月1日から2年とし、再任を妨げない。
- ⑤ 編集委員会は、編集業務に協力を得るために、各研究科の大学院生1名を編集補助者として委嘱することができる。

(任 務)

- 第 3 条 編集委員会は、原則として毎年度1回学術論究を発行する。

(投稿資格)

- 第 4 条 学術論究への投稿資格者は、次のとおりとする。
1. 大学院に設置する科目の授業担当者
 2. 大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
 3. 大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
 4. 大学院修士課程に在籍する学生および研究生
 5. 大学院修士課程を修了した者
 6. 編集委員会が特に認めた者

(論稿の種類)

- 第 5 条 学術論究に掲載する論稿は、次のとおりとする。
1. 原著論文 原著論文とは、独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、人文社会科学・自然科学の進歩や発展に寄与するものをいう。
 2. 研究ノート 研究ノートとは、研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
 3. 研究レビュー 研究レビューとは、当該研究に関する先行研究を網羅的にまとめ、研究の動向を論じたものをいう。

4. 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書および論文の紹介をいう。
 5. 学界展望 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
 6. その他 その他とは、その他の論稿であって編集委員会が特に認めたものをいう。
- ② 前項のものは、未発表のものを原則とする。

(編集)

- 第 6 条 編集委員会は、前条第 1 項に規定する論稿について、募集し、編集する。
- ② 投稿に関しては、別に定める。

(審査)

- 第 7 条 編集委員会は、第 5 条第 1 項に規定する論稿について、編集委員会が委嘱した者の査読を経た後に、掲載の適否を判断する。
- ② 編集委員会は、投稿者に対して、必要に応じて加筆、訂正、削除または掲載見送り等を要求することができる。

(著作権および著作権等利用の許諾)

- 第 8 条 学術論究に掲載されたすべての論稿の著作物は、著作権者に帰属する。
- ② 著作権者は、大学院に対し、当該論稿に関する著作権の利用につき、許諾するものとする。
- ③ 著作権者は、大学院に対し、電子化した当該論稿の常磐大学のホームページへの公開について許諾するものとする。

(保管・管理)

- 第 9 条 学術論究の保管ならびに各大学および研究機関との交換は、情報メディアセンターが行う。

(事務)

- 第 10 条 学術論究の発行事務は、学事センター研究教育支援係が行う。

附 則

1. この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て教学会議の承認を得るものとする。
2. この規程は、2006年 4 月 1 日に遡及して施行する。
3. この規程は、2013年 6 月 7 日に全面改正を行い、2013年 4 月 1 日に遡及して施行する。

常磐大学大学院学術論究
学術雑誌執筆要項
(2015年度版)

I. 『常磐大学大学院学術論究』への投稿に関する諸注意

『常磐大学大学院学術論究（以下、学術論究）』とは常磐大学大学院の趣旨ならびに特色を考慮した学術専門雑誌です。本大学院学術論究発行規程第5条第1項が定める学術論文などを掲載します。

投稿論文等は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は除く）されていないもの、あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限り、新規見の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。

なお、掲載されたすべての論文の著作権は著者に帰属しますが、出版権は常磐大学大学院（以下、本学）に帰属します。また、掲載された論文は電子化し、本学ホームページで公開します。

投稿について

投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティブの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否を編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者にお知らせします。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、投稿論文数が2編以下の場合は、休刊にすることがあります。

1. 原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計2部とその内容を保存した電子媒体（CD-RまたはUSBメモリとし、原則としてMSWordで入力したもの）を学事センター研究教育支援係に指定された日時までに提出してください。

教員以外の投稿者（大学院生）は、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）の推薦文（研究指導教員評価シート）をつけて提出してください。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者をお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則として認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

送付先：〒310-8585 水戸市見和1-430-1

常磐大学大学院学術論究編集委員会 宛て

（事務局：本部棟2階 学事センター研究教育支援係）

2. 有資格者について

『学術論究』に投稿することのできる有資格者は、次のとおりです。

〔参考〕大学院学術論究発行規程（第4条）

- ① 本大学院に設置する科目の授業担当者
- ② 本大学院博士課程（後期）に在籍する学生および研究生
- ③ 本大学院博士課程（後期）を修了した者（満期退学した者も含む）
- ④ 本大学院修士課程に在籍する学生および研究生
- ⑤ 本大学院修士課程を修了した者

⑥ 編集委員会が特に認めた者

注：筆頭執筆者が上記に該当すれば、その投稿は認められるものとします。ただし、筆頭執筆者が上記に該当しない場合、第2著者以降に上記該当者が含まれていても、その投稿は原則として認められません。

3. 募集論文の種類

①原著論文②研究ノート③研究レビュー④書評⑤学界展望⑥その他、編集委員会が特に認めたもの
原著論文と研究ノートはいずれも学術論文に含みます。いずれも独創的な研究で、科学上意義ある結論または事実を含むものです。

- ① 原著論文とは、著者による独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、科学技術の進歩や発展に寄与するものです。その成果と内容、ならびに論文形式等が当編集委員（査読者も含む）によって原著論文に値すると認められた論文とすることができます。
- ② 研究ノートとは、これまでの研究の概要を暫定的に報告した論文であり、新しい発見や着想を早く公表することを目的としたものをいいます。研究テーマにかかわる先行研究を詳細に概観する必要はありません。また図や表も最小限にとどめ、確定した事実だけを記し、後に改変の必要が起こるような内容を含めないことが望まれます。
- ③ 研究レビューとは、当該研究テーマに関する先行研究をまとめたものをいいます。先行研究を網羅的にまとめ、当該研究の研究動向を論じたものなどが対象となります。
- ④ 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介をいいます。
- ⑤ 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的外観をいいます。
- ⑥ その他とは、①～⑤以外の論稿であって編集委員会が投稿を認めたものをいいます。

以上の観点から、投稿者の希望と異なる論文種になる場合があります。ご了承ください。

※ 原則としてすべての論文に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者（学外の者に依頼する場合もありうる）が査読し掲載の採否を決定することとします。

査読結果の通知および修正原稿の提出等、査読に関する作業は、全て電子メール（データ添付）で行います。

II. 論文等原稿作成上の注意

頁構成 1 枚目（表紙）……表題、著者名他
 2 枚目……………要旨（Abstract）、キーワード（Key words）
 3 枚目……………本文

《1 枚目（表紙）》

下の1～3については、本文が邦文の場合は邦文・英文を併記し、本文が英文の場合は、英文のみを記載する。

1. 表題

「……の研究」というような大ざっぱな表記を避け、論文の内容、新知見を表記した簡潔で明瞭なものとする。また、長い場合は略題（ランニングタイトル）をつける。2編以上の原稿を同時に提出する場合は、それぞれ別の表題をつける。

2. 著者名（フリガナ）
3. 所属、領域、研究指導教員名
4. 図表の数
5. 抜刷希望部数（贈呈分50部を含む）
6. 連絡先住所・電話番号（FAX番号；e-メールアドレス）
7. 編集・印刷上の注意事項の指示（朱書）

《2枚目》

1. 論文の要旨（Abstract）

和文（600字～800字程度）および英文（150語～200語程度）で併記すること。読者が一読して論文の内容が明確に理解できるものとする。

2. キーワード（Key words）

日本語および英語で5個以内。やむを得ず邦語のキーワードを含む場合には、ローマ字表記の邦語のキーワードを併記すること。

《3枚目～本文》

1. スタイル、枚数

A4判用紙に横書き。図表と写真は一点につき一枚に換算し、所定の枚数に含める。

また、必ず行番号を付してください。

[本文が和文の場合]

文章は現代かなづかいとする。

ワープロ使用

40字×30行設定で、①原著論文は16～20枚、②研究ノートは8～10枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ8枚まで、とする。

なお変換できない文字や記号は、手書きで明瞭に書き入れる。

手書き

400字詰原稿用紙を使い、①原著論文は50～60枚、②研究ノートは25～30枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ25枚まで、とする。

[本文が英文の場合]

フォント11の活字を使用したワープロによる印字のみとし、30行設定で入力する。①原著論文は20～25枚、②研究ノートは10～20枚、③研究レビュー、④書評、⑤学界展望、⑥その他、についてはおおよそ10枚まで、とし、原語綴りは行端末で切れないようにする。

可能なかぎりネイティブの専門家の校閲を受けること。

2. 構成

論文の構成は次のように編成する。ただし、それらは必ずしも見出しの表記法を規定するものではない。〔注1、注2〕なお、中見出しは、適宜考慮して適切に表現する。

はじめに：序言または緒言に相当するもの。研究の位置づけおよび目的を明示する。

研究の方法

結果

考察

結論

謝辞…出来るだけ簡単に、研究費の出所等も記載する。

引用文献…〔注3〕

図表・写真のタイトル（説明文を含む）…〔注4〕

〔注1〕 総説、講座、または専門分野の学会などの慣行に従うことが望ましい場合には、上記の構成の限りではなく、適宜考慮して記述する。ただし、学生が投稿する場合は、その標準的な構成を示したサンプルを一部提出することが望まれる。

〔注2〕 自己の知見と他人のものとの比較で、異論を論じるだけの場合は、出来るだけ「結果および考察」に相当する一章にまとめる。ただし、その場合は、研究ノートに分類されることもある。

〔注3〕（引用文献について）

1. 本文中に引用する際の表記法

文献に記述された内容を本文中に引用する場合には、基本的にはそのまま書き写さずに自分の言葉に置き換えて記述すること。

○1名の研究者による文献の場合

Skinner (1967) は、・・・と述べている。

井上 (1993) の研究では、・・・が明らかにされた。

・・・と報告されている (Sidman, 1990)。

・・・が指摘されている (山本, 1997)。

○2名の研究者による共同研究の場合

Horne and Lowe (1996) によれば、・・・

・・・が報告されている (Sekuler& Blake, 1985)。

・・・と報告されている (谷島・新井, 1996)。

○3名以上の場合

・本文中に初めて出すときには、全ての研究者の名前を記述する。

柏木・東・武藤 (1995) は、・・・と述べている。

Matthews, Shimoff, and Catania (1987) は、・・・を調べた。

・・・が報告されている (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)。

・2回目以降は、以下のように省略して記述する。

柏木他 (1995) は、・・・と述べている。

柏木ら (1995) は、・・・と述べている。

Matthews et al. (1987) は、・・・ことを指摘している。

.....が指摘されている (Matthews et al., 1987)。

名前は基本的に姓のみを表記する。ただし、同姓の人物が引用されていて紛らわしい場合には、日本語名であればフルネームを書き、欧文名であればファーストネームのイニシャルを添えて書くこと。

※原文の直接的引用

どうしても文献の内容を原文のまま引用したい場合には、次のようにすること。

.....。高橋 (2001) は、この問題に関して次のように述べている。

(1行空ける)

ヒトの場合、言語行動が.....
..... (高橋、2001、p.102)。

(1行空ける)

以上のように高橋は、.....

2. 引用文献のリストの書式

本文中に引用した文献は、全て最後の引用文献のリストに記載すること。リストは、アルファベット順に並べ替えること。同じ著者の場合は、発表年代順に並べる。

○初版の場合.

松沢哲郎 (2000). チンパンジーの心 岩波現代文庫

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York; NY: Knopf.

○改訂版の場合.

芝 祐順 (1979). 因子分析法 第2版 東京大学出版会

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ Prentice-Hall.

○編集された書籍の場合.

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York; NY: Plenum.

海保博之・原田悦子 (編) (1993). プロトコル分析入門 新曜社

○編集された書籍の場合.

Chase, P. N., & Danforth, J. S. (1991). The role of rules in concept learning. In L.

Parrott & P.N.Chase (Eds.), *Dialogues on verbal behavior*. Reno, NV : Context Press. pp.226-235.

佐藤方哉 (1983). 言語行動 佐藤方哉 (編) 現代基礎心理学 6 学習 II 東京大学出版会
183-214.

○雑誌の場合. (DOI番号がある場合は記載すること)

木本克己・島宗 理・実森正子 (1989). ルール獲得過程とスケジュール感受-教示と形成による
差の検討- 心理学研究, 60, 290-296.

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding: Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, 36, 207-220. doi: 10.1901/jeab.1981.36-207

○Webサイトの場合.

長瀬産業株式会社ヘルスケア事業部 (2001). <OLの化粧に関する意識調査>結果報告 (2001.12.13.) <<http://www.nagase.co.jp/whatsnew/20011213.pdf>> (2002年1月10日)

文献の標記の仕方については、「日本心理学会執筆・投稿の手引き (2005年改訂版)」を参照すること (日本心理学会ホームページ <http://www.psych.or.jp/tebiki.doc>)。

他に下記の書籍が参考になる。

APA (アメリカ心理学会) 著 江藤裕之・前田樹海・田中建彦 (訳) (2011). APA論文作成マニュアル 第2版 医学書院
原著

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological Association. Sixth edition.* Washington, DC: American Psychological Association.

[注4] (図表・写真について)

1. そのまま印刷できる鮮明なものを用いる。光沢のある白い印画紙の上に焼き付けたものかそれに準じたものとし、手書きは不可とする。また、大きさは横幅7~14 cmのものを用意する。文字の大きさについては、原寸大として使う場合は、最低1.5 mmの高さが必要である。
2. 原図の裏には著者名・図表番号・天地の指示を鉛筆書きし、A4判の台紙に貼付する。特に、大きさや配置に希望のある場合は明記する。
3. 図表は、和文では「第1図」または「図1」、「第2表」または「表2」のように、英文では「Fig.1」、「Table 1」のように表わし、本文中と統一する。また、タイトルおよび説明文 (注記を含む) は写真判には含めず、別紙に表記したものを添付する。
4. 本文中で、図表挿入部位の表示は、本文の右欄外に朱書きで指示する。

Ⅲ. 編集作業について

編集作業は以下の予定で行います。

1. 投稿募集案内と投稿申込書の配布 6月下旬
2. 投稿申込書の提出締め切り 7月中旬
3. 執筆要項、投稿提出用紙等の送付 7月下旬
4. 原稿提出締め切り 10月上旬
5. 査読者の決定と査読依頼書の送付 10月上旬
6. 査読締め切り 11月上旬
7. 修正原稿提出の締め切り 12月上旬
8. 再査読依頼 12月上旬
9. 再査読締め切り 12月中旬

10. 最終原稿提出締め切り 12月下旬
11. 入稿 1月中旬
12. 初校の送付（校正依頼） 2月上旬
13. 初校校正の締め切り 2月中旬
14. 校正最終締め切り 2月下旬
15. 校了・印刷 2月下旬
16. 本紙と別刷りの送付 3月下旬（予定）

Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School
Guidelines

(2015 edition)

I . Information for authors regarding contributions to the Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School

The Scientific Journal of Tokiwa University Graduate School is an academic periodical that considers themes related to the Tokiwa University Graduate School. Selected academic papers and other appropriate material are published according to the Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1.

Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams.

The copyrights of submitted manuscripts will belong to the author(s), but the publishing rights will belong to Tokiwa University Graduate School. All published manuscripts will be converted to electronic form as well as be published on the homepage of Tokiwa University.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see “Eligibility” below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Call for papers will be announced via the bulletin board in the 4 th floor graduate student room of Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted for publication. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1 . Manuscript Submission

Authors must submit two copies including one digital copy and one original manuscript. Digital copies can be submitted on CD-R or by USB flash drive, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Academic Affairs Office, or mailed to the address below by the appointed date and time.

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable advisor.

It is the author’s responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread.

Authors will be given two days to have the proofreading done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

(Send to)

Tokiwa University Scientific Journal Committee,
Tokiwa University Academic Affairs Office
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585

2. Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Scientific Journal of Tokiwa Graduate School Regulations No. 4).

1. Course instructors for the Tokiwa University Graduate School.
2. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's doctoral program.
3. Anyone who has completed Tokiwa University's doctoral program.
4. Students or researchers enrolled in Tokiwa University's master's program.
5. Anyone who has completed Tokiwa University's master's program.
6. Those specially recognized by the Editorial Board.

Note: In the case that a manuscript is submitted under multiple authorships, it will still be accepted if secondary authors do not meet the above requirements as long as the first author does. However, if the first author of a submission does not meet the requirements stated above, his or her submission will not be accepted, regardless of whether or not secondary authors do in fact meet the requirements.

3. Categories for paper application acceptance

1. Original article
2. Research notes
3. Research review
4. Book review
5. Insights on an academic society,
6. Others

Both original articles and research notes are categorized as academic papers.

- ① The merit of submitted original articles (including its contents, results, layout, etc.) will be determined by the editor assigned to evaluate the manuscript.
- ② Research notes serve as a temporary report and outline of research completed to a certain point but still pending final results. When composing the research notes, it is not necessary to make a detailed outline of the previous research that matches the research theme. They should include just factual information, minimizing the usage of tables and figures. Furthermore, research notes should not include any information that may be subject to change as the research continues.
- ③ A research review is a collection of prior research concerning a particular research theme. The purpose of the Research Review is to give a comprehensive review of previously published research and argue or discuss a particular view of the work.

- ④ A book review is an introduction to a recently published book or scholarly article.
- ⑤ Writings on insights on academic society are comprehensive commentaries on research trends in the academia surrounding a particular field.
- ⑥ “Others” includes any manuscript contribution other than those mentioned that is accepted by the Editorial Board.

Based on the above descriptions, contributors should be aware that the category under which a given manuscript is submitted is subject to approval and possible change.

* As a general rule, the above applies to all submitted manuscripts. Judgment about the status and acceptance, rejection, or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board.

II. Important points to remember when preparing a manuscript for submission

Page Composition	1st page (front cover)Title, Author’s name, etc.
	2nd page.....Abstract, keywords
	3rd page.....Body

Front Cover (and binding)

1. Title

Try to avoid overly-broad titles such as “Research on [X] topic.” Titles should be brief but clear in their description of the contents of the manuscript. Use a running title if the original title is very long. If you plan to submit two or more separate manuscript copies at one time, make sure that they have different titles.

2. Author’s Name

3. Position, field of work/study, name of Research Mentor

4. Number of figures and tables in text

5. Anticipated number of reprints (up to 50 reprints will be provided for distribution at no extra fee)

6. Contact address, telephone number (FAX number and e-mail address)

7. Important notes regarding editing/printing (please write using red ink)

Page 2

1. Abstract

The abstract should be between 600 and 800 Japanese characters and 150 and 200 English words written side-by-side, and should be written in a way that readers can gain a clear understanding of the contents of the paper by reading it.

2. Keywords

Up to five keywords in Japanese and English should be included after the abstract. All keywords

in Japanese should have their Romanization declared and written beside it.

Page 3 – Text body

1. Style, number of pages

Use standard A4 sized paper. Separate figures and tables should be included in such a way that they can be easily included alongside the text in the manuscript.

Use a word processing program such as Microsoft Word to type and print the paper (font size 11, 30 lines per page). ①Original articles should consist of 20-25 pages, ② research notes should consist of 10-20 pages, and other submissions (③research reviews, ④book reviews, ⑤insights on academic society, and ⑥other submissions) should consist of no more than 10 pages. Please justify text in a manner that does not force word-splitting at the end of lines. Manuscripts should be proofread by a native speaker of English before being handed in.

2. Organization

Manuscripts should be organized in accordance with the guidelines written below. However, there is possibility for slight deviations from layout described (see notes 1 and 2).

Introduction: Clearly indicate the purpose and the of the research in the preface or its equivalent

Research Method

Results

Discussion

Conclusions

Acknowledgements: list research contribution sources, etc.

References (See Note 3)

Appendices (including explanatory notes - see Note 4)

(Note 1) **Slight deviations from the organization prescribed above will be considered based on their suitability and the reasons for the differences. However, a sample of the standardized guidelines used should be provided when a manuscript is submitted using a different organizational standard than the one described.**

(Note 2) In the case that there is a difference in opinion between the contributor and any other involved party regarding any of the contents of the manuscript, the disputed issue should be outlined in a separate chapter titled “Results and Considerations.” If this is the case, the manuscript will be classified as “Research Notes.”

(Note 3) References

1. In-text citations (in margins)

For in-text citations of literature, text can be transcribed directly from the source.

Citations for a single author

i.e. “According to Skinner (1967)…”

“…are reported (Sidman, 1990).”

Citations for two authors

- i.e. "According to Horne and Lowe (1996)..."
- "...are reported (Sekuler & Blake, 1995)."

Citations for three or more authors

When the citation appears for the first time in the text, list all of the authors' names.

- i.e. "According to Matthews, Shimoff, and Catania (1987)..."
- "...are reported (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)."

For every subsequent appearance of the citation, you should abbreviate it according as is done in the following example.

- i.e. "According to Matthews et al. (1987)..."
- "...are reported (Matthews et al., 1987)."

Only the authors' surname must be used when citing names. In the event that two authors share the same surname, please also include the first initial of the author following the surname.

* Direct citation of text

When you wish to directly cite a source, use the following as a guideline.

"...Takahashi (2001) addressed the problem with the following."

(1 line space)

"In the case of

 (Takahashi, 2001, p.102)"

(1 line space)

"So, as can be gathered from Takahashi's statement above,..."

2. Format for cited reference list

All references that are cited in the text need to be listed. This list should be displayed in alphabetical order by the name of the leading author. If two books share the same author name, list in order of publication date.

First editions

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York; NY: Knopf.

Revised editions

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.

Edited texts

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior: Cognition, contingencies, and instructional control*. New York; NY: Plenum.

Journals. (Include the DOI number if available.)

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding: Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, **36**, 207-220. doi: 10.1901/jeab.1981.36-207

Web addresses

Landsberger, J. (n.d.). Citing Websites. In *Study Guides and Strategies*. Retrieved May 13, 2005, from <http://www.studygs.net/citation.htm>.

References should be cited according to academically accepted guidelines, such as those released by the American Psychological Association.

American Psychological Association (2010). *Publication manual of the American Psychological Association. Sixth edition*. Washington, DC: American Psychological Association.

(Note 4) Tables and Figures

1. Only clear images should be used. Figures and tables should be printed onto white, glossy paper, and should not contain anything hand-written. The width of all images should be 7-14 cm.
2. The author's name, figure number, and any layout instructions should be written in pencil on the back of a figure, and then pasted on a separate piece of paper. If the author has any specific instructions regarding the size or positioning of a figure, he or she should indicate so on the page the figure is pasted to.
3. All tables or figures should be labeled as "Table 1" or "Fig. 1." Any titles, explanations, or annotations to charts or figures should be written on the intended text page where the figure will be placed rather than on the accompanying the image page.
4. Any explanatory text accompanying figures should be written in red ink in the margin right of the figure will be placed on the manuscript page.

III. Editing Schedule

The following outlines the planned schedule for editing work:

1. Distribution of contribution application information and application forms (Late June)
2. Deadline for contribution applications (Mid-July)
3. Distribution of documents and forms required for contributing (Late July)
4. Manuscript submission deadline (Early October)
5. Official request will be sent to selected reader manuscripts reviewers (Early October)
6. Reading deadline (Early November)
7. Resubmission deadline (Early December)
8. Second review of manuscript (Early December)
9. Second review deadline (Early January)
10. Final submission deadline (Late January)
11. Manuscript printing (Early February)
12. Sending of first proofs (Mid-February)
13. Deadline for first proofs (Mid-February)
14. Final proofreading deadline (Late February)
15. Final manuscript printing (Late February)
16. Distribution of final printed journals (Late March)

「常磐大学大学院学術論究（創刊号および第2号）」における訂正

本誌創刊号（2014年3月）本誌第2号（2015年3月）において、英語の表題が記載されていませんでしたので、以下のとおり掲載させていただきます。

創刊号（2014年3月）

著者名	論文の種類	英文表題	和文表題
坂田 仁	研究ノート	<i>The present paper is a review of a new book, "Billighetsskålen i BrB 29: 5" by Jack Ågren, published in 2013.</i>	オーグレン著「刑法29章5条における衡平理由について」を読む
長谷川福子	原著論文	<i>The Effects of Free Feeding on Chicks' Choice Responses toward an Imprinted Stimulus and Food under Concurrent Reinforcement Schedule and Simultaneous Choice Situation.</i>	刻印刺激と餌の並立強化スケジュールと同時選択場面でのニワトリヒナの選択反応にもたらず餌摂取可能機会設定の効果
竹内友紀子 森山 哲美	原著論文	<i>Behavior Analytic View for University Students' Verbal Behaviors in CMC and FtF</i>	CMCとFtFにおける大学生の言語行動に対する行動分析的検討
小幡 知史 森山 哲美	原著論文	<i>History of Reinforcement, Response Relations, and Response Index for Resurgence: The Experimental Analysis of Resurgence for Pigeons</i>	リサージェンス指標の検討を含めたハトにおける強化履歴ならびに他行動の出現傾向とリサージェンスの関係
佐久間 崇 森山 哲美	研究レビュー	<i>Behavioral Contingencies of Human Aggressive Behaviors</i>	人間の攻撃行動を説明するための行動随伴性

第2号（2015年3月）

著者名	論文の種類	英文表題	和文表題
渡邊 光雄	最終講義	<i>Normative studies of education</i>	規範的な教育研究について
秦 順一	研究ノート	<i>Anatomy and Function of the Human Brain</i>	私の人間科学 —なぜ、ヒトの大脳皮質だけが発達したのか？—
渡邊 孝憲	原著論文	<i>How often and how does the client refer to his/her "self-concept"? —Examination of the difference and the relation between "self-concept" and "self-experience"—</i>	クライアントは「自己概念」をどの程度、どのように語るのか —「自己経験」の陳述との違い及び関係に注目しながら—
呉 香淑	原著論文	<i>A Review of Prevention Policies for the Victims of Sex Offense in South Korea</i>	韓国における性犯罪被害防止対策の現況
稲垣 友徳	原著論文	<i>A study toward the Establishment of a Basic Act for Preventing Harassment at the Workplace</i>	職場におけるハラスメント防止基本法の制定に向けた一考察

著者名	論文の種類	英文表題	和文表題
下山田理絵 水口 進 森山 哲美	原著論文	<i>The Effects of Positive Behavior Support Cooperation between a Staff and a Behavioral Researcher on the Solution of Behavioral Problems in a Facility</i>	就労施設における職員と行動研究者の協議がダウン症の施設利用者に対する職員の関わり行動にもたらす効果
中村 達大 森山 哲美	原著論文	<i>Organisms exposed to uncontrollable aversive stimuli show subsequent difficulty in learning new responses under negative reinforcement contingency.</i>	解答困難な計算課題に対する大学生の行動に関わる言語刺激が後の解答容易な計算課題に対する行動に及ぼす影響

以 上

編 集 委 員

森山 哲美 (委員長) 安田 尚道

渡邊 孝憲 西澤 弘行

藤本 哲也 G. F. Kirchoff

林 寛一

常磐大学大学院学術論究 第3号

2016年3月31日 発行

非 売 品

常磐大学大学院人間科学研究科 被害者学研究科 コミュニティ振興学研究科
編集兼発行人 常磐大学大学院学術論究編集委員会委員長 森山 哲美
〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1 電話 029-232-2511(代)

常磐総合印刷株式会社

印刷・製本 〒310-0036 水戸市新荘3-3-36

電話 029-225-8889(代)

目次

□ 原著論文

- ・ A Comparison of Three Countries: Victim Participation in the United States, Japan and Germany …… John P. J. Dussich and Thomas Hestermann 1

□ 研究ノート

- ・ スウェーデンの古代から18世紀までの刑法の歴史
—E・アンネシユ著「スウェーデン刑法史」を中心に— ……坂田 仁 13

□ 原著論文

- ・ 「今、ここ」を引き延ばすこと：歩行訓練における環境構造化実践の相互行為分析
……西澤 弘行・南 保輔・秋谷 直矩・坂井田 瑠衣 25
- ・ 小規模高齢化集落におけるインフォーマルサポートの展開
……水嶋 陽子 45
- ・ 大学生を対象としたストレスマネジメント教育が感情状態に及ぼす効果について
……馬場 久美子 59
- ・ 中国における高度職業能力の形成と教育
……周 楊 75
- ・ 「職場におけるハラスメント」についての包括的な定義に関する一考察
……稲垣 友徳 91
- ・ 市民・行政協働ミーティングにおける会話の分裂についての考察
—水戸市協働推進事業ミーティングのEM/CA研究—
……澤 則子・西澤 弘行 103

□ 研究レビュー

- ・ 子どもが中間領域において「一人である」体験の意味
—移行対象・移行現象を通しての考察—
……網代 悠加・渡邊 孝憲 119

□ 付 録

- ・ 常磐大学大学院人間科学研究科博士課程（後期）学事記録 ……付— 1
- ・ 常磐大学大学院被害者学研究科博士課程（後期）学事記録 ……付— 1
- ・ 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 ……付— 2
- ・ 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 ……付— 2
- ・ 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 ……付— 2
- ・ 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程修了者修士論文要旨 ……付— 3
- ・ 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程修了者修士論文要旨 ……付—13
- ・ 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程修了者修士論文要旨 ……付—14
- ・ 常磐大学大学院学術論究発行規程 ……付—16
- ・ 常磐大学大学院学術論究学術雑誌執筆要項 ……付—19
- ・ 常磐大学大学院学術論究学術雑誌執筆要項（英文） ……付—27